

# 学 生 便 覧

令和 8 年度  
(2026年度)



独立行政法人国立高等専門学校機構

長岡工業高等専門学校

National Institute of Technology (KOSEN), Nagaoka College

# 長岡高専の教育理念と目標

## 教育理念

人類の未来をきりひらく、感性ゆたかで実践力のある創造的技術者の育成

## 教育目標

- (A) 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観をもった技術者の育成
- (B) すぐれたコミュニケーション能力と国際的視野をもち、多様な価値観を理解できる技術者の育成
- (C) 早期技術者教育の特長を生かし、科学と技術の基礎を身につけた、健全で創造性ゆたかな技術者の育成
- (D) 工学の専門知識とものづくりのスキルをかね備え、情報技術を駆使できる技術者の育成
- (E) 多面的思考力と計画力をもち、課題の解決と技術の開発を実行できる技術者の育成
- (F) 地域の産業と社会に連携し、時代の要請に応えられる実践力のある技術者の育成
- (G) 自発的学習能力を身につけ、継続的に自己啓発のできる技術者の育成



校 長 博 士 (工 学) 鈴 木 秋 弘

## 長岡工業高等専門学校校歌

作 歌 宮 柊 二  
作 曲 小 松 清

(1)

高志台 われら仰がむ  
技 術  
明晰にして深きもの  
長岡高専 われら仰がむ  
東山つらなり立ちて  
霜くだるあかつきの空  
月 冠とかかりたり

(2)

高志台 われら望まむ  
科 学  
精詣にして厚きもの  
長岡高専 われら望まむ  
信濃川下るを息めず  
耕して長かなる岸  
露 閃々と光りたり

(3)

高志台 われら誇らむ  
工 業  
総合にして勁きもの  
長岡高専 われら誇らむ  
新しき炎のころ  
生みなさむ未来の世代  
わが 胸底はそこにあり

# 長岡工業高等専門学校校歌

宮 稔二 作歌  
小 松 清 作曲

さわやかに・力強く ♩ = 108

The first system of the piano introduction features a treble clef with a key signature of two flats (B-flat and E-flat) and a common time signature. The music consists of chords in the right hand and a simple bass line in the left hand. A dynamic marking of *mf* is present. The bass line includes a slur over the first two measures.

The vocal melody for the first system is written on a single staff with a treble clef. It begins with a dynamic marking of *mp*. The lyrics are:

1. こ う し だ い こ う し だ い わ れ ら あ お が  
2. こ う し だ い こ う し だ い わ れ ら の ぞ ま  
3. こ う し だ い こ う し だ い わ れ ら ほ こ ら

The piano accompaniment for the second system continues with chords in the right hand and a bass line in the left hand. A dynamic marking of *mp* is present. The bass line includes a slur over the first two measures.

The vocal melody for the second system continues on a single staff with a treble clef. It features dynamic markings of *mp*, *mf*, and *f*. The lyrics are:

ん ぎ じ ゅ つ ぎ じ ゅ つ め い せ き に し て ふ か ー き も の な が  
ん か が く か が く せ い け い に し て あ つ ー き も の な が  
ん こ う ぎ ょう こ う ぎ ょう そ う こ う に し て つ よ ー き も の な が

The piano accompaniment for the third system continues with chords in the right hand and a bass line in the left hand. It features dynamic markings of *mp* and *mf*. The bass line includes a slur over the first two measures.

お か こ う せ ん わ れ ら あ お が む ひ が し や  
 お か こ う せ ん わ れ ら の ぞ ま む し な の が  
 お か こ う せ ん わ れ ら ほ こ ら む あ た ら し

ま つら な り た ち て し も く だ る あ か つ き の そ ら つ き か ん む り と か  
 わ くだ る を や め ず た が や し て は る か な る き し つ ゆ せ ん せ ん と ひ  
 き ほ の お こ ろ う み な さ む み ら い の せ だ い わ が き よ う て い は そ

か り た り あ あ あ あ か か り た り  
 か り た り あ あ あ あ ひ か り た り  
 こ に あ り あ あ あ あ そ こ に あ り

# 目 次

## I. 長岡高専の概要

1. 長岡高専の生い立ち .....	3
2. 沿 革 .....	3
3. 歴代校長 .....	4
4. 高志台のいわれ .....	5
5. 学年暦 .....	5
6. 学生に関係のある組織と職務内容 .....	6

## II. 学習関係

1. 教育理念 教育目標と学習・教育到達目標 .....	9
表 1-1 1～1-5 学習・教育到達目標を達成するために必要な授業科目の流れ ..	11
2. ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー .....	23
3. 教育課程と履修方法 .....	35
4. 学習及び学習生活に関する相談 .....	44

## III. 本校の特色的な次世代型教育プログラム

1. 学科・専攻科横断型一貫教育プログラム概要 .....	47
1-1. システムデザイン教育プログラムコース概要 .....	48
1-2. ヴァンガード・エンジニア育成プログラムコース概要 ..	50
1-3. アントレプレナー育成プログラムコース概要 .....	52
1-4. コース別必修科目対応表 .....	61
2. AIR Tech エンジニア育成プログラム概要 .....	71

## IV. 生産システム・環境工学プログラム

1. はじめに .....	77
2. JABEE認定制度について .....	77
3. 技術士について .....	77
4. JABEE認定への取り組み .....	78
5. 教育理念・教育目標 .....	78
6. JABEE認定基準について .....	79
7. プログラム履修者の決定について .....	80
8. 科目構成と履修についての注意 .....	80
9. 学生自身の達成度点検と学習への反映 .....	82
付録 学習・教育到達目標とJABEE認定基準 共通基準 基準1・2で要求される知識・能力との対応 .....	83

## V. 学生生活関係（福利厚生）

1. 学生生活上の心得 .....	87
2. 授業料免除制度等 .....	92
3. 奨学制度 .....	93

4. 健康診断	97
5. 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度	98
6. 団体学生総合保険	100
7. 海外旅行保険・危険管理支援サービス	101
8. 学生相談室	102
9. キャリア支援室	102
10. 課外活動	102
11. 課外教育活動施設以外の施設の使用	108
12. 主な学校行事	109
13. 個人情報の取扱いについて	111
14. その他	112
<b>VI. 学生寮関係</b>	
1. 寮生活の目的及び寮生指導	115
2. 名称	115
3. 入寮定員、入寮基準及び共用施設等	115
4. 寄宿料、諸経費	116
5. 寮生活上の心得	116
6. 入退寮の手続き	118
7. 長期休業期間中について	118
8. 学生寮防災避難要領	119
<b>VII. 共同教育・研究施設</b>	
1. 図書館	123
2. 課外教育活動施設	128
3. 総合情報処理センター	128
<b>VIII. 諸納付金・諸手続一覧</b>	
1. 授業料・その他の経費等	133
2. 各種手続き一覧	134
<b>IX. 専攻科</b>	
1. 専攻科の概要	141
2. 履修方法	141
3. 諸納付金	141
4. 主な専攻科行事	142
5. 本科の準用事項	143
<b>X. 学則及び諸規則</b>	
1. 長岡工業高等専門学校学則	147
2. 長岡工業高等専門学校の開設授業科目、 その単位数及び修得単位数を定める細則	166

3. 長岡工業高等専門学校学生準則	233
4. 長岡工業高等専門学校履修及び学業成績の評価並びに 進級及び卒業の認定に関する規程	235
5. 長岡工業高等専門学校専攻科授業科目の履修等に関する規程	247
6. 長岡工業高等専門学校技術者教育プログラム 「生産システム・環境工学」の履修等に関する規程	250
7. 長岡工業高等専門学校以外の教育施設等における 学修等による単位修得の認定に関する規程	252
8. 長岡工業高等専門学校インターンシップに関する規程	256
9. 長岡工業高等専門学校専攻科学外実習実施要領	259
10. 長岡工業高等専門学校における授業料、入学料及び 寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規程	263
11. 長岡工業高等専門学校の学生表彰に関する実施要項	275
12. 長岡工業高等専門学校学生懲戒規程	277
13. 長岡工業高等専門学校学生の車両通学に関する要項	283
14. 長岡工業高等専門学校学生の冬季車両通学に関する申合せ	286
15. 長岡工業高等専門学校学生寮規程	288
16. 長岡工業高等専門学校学生寮細則	290
17. 長岡工業高等専門学校外国人留学生規程	292
18. 長岡工業高等専門学校学生相談員要項	294
19. 長岡工業高等専門学校研究生規程	296
20. 長岡工業高等専門学校科目等履修生規程	298
21. 長岡工業高等専門学校聴講生規程	301
22. 長岡工業高等専門学校特別聴講学生規程	303
<b>XI. 学生会関係</b>	
1. 学生会組織	307
2. 学生会会則・諸規程	309
<b>XII. 寮友会関係</b>	
1. 寮友会の組織と運営	341
2. 学生寮寮友会会則・諸規程	343
<b>XIII. 教職員名簿</b>	357
<b>XIV. 施設・整備の概況</b>	371

## I. 長岡高専の概要

1. 長岡高専の生い立ち
2. 沿革
3. 歴代校長
4. 高志台のいわれ
5. 学年暦
6. 学生に関係のある組織と職務内容

# I. 長岡高専の概要

## 1. 長岡高専の生い立ち

長岡高専は、高等専門学校制度が発足した昭和37年に設置された国立高専第1期校12校の一つとして同年4月に誕生しました。これより先、昭和36年6月に長岡工業短期大学が開学しており、昭和40年度まで高志台上に併設されていましたが、同短期大学の廃止に伴い、その教職員、施設設備はそのまま本校に引き継がれました。本校の開校記念日を6月1日と定めているのは、この歴史を物語っているのです。

## 2. 沿革

昭和36年4月1日	長岡工業短期大学（機械工学科2学級、電気工学科、工業化学科）設置
6月1日	第1回長岡工業短期大学入学式举行
昭和37年4月1日	長岡工業高等専門学校（機械工学科2学級、電気工学科、工業化学科）設置
4月20日	第1回入学式举行
11月8日	校舎1号館竣工
昭和38年3月25日	高志寮（男子学生寮）1号館、管理棟竣工
4月1日	校舎2号館、4号館竣工
昭和39年3月27日	高志寮2号館、3号館竣工
昭和40年3月21日	体育館竣工
昭和41年3月31日	長岡工業短期大学廃止
昭和42年3月18日	第1回卒業証書授与式举行
昭和43年4月1日	土木工学科増設
昭和44年3月25日	校舎3号館、高志寮4号館竣工
昭和45年11月27日	図書館、課外活動センター竣工
昭和48年7月1日	野球場（長岡市栖吉町字前山）竣工
12月27日	情報処理センター竣工
昭和49年9月1日	第1回編入学試験実施
昭和52年3月15日	第2体育館竣工
昭和53年1月31日	学生食堂竣工
昭和56年2月20日	雪氷・低温技術教育研究施設竣工
昭和58年1月11日	校舎1号館中央棟竣工
昭和59年10月1日	「長岡高専20年史」を発行
昭和60年3月22日	福利施設棟竣工
昭和61年6月1日	創立25周年記念式典举行（校旗作製、記念碑設置）
平成2年4月1日	機械工学科2学級のうち1学級を電子制御工学科に改組

平成4年1月28日	清花寮（女子学生寮）竣工及び高志寮4号館を増築
平成5年3月31日	校舎5号館竣工
平成6年4月1日	工業化学科を物質工学科に改組
平成7年4月1日	土木工学科を環境都市工学科に改組
平成8年3月4日	校舎5号館増築
3月29日	校内LAN竣工
平成12年4月1日	専攻科設置
平成14年3月19日	第1回専攻科修了式挙行
平成14年7月31日	校舎6号館竣工
平成14年10月31日	地域共同テクノセンター竣工
平成15年3月20日	校舎4号館改修工事完了
平成16年4月1日	独立行政法人国立高等専門学校機構長岡工業高等専門学校に移行
	電気工学科を電気電子システム工学科に名称変更
平成16年10月23日	新潟県中越地震により地盤、校舎、学生寮被災
平成18年5月8日	本校の技術者教育プログラムをJABEEが認定
平成18年11月2日	復旧工事完了、震災復興記念式典挙行
平成20年1月24日	地球ラボの設置
平成23年9月13日	「高志台の五十年」を発行
平成24年6月2日	創立50周年記念式典挙行
令和3年12月1日	国際寮（悠和寮）竣工
令和4年11月5日	高専制度創設及び本校創立60周年記念シンポジウムを開催
令和5年6月29日	高専制度創設60周年記念事業「高専の森」植樹式挙行

### 3. 歴代校長

初代校長	山崎 貫三
二代校長	田 健一
三代校長	大戸 敬二郎
四代校長	池田 朔次
五代校長	高橋 旦
六代校長	岡本 祥一
七代校長	小川 正二
八代校長	高田 孝次
九代校長	渡邊 和忠
十代校長	竹茂 求
十一代校長	原田 信弘
十二代校長	小林 幸夫
十三代校長	鈴木 秋弘

#### 4. <sup>こうしだい</sup>高志台のいわれ

現在の長岡市を含む新潟県一帯は古代“こしのくに”と称されていましたが、この名称がどうしてつけられたかは判然としません。当時、文化が進んでいた大和地方の人々が北辺の地方一帯を“こしのくに”と呼んでいたことだけは分かっています。奈良時代に入ると、この地域を七郡に分け統治するようになり、この七郡の中に古志郡がありました。

この古志郡は、現在の古志郡、三島郡、長岡市、見附市、栃尾市を含む広大な地域にまたがっていました。その後、幾多の変遷を経て、現在の古志郡となり、昭和25年長岡市との合併まで本校の敷地は古志郡栖吉村に包括されていたこととなります。

本校設立に当たり学園台地の名称を広く学生、教職員より公募し応募名称について学外有識者の意見を求め、審査の結果、将来性豊かな学生諸君が常に高邁な志を堅持されることを祈るとともに、“こしのくに”（越の国）“古志郡”という、古代より我々の祖先により引き継がれてきた歴史の中の地名への関連性を考慮し、昭和36年12月10日高志台と定められました。

（文中の長岡市、古志郡、三島郡（出雲崎町を除く）、栃尾市は、平成18年1月までに合併し、新「長岡市」となりました。）

#### 5. 学年暦（令和8年度）

前 期	4月	1日(水)～2日(木)	春季休業
		3日(金)	入学式
		6日(月)	始業式
		7日(火)	授業開始
	5月	14日(木)	学生会行事
		1日(月)	開校記念日
	6月	2日(火)～8日(月)	中間試験（第1～3学年）
		27日(土)～7月20日(月)	関東信越地区高専体育大会（予定）
	7月	29日(水)～8月5日(水)	前期末試験
	8月	11日(火)～9月23日(水)	夏季休業
21日(金)～9月6日(日)		全国高専体育大会（予定）	
後 期	9月	15日(火)～18日(金)	見学旅行（第4学年）
		24日(木)	後期始業式
		25日(金)	後期授業開始
	10月	31日(土)～11月1日(日)	未工祭
	11月	19日(木)～26日(木)	中間試験（第1～3学年）
	12月	18日(金)	学生会行事
		26日(土)～1月4日(月)	冬季休業
	1月	13日(水)～15日(金)	スキー合宿（第2学年）
		14日(木)	校内一斉試験の日
		19日(火)	専攻科特別研究発表会
	2月	4日(木)～5日(金)	卒業研究発表会
		10日(水)～17日(水)	学年末試験
	3月	19日(金)	第61回卒業式、第26回専攻科修了式
20日(土)～31日(水)		学年末休業	



## Ⅱ. 学 習 関 係

1. 教育理念 教育目標と学習・教育到達目標  
表 1-1～1-5  
学習・教育到達目標を達成するために  
必要な授業科目の流れ
2. ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー
3. 教育課程と履修方法
4. 学習及び学習生活に関する相談

## II. 学 習 関 係

### 1. 教育理念 教育目標と学習・教育到達目標

教育理念 「人類の未来をきりひらく、感性ゆたかで実践力のある創造的技術者の育成」		教育目標	学習・教育到達目標
専攻科課程の教育目標と学習・教育到達目標	準学士課程の教育目標と学習・教育到達目標		
(A) 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観を持った技術者の育成	(A) 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観を持った技術者の育成		
(A1) 人文・社会科学に関する知識を、専門分野の課題の解決・分析に応用できる。	(a1) 人文・社会科学に関する基礎知識を、専門分野の課題の解決に適用できる。		
(A2) 工業技術が社会、自然環境や人間に及ぼしている影響を、分析できる。	(a2) 工業技術と社会、自然環境の係わりに関する基礎知識を、専門分野の課題の解決に適用できる。		
(A3) 工業技術が地球環境に及ぼしている影響について、技術者倫理に照らして対応策を提案できる。	(a3) 技術者として備えるべき社会的倫理に関する基礎知識を、専門分野の課題の解決に適用できる。		
(B) すぐれたコミュニケーション能力と国際的視野をもち、多様な価値観を理解できる技術者の育成	(B) すぐれたコミュニケーション能力と国際的視野をもち、多様な価値観を理解できる技術者の育成		
(B1) 論理的な文章作成により、複雑な事象の本質を要約・整理、構造化できる。	(b1) 日本文化についての知識や、多様な国際文化に関する基礎知識を、専門分野の課題の解決に適用できる。		
(B2) 日本語による科学技術の報告書の作成及び発表により、成果等を対象者によらず適切に伝え、討論できる。	(b2) 日本語による卒業研究や実験実習の報告書の作成及び発表・討論ができる。		
(B3) 異なる文化的背景を持つ多様な国際文化を理解し、多様な人々とコミュニケーションを行うことができる。	(b3) 多様な国際文化を理解し、英語による基本的コミュニケーションを行うことができる。		
(B4) 英語のコミュニケーション能力として基本的な読み取り、聞き取りができ、主張や根拠を比較・分析できる。			
(C) 早期技術者教育の特長を生かし、科学と技術の基礎を身につけた、健全で創造性ゆたかな技術者の育成	(C) 早期技術者教育の特長を生かし、科学と技術の基礎を身につけた、健全で創造性ゆたかな技術者の育成		
(C1) 工学の基礎となる数学、物理学、その他の自然科学の内容に関する発展的な問題を解くことができる。	(c1) 工学の基礎となる数学、物理学、その他の自然科学の基礎知識を、専門分野の課題の解決に適用できる。		
(C2) 工学の基礎知識が、技術の分野でどのように応用されているかを分析できる。	(c2) 工学の基礎知識を、実際の技術分野でどのように関わっているかを踏まえて、専門分野の課題の解決に適用できる。		
(C3) 基礎工学の知識を、専門分野の課題の解決・分析に応用できる。			
(D) 工学の専門知識とものづくりのスキルをかね備え、情報技術を駆使できる技術者の育成	(D) 工学の専門知識とものづくりのスキルをかね備え、情報技術を駆使できる技術者の育成		
(D1) 専門工学のさまざまな知識を応用して、専門分野の課題の解決を遂行できる。	(d1) 専門工学の基礎知識を用いて、専門分野の課題解決に取り組むことができる。		
(D2) 装置やソフトウェアなどの工学的ツールを応用して、専門分野の課題の解決を遂行できる。	(d2) 装置やソフトウェアなどの工学的ツールを用いて、専門分野の課題解決に取り組むことができる。		
(D3) ものづくりのために実験・実習で身につけた技術・能力を応用して、専門分野の課題の解決を遂行できる。	(d3) 実験実習を通して身につけたものづくりの基礎知識と技術を用いて、専門分野の課題解決に取り組むことができる。		
(D4) 問題を解決するために必要な情報収集、解析のための情報技術を応用して、専門分野の課題の解決を遂行できる。	(d4) 実験報告書作成を通して身につけた情報収集・解析のための情報技術を用いて、専門分野の課題解決に取り組むことができる。		
(E) 多面的思考力と計画力をもち、課題の解決と技術の開発を実行できる技術者の育成	(E) 多面的思考力と計画力をもち、課題の解決と技術の開発を実行できる技術者の育成		
(E1) 自然科学、基礎工学、専門工学の知識を総合的に利用し、工学的課題を解決することができる。	(e1) 特定の専門科目だけでなく境界分野科目に関する知識も、専門分野の課題解決に適用できる。		
(E2) あらゆる制約（時間、設備、資金、人的・物的資源など）を考慮しながら、課題を解決するための計画を作成し、実行策を検討することができる。	(e2) 与えられた課題に対して、課題解決のために達成すべき目標を設定し、具体的な行動案を検討できる。		
(E3) 異なる技術分野を理解し、自分の得意とする専門分野の知識とあわせて、状況に応じてチームでも技術的課題を解決できる。			
(F) 地域の産業と社会に連携し、時代の要請に応えられる実践力のある技術者の育成	(F) 地域の産業と社会に連携し、時代の要請に応えられる実践力のある技術者の育成		
(F1) 企業等での実習体験を通して、地域社会と産業界の要求を分析できる。	(f1) 企業等での実習体験を通して得た企業活動や技術者としての心構えに関する基礎知識を、キャリアデザインに適用できる。		
(F2) 自分が身につけた技術的な知識や能力が、地域社会と産業界の要求に対してどのように活用できるかを分析できる。	(f2) 体験報告書作成を通して、社会に役立つ技術者として備えるべき知識・能力を具体化して関連付けることができる。		
(G) 自発的学習能力を身につけ、継続的に自己啓発のできる技術者の育成	(G) 自発的学習能力を身につけ、継続的に自己啓発のできる技術者の育成		
(G1) 工学の専門分野における技術的な動向について分析できる。	(g1) 工学的課題について、必要な情報や資料等を自発的に収集することができる。		
(G2) 工学的な問題を発見して、その解決に必要な情報や資料を収集し、情報活用・発信できる。	(g2) 与えられた技術的課題の解決を通して学習活動や学習内容を点検し、さらに幅広い技術的知識を得るための学習計画を検討できる。		
(G3) 技術的な問題の解決のために、計画して、実施して、その活動を評価し、改善策を提案できる。			

表 1-1 学習・教育到達目標を達成するために必要な授業科目の流れ (機械工学科) (令和 8 年度専攻科入学者用)

学習・教育到達目標	カリキュラムポリシーと学習・教育到達目標との関係	学科第1学年 (R02年度)		学科第2学年 (R03年度)		学科第3学年 (R04年度)		学科第4学年 (R05年度)		学科第5学年 (R06年度)		生産システム・環境工学プログラム <sup>※</sup>				分科別要件(融合複合・新領域の「基礎工学的知識・能力」)		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	第1学期	第2学期	第3学期	第4学期			
(A) 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観をもった技術者の育成	学習・教育到達目標(A)~(C) (学科) 1. 個性豊かな技術者としての能力育成 2. 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観をもった技術者が分野共通で携えるべき基礎的能力を育成する授業を、学科1~3年の一般科目を中心に配置します。 (専攻科) 1. 個性豊かな技術者としての能力育成 2. 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観をもった技術者が分野共通で携えるべき基礎的能力を育成する授業を、学科1~3年の一般科目を中心に配置します。	世界史 現代社会	化学 生命現象基礎 音楽 美術	日本史 現代倫理	化学			文学(O)	経済学(O) 哲学(O) 歴史学(O)	科学哲学(O)								
(B) すぐれたコミュニケーション能力と国際的視野をもった、多様な価値観を理解できる技術者の育成	学習・教育到達目標(B) (学科) 1. 個性豊かな技術者としての能力育成 2. 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観をもった技術者が分野共通で携えるべき基礎的能力を育成する授業を、学科1~3年の一般科目を中心に配置します。 (専攻科) 1. 個性豊かな技術者としての能力育成 2. 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観をもった技術者が分野共通で携えるべき基礎的能力を育成する授業を、学科1~3年の一般科目を中心に配置します。	国語	英語 I A 英語 I B 英語 I C 英語多読	国語	英語 II A 英語 II B 英語 II C 英語多読			英語 IV コミュニケーション特講(O) 英語 I (O)	英語 VA (O) 英語 VB (O) 英語 VC (O) 英語 VD (O) 英語 VE (O)	総合英語(O)	地域文化論	日本語文化(O)	欧米文化論(O)	実用英語(O)				
(C) 先端技術者教育の基盤を身に付けた、健全で創造性豊かな技術者の育成	学習・教育到達目標(C) (学科) 1. 個性豊かな技術者としての能力育成 2. 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観をもった技術者が分野共通で携えるべき基礎的能力を育成する授業を、学科1~3年の一般科目を中心に配置します。 (専攻科) 1. 個性豊かな技術者としての能力育成 2. 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観をもった技術者が分野共通で携えるべき基礎的能力を育成する授業を、学科1~3年の一般科目を中心に配置します。	基礎数学A 基礎数学B 基礎情報演習	基礎数学C 代数学 物理A	微分積分 I 物理B 初等力学A	微分積分 II 物理C 初等力学B	応用数学 I A (O) 物理B 初等力学A	応用数学 I B (O) 物理C 初等力学B	統計学(O) 物理学 I A (O) 材料科学 I (O) 物理学 I A (O)	応用数学 II (O) 物理学 II B (O) 材料科学 II (O) 物理学 II B (O)	統計学(O) 物理学 I A (O) 材料科学 I (O) 物理学 I A (O)	応用数学 II (O) 物理学 II B (O) 材料科学 II (O) 物理学 II B (O)	応用解析(O) 量子物理(O) システム情報工学(O)	応用代数(O) 物理学(O)	数値解析法(O)				
(D) 工学の専門知識と応用スキルを兼ね備え、情報技術者として活躍できる技術者の育成	学習・教育到達目標(D) (学科) 1. 個性豊かな技術者としての能力育成 2. 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観をもった技術者が分野共通で携えるべき基礎的能力を育成する授業を、学科1~3年の一般科目を中心に配置します。 (専攻科) 1. 個性豊かな技術者としての能力育成 2. 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観をもった技術者が分野共通で携えるべき基礎的能力を育成する授業を、学科1~3年の一般科目を中心に配置します。	基礎工学概論 基礎情報処理	基礎工学概論 情報処理	基礎工学概論 情報処理	基礎工学概論 情報処理	基礎工学概論 情報処理	基礎工学概論 情報処理	基礎工学概論 情報処理	基礎工学概論 情報処理	基礎工学概論 情報処理	基礎工学概論 情報処理	基礎工学概論 情報処理	基礎工学概論 情報処理	基礎工学概論 情報処理	基礎工学概論 情報処理			
(E) 多面的思考力と計画力をもった、課題の解決と技術の開発ができる技術者の育成	学習・教育到達目標(E)~(G) (学科) 1. 個性豊かな技術者としての能力育成 2. 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観をもった技術者が分野共通で携えるべき基礎的能力を育成する授業を、学科1~3年の一般科目を中心に配置します。 (専攻科) 1. 個性豊かな技術者としての能力育成 2. 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観をもった技術者が分野共通で携えるべき基礎的能力を育成する授業を、学科1~3年の一般科目を中心に配置します。	機械工学実験実習 I	機械工学実験実習 II	機械工学実験実習 III	機械工学実験実習 IV	機械工学実験実習 I 電子回路A (O) 設計演習 (O)	機械工学実験実習 II 電子回路B (O) 設計演習 (O)	機械工学実験実習 III 電子回路C (O) 設計演習 (O)	機械工学実験実習 IV 電子回路D (O) 設計演習 (O)	機械工学実験実習 I 電子回路A (O) 設計演習 (O)	機械工学実験実習 II 電子回路B (O) 設計演習 (O)	機械工学実験実習 III 電子回路C (O) 設計演習 (O)	機械工学実験実習 IV 電子回路D (O) 設計演習 (O)	機械工学実験実習 I 電子回路A (O) 設計演習 (O)				
(F) 地域の産業と社会に貢献し、時代に求められる実践力のある技術者の育成	学習・教育到達目標(F) (学科) 1. 個性豊かな技術者としての能力育成 2. 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観をもった技術者が分野共通で携えるべき基礎的能力を育成する授業を、学科1~3年の一般科目を中心に配置します。 (専攻科) 1. 個性豊かな技術者としての能力育成 2. 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観をもった技術者が分野共通で携えるべき基礎的能力を育成する授業を、学科1~3年の一般科目を中心に配置します。																	
(G) 自律的学習能力を身につけ、積極的に自己啓発できる技術者の育成	学習・教育到達目標(G) (学科) 1. 個性豊かな技術者としての能力育成 2. 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観をもった技術者が分野共通で携えるべき基礎的能力を育成する授業を、学科1~3年の一般科目を中心に配置します。 (専攻科) 1. 個性豊かな技術者としての能力育成 2. 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観をもった技術者が分野共通で携えるべき基礎的能力を育成する授業を、学科1~3年の一般科目を中心に配置します。																	

カリキュラムポリシー

学科  
機械工学科は、ディプロマポリシー(学位授与の方針)に掲げた知識・技能などを育成するために、低学年では一般科目を中心に工学基礎科目を履修し、学年が上がるにつれ専門科目を多く学ぶ「きまり」の教育課程を編成します。そして、国立高等専門学校機構モデルコアカリキュラム「技術者が携えるべき能力」を育成する講義、演習、実験、実習又は実技を適切に組み合わせた授業を行います。その評価は、学習成果の到達目標に対する達成度により行います。

専攻科

電子機械システム工学専攻は、ディプロマポリシー(学位授与の方針)に掲げた知識・技能などを高め、学士(工学)の学位が取得可能な教育課程を編成します。そして、国立高等専門学校機構モデルコアカリキュラム「技術者が携えるべき能力」を育成する講義、演習、実験、実習又は実技を適切に組み合わせた授業を行います。その評価は、学習成果の到達目標に対する達成度により行います。

講義: 29.5 単位  
演習: 2.5 単位  
実験実習: 5.0 単位

講義: 26.0 単位  
演習: 3.0 単位  
実験実習: 5.0 単位

講義: 24.0 単位  
演習: 4.0 単位  
実験実習: 9.0 単位

講義: 37.0 単位  
演習: 1.5 単位  
実験実習: 7.0 単位

講義: 43.5 単位  
演習: 2.0 単位  
実験実習: 21.0 単位

講義: 50.0 単位  
演習: 4.0 単位  
実験実習: 32.0 単位

講義: 18.0 単位  
演習: 4.0 単位  
実験実習: 22.0 単位

科目名 = 講義

科目名 = 演習

科目名 = 実験・実習

※ 生産システム・環境工学プログラムにおいて、対応する学習・教育到達目標の達成に重要な位置づけにある科目には○を、特に重要な位置づけにある科目には◎を付している。



表1-3 学習・教育到達目標を達成するために必要な授業科目の流れ (電子制御工学科) (令和8年度専攻科入学者用)

学習・教育到達目標 記号	大項目	カリキュラムポリシーと学習・教育到達目標との関係	分野別要件(融合型・新領域の「基礎工学の知識・能力」)	学科第1学年 (R02年度)		学科第2学年 (R03年度)		学科第3学年 (R04年度)		学科第4学年 (R05年度)		学科第5学年 (R06年度)		専攻科第1学年 (R07年度)				専攻科第2学年 (R08年度)				分野別要件(融合型・新領域の「基礎工学の知識・能力」)	
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	第1学期	第2学期	第3学期	第4学期	第1学期	第2学期	第3学期	第4学期		
(A)	人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観を身につけた技術者の育成	学習・教育到達目標(A)~(C) (学科) 1. 感性豊かな技術者としての能力育成 2. 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観を身につけた技術者が分野を越えて連携するべき基礎的能力を育成する授業を、学科1~3年の一般科目を中心に配置します。		世界史 現代社会	日本史 現代倫理		化学			文学 (○)	経済学 (○) 哲学 (○) 歴史学 (○)			科学哲学 (○)									
(B)	すぐれたコミュニケーション能力と国際的視野をもち、多様な価値観を理解できる技術者の育成	学習・教育到達目標(B) (専攻科) 1. 感性豊かな技術者としての能力育成 2. 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観を身につけた技術者が分野を越えて連携するべき基礎的能力を育成する授業を配置します。		国語	国語	国語	英語 I A 英語 I B 英語 I C 英語多様	英語 II A 英語 II B 英語 II C 英語多様	英語 III A 英語 III B 英語 III C 英語多様	英語 IV コミュニケーション特講 (○)	英語 V A (○) 英語 V B (○) 英語 V C (○) 英語 V D (○) 英語 V E (○)	英語特講		総合英語 (○)		欧米文化論 (○)				英米英語 (○)			
(C)	早期技術者教育の特長を生かし、科学技術の基礎を身に付けた、健全で創造性豊かな技術者の育成	学習・教育到達目標(C) (学科) 3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力育成 多様な人々と協働できるコミュニケーション能力、課題の発見と解決の能力、及び未来志向で主体的に学び続ける人間力など「基礎的質・能力」及び「創造性・デザイン能力」を育成する授業や、キャリア教育に関する授業を、学科1~5年の実験、実習、インターンシップ、卒業研究を中心に配置します。 (専攻科) 3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力育成 多様な人々と協働できるコミュニケーション能力、課題の発見と解決の能力、及び未来志向で主体的に学び続ける人間力など「基礎的質・能力」及び「創造性・デザイン能力」を育成する授業を、特別実験、学外実習、特別研究を中心に配置します。	数学、物理学	基礎数学A 課題数学 数理解習 I	基礎数学B 課題数学 数理解習 II	基礎数学C 代数学 数理解習 III	微分積分 I 工業数学 I A 物理 A	微分積分 II 工業数学 I B 物理 B	工業数学 II 物理 C	応用数学 I A (○) 工業数学 II 制御工学 I A (○) プログラミング演習 I (○) 電子デバイス工学 (○) 物理学 I A (○)	応用数学 I B (○) 統計学 (○) 応用数学 II 物理学 II A (○)	制御工学 I B (○) データ通信工学 (○) 物理学 II B (○)	卒業研究 (○)	応用解析 (○)	応用代数 (○)				電子機械システム工学特別研究 I (○)	電子機械システム工学特別研究 II (○)			
(D)	工学の専門知識とづくりのスキルを兼ね、情報技術を駆使できる技術者の育成	学習・教育到達目標(D) (学科) 2. 実能力のある技術者としての能力育成 電子制御工学の専門知識(電気・電子、情報、IoT、計測、制御、メカトロニクス等)、ものづくりのスキルなど技術者が備えるべき分野別の専門的能力を育成する授業を、学科3~5年の専門科目を中心に配置します。 (専攻科) 2. 実能力のある技術者としての能力育成 電子機械システム工学の専門知識(より高度な力学、機械材料・設計、組立、計測・制御のほか、エレクトロニクス、メカトロニクス、情報・IoT等)、ものづくりのスキルなど技術者が備えるべき分野別の専門的能力を高める授業を配置します。			基礎情報処理	基礎力学	デジタル工学基礎 メカトロニクスA メカトロニクスB	デジタル制御回路 電気回路 I A 電子回路 I A	電気回路 I B 電子回路 I B 電磁気学 I	電気回路 II A (○) 電子回路 II (○) 電磁気学 II A (○)	電気回路 II B (○) 電磁気学 II B (○)	制御工学 II (○) 材料力学 I (○) 熱力学 (○)	材料力学 II (○) 環境エネルギー工学 (○)	制御工学 III (○) ロボット工学 (○)	計測システム工学 (○) センサー工学 (○)	ネットワーク工学 (○) ネットワークプログラミング (○)	生産システム工学 (○)	生産システム工学 (○)	環境エネルギー工学 (○)	物性科学 (○) 電子物性工学 (○)	材料工学 (○) 電子デバイス (○)	情報通信工学 (○) 材料科学 (○)	
(E)	多面的思考力と計画力をもち、課題の解決と技術の開発を実行できる技術者の育成	学習・教育到達目標(E)~(G) (学科) 3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力育成 多様な人々と協働できるコミュニケーション能力、課題の発見と解決の能力、及び未来志向で主体的に学び続ける人間力など「基礎的質・能力」及び「創造性・デザイン能力」を育成する授業や、キャリア教育に関する授業を、学科1~5年の実験、実習、インターンシップ、卒業研究を中心に配置します。 (専攻科) 3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力育成 多様な人々と協働できるコミュニケーション能力、課題の発見と解決の能力、及び未来志向で主体的に学び続ける人間力など「基礎的質・能力」及び「創造性・デザイン能力」を育成する授業を、特別実験、学外実習、特別研究を中心に配置します。			情報処理 I 情報処理 II	計算システム アルゴリズムとデータ構造 (○) 離散数学 (○)	数値解析 (○) コンピュータネットワーク (○) プログラミング演習 II (○)	科学技術英語 I 電子制御ゼミナール (○)	電子制御工学実験 IV (○) アントレプレナーシップ論	卒業研究 (○)	電子制御工学実験 I (○) アントレプレナーシップ論	卒業研究 (○)	電子制御工学実験 II (○) 自己啓発型課題学習	卒業研究 (○)	電子制御工学実験 III (○) 自己啓発型課題学習	卒業研究 (○)	電子制御工学実験 I (○) 自己啓発型課題学習	卒業研究 (○)	電子制御工学実験 II (○) 自己啓発型課題学習	卒業研究 (○)	電子制御工学実験 III (○) 自己啓発型課題学習	卒業研究 (○)	
(F)	地域の産業と社会に連携し、時代の要請に応えられる実業者のある技術者の育成	学習・教育到達目標(F) (専攻科) 3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力育成 多様な人々と協働できるコミュニケーション能力、課題の発見と解決の能力、及び未来志向で主体的に学び続ける人間力など「基礎的質・能力」及び「創造性・デザイン能力」を育成する授業を、特別実験、学外実習、特別研究を中心に配置します。			電子制御工学実験 I	電子制御工学実験 II	電子制御工学実験 III	電子制御工学実験 IV	電子制御工学実験 V	電子制御工学実験 VI	電子制御工学実験 VII	電子制御工学実験 VIII	電子制御工学実験 IX	電子制御工学実験 X	電子制御工学実験 XI	電子制御工学実験 XII	電子制御工学実験 XIII	電子制御工学実験 XIV	電子制御工学実験 XV	電子制御工学実験 XVI	電子制御工学実験 XVII	電子制御工学実験 XVIII	
(G)	自発的学習能力を身に付け、主体的に自らの学習を進め、特別実験、学外実習、特別研究を中心に配置します。	学習・教育到達目標(G) (専攻科) 3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力育成 多様な人々と協働できるコミュニケーション能力、課題の発見と解決の能力、及び未来志向で主体的に学び続ける人間力など「基礎的質・能力」及び「創造性・デザイン能力」を育成する授業を、特別実験、学外実習、特別研究を中心に配置します。			健康・体育	健康・体育	健康・体育	健康・体育	健康・体育	健康・体育	健康・体育	健康・体育	健康・体育	健康・体育	健康・体育	健康・体育	健康・体育	健康・体育	健康・体育	健康・体育	健康・体育	健康・体育	

カリキュラムポリシー  
 電子制御工学科は、ディプロマポリシー(学位授与の方針)に掲げた知識・技能などを育成するために、低学年では一般科目を中心に工学基礎科目を履修し、学年が上がるにつれ専門科目を多く学ぶ「**☆**」の教育課程を編成します。そして、国立高等専門学校機構モデルコアカリキュラム「技術者が備えるべき能力」を育成する講義、演習、実験、実習又は実技を適切に組み合わせた授業を行います。その評価は、学習成果の到達目標に対する達成度により行います。  
 専攻科  
 電子機械システム工学専攻は、ディプロマポリシー(学位授与の方針)に掲げた知識・技能などを高め、工学(工学)の学位が取得可能な教育課程を編成します。そして、国立高等専門学校機構モデルコアカリキュラム「技術者が備えるべき能力」を育成する講義、演習、実験、実習又は実技を適切に組み合わせた授業を行います。その評価は、学習成果の到達目標に対する達成度により行います。

講義: 29.0 単位    演習: 2.0 単位    実験実習: 5.0 単位    講義: 27.0 単位    演習: 2.0 単位    実験実習: 5.0 単位    講義: 30.0 単位    演習: 2.0 単位    実験実習: 6.0 単位    講義: 39.0 単位    演習: 2.0 単位    実験実習: 8.0 単位    講義: 47.0 単位    演習: 2.0 単位    実験実習: 23.0 単位    講義: 50.0 単位    演習: 2.0 単位    実験実習: 32.0 単位    講義: 18.0 単位    演習: 4.0 単位    実験実習: 22.0 単位

科目名 = 講義    科目名 = 演習    科目名 = 実験・実習

※ 生産システム・環境工学プログラムにおいて、対応する学習・教育到達目標の達成に重要な位置づけにある科目には○、特に重要な位置づけにある科目には◎を示している。







## 2. ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー

### 学科

#### ディプロマポリシー（共通）

長岡高専では、所定の単位を修得し、地域産業界はもとより世界で活躍できる技術者として、以下の能力を身に付けた学生に対して、卒業を認定します。

1. 感性ゆたかな技術者としての能力
  - 1) 人類の福祉と地球環境に配慮できる教養
  - 2) 科学、技術の基礎と倫理観
2. 実践力のある技術者としての能力
  - 1) 工学の専門知識
  - 2) ものづくりのスキル
3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力
  - 1) 多様な人々と協働できるコミュニケーション能力
  - 2) 問題の発見と解決の能力
  - 3) 未来志向で主体的に学び続ける人間力

#### カリキュラムポリシー（共通）

長岡高専は、ディプロマポリシー（学位授与の方針）に掲げた知識・技能などを育成するために、低学年では一般科目を中心に工学基礎科目を織り交ぜ、学年が上がるにつれ専門科目を多く学ぶ「くさび型」の教育課程を編成します。そして、国立高等専門学校機構モデルコアカリキュラム「技術者が備えるべき能力」を育成する講義、演習、実験、実習又は実技を適切に組み合わせた授業を行います。その評価は、学修成果の到達目標に対する達成度により行います。

#### 【教育課程編成の考え方】

1. 感性ゆたかな技術者としての能力育成  
人類の福祉と地球環境に配慮できる教養、科学、技術の基礎と倫理観など「技術者が分野共通で備えるべき基礎的能力」を育成する授業を、学科1～3年の一般科目を中心に配置します。
2. 実践力のある技術者としての能力育成  
工学の専門的知識、ものづくりスキルなど「技術者が備えるべき分野別の専門的能力」を育成する授業を、学科3～5学年の専門科目を中心に配置します。
3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力育成  
多様な人々と協働できるコミュニケーション能力、課題の発見と解決の能力、及び未来志向で主体的に学び続ける人間力など「基盤的資

質・能力」及び「創造性・デザイン能力」を育成する授業や、キャリア教育に関する授業を、学科1～5年の実験、実習、インターンシップ、卒業研究を中心に配置します。

4. 高専での学びを充実させるための教育（初年次教育）

中学校から高専への円滑な移行と高専での学びを充実させることを目的とした科目群を初年次に配置します。

5. 学年・学科横断型教育（特色ある教育プログラム）

複眼的思考を涵養し、幅広い専門知識・技術力を駆使して困難な課題を解決できる、実践的で創造的な技術者を養成することを目的とした教育プログラム（起業家人材、イノベーション人材、グローバル人材育成）を開設します。

6. 生産システム・環境工学プログラム(日本技術者教育認定機構による認定)

学科4、5年及び専攻科1、2年の4年間の教育課程は、生産システム・環境工学プログラムとして、日本技術者教育認定機構の「工学（融合複合・新領域）及び関連のエンジニアリング分野」の基準に対応するよう編成します。

## 機械工学科

### 学科の養成すべき人材像・教育上の目的

機械工学の主要分野である力学、材料、加工、熱・流体、設計、計測・制御のほか、情報、エレクトロニクスなどの基礎知識を習得し、それらを問題解決に応用できる能力を身につけた技術者を育成することを目的とします。

### ディプロマポリシー

機械工学科では、所定の単位を修得し、地域産業界はもとより世界で活躍できる技術者として、以下の能力を身につけた学生に対して、卒業を認定します。

1. 感性ゆたかな技術者としての能力

- 1) 人類の福祉と地球環境に配慮できる教養
- 2) 科学、技術の基礎と倫理観

2. 実践力のある技術者としての能力

- 1) 機械工学の専門知識
- 2) ものづくりのスキル

3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力

- 1) 多様な人々と協働できるコミュニケーション能力
- 2) 問題の発見と解決の能力
- 3) 未来志向で主体的に学び続ける人間力

## カリキュラムポリシー

機械工学科は、ディプロマポリシー（学位授与の方針）に掲げた知識・技能などを育成するために、低学年では一般科目を中心に工学基礎科目を織り交ぜ、学年が上がるにつれ専門科目を多く学ぶ「くさび型」の教育課程を編成します。そして、国立高等専門学校機構モデルコアカリキュラム「技術者が備えるべき能力」を育成する講義、演習、実験、実習又は実技を適切に組み合わせた授業を行います。その評価は、学修成果の到達目標に対する達成度により行います。

### 【教育課程編成の考え方】

#### 1. 感性ゆたかな技術者としての能力育成

人類の福祉と地球環境に配慮できる教養、科学、技術の基礎と倫理観など「技術者が分野共通で備えるべき基礎的能力」を育成する授業を、学科1～3年の一般科目を中心に配置します。

#### 2. 実践力のある技術者としての能力育成

機械工学の専門的知識（力学、材料、加工、熱・流体、設計、計測・制御のほか、情報、エレクトロニクス等）、ものづくりスキルなど「技術者が備えるべき分野別の専門的能力」を育成する授業を、学科3～5学年の専門科目を中心に配置します。

#### 3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力育成

多様な人々と協働できるコミュニケーション能力、課題の発見と解決の能力、及び未来志向で主体的に学び続ける人間力など「基盤的資質・能力」及び「創造性・デザイン能力」を育成する授業や、キャリア教育に関する授業を、学科1～5年の実験、実習、インターンシップ、卒業研究を中心に配置します。

## 電気電子システム工学科

### 学科の養成すべき人材像・教育上の目的

電気電子システム工学の主要分野であるAI/IoT・情報通信、パワーエネルギー、電子材料・デバイスなどの基礎知識を習得し、それらを問題解決に応用できる能力を身につけた技術者を育成することを目的とします。

### ディプロマポリシー

電気電子システム工学科では、所定の単位を修得し、地域産業界はもとより世界で活躍できる技術者として、以下の能力を身に付けた学生に対して、卒業を認定します。

#### 1. 感性ゆたかな技術者としての能力

##### 1) 人類の福祉と地球環境に配慮できる教養

- 2) 科学、技術の基礎と倫理観
2. 実践力のある技術者としての能力
  - 1) 電気電子工学の専門知識
  - 2) ものづくりのスキル
3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力
  - 1) 多様な人々と協働できるコミュニケーション能力
  - 2) 問題の発見と解決の能力
  - 3) 未来志向で主体的に学び続ける人間力

### カリキュラムポリシー

電気電子システム工学科は、ディプロマポリシー（学位授与の方針）に掲げた知識・技能などを育成するために、低学年では一般科目を中心に工学基礎科目を織り交ぜ、学年が上がるにつれ専門科目を多く学ぶ「くさび型」の教育課程を編成します。そして、国立高等専門学校機構モデルコアカリキュラム「技術者が備えるべき能力」を育成する講義、演習、実験、実習又は実技を適切に組み合わせた授業を行います。その評価は、学修成果の到達目標に対する達成度により行います。

#### 【教育課程編成の考え方】

1. 感性ゆたかな技術者としての能力育成  
人類の福祉と地球環境に配慮できる教養、科学、技術の基礎と倫理観など「技術者が分野共通で備えるべき基礎的能力」を育成する授業を、学科1～3年の一般科目を中心に配置します。
2. 実践力のある技術者としての能力育成  
電気電子システム工学の専門的知識（情報通信、電子システム、パワーエネルギー、電子材料・デバイス等）、ものづくりスキルなど「技術者が備えるべき分野別の専門的能力」を育成する授業を、学科3～5学年の専門科目を中心に配置します。
3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力育成  
多様な人々と協働できるコミュニケーション能力、課題の発見と解決の能力、及び未来志向で主体的に学び続ける人間力など「基盤的資質・能力」及び「創造性・デザイン能力」を育成する授業や、キャリア教育に関する授業を、学科1～5年の実験、実習、インターンシップ、卒業研究を中心に配置します。

## 電子制御工学科

### 学科の養成すべき人材像・教育上の目的

電子制御工学の主要分野である電気・電子、情報、ICT、計測、制御、メカトロニクスなどの基礎知識を習得し、それらを問題解決に応用できる能力を身につけた技術者を育成することを目的とします。

### ディプロマポリシー

電子制御工学科では、所定の単位を修得し、地域産業界はもとより世界で活躍できる技術者として、以下の能力を身に付けた学生に対して、卒業を認定します。

1. 感性ゆたかな技術者としての能力
  - 1) 人類の福祉と地球環境に配慮できる教養
  - 2) 科学、技術の基礎と倫理観
2. 実践力のある技術者としての能力
  - 1) 電子制御工学の専門知識
  - 2) ものづくりのスキル
3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力
  - 1) 多様な人々と協働できるコミュニケーション能力
  - 2) 問題の発見と解決の能力
  - 3) 未来志向で主体的に学び続ける人間力

### カリキュラムポリシー

電子制御工学科は、ディプロマポリシー（学位授与の方針）に掲げた知識・技能などを育成するために、低学年では一般科目を中心に工学基礎科目を織り交ぜ、学年が上がるにつれ専門科目を多く学ぶ「くさび型」の教育課程を編成します。そして、国立高等専門学校機構モデルコアカリキュラム「技術者が備えるべき能力」を育成する講義、演習、実験、実習又は実技を適切に組み合わせた授業を行います。その評価は、学修成果の到達目標に対する達成度により行います。

#### 【教育課程編成の考え方】

1. 感性ゆたかな技術者としての能力育成  
人類の福祉と地球環境に配慮できる教養、科学、技術の基礎と倫理観など「技術者が分野共通で備えるべき基礎的能力」を育成する授業を、学科1～3年の一般科目を中心に配置します。
2. 実践力のある技術者としての能力育成  
電子制御工学の専門的知識（電気・電子、情報、ICT、計測、制御、メカトロニクス等）、ものづくりスキルなど「技術者が備えるべき分野別の専門的能力」を育成する授業を、学科3～5学年の専門科目を

中心に配置します。

### 3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力育成

多様な人々と協働できるコミュニケーション能力、課題の発見と解決の能力、及び未来志向で主体的に学び続ける人間力など「基盤的資質・能力」及び「創造性・デザイン能力」を育成する授業や、キャリア教育に関する授業を、学科1～5年の実験、実習、インターンシップ、卒業研究を中心に配置します。

## 物質工学科

### 学科の養成すべき人材像・教育上の目的

物質工学の主要分野である分析化学、無機化学、有機化学、材料化学、化学工学、物理化学、生物化学などの基礎知識を習得し、それらを問題解決に応用できる能力を身につけた技術者を育成することを目的とします。

### ディプロマポリシー

物質工学科では、所定の単位を修得し、地域産業界はもとより世界で活躍できる技術者として、以下の能力を身につけた学生に対して、卒業を認定します。

1. 感性ゆたかな技術者としての能力
  - 1) 人類の福祉と地球環境に配慮できる教養
  - 2) 科学、技術の基礎と倫理観
2. 実践力のある技術者としての能力
  - 1) 物質工学の専門知識
  - 2) ものづくりのスキル
3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力
  - 1) 多様な人々と協働できるコミュニケーション能力
  - 2) 問題の発見と解決の能力
  - 3) 未来志向で主体的に学び続ける人間力

### カリキュラムポリシー

物質工学科は、ディプロマポリシー（学位授与の方針）に掲げた知識・技能などを育成するために、低学年では一般科目を中心に工学基礎科目を織り交ぜ、学年が上がるにつれ専門科目を多く学ぶ「くさび型」の教育課程を編成します。そして、国立高等専門学校機構モデルコアカリキュラム「技術者が備えるべき能力」を育成する講義、演習、実験、実習又は実技を適切に組み合わせた授業を行います。その評価は、学修成果の到達目標に対する達成度により行います。

### 【教育課程編成の考え方】

#### 1. 感性ゆたかな技術者としての能力育成

人類の福祉と地球環境に配慮できる教養、科学、技術の基礎と倫理観など「技術者が分野共通で備えるべき基礎的能力」を育成する授業を、学科1～3年の一般科目を中心に配置します。

#### 2. 実践力のある技術者としての能力育成

物質工学の専門的知識（分析化学、無機化学、有機化学、材料化学、化学工学、物理化学、生物化学等）、ものづくりスキルなど「技術者が備えるべき分野別の専門的能力」を育成する授業を、学科3～5学年の専門科目を中心に配置します。

#### 3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力育成

多様な人々と協働できるコミュニケーション能力、課題の発見と解決の能力、及び未来志向で主体的に学び続ける人間力など「基盤的資質・能力」及び「創造性・デザイン能力」を育成する授業や、キャリア教育に関する授業を、学科1～5年の実験、実習、インターンシップ、卒業研究を中心に配置します。

## 環境都市工学科

### 学科の養成すべき人材像・教育上の目的

環境都市工学の主要分野である構造、地盤、水理、建設材料、環境、都市計画、防災などの基礎知識を習得し、それらを問題解決に応用できる能力を身につけた技術者を育成することを目的とします。

### ディプロマポリシー

環境都市工学科では、所定の単位を修得し、地域産業界はもとより世界で活躍できる技術者として、以下の能力を身に付けた学生に対して、卒業を認定します。

#### 1. 感性ゆたかな技術者としての能力

- 1) 人類の福祉と地球環境に配慮できる教養
- 2) 科学、技術の基礎と倫理観

#### 2. 実践力のある技術者としての能力

- 1) 環境都市工学の専門知識
- 2) ものづくりのスキル

#### 3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力

- 1) 多様な人々と協働できるコミュニケーション能力
- 2) 問題の発見と解決の能力
- 3) 未来志向で主体的に学び続ける人間力

## カリキュラムポリシー

環境都市工学科は、ディプロマポリシー（学位授与の方針）に掲げた知識・技能などを育成するために、低学年では一般科目を中心に工学基礎科目を織り交ぜ、学年が上がるにつれ専門科目を多く学ぶ「くさび型」の教育課程を編成します。そして、国立高等専門学校機構モデルコアカリキュラム「技術者が備えるべき能力」を育成する講義、演習、実験、実習又は実技を適切に組み合わせた授業を行います。その評価は、学修成果の到達目標に対する達成度により行います。

### 【教育課程編成の考え方】

1. 感性ゆたかな技術者としての能力育成  
人類の福祉と地球環境に配慮できる教養、科学、技術の基礎と倫理観など「技術者が分野共通で備えるべき基礎的能力」を育成する授業を、学科1～3年の一般科目を中心に配置します。
2. 実践力のある技術者としての能力育成  
環境都市工学科の専門的知識（構造、地盤、水理、建設材料、環境、都市計画、防災等）、ものづくりスキルなど「技術者が備えるべき分野別の専門的能力」を育成する授業を、学科3～5学年の専門科目を中心に配置します。
3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力育成  
多様な人々と協働できるコミュニケーション能力、課題の発見と解決の能力、及び未来志向で主体的に学び続ける人間力など「基盤的資質・能力」及び「創造性・デザイン能力」を育成する授業や、キャリア教育に関する授業を、学科1～5年の実験、実習、インターンシップ、卒業研究を中心に配置します。

## 専攻科

### ディプロマポリシー（共通）

長岡高専では、所定の単位を修得し、地域産業界はもとより世界で活躍できる技術者として、以下の能力を高めた学生に対して、修了を認定します。

1. 感性ゆたかな技術者としての能力
  - 1) 人類の福祉と地球環境に配慮できる教養
  - 2) 科学、技術の基礎と倫理観
2. 実践力のある技術者としての能力
  - 1) 工学の専門知識
  - 2) ものづくりのスキル

### 3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力

- 1) 多様な人々と協働できるコミュニケーション能力
- 2) 問題の発見と解決の能力
- 3) 未来志向で主体的に学び続ける人間力

## カリキュラムポリシー（共通）

長岡高専専攻科は、ディプロマポリシー（学位授与の方針）に掲げた知識・技能などを高め、学士（工学）の学位が取得可能な教育課程を編成します。そして、国立高等専門学校機構モデルコアカリキュラム「技術者が備えるべき能力」を育成する講義、演習、実験、実習又は実技を適切に組み合わせた授業を行います。その評価は、学修成果の到達目標に対する達成度により行います。

### 【教育課程編成の考え方】

#### 1. 感性ゆたかな技術者としての能力育成

人類の福祉と地球環境に配慮できる教養、科学、技術の基礎と倫理観など「技術者が分野共通で備えるべき基礎的能力」を育成する授業を配置します。

#### 2. 実践力のある技術者としての能力育成

工学の専門的知識、ものづくりスキルなど「技術者が備えるべき分野別の専門的能力」を高める授業を配置します。

#### 3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力育成

多様な人々と協働できるコミュニケーション能力、課題の発見と解決の能力、及び未来志向で主体的に学び続ける人間力など「基盤的資質・能力」及び「創造性・デザイン能力」を育成する授業を、特別実験、学外実習、特別研究を中心に配置します。

#### 4. 学年・専攻横断型教育（特色ある教育プログラム）

複眼的思考を涵養し、幅広い専門知識・技術力を駆使して困難な課題を解決できる、実践的で創造的な技術者を養成することを目的とした教育プログラム（起業家人材、イノベーション人材、グローバル人材育成）を開設します。

#### 5. 生産システム・環境工学プログラム(日本技術者教育認定機構による認定)

学科4、5年及び専攻科1、2年の4年間の教育課程は、生産システム・環境工学プログラムとして、日本技術者教育認定機構の「工学（融合複合・新領域）及び関連のエンジニアリング分野」の基準に対応するよう編成します。

## 電子機械システム工学専攻

### 専攻の養成すべき人材像・教育上の目的

電気機械システム工学専攻では、電子機械システム工学の主要分野である機械系、電気系、電子制御系などの基礎知識をもとに、電気・電子機器、電子・機械材料、半導体デバイス、環境エネルギー、情報・人工知能、電子・機械設計、加工計測制御及びロボット等の理論と応用について深く学びます。そして、より高度な専門科目や、分野を融合した境界領域科目の学習・実験を通じて、電子機械システム工学分野における問題の発見と解決及び研究・開発に対応できる能力を身につけた技術者を育成することを目的とします。

### ディプロマポリシー

電子機械システム工学専攻では、所定の単位を修得し、地域産業界はもとより世界で活躍できる技術者として、以下の能力を高めた学生に対して、修了を認定します。

1. 感性ゆたかな技術者としての能力
  - 1) 人類の福祉と地球環境に配慮できる教養
  - 2) 科学、技術の基礎と倫理観
2. 実践力のある技術者としての能力
  - 1) 電子機械システム工学の専門知識
  - 2) ものづくりのスキル
3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力
  - 1) 多様な人々と協働できるコミュニケーション能力
  - 2) 問題の発見と解決の能力
  - 3) 未来志向で主体的に学び続ける人間力

### カリキュラムポリシー

電子機械システム工学専攻は、ディプロマポリシー（学位授与の方針）に掲げた知識・技能などを高め、学士（工学）の学位が取得可能な教育課程を編成します。そして、国立高等専門学校機構モデルコアカリキュラム「技術者が備えるべき能力」を育成する講義、演習、実験、実習又は実技を適切に組み合わせた授業を行います。その評価は、学修成果の到達目標に対する達成度により行います。

#### 【教育課程編成の考え方】

1. 感性ゆたかな技術者としての能力育成  
人類の福祉と地球環境に配慮できる教養、科学、技術の基礎と倫理観など「技術者が分野共通で備えるべき基礎的能力」を高める授業を配置します。
2. 実践力のある技術者としての能力育成

電子機械システム工学の専門的知識（より高度な力学、機械材料・設計、加工、計測・制御のほか、エレクトロニクス、メカトロニクス、情報・ICT等）、ものづくりスキルなど「技術者が備えるべき分野別の専門的能力」を高める授業を配置します。

### 3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力育成

多様な人々と協働できるコミュニケーション能力、課題の発見と解決の能力、及び未来志向で主体的に学び続ける人間力など「基盤的資質・能力」及び「創造性・デザイン能力」を育成する授業を、特別実験、学外実習、特別研究を中心に配置します。

## 物質工学専攻

### 専攻の養成すべき人材像・教育上の目的

物質工学専攻では、物質工学の主要分野である分析化学、無機化学、有機化学、材料化学、化学工学、物理化学、生物化学などの基礎知識をもとに、新しい材料の開発と生産に関する材料工学及び生物機能を物質生産に応用する分野の生物工学について深く学びます。そして、より高度な専門科目や、分野を融合した境界領域科目の学習・実験を通じて、物質工学分野における問題の発見と解決及び研究・開発に対応できる能力を身につけた技術者を育成することを目的とします。

### ディプロマポリシー

物質工学専攻では、所定の単位を修得し、地域産業界はもとより世界で活躍できる技術者として、以下の能力を高めた学生に対して、修了を認定します。

1. 感性ゆたかな技術者としての能力
  - 1) 人類の福祉と地球環境に配慮できる教養
  - 2) 科学、技術の基礎と倫理観
2. 実践力のある技術者としての能力
  - 1) 物質工学の専門知識
  - 2) ものづくりのスキル
3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力
  - 1) 多様な人々と協働できるコミュニケーション能力
  - 2) 問題の発見と解決の能力
  - 3) 未来志向で主体的に学び続ける人間力

### カリキュラムポリシー

物質工学専攻は、ディプロマポリシー（学位授与の方針）に掲げた知識・技能などを高め、学士（工学）の学位が取得可能な教育課程を編成します。そして、国立高等専門学校機構モデルコアカリキュラム「技術者が備えるべ

き能力」を育成する講義、演習、実験、実習又は実技を適切に組み合わせた授業を行います。その評価は、学修成果の到達目標に対する達成度により行います。

#### 【教育課程編成の考え方】

##### 1. 感性ゆたかな技術者としての能力育成

人類の福祉と地球環境に配慮できる教養、科学、技術の基礎と倫理観など「技術者が分野共通で備えるべき基礎的能力」を高める授業を配置します。

##### 2. 実践力のある技術者としての能力育成

物質工学の専門的知識（より高度な分析化学、無機化学、有機化学、材料化学、化学工学、物理化学、生物化学等）、ものづくりスキルなど「技術者が備えるべき分野別の専門的能力」を高める授業を配置します。

##### 3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力育成

多様な人々と協働できるコミュニケーション能力、課題の発見と解決の能力、及び未来志向で主体的に学び続ける人間力など「基盤的資質・能力」及び「創造性・デザイン能力」を育成する授業を、特別実験、学外実習、特別研究を中心に配置します。

## 環境都市工学専攻

### 専攻の養成すべき人材像・教育上の目的

環境都市工学専攻では、環境都市工学の主要分野である構造、材料、河川・海岸、地盤、土質、環境、都市設計、防災などの基礎知識をもとに、社会基盤に関する構造物や施設の計画立案、設計、建設、維持管理に加え、自然環境を維持するための環境工学に関する分野について深く学びます。そして、より高度な専門科目や、分野を融合した境界領域科目の学習・実験を通じて、環境都市工学分野における問題の発見と解決及び研究・開発に対応できる能力を身につけた技術者を育成することを目的とします。

### ディプロマポリシー

環境都市工学専攻では、所定の単位を修得し、地域産業界はもとより世界で活躍できる技術者として、以下の能力を高めた学生に対して、修了を認定します。

#### 1. 感性ゆたかな技術者としての能力

- 1) 人類の福祉と地球環境に配慮できる教養
- 2) 科学、技術の基礎と倫理観

#### 2. 実践力のある技術者としての能力

- 1) 環境都市工学の専門知識
- 2) ものづくりのスキル

3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力
  - 1) 多様な人々と協働できるコミュニケーション能力
  - 2) 問題の発見と解決の能力
  - 3) 未来志向で主体的に学び続ける人間力

#### カリキュラムポリシー

環境都市工学専攻は、ディプロマポリシー（学位授与の方針）に掲げた知識・技能などを高め、学士（工学）の学位が取得可能な教育課程を編成します。そして、国立高等専門学校機構モデルコアカリキュラム「技術者が備えるべき能力」を育成する講義、演習、実験、実習又は実技を適切に組み合わせた授業を行います。その評価は、学修成果の到達目標に対する達成度により行います。

#### 【教育課程編成の考え方】

1. 感性ゆたかな技術者としての能力育成  
人類の福祉と地球環境に配慮できる教養、科学、技術の基礎と倫理観など「技術者が分野共通で備えるべき基礎的能力」を高める授業を配置します。
2. 実践力のある技術者としての能力育成  
環境都市工学の専門的知識（より高度な構造、地盤、水理、建設材料、環境、都市計画、防災等）、ものづくりスキルなど「技術者が備えるべき分野別の専門的能力」を高める授業を配置します。
3. 人類の未来をきりひらく創造的技術者としての能力育成  
多様な人々と協働できるコミュニケーション能力、課題の発見と解決の能力、及び未来志向で主体的に学び続ける人間力など「基盤的資質・能力」及び「創造性・デザイン能力」を育成する授業を、特別実験、学外実習、特別研究を中心に配置します。

### 3. 教育課程と履修方法

#### 1) 教育課程

本校は5年間の一貫教育により、深く専門の学芸を教授し、より専門性の高い教育機関へ進学したり、専門性が要求される職業に就職するために必要とされる能力を育成することを目的としています。この目的を達成するために、授業科目を一般科目と専門科目に分け、効率よく学習できるように配分しています。低学年は豊かな人間性と広い一般教養を身につけるために、高等学校でも学習する内容を含む一般科目を多く開講しています。高学年は専門的知識を学び、それを実践する力を身につけるために、専門科目や実験・実習を多く開講しています。

なお、履修にあたっては、下記の事項を充分理解し、毎日の予習、復習をす

る習慣を身につけてください。

① 一般科目は全学科共通の授業科目であり、専門科目は専門学科ごとの授業科目です。

② 授業科目には、必ず履修しなければならない“必修科目”と任意に選択して履修する“選択科目”の2種類があります。

【詳しくは、2)履修方法の(1)科目の区分を参照すること】

③ 科目の単位数は、30単位時間(1単位時間:標準50分)の授業を1単位とします。これを「履修単位」と呼びます。

・50分の授業を30回受けると、1単位となります。

・90分の授業を30回受けると、2単位となります。

・夏季休業中などに、短期間に集中的に授業を行い、時間数に応じた単位を与える場合もあります。

④ 4、5学年の科目にあつては、45時間の学修をもって1単位とする「学修単位」と呼ぶ科目が約20単位分あります。これは講義科目においては15時間の授業に30時間の自学自習を含めたもので、高等教育機関の学生には教室での授業を受けるだけでなく、教室外においても自主的な学習を行うことが求められています。

⑤ 第1～3学年までは、授業科目のほかに特別活動があり、各学年において30単位時間、計90単位時間が必修となります。

⑥ 本校を卒業するには次の2つの要件を満たす必要があります。

・学科ごとに定められた単位数以上の単位を修得すること。

・特別活動への欠席時間(特別欠席を除く)が各学年で10単位時間以内であること。

【詳しくは、2)履修方法の(6)進級、卒業の認定を参照すること】

⑦ 授業を行う期間は、1年間で前期(4月～9月)と後期(10月～3月)に分け、定期試験を含めて35週にわたることを原則としています。

## 2) 履修方法

### (1) 科目の区分

本校では進級や卒業の認定を行うために、一般科目と専門科目のそれぞれについて、科目を次の2種類に区分しています。

① **必修科目**：全員が必ず履修し、単位認定の条件(第1～3学年については50点以上の評価、第4、5学年については60点以上の評価)を満たさなければならない科目。

② **選択科目**：自分の適性や将来の進路を考えて履修するかどうかを選定できる科目。学科・学年ごとに定められた基準以上の単位数について、

単位認定の条件を満たさなければならない科目。

選択科目の履修希望手続きは、前の学年の年度末（2月頃）に実施します。学級担任の説明をよく聞いて、履修を希望する科目を選定し、選択科目受講願を作成してください。

授業開始後に選択科目を追加して受講したい場合、もしくは、授業開始後に選択科目の受講の取消をしたい場合は、学校が指定した期日までに、変更の申請をしなければなりません。それ以降については、変更は認められません。

選択科目の変更は、期限までに書面により申請してください。

また、本校は長岡技術科学大学やその他の大学、高専と単位互換協定を締結しています。第4、5学年の学生は、他の大学・高専の授業を、eラーニング（インターネット等による遠隔授業）により受講して単位を修得できる場合もあります。受講には教材費以外の費用は不要です。この制度を利用したい学生は、学生課に申し出てください。

## （2）学業成績

① 各科目の成績は100点満点で評価されます。

具体的な評価方法は、科目の担当教員がシラバスで明示しています。

② 科目が定める授業時間の三分の一を超える欠席時間数（特別欠席を除く）となる場合は、成績評価を受けることができず、「評価なし」として未修得となります。必修科目の場合には、当該科目の単位再評価を受けることができません。

【詳しくは、2）履修方法の（6）進級、卒業の認定及び（10）欠席を参照すること】

③ 学業成績は、9月中旬（前期での成績）及び3月中旬（1年間の成績）に保護者へ通知します。

第1～3学年においては、中間試験後にも保護者へ通知します。

## （3）試験

試験には、中間試験（1～3学年対象、前期及び後期に実施）、前期末試験及び学年末試験（全学年を対象に前期末及び後期末に実施）があります。

今年度の試験の日程は、学年暦（P.5）を参照してください。試験時間割は、原則として試験開始日の2週間前に公表します。

① 試験時間

・第1～3学年は50分

- ・第4学年は50分又は80分（科目担当教員が定める。）
  - ・第5学年は科目担当教員が定める。
- ② 試験受験における学生の心得
- ・試験の前日には机の中のものを持ち帰り、机の中をきれいにしておくこと。
  - ・「鉛筆（シャープペンシル）、消しゴム、鉛筆削り」以外は、机の上に置かないこと。また、監督者の指示がある時以外は、下敷きは使わないこと。（電卓・辞書など持ち込み可の科目は、科目担当教員又は監督者より指示がある。）
  - ・教科書、ノート及び筆箱はロッカーまたは鞆に入れて椅子の下に置き、机の中には入れないこと。
  - ・机の上の書き込みは消すこと。
  - ・科目担当教員の許可がない場合は、携帯電話等（通信機器・ウェアラブル端末含む）の電源は切り、ロッカーまたは鞆に入れておくこと。試験では学生証アプリ（MyiD）による出欠登録は行わず、監督者の目視により出欠を確認する。
  - ・受験者は、試験開始5分前に、名簿順に着席すること。
  - ・受験中は常に静かにし、私語、学生間の物品の貸借はしないこと。
  - ・不正行為、またその疑いを与える行為を行ってはいけない。不正行為をした者には、それ以後の受験を認めず、厳しい処分をおこなう。
  - ・試験開始30分以後の入室は認めない。
  - ・第1～第3学年の試験については、試験中の受験者の途中退室を認めない。第4、5学年の試験については、試験開始30分経過後の受験者の途中退室を認める。
  - ・試験を受けなかった場合は、速やかに学級担任及び教科担当教員に連絡し、その指示を受けること。
- ③ 不正行為に該当する行為
- 試験において不正行為に該当する行為としては、以下のようなものがあります。
- ・以下のようなカンニングをすること。
    - 他者の答案等を見ること、他者から答えを教わること。
    - 授業担当教員が明示的に許可した場合を除き、試験の教科に関する教科書、参考書、辞書等の書類等やメモやコピーなどを机上等に置いたり、それらの内容を見ること。
  - ・他者に答えを教えたり、カンニングの手助けをすること。
  - ・解答用紙を試験室から持ち出すこと。

- ・「解答はじめ。」の指示の前に、解答を始めること。
- ・試験開始前に、携帯電話等（通信機器・ウェアラブル端末含む。）の電源を切らず、ロッカー又は鞆にしまわないこと。
- ・授業担当教員が明示的に許可した場合を除き、試験時間中に、以下の補助具や電子機器類を使用すること。
  - 定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具
  - 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等。）、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレイヤー等の電子機器類  
 ※イヤホンについては、耳に装着していれば、使用しているものとみなす。ただし、事前に試験上の配慮として許可している者は除く。
- ・「解答やめ。」の指示に従わず、筆記用具を持っていたり、解答を続けること。
- ・その他、試験の公平性及び信頼性を損なうと認められる行為

#### ④ 追試験

病気などの正当な理由で試験を欠席した場合には、追試験の実施を願うことができます。試験を欠席した場合はできるだけ速やかに学級担任と科目担当教員に連絡してください。

追試験の実施を希望する者は、次の2点を試験終了後速やかに、学生課へ提出してください。

- ・学級担任と科目担当教員の承認を得た追試験願
- ・欠席理由が正当であることの証明書（医師の診断書や公共交通機関の遅延証明書、理由書など）

#### (4) 再試験

シラバスで試験によって成績評価を行うと定められている科目について、担当教員が必要と認めた場合には、再試験が実施されることがあります。

#### (5) 単位の認定と修得

すべての科目（必修科目、選択科目）は、次の条件を満たしている場合に単位が認定され、単位修得となります。

- ① 第1～3学年については評価が50点以上
- ② 第4、5学年については評価が60点以上

## (6) 進級、卒業の認定

本校では、学年ごとに修得すべき一般科目、専門科目の単位数が「履修及び学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程」(P.235)で定められています。

合計の単位数が定められているほかにも、一般科目、専門科目のそれぞれについて、必修科目、選択科目の必要単位数が定められています。これらがすべて定められた単位数を満たさない場合は、進級・卒業することができません。

さらに第1～3学年では、特別活動の欠席時間(特別欠席を除く)が各学年で10単位時間を超えた場合には進級することができません。

第1～3学年までは、進級に必要な単位数は、履修する全科目の単位数ですので、1科目でも欠席時間数(特別欠席を除く)が授業時間の三分の一を超えたために「評価なし」となった場合には進級することができません(専門共通選択科目を除く)。

各学年において、必修科目のうち「必ず履修し、当該科目が開設された学年において単位を修得しなければならない科目」の単位を修得できなかった場合にも、進級はできません。

また、各学年において次の科目の累積の単位数が4単位を超える場合には進級することができません。

- ・未修得の必修科目のうち「必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目」
- ・進級要件が定める必要単位数より不足する未修得の選択科目

本校を卒業するには、各学科で定められた単位数以上の単位を修得する必要があります。そのうち一般科目は75単位以上、専門科目は82単位以上を修得しなければなりません。

## (7) 単位再評価

修得できなかった「必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目である必修科目」(累積4単位以下)をもって進級した者は、その科目について、単位再評価を受けて卒業までに必ず修得しなければなりません。単位再評価の結果、その科目の修得が認められる場合の評価は、単位修得の最低点(第1～3学年は50点、第4、5学年は60点)となります。次のどちらかに該当する場合は単位再評価を受けることができません。

- ・その科目の欠席時間(特別欠席を除く)が、授業時間の三分の一を超え「評価なし」であった場合
- ・その科目の担当教員から課された課題を期限までに提出しない場合

単位再評価は翌年度前期中に実施します。特例として、前期に開設された必修科目は、当該年度にのみ後期に単位再評価（年度内単位再評価）を実施します。

未修得の必修科目の単位数は累積していきますので、できるだけ早期に合格するように勉強に励まなければなりません。

#### **(8) 選択科目の再履修等**

進級するために各学年で修得すべき選択科目の必要単位数に対し、修得した選択科目の単位数が不足し、かつ不足分と未修得の必修科目の単位数の合計が4単位以下で進級が認められた者は、不足分の単位数の選択科目を再履修、又は他の選択科目を履修して修得しなければなりません。ただし、一般科目の必要単位数を専門科目の修得単位で置き換えたり、専門科目の必要単位数を一般科目の修得単位で置き換えることは認められません。また、未修得の選択科目を再履修するための時間割上の特別な配慮は行いませんので、時間割の許す範囲で履修計画を立てなければなりません。

#### **(9) 原級者の再履修等**

第1～3学年において、進級が認められず原学年にとどめられた者（原級者）は、同学年で定められたすべての科目を再履修しなければなりません。

第4、5学年でも同様に同学年におけるすべての科目を再履修することになりますが、前年度の評価が60点以上の科目については、修得したものとして認定され、その科目の再履修は免除となることがあります。この場合は、免除された単位数を含めて学科、学年で指定された単位数、もしくはそれ以上になるように修得してください。なお、免除された科目についてより良い成績を希望する場合は、受講願を学級担任並び当該科目担当教員の承認を受けた後、学生課に提出して受講してください。この場合の成績は、いずれか良いほうの成績となります。

**注意：**第4、5学年で原級した場合、前年度の評価が59点以下の科目の成績は再履修する年度に持ち越されません。

前述の「いずれか良いほうの成績」で評価を受けることができるのは、再履修が免除された科目について、再履修願を提出して受講した場合に限られます。

#### **第4学年原級者の第5学年科目受講**

第4学年で原級した場合に、第5学年の科目を受講することができます。学級担任並びに科目担当教員の承認を得て指定の期日までに受講願を学生課に提出してください。ただし、科目によっては受講が認められない場合

もありますので、学級担任もしくは学生課で確認してください。

## (10) 欠席

授業を欠席した（する）場合は、理由を記入した欠席届を学級担任の認印をもらってから授業担当教員に提出してください。また、病気欠席が1か月以上にわたるときは医師の診断書を欠席届に添えて学生課に提出してください。

欠席は成績の評価に関係しますので、欠席しないようにしてください。

【欠席と成績の関係は、2）履修方法、（2）学業成績を参照すること】

次の場合、欠席届に欠席の事由を証明する書類を添付して提出した者については、特別欠席として取り扱います。特別欠席は通常の欠席時間を含めません。提出先は授業担当教員ではなく、学生課になります。

- ① 災害（風・水害、火災等）による場合
- ② 学校感染症（インフルエンザ等）による場合
- ③ 交通機関の事故による場合
- ④ 部活動で大会に出場する場合
- ⑤ 忌引による場合（父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、おじ又はおば・曾祖父母1日）
- ⑥ 校長が認めた行事に参加する場合
- ⑦ 就職試験及び編入学試験を受験する場合
- ⑧ その他校長が認めた場合

## (11) 休学、復学、退学

休学、復学、退学を希望する者は、保護者及び学級担任と十分に相談して、校長に願い出て許可を受けてください。また、就学支援金の支給を受けている場合、支給を受けられなくなる期間の授業料が追加で必要となる場合があります。授業料等諸経費を納入したうえで願いを提出してください。

### 休学

病気又は事故等により、3か月以上継続して就学できない見込みの場合は、医師の診断書又は理由書を添えた休学願を、学級担任を経て教務主事へ提出してください。1年以内の期間に限り休学が許可されます。なお、特別な理由がある場合には、さらに1年を上限として休学期間の延長が認められます。ただし、在学期間中に通算して3年を超える休学は認められません。

1月以降には、その年度の休学を願い出ることはできません。

## 復学

休学の理由がなくなった場合には、復学願を、学級担任を経て教務主事へ提出し、学業に復帰することが認められます。病気による休学の場合は、復学可能なことが記載された医師の診断書が必要です。復学の手続きは学級編成等の都合上、必ず復学する前年度の年度末までに行ってください。

## 退学

やむを得ない理由により退学しようとするときは、退学願を、学級担任を経て教務主事へ提出してください。

### (12) 編入学生の履修

第4学年に編入した学生に対しては、4年次の選択科目の中に、下記の専門基礎科目を開講しています。これらの科目は他の専門科目の理解を助けるために、専門科目で必要とされる基本事項を扱います。

学 科 名	科 目 名
電子制御工学科	電子制御基礎工学
物質工学科	化学基礎工学
環境都市工学科	環境都市工学概論

これらの科目は編入生だけが履修するもので、第1学年から入学してきた学生は選択することはできません。

### (13) インターンシップ

第4学年では、夏季休業期間中に実施する必修科目として「インターンシップ」を開講しています。この科目では、本校が定める受入機関や企業において、1週間以上の期間、生産及び技術の体験を通じて、実践的な技術感覚を体得させるとともに、技術者として必要な人間性の形成を図ることを目的としています。

### (14) 授業時間

授業時間は、下表に掲げるところを原則とします。

	50分授業	90分授業
第1限	8:40～9:30	8:40～10:10
第2限	9:35～10:25	
第3限	10:30～11:20	10:30～12:00
第4限	11:25～12:15	
第5限	12:50～13:40	12:50～14:20
第6限	13:40～14:30	
第7限	14:30～15:20	14:30～16:00
第8限		

※月曜日に限っては、8:40～8:50の間にショートホームルームを実施し、

第1限の開始時刻を8:50とします。

#### 4. 学習及び学習生活に関する相談

学習に関する相談や、学生生活全般について悩み事について学級担任のほか、次のような相談窓口や相談の制度がありますので、気軽に利用してください。

##### (1) 学習相談窓口

学習全般に関する質問・相談を、学生課で受け付けています。

##### (2) オフィスアワー

授業に関する質問や生活に関する質問をすべての教員が受け付けます。教員ごとに相談に応じる時間を公表していますので、掲示板等で確認して利用してください。

##### (3) 学生相談室

学習の問題に限らず、様々な悩みごとがあれば学生相談室で相談してください。セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントに対応する相談員もいます。詳しくは、V. 学生生活関係（福利厚生）8. 学生相談室を参照してください。

### Ⅲ. 本校の特色的な次世代型教育プログラム

1. 学科・専攻科横断型一貫教育プログラム概要
  - 1-1. システムデザイン教育プログラムコース概要
  - 1-2. ヴァンガード・エンジニア育成プログラムコース概要
  - 1-3. アントレプレナー育成プログラムコース概要
  - 1-4. コース別必修科目対応表
2. AIR Tech エンジニア育成プログラム概要

### Ⅲ. 本校の特色的な次世代型教育プログラム

#### 1. 学科・専攻科横断型一貫教育プログラム概要

本校では、学科・専攻単位の専門教育プログラムをベースに、社会の多様なニーズに応える次世代型専門教育として3つのコースプログラムを用意しています。これらのコースプログラムでは異分野にまたがる実践的な諸問題を解決に導く力や思考力の深化、グローバルマインドやアントレプレナーシップ（起業家精神）の修得等を目指し、革新的な商品を開発できるイノベーション人材、日本に留まらず国際的に活躍できるグローバル人材や新規事業を創造できる起業家人材を育成します。入学当初の早い段階から、次世代型基礎教育（プレラボによる低学年からの研究活動等）に積極的に参加することで、周りの友人達と夢を語りながら自身の将来像を描く事が可能です。その将来像実現に必要なコースプログラムを高学年で選択する事が出来ます。

本プログラムは、原則学科4学年と5学年の2年間で修了する「ベーシックコース」と、学科4学年から専攻科2学年までの4年間一貫の「エキスパートコース」から構成されています。各コースプログラムとも全学科共通の授業科目から構成されているため、所属学科に関係なく履修する事が可能で、学科の枠を越えて複数の教員より教育研究指導を受けることが出来ます。授業科目によっては1年生から履修することが可能です。

コースプログラムの詳細は以下の通りです。

##### (1) システムデザイン教育プログラム

地域を学び舎とし、分野横断的能力（コミュニケーション能力、チームワーク力等）を備えたイノベーション人材を育成する。

##### (2) ヴァンガード・エンジニア育成プログラム

国際的・複眼的の視野を持ち、地域産業の国際展開への道筋を切り拓くヴァンガード・エンジニア（先駆的技術者）を育成する。

##### (3) アントレプレナー育成プログラム

専門技術に限らず事業化に必要な幅広い分野の知識とともに、アントレプレナーシップ（起業家精神）を有し、新事業創出に挑戦できる人材を育成する。

本校では、今後も次世代型教育に力を入れ、各種コースプログラムの充実化を予定しています。

## 1-1. システムデザイン教育プログラムコース概要

### (1) 育成する人材像

グローバル化、高度情報化が進展し、顧客ニーズが多様化するなどして、エンジニアが直面している問題は大規模・複雑化してきています。事象を細分化し解析することで新たな機能を発見する従来の工学手法だけでは、大規模・複雑化した問題を解決することは困難です。要素技術を網羅的に理解し、結び付け、解決策を導出する統合力が必要不可欠となってきました。また、消費構造が変化してきたことで商品ライフサイクルが短期化し、エンジニアは以前にも増して短期間で先を見据えた製品開発を行わなければならなりません。そのためには、設計開発プロセスの上流工程において、適切かつ迅速に要求分析、概念設計、仕様決定を行う必要があります。チームでの協働作業において、話し合いのスピードを高め、相乗効果を生み出すファシリテーション能力が必要不可欠となってきました。

本コースでは、地域企業が抱える課題を取り扱う自己啓発型課題学修、プログラム研究基礎セミナー等の授業を通じて、チーム協働による企画立案に関する一連のプロセスに対する理解を深めるなど、分野横断的能力に富み社会に革新をもたらすイノベーション人材の育成を目指します。

### (2) コース詳細

本コースでは、「自己啓発型課題学修」「ディベート技術学修」を履修することで、コミュニケーションスキルや論理的思考力といった分野横断的能力の基礎を理解します。また、地域企業と協働し、学科横断のチームで企業取材から課題抽出、課題解決案の提案まで取り組む「プログラム研究基礎セミナー」「プログラム研究特別セミナーⅠ」「プログラム研究特別セミナーⅡ」を履修することで、課題発見やリーダーシップ、エンジニアリングデザイン能力といった分野横断的能力を適用レベルまで高めます。(各授業科目の詳細はシラバスを参照してください)

### (3) コース必修・選択科目一覧

ベーシックコース					
学科名・学年	科目区分	授業科目	開講時期・時間数	単位数	備考
全学科・学科4年	専門共通選択科目	自己啓発型課題学修	後期・30時間	1単位	
全学科・学科5年	専門共通選択科目	プログラム研究基礎セミナー	通年・60時間	2単位	
エキスパートコース					
専攻名・学年	科目区分	授業科目	開講時期・時間数	単位数	備考
全専攻・専攻科1年	専門共通選択科目	ディベート技術学修	第4学期・30時間	2単位	2科目中1科目以上選択
	専門共通選択科目	グローバル・ディベート	第4学期・30時間	2単位	
	専門共通選択科目	プログラム研究特別セミナーⅠ	第1～4学期・60時間	2単位	
全専攻・専攻科2年	専門共通選択科目	プログラム研究特別セミナーⅡ	第1～4学期・60時間	2単位	

### (4) コース修了要件

#### 1) ベーシックコース

以下の授業科目を修得

自己啓発型課題学修	1単位
プログラム研究基礎セミナー	2単位
	合計3単位

#### 2) エクスパートコース

1) に加え以下の授業科目をすべて修得

ディベート技術学修、グローバル・ディベートから1科目	2単位
プログラム研究特別セミナーⅠ	2単位
プログラム研究特別セミナーⅡ	2単位
	合計9単位

卒業又は修了を認定され、ベーシックコースを修めた学生には修了認定証“ベーシックコース”を、エキスパートコースを修めた学生には、修了認定証“エキスパートコース”を授与します。

## (5) 履修上の注意

学科5年及び専攻科1年のコース履修希望者は、選択科目の履修届とは別に、令和8年4月17日(金)までに学生課教務入試係にコース履修届を提出してください。それ以外の学年ではコース履修届を提出する必要はありません。

## 1-2. ヴァンガード・エンジニア育成プログラムコース概要

### (1) 育成する人材像

近年、市場のグローバル化とそれに伴う企業の多国籍化が急速に進んでおり、国際的に活躍できるグローバル人材の育成が求められています。本校は、毎年多くの留学生が編入学するとともに、マレーシア、タイ、モンゴル、シンガポールなどの協定校と海外派遣・受入事業を定期的に行っており、全国51高専の中でも国際交流が大変盛んな高専の1つです。

そこで本コースでは、このような国際交流事業をベースに、国際的・複眼的視野を持ち、地域産業の国際展開への道筋を切り拓くヴァンガード・エンジニア(先駆的技術者)の育成を目指します。具体的には、グローバル人材に必要なとされるコミュニケーション能力、チャレンジ精神、そして異文化理解を育み伸ばす機会を、地元長岡や諸外国を学びのフィールドとして実施するグローバルPBL(国際版課題解決型授業)等で提供します。

国内外を問わず様々な体験と人脈を持ち、地元長岡の地域文化や他国の文化理解を深めることは、将来の人生において大きな財産となります。国際理解とは、一方的な外国文化理解ではなく、自分とは何かを常に内省し、自分の国を深く理解する学習を伴います。本コースを履修する中で、長岡に住む高専生としての「アイデンティティ」を再考し、皆さんを通じて「長岡ファン」となった協定校学生との次世代エンジニア国際ネットワークの形成を目指します。

### (2) コース詳細

本コースでは、地域企業、長岡市の4大学(長岡技大、長岡造形大、長岡大、長岡崇徳大)と本校の連携を軸とするNaDeC(Nagaoka Delta Cone)構想や、海外協定校や留学生と連携し、地元長岡を中心に課題抽出・解決型PBLに分野横断的な混成チームで取り組む「グローバルPBLⅠ」、あるいは、本校の学生が海外派遣先で協定校の学生と混成チームで課題解決に取り組む「グローバルPBLⅡ」を履修する事によって、グローバル人材としての素養育成や「アイデンティティ」の確立、協定校学生等との国際的な人的ネットワークの形成を目指します。さらに、「英語特講」や「グローバル・ディベート」を履修することで、国境を越えた協働が求められる国際社会にふさわしい思考能力を持ち、地域文化や産業の優位性を積極的に海外展開できる先導的技術者の育成を

目指します。(各授業科目の詳細はシラバスを参照してください)

### (3) コース必修・選択科目一覧

ベーシックコース						
学科名・学年	科目区分	授業科目	開講時期・時間数	単位数	備考	
全学科・ 学科 全学年 共通	専門共通 選択科目	グローバル PBL I	通年・ 30時間以上	1 単位	国内で 実施	2 科目中 1 科目 以上選択
		グローバル PBL II	通年・ 60時間以上	2 単位	海外で 実施	
全学科・ 学科 5 年	一般科目 選択科目	英語特講	通年・ 60時間	2 単位	いずれか 1 科目を 選択	
		中国語	通年・ 60時間	2 単位		
		韓国語	通年・ 60時間	2 単位		
		独語 II	通年・ 60時間	2 単位		
エキスパートコース						
専攻名・学年	科目区分	授業科目	開講時期・時間数	単位数	備考	
全専攻・ 専攻科 1 年	一般科目 選択科目	総合英語	第 1 学期・ 30時間	2 単位	コース必修	
	専門共通 選択科目	グローバル・ ディベート	第 4 学期・ 30時間	2 単位	コース必修	
全専攻・ 専攻科 2 年	一般科目 選択科目	実用英語	第 2 学期・ 30時間	2 単位	コース必修	

### (4) コース修了要件

#### 1) ベーシックコース

以下の授業科目を修得

グローバルPBL I 又はグローバルPBL II                      1～2 単位

英語特講、中国語、韓国語、独語 II から 1 科目              2 単位

合計 3 単位以上

#### 2) エクスパートコース

1) に加え以下の授業科目をすべて修得

総合英語    2 単位

グローバル・ディベート  
実用英語

2 単位  
2 単位

合計 9 単位以上

卒業又は修了を認定され、ベーシックコースを修めた学生には修了認定証“ベーシックコース”を、エキスパートコースを修めた学生には、修了認定証“エキスパートコース”を授与します。

### (5) 履修上の注意

学科 5 年及び専攻科 1 年のコース履修希望者は、選択科目の履修届とは別に、令和 8 年 4 月 17 日（金）までに学生課教務入試係にコース履修届を提出してください。それ以外の学年ではコース履修届を提出する必要はありません。グローバルPBL I あるいは II に相当するプログラムについてはシラバスを確認すると共に、各プログラム担当者に詳細を確認してください。現状では海外派遣研修の一部がグローバルPBL II に相当しています。

## 1-3. アントレプレナー育成プログラムコース概要

### (1) 育成する人材像

これまでの本校の学生の進路は就職又は進学が主なものでした。しかしながら、近年の進路の多様化に伴い、既存の企業にはない概念を自分自身でうみだす「起業」という道も考えられます。本校はこれまでも多くの起業家や企業に入ってから新たな概念を打ち出す「アントレプレナーシップ(起業家精神)」を持つ方をたくさん輩出してきました。

そこで本コースではこのような実践的な起業家を含む進路を皆さんに提供し、アントレプレナーシップを涵養し、積極的に夢や理想を語り合い、実現に向けた自分のありかたを問う技術者の育成を目指します。本コースの履修を通じて、自己の発想や工夫を積極的に社会貢献に活かす意欲を育て、同時に社会との連携を意識する活動により、高専と社会の橋渡しを行える人材の育成を目指します。

### (2) コース詳細

本プログラムでは、長岡市の 4 大学 1 高専の連携を軸とする NaDeC (Nagaoka Delta Cone) 構想に基づき他大学や企業等との連携を通じてアントレプレナーシップに関わる授業、演習に参加する「アントレプレナーシップ演習 I」又は「アントレプレナーシップ演習 II」を履修することによって起業に必要な知識の習得とアントレプレナーシップの確立を目指します。さらに「自

己啓発型課題学修」「プログラム研究基礎セミナー」「アントレプレナーシップ論」などを履修することによってさらなる起業に関する知識やその精神を学びます。(各授業科目の詳細はシラバスを参照してください)

### (3) コース必修・選択科目一覧

ベーシックコース					
学科名・学年	科目区分	授業科目	開講時期・時間数	単位数	備考
全学科・ 学科1～3年	専門共通 選択科目	アントレプレナーシップ基礎	後期・ 30時間	1単位	3科目中 1科目以上 選択
全学科・ 学科全学年共通	専門共通 選択科目	アントレプレナーシップ演習Ⅰ	通年・ 30時間以上	1単位	
		アントレプレナーシップ演習Ⅱ	通年・ 60時間以上	2単位	
全学科・ 学科4年	専門共通 選択科目	自己啓発型課題学修	後期・ 30時間	1単位	2科目中 1科目以上 選択
全学科・ 学科5年	専門共通 選択科目	プログラム研究基礎セミナー	通年・ 60時間	2単位	
全学科・ 学科4、5年	専門共通 選択科目	アントレプレナーシップ論	前期・ 30時間	2単位	コース必修
エキスパートコース					
専攻名・学年	科目区分	授業科目	開講時期・時間数	単位数	備考
全専攻・ 専攻科1年	専門共通 選択科目	ディベート技術学修	第4学期・ 30時間	2単位	2科目中 1科目以上 選択
	専門共通 選択科目	グローバル・ディベート	第4学期・ 30時間	2単位	
	一般科目 必修科目	地域産業と技術	第1～2学期 ・30時間	2単位	コース必修
	専門共通 選択科目	知的財産権概論	第1～2学期 ・30時間	2単位	コース必修

(令和5年度第1学年入学者適用)

ベーシックコース					
学科名・学年	科目区分	授業科目	開講時期・ 時間数	単位数	備考
全学科・ 学科2、3年	専門共通 選択科目	アントレプレナ ーシップ基礎	後期・ 30時間	1単位	3科目中 1科目以上 選択
全学科・ 学科全学年共通	専門共通 選択科目	アントレプレナ ーシップ演習Ⅰ	通年・ 30時間以上	1単位	
		アントレプレナ ーシップ演習Ⅱ	通年・ 60時間以上	2単位	
全学科・ 学科4年	専門共通 選択科目	自己啓発型課題 学修	後期・ 30時間	1単位	2科目中 1科目以上 選択
全学科・ 学科5年	専門共通 選択科目	プログラム研究 基礎セミナー	通年・ 60時間	2単位	
全学科・ 学科4、5年	専門共通 選択科目	アントレプレナ ーシップ論	前期・ 30時間	2単位	コース必修
エキスパートコース					
専攻名・学年	科目区分	授業科目	開講時期・ 時間数	単位数	備考
全専攻・ 専攻科1年	専門共通 選択科目	ディベート技術 学修	第4学期・ 30時間	2単位	2科目中 1科目以上 選択
	専門共通 選択科目	グローバル・デ ィベート	第4学期・ 30時間	2単位	
	一般科目 必修科目	地域産業と技術	第1～2学期 ・30時間	2単位	コース必修
	専門共通 選択科目	知的財産権概論	第1～2学期 ・30時間	2単位	コース必修

(令和4年度第1学年入学者適用)

ベーシックコース					
学科名・学年	科目区分	授業科目	開講時期・ 時間数	単位数	備考
全学科・ 学科3年	専門共通 選択科目	アントレプレナ ーシップ基礎	後期・ 30時間	1単位	3科目中 1科目以上 選択
全学科・ 学科全学年共通	専門共通 選択科目	アントレプレナ ーシップ演習Ⅰ	通年・ 30時間以上	1単位	
		アントレプレナ ーシップ演習Ⅱ	通年・ 60時間以上	2単位	
全学科・ 学科4年	専門共通 選択科目	自己啓発型課題 学修	後期・ 30時間	1単位	2科目中 1科目以上 選択
全学科・ 学科5年	専門共通 選択科目	プログラム研究 基礎セミナー	通年・ 60時間	2単位	
全学科・ 学科4、5年	専門共通 選択科目	技術科学フロン ティア概論	(注)・ 60時間	2単位	2科目中 1科目以上 選択
		アントレプレナ ーシップ論	前期・ 30時間	2単位	
エキスパートコース					
専攻名・学年	科目区分	授業科目	開講時期・ 時間数	単位数	備考
全専攻・ 専攻科1年	専門共通 選択科目	ディベート技術 学修	第4学期・ 30時間	2単位	2科目中 1科目以上 選択
	専門共通 選択科目	グローバル・デ ィベート	第4学期・ 30時間	2単位	
	一般科目 必修科目	地域産業と技術	第1～2学期 ・30時間	2単位	コース必修
	専門共通 選択科目	知的財産権概論	第1～2学期 ・30時間	2単位	コース必修

(注) 令和8年度においては開講しません。

(令和3年度第1学年入学者適用)

ベーシックコース					
学科名・学年	科目区分	授業科目	開講時期・ 時間数	単位数	備考
全学科・ 学科全学年共通	専門共通 選択科目	アントレプレナ ーシップ演習Ⅰ	通年・ 30時間以上	1単位	2科目中 1科目以上 選択
		アントレプレナ ーシップ演習Ⅱ	通年・ 60時間以上	2単位	
全学科・ 学科4年	専門共通 選択科目	自己啓発型課題 学修	後期・ 30時間	1単位	2科目中 1科目以上 選択
全学科・ 学科5年	専門共通 選択科目	プログラム研究 基礎セミナー	通年・ 60時間	2単位	
全学科・ 学科4、5年	専門共通 選択科目	技術科学フロン ティア概論	(注)・ 60時間	2単位	2科目中 1科目以上 選択
		アントレプレナ ーシップ論	前期・ 30時間	2単位	
エキスパートコース					
専攻名・学年	科目区分	授業科目	開講時期・ 時間数	単位数	備考
全専攻・ 専攻科1年	専門共通 選択科目	ディベート技術 学修	第3～4学期 ・30時間	2単位	2科目中 1科目以上 選択
	専門共通 選択科目	グローバル・デ ィベート	第3～4学期 ・30時間	2単位	
	一般科目 必修科目	地域産業と技術	第1～2学期 ・30時間	2単位	コース必修
	専門共通 選択科目	知的財産権概論	第1～2学期 ・30時間	2単位	コース必修

(注) 令和8年度においては開講しません。

(令和2年度第1学年入学者適用)

ベーシックコース					
学科名・学年	科目区分	授業科目	開講時期・ 時間数	単位数	備考
全学科・ 学科全学年共通	専門共通 選択科目	アントレプレナ ーシップ演習Ⅰ	通年・ 30時間以上	1単位	2科目中 1科目以上 選択
		アントレプレナ ーシップ演習Ⅱ	通年・ 60時間以上	2単位	
全学科・ 学科4年	専門共通 選択科目	自己啓発型課題 学修	後期・ 30時間	1単位	2科目中 1科目以上 選択
全学科・ 学科5年	専門共通 選択科目	プログラム研究 基礎セミナー	通年・ 60時間	2単位	
全学科・ 学科4、5年	専門共通 選択科目	技術科学フロン ティア概論	(注)・ 60時間	2単位	3科目中 1科目以上 選択
全学科・ 学科4年	専門共通 選択科目	アントレプレナ ーシップ論	(注)・ 30時間	1単位	
全学科・ 学科5年	専門共通 選択科目	アントレプレナ ーシップ論	前期・ 30時間	2単位	
エキスパートコース					
専攻名・学年	科目区分	授業科目	開講時期・ 時間数	単位数	備考
全専攻・ 専攻科1年	専門共通 選択科目	ディベート技術 学修	第3～4学期 ・30時間	2単位	2科目中 1科目以上 選択
	専門共通 選択科目	グローバル・デ ィベート	第3～4学期 ・30時間	2単位	
	一般科目 必修科目	地域産業と技術	第1～2学期 ・30時間	2単位	コース必修
	専門共通 選択科目	知的財産権概論	第1～2学期 ・30時間	2単位	コース必修

(注) 令和8年度においては開講しません。

#### (4) コース修了要件

##### 1) ベーシックコース

以下の科目を修得

アントレプレナーシップ基礎、アントレプレナーシップ演習Ⅰ又は  
アントレプレナーシップ演習Ⅱから1科目 1～2単位

自己啓発型課題学修又はプログラム研究基礎セミナーから1科目  
1～2単位

アントレプレナーシップ論 2単位

合計4単位以上

##### 2) エキスパートコース

1) に加え以下の科目をすべて修得

ディベート技術学修、グローバル・ディベートから1科目 2単位

地域産業と技術 2単位

知的財産権概論 2単位

合計10単位以上

(令和4年度第1学年入学者適用)

##### 1) ベーシックコース

以下の科目を修得

アントレプレナーシップ基礎、アントレプレナーシップ演習Ⅰ又は  
アントレプレナーシップ演習Ⅱから1科目 1～2単位

自己啓発型課題学修又はプログラム研究基礎セミナーから1科目  
1～2単位

技術科学フロンティア概論(注)又は

アントレプレナーシップ論から1科目 2単位

合計4単位以上

##### 2) エキスパートコース

1) に加え以下の科目をすべて修得

ディベート技術学修、グローバル・ディベートから1科目 2単位

地域産業と技術 2単位

知的財産権概論 2単位

合計10単位以上

(注) 令和8年度は開講しません。

(令和3年度第1学年入学者適用)

1) ベーシックコース

以下の科目を修得

アントレプレナーシップ演習Ⅰ又は

アントレプレナーシップ演習Ⅱから1科目 1～2単位

自己啓発型課題学修又はプログラム研究基礎セミナーから1科目

1～2単位

技術科学フロンティア概論(注)又は

アントレプレナーシップ論から1科目 2単位

合計4単位以上

2) エキスパートコース

1)に加え以下の科目をすべて修得

ディベート技術学修、グローバル・ディベートから1科目 2単位

地域産業と技術 2単位

知的財産権概論 2単位

合計10単位以上

(注) 令和8年度は開講しません。

(令和2年度第1学年入学者適用)

1) ベーシックコース

以下の科目を修得

アントレプレナーシップ演習Ⅰ又は

アントレプレナーシップ演習Ⅱから1科目 1～2単位

自己啓発型課題学修又はプログラム研究基礎セミナーから1科目

1～2単位

技術科学フロンティア概論(注)、アントレプレナー論(1単位)(注)

又はアントレプレナーシップ論(2単位)から1科目 2単位

合計3単位以上

2) エキスパートコース

1)に加え以下の科目をすべて修得

ディベート技術学修、グローバル・ディベートから1科目 2単位

地域産業と技術 2単位

知的財産権概論 2単位

合計9単位以上

(注) 令和8年度は開講しません。

卒業又は修了を認定され、ベーシックコースを修めた学生には修了認定証“ベーシックコース”を、また、エキスパートコースを修めた学生には、修了認定証“エキスパートコース”を授与します。

#### (5) 履修上の注意

学科5年及び専攻科1年のコース履修希望者は、選択科目の履修届とは別に、令和8年4月17日(金)までに学生課教務入試係にコース履修届を提出してください。それ以外の学年ではコース履修届を提出する必要はありません。アントレプレナーシップ演習ⅠあるいはⅡに相当するプログラムについてはシラバスを確認すると共に、各プログラム担当者に詳細を確認してください。

## 1-4. コース別必修科目対応表

### 「学科・専攻科横断型一貫教育プログラム」コース別必修科目対応表

本校学生は、在学中に以下のコースプログラムを選択履修可能です。各コース履修希望者は、選択科目の履修届とは別に、学科5年及び専攻科1年時の4月3週目までに学生課教務入試係にコース履修届を提出して下さい。それ以外の学年ではコース履修届を提出する必要はありません。

学科名・学年	科目区分	開講時期・時間数	区分・単位数	科目名	教育プログラム名		
					システムデザインプログラム	グローバルエンジニア養成プログラム	アントレプレナーシッププログラム
全学科・全学年共通	専門共通選択科目	通年・30時間以上	選択・1単位	グローバルPBL I		○	
	専門共通選択科目	通年・60時間以上	選択・2単位	グローバルPBL II		○	
	専門共通選択科目	通年・30時間以上	選択・1単位	アントレプレナーシップ演習 I			○
	専門共通選択科目	通年・60時間以上	選択・2単位	アントレプレナーシップ演習 II			○
全学科・学科1～3年	専門共通選択科目	後期・30時間	選択・1単位	アントレプレナーシップ基礎			○
全学科・学科4年	専門共通選択科目	後期・30時間	選択・1単位	自己啓発型課題学修	◎		△
全学科・学科4、5年	専門共通選択科目	前期・30時間	選択・2単位	アントレプレナーシップ論			◎
全学科・学科5年	専門共通選択科目	通年・60時間	選択・2単位	プログラム研究基礎セミナー	◎		△
	一般科目	通年・60時間	選択・2単位	英語特講			△
	一般科目	通年・60時間	選択・2単位	中国語			△
	一般科目	通年・60時間	選択・2単位	韓国語			△
	一般科目	通年・60時間	選択・2単位	独語 II			△



「学科・専攻科横断型一貫教育プログラム」コース別必修科目対応表（令和5年度学科第1学年入学学生適用）

本校学生は、在学中に以下のコースプログラムを選択履修可能です。各コース履修希望者は、選択科目の履修届とは別に、学科5年及び専攻科1年時の4月3週目までに学生課教務入試係にコース履修届を提出して下さい。それ以外の学年ではコース履修届を提出する必要はありません。

		システムデザイン教育プログラム		グローバル・エンジニア育成プログラム		アントレプレナーシップ育成プログラム	
		教育プログラム名					
		科目区分	開講時期・時間数	区分・単位数	科目名		
ベーシックコース							
学科名・学年							
全学科・全学年共通	専門共通選択科目	通年・30時間以上	選択・1単位	グローバルPBL I		○	
	専門共通選択科目	通年・60時間以上	選択・2単位	グローバルPBL II		○	
	専門共通選択科目	通年・30時間以上	選択・1単位	アントレプレナーシップ演習 I			○
	専門共通選択科目	通年・60時間以上	選択・2単位	アントレプレナーシップ演習 II			○
全学科・学科2、3年	専門共通選択科目	後期・30時間	選択・1単位	アントレプレナーシップ基礎			○
全学科・学科4年	専門共通選択科目	後期・30時間	選択・1単位	自己啓発型課題学修		◎	△
全学科・学科4、5年	専門共通選択科目	前期・30時間	選択・2単位	アントレプレナーシップ論			◎
全学科・学科5年	専門共通選択科目	通年・60時間	選択・2単位	プログラム研究基礎セミナー		◎	△
	一般科目	通年・60時間	選択・2単位	英語特講			△
	一般科目	通年・60時間	選択・2単位	中国語			△
	一般科目	通年・60時間	選択・2単位	韓国語			△
	一般科目	通年・60時間	選択・2単位	独語II			△

		教育プログラム名			
		システムデザインプログラム	デザイン教育プログラム	ヴァンガード・エンジニア育成プログラム	
エキスパートコース					
専攻名・学年	科目区分	開講時期・時間数	区分・単位数	科目名	
全専攻・専攻科1年	専門共通選択科目	第4学期・30時間	選択・2単位	ディベート技術学修	<input type="checkbox"/>
	専門共通選択科目	第4学期・30時間	選択・2単位	グローバル・ディベート	<input checked="" type="checkbox"/>
	専門共通選択科目	第1～4学期・60時間	選択・2単位	プログラム研究特別セミナーI	<input checked="" type="checkbox"/>
	一般科目	第1～2学期・30時間	必修・2単位	地域産業と技術	<input checked="" type="checkbox"/>
	一般科目	第1学期・30時間	選択・2単位	総合英語	<input checked="" type="checkbox"/>
全専攻・専攻科2年	専門共通選択科目	第1～4学期・60時間	選択・2単位	プログラム研究特別セミナーII	<input checked="" type="checkbox"/>
	専門共通選択科目	第1～2学期・30時間	選択・2単位	知的財産権概論	<input checked="" type="checkbox"/>
	一般科目	第2学期・30時間	選択・2単位	実用英語	<input checked="" type="checkbox"/>

\*◎：コース必修、○：コース選択必修（○から1科目選択）、△：コース選択必修（△から1科目選択）、□：コース選択必修（□から1科目選択）。

\*\*各コース共通科目は複数のコースの修了要件科目にできる。

例：ディベート技術学修はシステムデザイン教育プログラム及びアントレプレナー育成プログラムおよびアントレプレナープログラムの修了要件科目だが、単位認定は1科目分のみ。

「学科・専攻科横断型一貫教育プログラム」コース別必修科目対応表（令和4年度学科第1学年入学者適用）

本校学生は、在学中に以下のコースプログラムを選択履修可能です。各コース履修希望者は、選択科目の履修届とは別に、学科5年及び専攻科1年時の4月3週目までに学生課教務入試係にコース履修届を提出して下さい。それ以外の学年ではコース履修届を提出する必要はありません。

学科名・学年	科目区分	開講時期・時間数	区分・単位数	科目名	教育プログラム名	
					システムデザインプログラム	ブライアント・エンジニアリングプログラム
全学科・全学年共通	専門共通選択科目	通年・30時間以上	選択・1単位	グローバルPBL I		○
	専門共通選択科目	通年・60時間以上	選択・2単位	グローバルPBL II		○
	専門共通選択科目	通年・30時間以上	選択・1単位	アントレプレナーシップ演習 I		○
全学科・学科3年	専門共通選択科目	通年・60時間以上	選択・2単位	アントレプレナーシップ演習 II		○
	専門共通選択科目	後期・30時間	選択・1単位	アントレプレナーシップ基礎		○
全学科・学科4年	専門共通選択科目	後期・30時間	選択・1単位	自己啓発型課題学修	◎	△
全学科・学科4、5年	専門共通選択科目	前期・30時間	選択・2単位	アントレプレナーシップ論		◇
	専門共通選択科目	後期・60時間	選択・2単位 (注)	技術科学フロンティア概論		◇
全学科・学科5年	専門共通選択科目	通年・60時間	選択・2単位	プログラム研究基礎セミナー	◎	△
	一般科目	通年・60時間	選択・2単位	英語特講		△
	一般科目	通年・60時間	選択・2単位	中国語		△
	一般科目	通年・60時間	選択・2単位	韓国語		△
	一般科目	通年・60時間	選択・2単位	独語 II		△

(注) 令和8年度においては開講しません。

		教育プログラム名			
		システムデザインプログラム	デジタル・エンジニアリングプログラム		
エキスパートコース					
専攻名・学年	科目区分	開講時期・時間数	区分・単位数	科目名	
全専攻・専攻科1年	専門共通選択科目	第4学期・30時間	選択・2単位	ディベート技術学修	<input type="checkbox"/>
	専門共通選択科目	第4学期・30時間	選択・2単位	グローバル・ディベート	<input checked="" type="checkbox"/>
	専門共通選択科目	第1～4学期・60時間	選択・2単位	プログラム研究特別セミナーI	<input checked="" type="checkbox"/>
	一般科目	第1～2学期・30時間	必修・2単位	地域産業と技術	<input checked="" type="checkbox"/>
	一般科目	第1学期・30時間	選択・2単位	総合英語	<input checked="" type="checkbox"/>
全専攻・専攻科2年	専門共通選択科目	第1～4学期・60時間	選択・2単位	プログラム研究特別セミナーII	<input checked="" type="checkbox"/>
	専門共通選択科目	第1～2学期・30時間	選択・2単位	知的財産権概論	<input checked="" type="checkbox"/>
	一般科目	第2学期・30時間	選択・2単位	実用英語	<input checked="" type="checkbox"/>

\*◎：コース必修、○：コース選択必修（○から1科目選択）、△：コース選択必修（△から1科目選択）、□：コース選択必修（□から1科目選択）、◇：コース選択必修（◇から1科目選択）。

\*\*各コース共通科目は複数のコースの修了要件科目にできる。

例：ディベート技術学修はシステムデザイン・教育プログラム及びアントレプレナー育成プログラムの修了要件科目だが、単位認定は1科目分のみ。

「学科・専攻科横断型一貫教育プログラム」コース別必修科目対応表（令和3年度学科第1学年入学学生適用）

本校学生は、在学中に以下のコースプログラムを選択履修可能です。各コース履修希望者は、選択科目の履修届とは別に、学科5年及び専攻科1年時の4月3週目までに学生課教務入試係にコース履修届を提出して下さい。それ以外の学年ではコース履修届を提出する必要はありません。

学科名・学年	科目区分	開講時期・時間数	区分・単位数	科目名	教育プログラム名	
					システムデザインプログラム	グローバルエンジニア育成プログラム
全学科・全学年共通	専門共通選択科目	通年・30時間以上	選択・1単位	グローバルPBL I		○
	専門共通選択科目	通年・60時間以上	選択・2単位	グローバルPBL II		○
	専門共通選択科目	通年・30時間以上	選択・1単位	アントレプレナーシップ演習 I		○
	専門共通選択科目	通年・60時間以上	選択・2単位	アントレプレナーシップ演習 II		○
全学科・学科4年	専門共通選択科目	後期・30時間	選択・1単位	自己啓発型課題学修	◎	△
全学科・学科4、5年	専門共通選択科目	前期・30時間	選択・2単位	アントレプレナーシップ論		◇
	専門共通選択科目	(注)・60時間	選択・2単位	技術科学フロンティア概論		◇
全学科・学科5年	専門共通選択科目	通年・60時間	選択・2単位	プログラム研究基礎セミナー	◎	△
	一般科目	通年・60時間	選択・2単位	英語特講		△
	一般科目	通年・60時間	選択・2単位	中国語		△
	一般科目	通年・60時間	選択・2単位	韓国語		△
	一般科目	通年・60時間	選択・2単位	独語 II		△

(注) 令和8年度においては開講しません。

		教育プログラム名	
		システムデザイン教育プログラム	ワンキャンピング・エンジニアリングプログラム
		システムデザイン教育プログラム	ワンキャンピング・エンジニアリングプログラム
エキスパートコース			
専攻名・学年	科目区分	開講時期・時間数	区分・単位数
科目名	科目名		
全専攻・専攻科1年	専門共通選択科目	第3～4学期・30時間	選択・2単位
	専門共通選択科目	第3～4学期・30時間	選択・2単位
	専門共通選択科目	第1～4学期・60時間	選択・2単位
	一般科目	第1～2学期・30時間	必修・2単位
	一般科目	第1学期・30時間	選択・2単位
全専攻・専攻科2年	専門共通選択科目	第1～4学期・60時間	選択・2単位
	専門共通選択科目	第1～2学期・30時間	選択・2単位
	一般科目	第2学期・30時間	選択・2単位

\*◎：コース必修、○：コース選択必修（○から1科目選択）、△：コース選択必修（△から1科目選択）、□：コース選択必修（□から1科目選択）、◇：コース選択必修（◇から1科目選択）。

\*\*各コース共通科目は複数のコースの修了要件科目にできる。

例：ディベート技術学修はシステムデザイン教育プログラム及びアントレプレナー育成プログラムの修了要件科目だが、単位認定は1科目分のみ。

「学科・専攻科横断型一貫教育プログラム」コース別必修科目対応表（令和2年度学科第1学年入学者適用）

本校学生は、在学中に以下のコースプログラムを選択履修可能です。各コース履修希望者は、選択科目の履修届とは別に、学科5年及び専攻科1年時の4月3週目までに学生課教務入試係にコース履修届を提出して下さい。それ以外の学年ではコース履修届を提出する必要はありません。

学科名・学年	科目区分	開講時期・時間数	区分・単位数	科目名	教育プログラム名	
					システムデザインプログラム	グローバルアントレプレナー育成プログラム
全学科・全学年共通	専門共通選択科目	通年・30時間以上	選択・1単位	グローバルPBL I		○
	専門共通選択科目	通年・60時間以上	選択・2単位	グローバルPBL II		○
	専門共通選択科目	通年・30時間以上	選択・1単位	アントレプレナーシップ演習 I		○
	専門共通選択科目	通年・60時間以上	選択・2単位	アントレプレナーシップ演習 II		○
全学科・学科4年	専門共通選択科目	後期・30時間	選択・1単位	自己啓発型課題学修	◎	△
	専門共通選択科目	(注)・30時間	選択・1単位	アントレプレナーシップ論		◇
全学科・学科4、5年	専門共通選択科目	(注)・60時間	選択・2単位	技術科学フロンティア概論		◇
	専門共通選択科目	前期・30時間	選択・2単位	アントレプレナーシップ論		◇
全学科・学科5年	専門共通選択科目	通年・60時間	選択・2単位	プログラム研究基礎セミナー	◎	△
	一般科目	通年・60時間	選択・2単位	英語特講		△
全学科・学科5年	一般科目	通年・60時間	選択・2単位	中国語		△
	一般科目	通年・60時間	選択・2単位	韓国語		△
全学科・学科5年	一般科目	通年・60時間	選択・2単位	独語 II		△

(注) 令和8年度においては開講しません。

エキスパートコース		教育プログラム名					
専攻名・学年	科目区分	開講時期・時間数	区分・単位数	科目名	システムデザイン教育プログラム	デザイン教育プログラム	アントレプレナー育成プログラム
全専攻・専攻科1年	専門共通選択科目	第3～4学期・30時間	選択・2単位	ディベート技術学修	□		□
	専門共通選択科目	第3～4学期・30時間	選択・2単位	グローバル・ディベート	□	◎	□
	専門共通選択科目	第1～4学期・60時間	選択・2単位	プログラム研究特別セミナーⅠ	◎		
	一般科目	第1～2学期・30時間	必修・2単位	地域産業と技術			◎
	一般科目	第1学期・30時間	選択・2単位	総合英語		◎	
全専攻・専攻科2年	専門共通選択科目	第1～4学期・60時間	選択・2単位	プログラム研究特別セミナーⅡ	◎		
	専門共通選択科目	第1～2学期・30時間	選択・2単位	知的財産権概論			◎
	一般科目	第2学期・30時間	選択・2単位	実用英語		◎	

\*◎：コース必修、○：コース選択必修（○から1科目選択）、△：コース選択必修（△から1科目選択）、□：コース選択必修（□から1科目選択）、◇：コース選択必修（◇から1科目選択）。

\*\*各コース共通科目は複数のコースの修了要件科目にできる。

例：ディベート技術学修はシステムデザイン教育プログラム及びアントレプレナー育成プログラムの修了要件科目だが、単位認定は1科目分のみ。

## 2. AIR Tech エンジニア育成プログラム概要

### (1) AIR Tech エンジニア育成プログラム概要

本校では、今後の新産業創出で分野を問わず必須となる人工知能 (AI)・モノのインターネット (IoT)・ロボット技術 (RT) のそれぞれの頭文字をとってAIR Techと命名しました。このAIR Techを文字通り空気のように当たり前の技術として身につけた人材であるAIR Techエンジニアの育成を目的として、「デジタルネイティブ世代へのリテラシー教育」から「分野横断型チームによる社会実装プロジェクトを通じたエキスパートの育成」までの一貫した全学的プログラムを実施しています。本プログラムを履修することで、日本政府の求めるAI人材／IT人材としての素養を身に付けることができ、第4次産業革命と呼ばれるAIやIoTによって産業の形態が変化していく現代社会において、自身の価値を発揮しながら社会に貢献するような働き方ができるようになるでしょう。

本プログラムは、AIR Techの基礎的素養を学ぶ「リテラシーコース」と、AIR Techを応用するための基礎を学ぶ「ベーシックコース」、応用するための基礎に加えて課題解決能力を習得するための「ベーシックコースプラス」から構成されています。いずれも学科の5年間で修了するコースです。各コースプログラムは学科ごとにカリキュラムが定められており、全ての学科の学生が履修する事が可能です。

### (2) コース詳細と履修上の注意

コースの詳細は以下の通りです。

#### 1) リテラシーコース

AIR Techの基礎的素養としてAIの概要や歴史、AI活用における注意点などを学び、確率や統計学といったデータを扱うための基礎である数学を習得する。

#### 2) ベーシックコース

AIR Techを応用するための基礎として、リテラシーに加えてプログラミングの基礎知識や技能、IoTについての基本的な事項、および機械学習や深層学習といったAIの中心的な手法についての理論の学習を行う。

#### 3) ベーシックコースプラス

応用するための基礎に加えてAIR Techを実課題に適用できるエンジニアの素養の1つとして課題解決能力を育成するため、学科横断のチームで企業の課題の解決案を立案する活動に取り組む。

AIR Techエンジニア育成プログラムは授業科目の履修に係る通常の登録手続きの他に、特別の手続きを必要としません。次節に示す各コースの必修科目を全て修得することが修了要件となります。

### (3) コース必修科目一覧

各コースの必修科目は以下の通りです。(令和8年度開講分)

リテラシーコース					
学科名・学年	科目区分	科目名	開講時期・時間数	単位数	備考
全学科・1年	必修科目	基礎情報処理	通年・60時間	2単位	
全学科・3年	必修科目	確率	後期・30時間	1単位	
全学科・5年	必修科目	統計学	前期・30時間	1単位	
ベーシックコース					
学科名・学年	科目区分	科目名	開講時期・時間数	単位数	備考
全学科・1年	必修科目	基礎情報処理	通年・60時間	2単位	
全学科・2年	必修科目	代数幾何	通年・60時間	2単位	
全学科・2年	必修科目	微分積分Ⅰ	後期・60時間	2単位	
全学科・3年	必修科目	微分積分Ⅱ	通年・60時間	2単位	
全学科・3年	必修科目	確率	後期・30時間	1単位	
全学科・5年	必修科目	統計学	前期・30時間	1単位	
全学科・5年	選択科目	データ通信工学	前期・30時間	2単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子制御工学 科開講他学科 開放選択科目</li> <li>・学修単位科目</li> </ul> ※本科目は、令和6年度以降入学者について、教育課程変更により、コース必修科目から変更予定。

機械工学科 ・2年	必修科目	情報処理	通年・ 60時間	2単位	
機械工学科 ・3年	必修科目	機械工学実 験実習Ⅲ	通年・ 90時間	3単位	
電気電子シ ステム工学 科・2年	必修科目	プログラミ ング	通年・ 60時間	2単位	
電気電子シ ステム工学 科・2年	必修科目	ものづくり 技術実習Ⅱ	通年・ 90時間	3単位	
電子制御工 学科・2年	必修科目	情報処理Ⅰ	通年・ 60時間	2単位	
電子制御工 学科・2年	必修科目	電子制御工 学実験Ⅱ	通年・ 90時間	3単位	
物質工学科 ・4年	必修科目	情報処理Ⅱ	後期・ 30時間	1単位	
物質工学科 ・4年	必修科目	物質工学実験	前期・ 60時間	2単位	
環境都市工 学科・2年	必修科目	情報処理Ⅰ	通年・ 60時間	2単位	
ベーシックコースプラス					
学科名・ 学年	科目区分	科目名	開講時期 ・時間数	単位数	備考
全学科・ 5年	専門共通 選択科目	プログラム 研究基礎セ ミナー	通年・ 60時間	2単位	※他にもベーシ ックコースの 修了要件を満 たす必要があ る。

今後の社会情勢の変化も逐一取り入れながら、各種コースの充実化を予定しています。

## IV. 生産システム・環境工学プログラム

1. はじめに
2. JABEE認定制度について
3. 技術士について
4. JABEE認定への取り組み
5. 教育理念・教育目標
6. JABEE認定基準について
7. プログラム履修者の決定について
8. 科目構成と履修についての注意
9. 学生自身の達成度点検と学習への反映

付録 学習・教育到達目標とJABEE認定基準 共通基準  
基準1・2で要求される知識・能力との対応

## IV. 生産システム・環境工学プログラム

### 1. はじめに

長岡高専では、学科4年、5年及び専攻科1年、2年の4年間のカリキュラムで構成される技術者教育プログラム「生産システム・環境工学」を設けています。

この技術者教育プログラムは、日本技術者教育認定機構（Japan Accreditation Board for Engineering Education:略称JABEE）の「工学（融合複合・新領域）及び関連のエンジニアリング分野」の基準にも対応しており、本校では平成18年5月にJABEE認定されました。

### 2. JABEE認定制度について

JABEE認定制度とは、専攻科を持つ高専や大学などの高等教育機関で実施されている技術者教育が、社会の要求水準を満たしているかどうかを外部機関が公平に評価し、要求水準を満たしている教育プログラムを認定する専門認定制度です。

JABEE認定された教育プログラムの修了者は、技術士としての基礎的な学力を有していると判断され、技術士第一次試験の学科試験が免除されます。これにより技術士の基礎資格である「修習技術者」の資格が得られます。

### 3. 技術士について

「技術士」は、「技術士法」に基づいて行われる国家試験（技術士第二次試験）に合格し、文部科学省に登録した人だけに与えられる称号です。国はこの称号を与えることにより、その人が科学技術に関する高度な応用能力を備えていることを認定することになります。

一方、「技術士補」は、同じく「技術士法」に基づく国家試験（技術士第一次試験）に合格し、登録した人だけに与えられる称号です。技術士補は、技術士となるのに必要な技能を修習するため、技術士を補助することになっています。

技術士補となる資格の特例として「認定された教育課程の修了者」とあり、これは「大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうち、その修了者が第一次試験の合格と同等であるとして文部科学大臣が指定したものを修了した者」とのことです。JABEE認定されたプログラムの修了者はこれに相当します。

技術士の仕事は、科学技術の高度な専門応用能力を必要とする事項について、

計画・研究・設計・分析・試験・評価、又はこれらに関する指導業務であり、科学技術のコンサルタント業務にあたります。

#### 4. JABEE認定への取り組み

本校では、以前よりカリキュラムの改訂や教育方法の改善等に努めてきましたが、平成12年4月に専攻科が設置されたのを機に、JABEE認定を目指して準備をしてきました。平成16年度には、機械工学科、電気工学科、電子制御工学科、物質工学科、環境都市工学科の学科5学科の4、5学年と、電子機械システム工学専攻、物質工学専攻、環境都市工学専攻の専攻科3専攻の1、2学年の合計4年間の課程をもとに、4つの学年に在籍するすべての学生を対象とした「生産システム・環境工学」プログラムを設けました。また、このプログラムに対する審査を平成17年度に受けました。

#### 5. 教育理念・教育目標

長岡高専では、「人類の未来をきりひろく、感性ゆたかで実践力のある創造的技術者の育成」を教育理念として掲げ、さらに以下の7項目からなる教育目標を設定しています。

- (A) 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観をもった技術者の育成
- (B) すぐれたコミュニケーション能力と国際的視野をもち、多様な価値観を理解できる技術者の育成
- (C) 早期技術者教育の特長を生かし、科学と技術の基礎を身につけた、健全で創造性ゆたかな技術者の育成
- (D) 工学の専門知識とものづくりのスキルをかね備え、情報技術を駆使できる技術者の育成
- (E) 多面的思考力と計画力をもち、課題の解決と技術の開発を実行できる技術者の育成
- (F) 地域の産業と社会に連携し、時代の要請に応えられる実践力のある技術者の育成
- (G) 自発的学習能力を身につけ、継続的に自己啓発のできる技術者の育成

この7つの教育目標をさらに具体化すると、P.9に示す学習・教育到達目標となります。

学習・教育到達目標（具体化された目標）は、プログラム履修者が在学中に学習した成果としてできなければならない（できるようになる必要がある）き

わめて重要な内容です。目標の一つひとつの内容を十分に理解して、日々の学習に反映させてください。

## 6. JABEE認定基準について

JABEEは4つの認定基準（1～4）を定めており、基準1. 2には、次の9項目の学習・教育到達項目が掲げられています。本校の「生産システム・環境工学プログラム」がJABEEの認定を受けようとするれば、本校の学習・教育到達目標がそれらと対応していなければなりません。また、本校の教育プログラムが、「工学（融合複合・新領域）及び関連のエンジニアリング分野」で審査を受けるため、次の分野別要件をも満たす必要があります。本校の設定した教育プログラムは、P.83の表に示すとおり、これらの要件をすべて満たしていますので、心配なく勉学に励んでください。

### 基準1. 2

- (a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
- (b) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者の社会に対する貢献と責任に関する理解（技術者倫理）
- (c) 数学、自然科学及び情報技術に関する知識とそれらを応用する能力
- (d) 当該分野において必要とされる専門的知識とそれらを応用する能力
- (e) 種々の科学、技術及び情報を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
- (f) 論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力
- (g) 自主的、継続的に学習する能力
- (h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力
- (i) チームで仕事をするための能力

### 分野別要件

本プログラムの修了生が修得すべき知識・能力は以下のとおりです。

#### (1) 基礎工学の知識・能力

基礎工学の内容は、①設計・システム系科目群、②情報・論理系科目群、③材料・バイオ系科目群、④力学系科目群、⑤社会技術系科目群の5群からなり、各群から少なくとも1科目、合計6科目についての知識と能力

#### (2) 専門工学の知識・能力

- a) 専門工学（工学（融合複合・新領域）における専門工学の内容は申請高等教育機関が規定するものとする）の知識と能力
- b) いくつかの工学の基礎的な知識・技術を駆使して実験を計画・遂行し、データを正確に解析し、工学的に考察し、かつ説明・説得する能力

- c) 工学の基礎的な知識・技術を統合し、創造性を発揮して課題を探索し、組み立て、解決する能力
- d) (工学) 技術者が経験する実務上の問題点と課題を理解し、適切に対応する基礎的な能力

## 7. プログラム履修者の決定について

本校の「生産システム・環境工学プログラム」は、学科4年、5年と専攻科1年、2年の4年間の課程として設定されています(図1)。

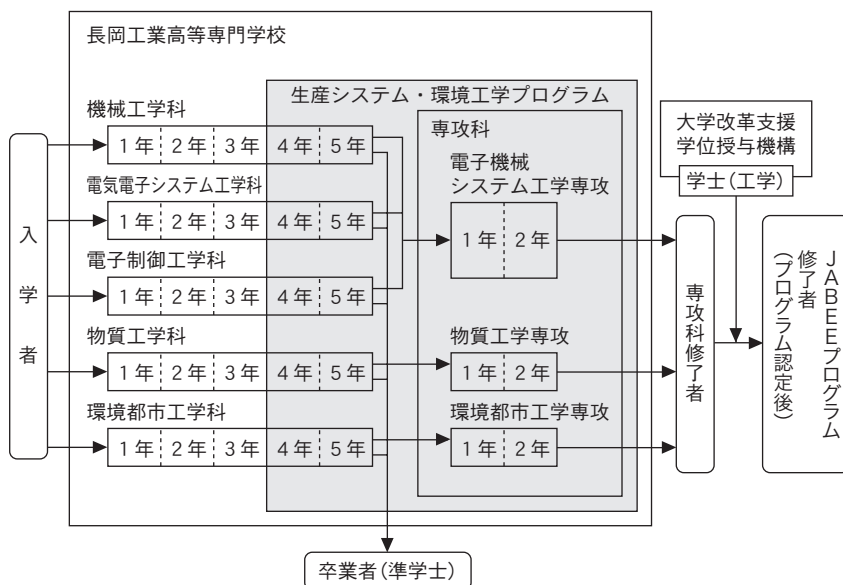


図1 長岡高専の学科・専攻科における教育と「生産システム・環境工学プログラム」の関係

専攻科入学生の全員から「プログラム履修確認書」を提出してもらい、教育プログラム履修者と決定します。

## 8. 科目構成と履修についての注意

本教育プログラムでの履修科目は、学科と専攻科をあわせた4年間の一般科目と専門科目からなり、教育プログラムにおける授業の流れと学習・教育到達目標との関係を学科別に示します(P.11～21 表1-1～1-5)。

本教育プログラム修了者になるためには、以下の（１）～（４）の４点を満たしている必要があります。なお、修了の要件（１）～（４）のうち、（４）のみを満たすことのできなかつた者が、専攻科修了後に学士（工学）の学位を取得し、プログラム修了の認定を申請した場合は、学位を取得した日をもってプログラムの修了を認定します。

（１）在学年数

学科第４学年から専攻科第２学年までの４年間にわたって在学すること。

（２）単位数の修得

本教育プログラムでの履修科目から124単位以上を修得し、かつ、専攻科の修了に必要な単位数（P.157及びP.247の規定を参照）を修得すること。この要件は、各学科・専攻における「学習・教育到達目標を達成するために必要な授業科目の流れ」の中の授業科目で満たす必要があります。

（進級要件にならない授業科目、外国人留学生のみが受講することを前提としている科目は、本教育プログラムの履修科目の対象外ですので、履修の際は注意してください。）

（３）本教育プログラムにおける工学の基礎となる授業科目（基礎工学）の修得  
基礎工学の内容について、

- ①設計・システム系科目群
- ②情報・論理系科目群
- ③材料・バイオ系科目群
- ④力学系科目群
- ⑤社会技術系科目群

の各群から少なくとも１科目、合計で最低６科目を修得すること。各学科・専攻において基礎工学とする授業科目は、P.251に示す別表のとおりです。

（４）学士（工学）の学位の取得

また、学習・教育到達目標を達成するために、次の（ア）～（カ）をも考慮する必要があります。

（ア）学習・教育到達目標（A）を達成するために、「科学哲学」と「大気水圏環境科学」の単位を修得すること。

（イ）学習・教育到達目標（B）を達成するために、「総合英語」又は「実用英語」のいずれかの単位を修得すること。

（ウ）学習・教育到達目標（C）の⑤社会技術系科目群を達成するために、「知的財産権概論」又は「地震防災計画学」のいずれかの単位を修得すること。なお、環境都市工学専攻以外の学生は、大学改革支援・学位授与機構における「学士」の学位取得に必要な修得科目に「地震防災計画

学」を含めることは出来ません。（専攻科の修了要件の単位とすることは出来ます。）

- (エ) 学習・教育到達目標（D）を達成するために、「生産システム工学」と「環境エネルギー工学」の単位を修得すること。
- (オ) 学習・教育到達目標（E）を達成するために、専攻科専門科目の「特別実験」の単位を修得すること。
- (カ) 学習・教育到達目標（F）を達成するために、「地域産業と技術」と「学外実習」の単位を修得すること。

## 9. 学生自身の達成度点検と学習への反映

学生は単位取得状況及び学習保証時間数を自分で把握するために、以下のとおり各種点検表の作成、ファイリングを行ってください。

- (1) 個人別点検ファイルの作成：毎年4月当初に教育プログラム履修者に対しクリアファイルを配付します。このクリアファイルにはシラバス、学習・教育到達目標、試験答案などを保管し、各自の個人別点検ファイル（学習ポートフォリオ）として利用してください。
- (2) 試験答案・レポートのファイル化：各科目の試験答案・レポートを個人別点検ファイルに保管し、適宜、到達度を点検してください。
- (3) 卒業研究、専攻科特別研究の自主的学習成果のファイル化：学会発表成果（要旨等）を個人別点検ファイルにファイリングしてください。最終的には、まとめて指導教員に提出してください。
- (4) 単位の取得状況等の確認：専攻科1、2学年に対し単位修得状況及び学習・教育到達目標ごとの達成度を確認するための集計表（電子ファイル）を配布しますので、各自で修得科目単位数及び達成度を把握してください。

学習・教育到達目標と JABEE 認定基準 共通基準 基準 1. 2 で要求される知識・能力との対応

記号	キーワード	大項目	小項目	JABEE 基準 1・2																		
				(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)										
A	人間性と倫理観	人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観を持った技術者の育成	(A1) 人文・社会科学に関する知識を、専門分野の課題の解決・分析に応用できる。	○	◎																	
			(A2) 工業技術が社会、自然環境や人間に及ぼしている影響を、分析できる。	○	◎																	
			(A3) 工業技術が地球環境に及ぼしている影響について、技術者倫理に照らして対応策を提案できる。	◎	◎																	
B	コミュニケーション能力と国際的視野	すぐれたコミュニケーション能力と国際的視野をもつ、多様な価値観を理解できる技術者の育成	(B1) 論理的な文章作成により、複雑な事象の本質を要約・整理、構造化できる。									◎										
			(B2) 日本語による科学技術の報告書の作成及び発表により、成果等を対象者によらず適切に伝え、討論できる。										◎									
			(B3) 異なる文化的背景を持つ多様な国際文化を理解し、多様な人々とコミュニケーションを行うことができる。	○									◎									
			(B4) 英語のコミュニケーション能力として基本的な読み取り、聞き取りができ、主張や根拠を比較・分析できる。																			
C	科学と技術の基礎知識	早期技術者教育の特長を生かし、科学と技術の基礎を身につけた、健全で創造性ゆたかな技術者の育成	(C1) 工学の基礎となる数学、物理学、その他の自然科学の内容に関する発展的な問題を解くことができる。								◎											
			(C2) 工学の基礎知識が、技術の分野でどのように応用されているかを分析できる。										◎									
			(C3) 基礎工学の知識を、専門分野の課題の解決・分析に応用できる。											◎								
D	専門知識と応用力	工学の専門知識とものづくりのスキルをかね備え、情報技術を駆使できる技術者の育成	(D1) 専門工学のさまざまな知識を応用して、専門分野の課題の解決を遂行できる。									◎										
			(D2) 装置やソフトウェアなどの工学的ツールを応用して、専門分野の課題の解決を遂行できる。										◎									
			(D3) ものづくりのために実験・実習で身につけた技術・能力を応用して、専門分野の課題の解決を遂行できる。											◎								
			(D4) 問題を解決するために必要な情報収集、解析のための情報技術を応用して、専門分野の課題の解決を遂行できる。											◎	◎							
E	課題解決と技術開発	多面的思考力と計画力をもち、課題の解決と技術の開発を実行できる技術者の育成	(E1) 自然科学、基礎工学、専門工学の知識を総合的に利用し、工学的課題を解決することができる。																◎			
			(E2) あらゆる制約（時間、設備、資金、人的・物的資源など）を考慮しながら、課題を解決するための計画を作成し、実行策を検討することができる。																		◎	
			(E3) 異なる技術分野を理解し、自分の得意とする専門分野の知識とあわせて、状況に応じてチームでも技術的課題を解決できる。												◎						◎	
F	地域連携と実践力	地域の産業と社会に連携し、時代の要請に応えられる実践力のある技術者の育成	(F1) 企業等での実習体験を通して、地域社会と産業界の要求を分析できる。									○							◎			
			(F2) 自分が身に付けた技術的な知識や能力が、地域社会と産業界の要求に対してどのように活用できるかを分析できる。											○							◎	
G	継続的自己啓発	自発的学習能力を身につけ、継続的に自己啓発のできる技術者の育成	(G1) 工学の専門分野における技術的な動向について分析できる。																	◎		
			(G2) 工学的な問題を発見して、その解決に必要な情報や資料を収集し、情報活用・発信できる。																			◎
			(G3) 技術的な問題の解決のために、計画して、実施して、その活動を評価し、改善策を提案できる。																			◎
<b>JABEE 基準 1・2</b>																						
(a)	地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養																					
(b)	技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者の社会に対する貢献と責任に関する理解																					
(c)	数学、自然科学及び情報技術に関する知識とそれらを用いる能力																					
(d)	当該分野において必要とされる専門的知識とそれらを用いる能力																					
(e)	種々の科学、技術及び情報を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力																					
(f)	論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力																					
(g)	自主的、継続的に学習する能力																					
(h)	与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力																					
(i)	チームで仕事をするための能力																					

## V. 学生生活関係（福利厚生）

1. 学生生活上の心得
2. 授業料免除制度等
3. 奨学制度
4. 健康診断
5. 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
災害共済給付制度
6. 団体学生総合保険
7. 海外旅行保険・危機管理支援サービス
8. 学生相談室
9. キャリア支援室
10. 課外活動
11. 課外教育活動施設以外の施設の使用
12. 主な学校行事
13. 個人情報の取扱いについて
14. その他

## V. 学生生活関係（福利厚生）

### 1. 学生生活上の心得

学生は、勉学に励むことはもちろん、学校生活を通じて規則正しい生活習慣と社会性を身につけるよう心掛けることが大切です。下記事項に留意し、学生生活を送ってください。もし、事故や困ったことが発生したら必ず学級担任（専攻科生は指導教員）もしくは学生課学生係（Tel 0258-34-9332）に連絡してください。

#### 1) 学生証

学生証は、本校の学生であることを証明する重要な身分証明書です。通学期乗車券や学割乗車券の購入、本校図書館の利用、学生課設置の証明書自動発行機の利用など、様々な場面で必要となります。

本校では、令和7年度より、全学生（休学者を含む）及び保護者等様向けのデジタル学生証・保護者証アプリを導入いたしました。保護者等様は2名まで登録可能ですが、必ず1名以上のご登録をお願いいたします。

なお、既にお手持ちの紙の学生証は、有効期限まで引き続きご利用いただけます。

このスマートフォンアプリでは、出席登録や欠席連絡ができるほか、プッシュ通知機能により本校からの重要なお知らせを配信いたします。

学生証アプリのご利用にあたっては、利用料をご負担いただくこととなります。授業料等と合わせて、学生お一人につき年間2,640円を納付いただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 2) マイナ保険証（マイナンバーカード）

医療機関を受診する場合、マイナ保険証が必要になります。特に寮生や親元を離れて生活する学生は、必ずマイナ保険証を携帯してください。また、体育大会や合宿研修等で学校を離れる場合は、必ずマイナ保険証の原本を持参してください。

#### 3) 学校からの伝達事項

学校から学生に対する伝達事項は、4号館1階の学生用連絡掲示板に掲示します。学生は、登下校時には、必ず掲示板を見るよう習慣をつけ、見落としのないよう注意してください。なお、緊急を要する場合は安否情報システム（ANPIC）、また、校内放送、電子メール・Teamsも連絡に使用します。電子

メール・Teamsは、本校総合情報処理センターが在学生に交付するメールアドレス宛に送信します。放送の聞き逃し、連絡の確認漏れがないように注意してください。

#### 4) ショートホームルーム (S.H.R)

学科第1～5学年においては、ホームルームとなっている講義室で、毎週月曜日の8:40～8:50にショートホームルーム (S.H.R) を実施します。ショートホームルームでは、学級担任から連絡事項の伝達やクラス内での話し合いを行います。学生はショートホームルームに遅刻することなく登校してください。なお、月曜日が休日の場合は、ショートホームルームは実施しません。

#### 5) 所有物の管理、遺失物等

現金・貴重品類は、自分の責任で管理し、日ごろから盗難防止に心掛けることが重要です。遺失・盗難を防ぐためにも、無用な現金・貴重品などの私物は校内に持ち込まないようにしてください。また、私物を校内に置く場合は、ホームルームなどに放置せず、ロッカーなど鍵の掛かる場所に保管するようにしてください。校内で持ち物を紛失したり、拾得したりした場合には、速やかに学生課に届け出てください。届けられた拾得物は、学生課で保管しますので、心当たりのある学生は学生課へ問い合わせてください。拾得後3か月経過した物は処分します。

#### 6) 服装

本校の学生としての体面を保つような服装を心掛けてください。特に学校行事等で外出する場合は、その場にふさわしい服装をし、また、体育、実験、実習等の際は定められた服装をしてください。

#### 7) デジタル機器

スマートフォン、携帯電話の校内持ち込みは制限していませんが、授業中は電源を切るかマナーモードにし、授業の妨げにならないよう注意してください。歩きスマホ・運転中のスマホは厳禁です。スマートフォン、携帯電話、タブレット、ノートパソコン等の充電に、校内のコンセントを使用しないでください。

また、SNS (ソーシャルネットワーキングサービス、X (旧Twitter)、Instagram、LINEなど) におけるプライバシーの侵害や名誉棄損などが社会問題となっています。SNSの使用に関しては、法令及び長岡工業高等専門学校ソーシャルメディアガイドラインに従ってください。

## 8) いじめの防止

いじめとは、学生が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の学生が行う心理的および物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいいます。これは人権侵害・犯罪行為です。いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。全ての学生はいかなる理由があろうともいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置しないでください。

## 9) ハラスメントの防止

学校ハラスメント（主にセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント）は、教育環境における不適切な言動や行為であり、精神的・身体的な苦痛を引き起こす深刻な問題です。これは「いじめ」と似ていますが、行った側の立場や行為の性質によって異なる場合があります。教職員の言動によるものだけではなく、学生が教職員や他の学生に対して行う行為も該当します。学生もハラスメント行為を行ってはなりません。

## 10) 飲酒・喫煙

20歳未満の者の飲酒、喫煙は法律で禁止されています。20歳以上の学生であっても、校内（寮を含む）及び学校周辺の道路上（禁止区域）における飲酒・喫煙は禁止されています。酒類にはノンアルコール・料理用のアルコール分1%以上の調味料、空き缶瓶を含み、また、タバコには電子タバコ（ニコチンの有無に関わらない）、タバコの空き箱を含みます。

## 11) アルバイト

本科生の長期休業期間以外のアルバイトは原則禁止しています。ただし、やむを得ない事情がある場合には、保護者と相談の上、アルバイトを行うことができます。本科1～3学年は、アルバイト届（保護者同意書含む）を学生課学生係に提出してください。寮生は寮務主事の押印も必要です。本科4学年以上の届出は不要です。

なお、アルバイトを行うに当たっては、本科生・専攻科生を問わず、次の留意事項を守ってください。

### 【留意事項】

- ・学生は、学業に専念しなくてはなりません。いずれの学年も試験2週間前から試験期間中は禁止です。また、学業成績低下等の学生生活上好ましからぬ状況が起きたときは、一時アルバイトを休止してください。
- ・アルバイトを行うことによる欠席や学業成績低下、生活習慣の乱れ等が生じた場合は、アルバイトの休止を含めて責任を持って保護者等が家庭指導を行ってください。また、アルバイト先で生じたトラブル等については、保護者等が一切の責任を負って対処してください。
- ・行き過ぎたアルバイトは学業や心身の発達に支障をきたすので十分注意してください。本科1～3学年については21時までに帰宅してください。本科4学年以上は22時以降禁止とします。
- ・アルバイトをする場合は作業の危険性、職場の風紀等に留意して職種を決めてください。風俗営業・酒場や居酒屋など（訪問客の多くが飲酒する飲食店）・危険度の高いと認められるところ、車の運転を伴うものは禁止とします。
- ・本科1学年は夏季休業以降の長期休業期間、本科2～3学年は土日祝日及び長期休業期間を、届出ができる期間とします。複数の年度を跨ぐ場合は毎年度提出してください。
- ・留学生がアルバイトを行う場合は、事前に学生係で条件を確認してください。
- ・無届、虚偽記載によるアルバイトや、上記の留意事項が守られていない場合は、学生支援委員会の指導対象となります。

## 12) 事故対応

自動車・自動二輪車・自転車などを運転する際は事故を起こさぬよう、また、事故に巻き込まれないように十分注意してください。事故を起こしたり、事故に遭った場合には、すぐに警察・救急、家族に連絡後、学級担任又は学生課学生係に連絡してください。担任、学生係のいずれにも連絡が取れないときは、学校の代表番号に連絡してください。

## 13) 車両通学

無許可での車両通学や通学時に他の学生を同乗させるなどの行為及び許可なく学生が運転する車両の校内乗り入れは禁止されています。また、保護者による送迎時に片道だけ学生が運転することは絶対にしないでください。学校近くの悠久山公園駐車場や周辺道路等に無断駐車して登校することもしないでください。通学時及び校内での特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の使用（持ち込み含む）は禁止します。違反行為が繰り返される場合、指導及び懲戒の対象となります。

車両〔自転車、自動二輪車（原動機付自転車を含む／以下同じ）、自動車〕による通学は、以下のとおり申請が必要です。許可された学生は交通法規を守り、常に交通安全を心掛けて通学してください。

#### ①自転車通学

学校指定のステッカーを貼った自転車のみ通学に使用できます。自転車通学を希望する学生は学生課学生係に自転車用ヘルメットを提示のうえ申し出て、許可を得てください。ステッカーは毎年度当初（※）に配付します。年度の途中で自転車通学を始める場合や、通学用自転車を変更する場合にも、学生課学生係に申し出てください。（※ステッカーは毎年度更新しますので、必ず新しいステッカーを貰い、貼ってください。）

なお、「新潟県自転車の安全で適正な利用促進に関する条例」が制定され、令和4年10月1日から自転車賠償責任保険等への加入が義務化されました。また、改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。自転車利用者は、乗車時にはヘルメットを着用してください。

#### ②自動二輪車・自動車通学

自動二輪車・自動車を使用しなければ通学が困難であり、かつ一定の条件を満たしている学生に、審査の上、許可しています。許可条件及び手続きについては、「長岡工業高等専門学校学生の車両通学に関する要項」（P.283）を参照してください。

### 14) 電話の取りつき

電話の取りつきは、緊急の場合以外は行いません。家族等に緊急で連絡を取りたい（連絡手段がない）場合は、学生課窓口（窓口が開いていない場合は1号館1階守衛室）に申し出てください。

### 15) 海外渡航の届出（私事渡航）

長期休業期間等を利用し、私的に海外渡航する際は、「海外渡航届（私事渡航）」を渡航する前日までに学生課学生係に提出してください。

### 16) 立ち入り禁止

校内（寮を含む）でのフードデリバリーの使用は禁止されています。学外の者や業者（各種デリバリーの配達員を含む）を学校に許可なく無断で学校構内（寮を含む）に立ち入らせることは絶対にしないでください。

寮生以外の者の寮内への立ち入りについては寮生の手引き「1.4.15 寮生以外の者の寮内への立ち入り」に従ってください。

## 2. 授業料免除制度等

### 1) 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付奨学金）

高等教育の修学支援新制度とは、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、本科4年生以上（大学の学部生相当）を対象とした授業料・入学料の減免や、日本学生支援機構による給付型奨学金の支給が行われる制度です。住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生で且つ学修意欲が認められる学生が対象となります。

特別な事情（学資負担者が死亡・風水害の被害等）がない場合に授業料・入学料の減免を受けるには、給付奨学金の申請が必要です。日本学生支援機構給付奨学金の支援対象者は授業料・入学料の減免対象者となります。給付奨学金の受給を申請すると、日本学生支援機構で申請者の家計状況を確認し、ⅠからⅣの支援区分（または支援対象外）が決定されます。

なお、令和7年度から、修学の支援に関する法律の一部が改正され、多子世帯（扶養する子どもの数が3人以上）に対する授業料・入学料免除の対象が大幅に拡充されました。支援区分Ⅱ～Ⅳと判定された場合で且つ多子世帯と判定された場合、授業料は一律全額免除となります。それぞれの支援区分に応じた給付奨学金の支給額と授業料・入学料の減免額については、日本学生支援機構と本校公式ホームページよりご確認ください。

### 2) 入学料免除

次のいずれかに該当する場合に本人の申請に基づき選考のうえ、入学料の全額又は一部を免除します。

- ① 第4学年編入学生、専攻科生及び私費留学生において、経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ学業成績が優秀と認められた場合。
- ② 入学前1年以内において、学科、専攻科に入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合など特別な事情により納付が著しく困難な場合。

### 3) 入学料徴収猶予

次のいずれかに該当する場合に本人の申請に基づき選考のうえ、入学料の納付期限を延長します。

- ① 経済的理由により所定の期日までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。
- ② 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は入学する者

若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、所定の期日までに納付が困難であると認められる場合。

#### 4) 授業料免除

次のいずれかに該当する場合に本人の申請に基づき選考のうえ、授業料の全額又は一部を免除します。

- ① 本科第4学年以上の学生及び専攻科生において、経済的理由により授業料の納入が困難で、かつ学業成績が優秀と認められた場合。
- ② その他休学や死亡等やむを得ない事情が認められる場合、あるいは学資を主として負担している者が死亡した場合や風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が困難な場合。

また、卓越した成果を修めたと認められる学生にも授業料が免除される場合があります。

#### 5) 授業料徴収猶予及び月割分納

特別な事情により授業料が期日までに納入できない場合又は一括納入できない理由がある場合には、申請により選考のうえ、徴収の猶予又は月額分納が認められる場合があります。

#### 6) 申請の時期

- ① 入学料免除及び入学料徴収猶予  
入学手続き時
- ② 授業料免除、授業料徴収猶予及び月割分納  
前期分、後期分それぞれ申請手続きが必要です。  
申請手続きについては、Teamsや保護者証アプリ（MyiD）等で周知しますので、希望者は見落としのないよう注意してください。  
制度の詳細については、学生課学生係に問い合わせてください。

### 3. 奨学制度

日本学生支援機構の奨学金のほか、地方公共団体、その他団体、民間育英団体の奨学金があります。詳しくは学生課学生係に相談してください。

#### 1) 日本学生支援機構貸与奨学金

日本学生支援機構の貸与奨学生には、第一種奨学生（無利子）と第二種奨学生（有利子）があります。

学業成績が優秀、かつ経済的な理由により修学が困難であると認められる学



## (5) 奨学金の返還

卒業後6か月経過後20年以内に月賦又は月賦・半年賦併用で返還しなければなりません。返還された奨学金は後輩の奨学金として貸与されますので、確実に返還してください。

進学した場合、在学期間中は返還が猶予されますので必ず進学した学校経由で日本学生支援機構に手続きをしてください。

## 2) 日本学生支援機構給付奨学金

日本学生支援機構の給付奨学金制度は、原則として返還義務のない奨学金を給付するものです。奨学金を希望する学生の中から、選考のうえ、推薦します。日本学生支援機構で審査のうえ、奨学生として採用されます。申請手続きについては、Teamsや保護者証アプリ(MyID)等で周知します。

奨学生として採用された場合は、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、日本学生支援機構が各世帯の所得金額に基づいて決定する支援区分に応じた授業料額が減免されますので、授業料免除申請に関しても併せて行ってください。

### (1) 募集期間

- ① 在学採用(定期採用)：4月、9月
- ② 予約採用：夏頃

支援対象となる本科第4学年進級前(本科第3学年)にあらかじめ奨学金の給付を約束する制度です。

### (2) 申請資格

本科第4学年以上の学生及び専攻科生(予約採用は本科第3学年)で以下の基準全てに該当する者。

#### ① 学力基準

次のア又はイのいずれかに該当すること

ア 学科(専攻)内順位(平均点)が上位1/2の範囲に属すること。

イ アに該当しない場合、修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。但し、原級留置となった場合等、本科第4学年以降において成績不振であった場合は推薦対象外となります。

※第4学年及び予約採用では以下の基準となります。

ア 高等学校等（本科第1学年～第3学年）における評価平均が3.5以上であること、又は、第4学年編入学試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること。

イ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。

ウ ア、イに該当しない場合、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。

## ② 家計基準

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯であること

※4月の募集では前々年度の収入、9月の募集及び予約採用では前年度の収入に基づき、日本学生支援機構にて判定を行います。

※日本学生支援機構のホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当するか、より具体的に確認できますのでご利用ください。

進学資金シミュレーター

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

## (3) 給付額

世帯の所得金額に基づいて決定される支援区分に応じて、下表の金額（月額）が給付されます。

支援区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	17,500円（25,800円）	34,200円
第Ⅱ区分	11,700円（17,200円）	22,800円
第Ⅲ区分	5,900円（8,600円）	11,400円
第Ⅳ区分	4,400円（6,500円）	8,600円

（生活保護世帯の学生及び進級後も児童養護施設等から通学する学生は、カッコ内の金額となります。）

## (4) 適格認定

給付奨学生として採用された後も引き続き、適格性を有しているか否かを確認する制度です。学業成績や家計状況等に応じて給付奨学金継続等にかかる必要な措置をとります。

「適格認定」の結果によっては、支援区分の見直しや、停止又は廃止等の措

置がとられることがあります。著しい学業不振が認められた場合などは給付済みの給付奨学金について返還を求めることがあります。

また、性行不良等により、奨学生としてふさわしくない行為があった場合も停止・廃止（返還を伴う）となる場合があるので注意してください。

### 3) その他の奨学金

日本学生支援機構のほか、地方公共団体、その他団体、民間育英団体の奨学金などがあります。

これらの募集については、奨学団体より募集があり次第、4号館1階学生連絡用掲示板、Teams及び保護者証アプリ（MyiD）等で周知しますので、希望者は見落としのないよう注意してください。

## 4. 健康診断

### 1) 定期健康診断

学校保健安全法に基づき、全学生に定期健康診断を実施しています。

健康診断は、学生が自らの健康状態を認識するとともに、教職員がこれを把握して適切な学習指導を行うことにより、学生の健康の保持増進を図る大切な資料となります。各学年の必須検査項目は次頁のとおりです。

奨学金の申請時や就職活動時、大学編入やクラブ活動（各種大会出場）、海外渡航（海外派遣研修・海外インターンシップ等）の際に健康診断証明書が必要となります。健康診断を受けていないと証明書を発行することはできませんので、全員必ず受けてください。

健康診断の結果は、全学生へ通知します。また、定期健康診断を受診できなかった場合には、各自が自己負担で医療機関にて受診することとなります。その結果は、保健室に必ず提出してください。

## 定期健康診断項目

学 年 検査項目		1	2	3	4	5	専攻 科 1	専攻 科 2
		内科検診	○	○	○	○	○	○
運動器検診		※ 2	/	/	/	/	/	/
尿検査	蛋白質	○	○	○	○	○	○	○
	糖	○	○	○	○	○	○	○
	潜血	○	○	○	○	○	○	○
心電図検査		○	/	※ 3	※ 4	/	/	/
胸部X線検査(間接)		○	/	※ 3	※ 4	/	○	/
身体測定	身長	○	○	○	○	○	○	○
	体重	○	○	○	○	○	○	○
	視力※ 1	○	○	○	○	○	○	
	聴力検査	○	/	※ 3	※ 4	○		
歯科検診		○	○	○	○	○		

- ・○の項目は必須項目。
- ・斜線(/)の箇所は学校医が指示するもの、または希望者に対して実施する。
- ・※ 1 視力検査は、眼鏡・コンタクトを常時使用している者は裸眼測定をしない。
- ・※ 2 運動器検診は、事前に調査を行い、必要な学生に実施する。
- ・※ 3 3年編入留学生のみ実施する。
- ・※ 4 4年編入生のみ実施する。
- ・※歯科検診は6月に行う。

## 2) 健康相談

毎月1回、学校医による健康相談を行っています。相談日はその都度掲示で通知します。

また、国立高等専門学校機構の「KOSENころとからだの学外相談室」で電話による健康相談等を受けることができます。詳細は、下記ホームページを参照してください。

国立高専機構「KOSENころとからだの学外相談室」

電話番号 0800-000-2228 15:00~24:00

<https://www.kosen-k.go.jp/student/kenkou>

## 5. 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

学校の管理下における学生の災害(負傷・疾病・障害又は死亡)に対して災害共済給付(医療費、災害見舞金、死亡見舞金)が支給される制度です。本校では、実験・実習が行われることが多いため、全員加入としています。

## 1) 加入手続き

- ① 入学時に保護者の同意のもと全ての学生に加入していただき、卒業するまで継続してもらいます。
- ② 加入金：毎年5月に、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金1,550円を徴収しています。

## 2) 災害給付の対象

災害給付の対象となる学生の災害は「学校の管理下」におけるものであり、この学校の管理下となる場合は、次のとおりです。したがって、この範囲内で医療を受けた場合に給付が受けられます。

なお、土・日・祝日の活動については、校内・校外共に申請が出ていることが必要です。

また、その事故が自己の重大な過失による場合及び交通事故で相手側の過失により医療費が支払われた場合には、給付を受けられません。

- ① 通常の経路及び方法による通学中（車両通学は許可された者以外は認められません。）
- ② 授業、実習中
- ③ 休憩時間中（校内に限ります。）
- ④ 学校行事
- ⑤ クラブ活動・クラスごとの課外活動
- ⑥ 寮生の災害

本校のように学校が寮の運営を行っている場合は、

○寮内(寮の建物内、敷地内)での一日中(24時間)が対象となります。

○寮生全員又は号館全員による行事活動は、活動計画書を提出し許可が必要です。

## 3) 給付を受けるための手続き

被災者（負傷者）の申し出により保健室で書類を作成し、本校と契約を結んでいる独立行政法人日本スポーツ振興センターに申請します。この申請が事故発生から2か月以上経過した時には遅延理由が必要なため、次の事項を守ってください。

- ① 被災者（負傷者）が医療を受けた場合は、翌日には必ず保健室に報告する。
- ② 負傷者が翌日登校できない容態の場合には、その活動の責任者が報告する。

#### 4) 給付金

給付金は、本校総務課（会計担当）から保護者に支払われます。

災害の種類	災害の範囲	給付金
負傷 疾病	学校の管理下の事由によるもので療養費が5,000円以上のもの（窓口での全支払い合計が1,500円以上の場合）	健康保険並の額で医療費の月額額の4/10。ただし、高額医療費に該当する場合は別計算となる。健康保険の種類や住民税課税の有無により異なる。
障害	上記の負傷及び疾病が治った後に残った障害でその程度により1級から14級に区分される	障害見舞金 4,000万円～88万円 （通学中の災害の場合 2,000万円～44万円）
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上記の事故が直接起因することが明らかな死亡	死亡見舞金 3,000万円 （通学中の場合 1,500万円）
給付が行われない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故等により損害賠償を受けたとき、その額が医療費よりも高額の場合</li> <li>・学生の故意による災害</li> <li>・震災等非常災害による災害</li> <li>・給付事由が生じた日から2年間請求を行わないとき</li> </ul>	

#### 6. 団体学生総合保険

「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」は、給付の対象が学校管理下における災害に限定されており、給付は医療費・見舞金に限られています。

一方、団体学生総合保険である「国立高専団体学生総合補償プラン」は、学校管理下中の授業やクラブ活動だけではなく、家庭での日常生活や通常の通学経路以外の移動時、旅行中の負傷等も補償の対象となり、また、給付は医療費に限らず、学生が日常生活中に誤って他人や物に損害を与えた場合も補償の対象となります。なお、本保険は前項の「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」と異なり、任意加入です。加入を希望する場合、学生課学生係に申し出てください。関係書類を渡します。申し込みは各自で行ってください。本保険に加入した場合、事故が発生してから30日以内に保険会社へ連絡することとなっているので注意してください。

## 7. 海外旅行保険・危機管理支援サービス

海外渡航や留学は、日本では得られない貴重な経験や知識を習得する大変有意義な機会です。しかし、日本とは異なる危険や病気、事件・事故等、予期せぬ事態に遭遇する可能性があります。本校では、渡航先で万一の事態が生じた際に学生により対応が異ならないこと、また、緊急時に関係機関と連携対応できる危機管理体制構築のため、海外旅行保険会社との包括契約を結んでいます。

海外に渡航する学生（私事渡航を除く）は、本校が指定する海外旅行保険及び危機管理支援サービスに加入してください。加入については、総務課総務・企画係に申し出てください。

### 1) 海外旅行保険

#### AIG損害保険企業包括契約

##### 本校指定海外旅行保険補償内容

区分	海外旅行保険	
引受保険会社	AIG 損害保険株式会社	
契約形態	企業包括契約	
保険期間	31 日以内	32 日以上
傷害死亡	1,000 万円	
傷害後遺傷害	1,000 万円	
治療・救援費用	無制限	
疾病応急治療・救援費用	300 万円	—
緊急歯科治療費用	10 万円	—
疾病死亡	500 万円	1,000 万円
個人賠償責任	1 億円	
携行品損害	30 万円	
航空機寄託荷物遅延	10 万円	
航空機遅延	2 万円	

### 2) 危機管理支援サービス

#### 日本アイラック株式会社「アイラック安心サポートデスク」

困った時に24時間365日、いつでも相談ができます。アイラック安心サポートデスクから関係機関（学校、保険会社、外務省等）との連携協力をお願いします。

## 8. 学生相談室

学生相談室は実りある学生生活を送るための支援を役割としています。相談員は本校教職員と学外からの専門カウンセラーが担当しています。どんなことでも相談できます。

### 【相談の例】

- 学校生活：学校での人間関係、いじめ、ハラスメント、就学に関わる経済的問題など
- 心の健康：自分の気になる性格・行動、心身の不調、性の問題、家族関係の悩みなど
- 進路：自分の適性、進路選択、学業不振、休学・退学・転学・進路変更についてなど

相談は予約制となっています。受付は保健室で行っています。担任や相談員へ相談してもらっても結構ですが、保健室に直接来室あるいは電話（34-9336）、電子メール（[hoken@nagaoka-ct.ac.jp](mailto:hoken@nagaoka-ct.ac.jp)）で連絡をいただくと予約がスムーズです。相談の内容は厳重に守られますので、気軽に利用してください。また、保護者からの相談にも応じています。

専門カウンセラーの相談日は、授業期間中は毎週設けられ、随時掲示やホームページ等でお知らせします。

いじめに関して誰に相談してよいか分からない場合は、専用のメールアドレス（[ijime@nagaoka-ct.ac.jp](mailto:ijime@nagaoka-ct.ac.jp)）を通じて相談してください。

学生相談室ホームページ URL <https://www.nagaoka-ct.ac.jp/counseling/top/>

## 9. キャリア支援室

キャリア支援室では、学生の皆さんの進学・就職に関する進路選択支援や様々なキャリア形成の支援を行うために、大学・企業説明会、インターシップ（主に短期）、各種見学会、求人などについての情報提供のほか、進路に関するセミナーなども企画・開催しています。

これらの情報は、学生の皆さんは、Teamsに開設している「キャリア・カフェ」及び「求人ポータルサイト」で確認することができます。

また、図書館1階「キャリア・カフェ」においても、進学・就職に関する各種情報誌を閲覧することができるほか、平日の13:00～17:00は、キャリア・コーディネーターによる進学・就職に関する個別相談（Teamsで要予約）を受け付けています。

## 10. 課外活動

運動部・文化部を問わず、部・同好会などでの課外活動は、協調性を育み、

心身を鍛え、人間性を豊かにするうえで、とても重要です。

本校にも、数多くの部・同好会などがありますので、積極的な参加を期待します。

## 1) 活動時間

課外活動時間は、次のとおりです。

- ① 平日 16:00～19:00（ただし、木曜日は15:30～19:00とし、15:30～16:00は授業に影響の無い範囲で行うこと。）  
ただし、特別の事情がある場合に限り、7:00～8:30及び19:00～21:00の時間帯での活動を、時間外として願ひ出ることができません。
- ② 休業日 8:30～17:00（休業日の定義については、学則第5条を参照）  
ただし、特別の事情がある場合を除き、福利棟は使用できません。  
※平日の時間外及び休業日の活動については、施設使用許可願の提出等の手続きが必要です。詳細は、5) **施設の使用**を参照してください。
- ③ 合宿時 7:00～21:00

## 2) 休養日

- ① 各クラブ等で平日1日以上、週休日1日の休養日を設けています。
- ② そのほか、学校として、原則、毎月第3日曜日は休養日です。  
ただし、大会等でやむを得ず活動を行った場合は、その前後に代替の休養日を設けます。
- ③ 試験期間2週間前は、勉学に注力するため、課外活動は原則停止となっております。  
試験期間を設定しない学年と専攻科も同様に課外活動は停止となります。  
また、個人使用も含めてトレーニングルームの使用も禁止となります。
- ④ お盆期間中及び年末年始の一斉休業期間中の課外活動は原則禁止です。  
また、個人での使用も含めてトレーニングルームの使用も禁止となります。
- ⑤ 夏季休業期間と春季休業期間の課外活動においては、1週間（平日と週末の休養日を含めた連続7日間）以上のオフシーズンを設定する。

## 3) 活動方針

### ①本校の部活動における大会参加と活動方針

部員が希望する全ての大会等に参加する事は理想的ではあるが、場合によっては、部員・顧問の負担が過度になる恐れがあります。

大会参加等においては、どの大会に参加し、参加しないかの取捨選択を顧問と部員の間で話し合いの上精査してください。負担が大きい場合には、現在参加している大会を見直し、削減することも積極的に検討してください。

学生の負担に関しては、体力・健康面だけの負担ではなく、経済的にも考慮してください。その上で、学業やその他の活動・生活への支障の無い範囲で参加をしてください。

顧問の負担に関しては、部活動以外の業務等も考慮の上、特に健康面に影響の無い範囲での引率となるようにしてください。

大会参加だけではなく、日頃の練習や練習試合においても同様に、学生と顧問の両方の負担が過度になっていないかを良く検討して、場合によっては活動内容を縮小することも積極的に検討してください。

また、部活動を行う場合でも学業が最優先になります。

#### ②本校の部活動への参加と活動に伴う費用について

本校の部活動への参加は学生個人の自由意思によるもので、義務ではありません。

活動に伴う費用（道具代、ユニフォーム代、旅費、大会参加に伴う費用など）は原則として個人負担です。

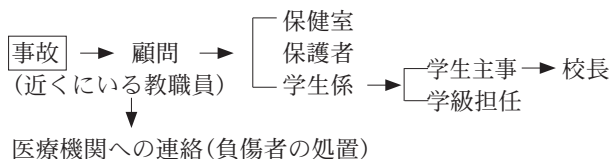
高専大会などの一部の大会では後援会と学生会による補助がありますが、定められた一定額の補助であり、それ以上の費用は金額に関わらず自己負担になります。

学生会から支給される部費は部全体の活動のためのものであり、予算にも限りがあり、それで全てを賄えるものではないことを理解してください。

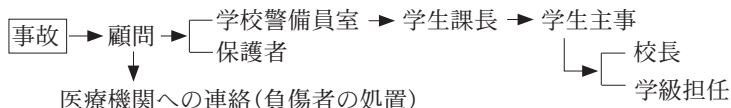
### 4) 事故等への対応

課外活動中は、事故のないように十分に注意してください。万一、事故等が発生した場合には、下記のような方法で連絡を取り、負傷者の処置に万全を期してください。

#### ①時間内（平日8：30～17：00）



#### ②時間外（平日7：00～8：30及び17：00～21：00、休日）及び学外



※学校警備員室電話番号 0258-32-6435

倒れている人を見つけたら

- ①呼びかけて反応を確認し、反応がなければ周囲に協力を求める。
- ②協力者に119番通報とAEDを頼む。
- ③気道を確認し呼吸を確認する。
- ④呼吸がなければ人工呼吸・心臓マッサージ。
- ⑤AEDが到着したらAEDの操作を優先する。

校内のAED（自動体外式除細動器）設置場所

- 1号館（正面玄関）、第1体育館入口、第2体育館入口、学生寮3号館
- 2階に各1台設置

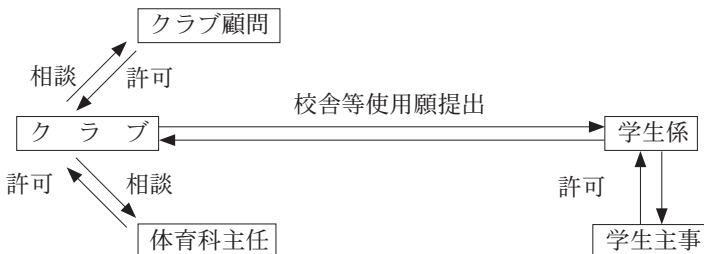
## 5) 施設の使用

課外教育活動施設の使用にあたっては、部活動推進支援部が作成する活動場の割り当てに従って使用し、使用後の後片付け（整備、清掃）、消灯、戸締まりを徹底してください。また、部室等の清掃及び整理整頓に努めてください。

部室は部の活動以外で使用したり、滞在することは禁止です。1) **活動時間**で定められた活動時間以外での使用や滞在も禁止です。

各施設の使用手続きは、以下のとおりです。

- ① 体育施設（グラウンド、第1・第2体育館、柔道場、テニスコートほか）  
平日は19:00まで、書類等の提出は不要です。平日の時間外（7:00～8:30、19:00～21:00）及び休業日の使用を希望する場合には、「校舎等使用願・課外教育活動施設使用許可願」（以下、「校舎等使用願」）をあらかじめクラブ顧問等の許可を得てから、必ず使用する体育施設を管理する体育科主任に相談し、2営業日前までに学生課に提出し、許可を得てください。  
トレーニングルームの個人使用についても、同様の扱いとなります。  
また、時間外の使用時は顧問等の立会い、指導が必要になります。

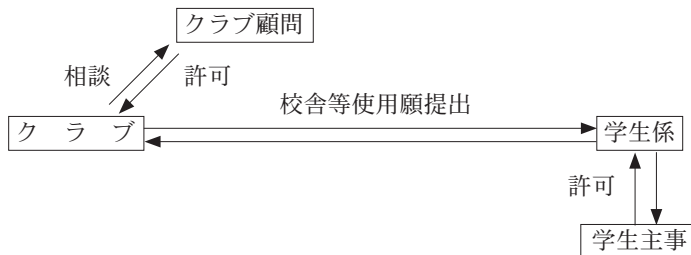


- ② 福利棟、学生部室等

福利棟等の使用については、「校舎等使用願」の提出が必要です。必ずクラブ顧問の許可を得て、2営業日前までに学生課に提出してください。

ただし、学生会室や学生部室等、日常の活動場所として許可されている

部屋については、平日は 19:00 まで、書類等の提出は不要です。時間外に使用する場合は、「校舎等使用願」を 2 営業日前までに提出し、許可を得てください。



### ③ 課外教育活動施設以外の校内施設の使用

課外活動を行うにあたり、課外教育活動施設以外の校内施設を使用する場合は、「11. 課外教育活動施設以外の施設の使用」を参照し、必要な使用手続きをとったうえで使用してください。

## 6) 外部団体等が本校の施設を使用する場合

本校のクラブ等が主催する交流会や交歓試合等で外部団体（他高専、高等学校等）や卒業生が本校の施設を使用する場合には、使用施設並びに平日、休業日に関係なく、10 日前までに「校舎等使用願」を提出する必要があります。その際、備考欄に外部団体名、責任者を明記し、「5) 施設の使用」の体育施設の手続きと同様に提出してください。

また、外部団体（一般市民の方など）から課外教育活動施設の利用の申し出があった場合は、使用料が有償になりますので、使用開始予定日 10 日前までに総務課（施設担当）で「不動産貸付許可申請書」により手続きするよう依頼してください（状況によっては、許可できないこともあります）。

## 7) 冬季及び雨天時の体育系クラブの活動について

雨天又は積雪などにより、長期にわたって屋外体育施設が使用できない場合には、学生会並びに学生支援委員会の指導の下で、屋内体育施設を共同利用することになります。安全管理上、校舎（1～6 号館）内での運動は、一切、認められていません。

## 8) 学外の大会等への参加

本校所属のクラブ又はクラブ員として学外の大会等に参加する場合には、大会等の実施要項と参加者名簿を添付した「学外活動願」を大会前に学生課に提出してください（用紙は学生課前にあります）。特に、県外の大会等への参加

又は県内で宿泊を要する場合には、クラブ顧問等の教員の引率が必要です。

なお、定期試験期間中に開催される大会等への参加は望ましくありません。クラブ顧問とよく相談し、開催日や勝ち上がりの大会等開催日が定期試験期間となるべく重ならないものを選んで、年間活動計画を作成してください。

## 9) 合宿

学生が課外活動で合宿する際には、クラブ顧問又はこれに代わる教員の補導直が必要になります。したがって、合宿を希望する場合には、合宿期間中の活動計画表（予定表）を作成し、必ずクラブ顧問の承諾を得た上で、参加者名簿と活動計画表を添付した「合宿願」と「校舎等使用願」を学生課に提出してください。特に、春季及び夏季休業中には、複数のクラブの合宿が重なるので、学生会による調整を行っています。これらの期間中は、「合宿願」を提出する前に、クラブ顧問の承諾を得た活動計画表を学生会に提出して調整を受けてください。

本校で合宿中、他校との練習試合で学外に遠征する、又は本校に来校者・団体がある場合には、学生課に届け出てください。

合宿中の主な注意事項は、次のとおりです。

- ① 万一の事故に備え、参加者全員がマイナ保険証（マイナンバーカード）を携帯してください。また、責任者（部長等）は、参加者全員の緊急時連絡先一覧を作成し、携帯してください。事故が発生した場合には、「4）事故等への対応」の方法で対応してください。
- ② 21:30以降の外出は慎んでください。入浴時間は22:30まで、消灯時間は23:00とします。
- ③ 活動場所の整備・清掃及び宿泊場所、トイレ、シャワー室の清掃・整理整頓を徹底してください。
- ④ 飲酒・喫煙は一切禁止します。20歳以上の者であっても禁止です。
- ⑤ 合宿中に使用するふとんは、私物を持ち込むことができますが、レンタルを利用することも可能です。レンタルの手続きは、クラブごとに直接行ってください。
- ⑥ 食堂の食事を利用する場合、クラブごとに「食事申込書」で直接食堂に申し込んでください。また、人数の変更等が生じたときには、必ず連絡をしてください。
- ⑦ 現金などの貴重品は、活動中はまとめてクラブ顧問又は学生課に預けるなどし、十分管理に気を付けてください。
- ⑧ 「合宿願」を提出した際に、合宿時の注意事項を記載した連絡文書を渡しますので、合宿前によく確認してください。また、補導直教員の指導・指示に従ってください。

## 10) 物品の貸し出し

課外活動用に学生課で管理・保管している物品を借用したい場合は、「物品借用届」を学生課へ提出してください。貸出期間は通常は翌日まで、行事などで使用する場合はその行事が終了するまでとします。借用物品を使用するにあたり消耗品が必要な場合は、借用者がその購入費用を負担して別途購入してください。

課外活動室などの机・椅子等を一時的に別の場所に移動して使いたい場合も「物品借用届」を提出してください。他の課外活動に支障ない範囲内で貸し出します。

借用した物品を破損・紛失した場合は、借用者が弁償しなければなりません。破損・紛失しないようにしてください。

学生会行事などのために多数の物品を借用したい場合は、物品管理責任者を置き、その者が一括して借用手続き及び管理を行ってください。

## 11. 課外教育活動施設以外の施設の使用

### 1) 講義室

授業時間以外で講義室の使用を希望する場合は、クラブ顧問又は学級担任と相談の上、「校舎等使用願」により学生課に申請してください。平日の8限終了後から19:00までの時間帯で、補講や追試験・再試験、会議や講演会等での使用予定がない場合に限り使用を許可します。ただし、学校行事を優先しますので、許可できなかつたり許可を取り消したりすることがあります。休業日は使用することができません。

講義室の机・椅子等を一時的に別の場所に移動して使いたい場合は、「物品借用届」を学生課へ提出してください。授業や学校行事に支障ない範囲内で貸し出します。なお、借用した物品を破損・紛失した場合は、借用者が弁償しなければなりません。破損・紛失しないようにしてください。

また、ホームルームを含めた各講義室は、学校行事で使用することが多々ありますので、私物を講義室に放置せず、持ち帰るか、各自のロッカーに入れてください。

### 2) 実験室等

卒業研究などのために、所属する学科・専攻の実験室等を平日の20時以降に使用する場合や休日に使用する場合は、その実験室等の使用責任者（本校教職員）を通じて、電子申請により、使用する2営業日前までに届出を行ってください。（この項で言う「休日」は、土曜、日曜、祝日、年末年始、その他本校

が定める日を指します。) なお、ICカードの交付を受けている場合、申請は不要です。

### 3) その他の施設

課外教育活動施設及び上記2)以外の共用施設の使用を希望する場合は、クラブ顧問又は学級担任と相談の上、「校舎等使用願」により学生課に申請してください。行事などで使用予定がない場合に限り使用を許可します。その他の共用施設を使用できるのは、平日の19:00までです。休業日は原則として使用することができません。施設によっては、別に使用日時などが定まっている場合があります。その場合は、当該施設の定めに従って使用してください。

## 12. 主な学校行事

### 1) 学年別学校行事

行事名	対 象	目 的	実施時間 及び期間	備 考
1 学年 研修	1 学年	学生相互及び学生と教員の交流を図る。 また、新入生のオリエンテーションを兼ねる。	4 月	
スキー 合宿研修	2 学年	スキー技術の研修を通じて、学生の冬季スポーツへの参加意欲の高揚と体力の充実を図り、スポーツを通じて生涯教育への関心を持たせる。	1 月 2 泊 3 日	
工場見学	3 学年 ※学科によっ ては他学年 でも実施	実際の工場で製造過程や最新の技術などを目の前で見ることにより、生きた学問を身につける。 全員参加を原則としている。	9 月 日帰り	主に県内
見学旅行	4 学年	国内の最新の技術や設備のある工場や研究所を見学し、専門の知識を豊かにするとともに、文化財、名所旧跡を訪ね、日本の伝統と文化を学び、技術者としてバランスのとれた成長と人間性を養う。 全員参加を原則としている。	9 月 2 泊 3 日 あるいは 3 泊 4 日 (学科により異なる)	県外

そのほかの行事については、Ⅷ. 諸納付金・諸手続一覧を参照してください。

## 2) 学生会関連学校行事

本校では、学生会を中心として次の行事を行っています。全学生が参加します。

行 事 名	目 的	実施時期
交 千 祭	学生相互と教職員間の親睦を深める。	5 月
学 園 祭	文化系クラブ、各クラス、各学科単位の発表を行い、本校の文化・芸術活動を紹介する。また、発表を通じ学生相互及び学生と教職員との親睦を深める。	11月
クラスマッチ	クラス対抗の形式で球技等を行い、クラス間の親睦を深めるとともに体力を育成する。	12月
校内大清掃	屋内の清掃作業を行い、美化と整理・整頓を心がける。	8 月 12月 2 月

## 3) その他

以上の諸行事のほか、高志寮・清花寮・悠和寮の「寮祭」等があり、高志台での学生生活が皆さんにとって忘れられないすばらしい思い出となることでしょう。

また、広報誌“高志台学園だより”を年2回発刊し、併せて学生・教職員にアクセスを限定した広報 web サイト“高志台学園ひろば”(URL:<https://www2.st.nagaoka-ct.ac.jp/koho/>) を開設し、web サイトを通じて学校と学生の意志の疎通を図っています。

なお、下記は皆勤賞の対象となる令和8年度の学校行事です。皆勤賞については、「長岡工業高等専門学校の学生表彰に関する実施要項」(P.275)を参照してください。

- 令和8年4月6日(月) 始業式
- 5月14日(木) 学生会行事
- 9月24日(木) 後期始業式
- 12月8日(火) 長岡高専企業ガイダンス  
(本科3、4学年のみ対象)
- 12月18日(金) 学生会行事

### 13. 個人情報の取扱いについて

長岡工業高等専門学校では「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に基づき、保有している個人情報について以下のとおり適正に取り扱います。

1. 本校で個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するための必要な場合に限りします。
2. 本校が個人情報を取得する場合は、本人に対し利用目的を明らかにして取得します。
3. 本校で保有している個人情報は、厳正な管理下で安全に保管します。
4. 本校が保有する個人情報について、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために自らが利用し、また、第三者に提供することはありません。

#### 1) 広報活動に関する学生氏名等の表記、並びに写真・動画等の使用について

本校では日頃の教育・研究活動や学生生活を本校学生とその保護者及び地域社会などに報告するため、及び中学生とその保護者の皆様に学生募集活動を行うため、各種広報活動を行っています。さらにその一部は、本校の教育活動の記録としても使用しています。これらの活動のため、学生の在学中に本校で取得した個人情報（学生氏名、写真等）は、次の目的に利用します。

- ① 本校の各種広報誌や刊行物への氏名・画像等の掲載
- ② 本校公式Webサイト（本校公式YouTubeチャンネルを含む）への氏名・画像・動画等の掲載・放映
- ③ 新聞社、テレビ局等の取材による各種メディア（各メディアのWebサイト含む）への掲載・放送
- ④ 校史編纂資料や卒業式における式次第等への記録

なお、学生の活躍や学生からの一言・挨拶等を紹介する場合で氏名等とともに写真・動画を使用する場合は、都度学生本人の了解を得た上で使用します。そのような場合を除いては、写真・動画から学生氏名が特定されないような措置を講じます。

前記のとおり、学生の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に基づき、適正に使用しますのでご承知置きください。

以上について、不明瞭・不都合なことがある場合は、以下の担当まで連絡し

てください。

〔本件連絡先〕 TEL : 0258-34-9330 (長岡工業高等専門学校 学生課長)

#### 14. その他

本校事務室(総務課・学生課)の窓口対応時間は、平日8時30分から17時00分までとなります。

## VI. 学 生 寮 関 係

1. 寮生活の目的及び寮生指導
2. 名 称
3. 入寮定員、入寮基準及び共用施設等
4. 寄宿料、諸経費
5. 寮生活上の心得
6. 入退寮の手続き
7. 長期休業期間中について
8. 学生寮防災避難要領

## VI. 学生寮関係

### 1. 寮生活の目的及び寮生指導

学生寮は、「自治の精神」に基づいて、本校学生にふさわしい規律ある団体生活を営むことにより、共同生活を通じて人間形成を図ることを目的とした教育の場です。

寮生は、この目的を達成するため学生寮規程及び細則その他学生寮に関する諸規則を守り、寮生活の向上充実に努めてください。このため寮生の組織である寮友会の活動に積極的に参加して、よりよき寮風の確立に努力してください。

学生寮の運営その他寮友会への助言指導は、寮務主事を中心として寮務主事補、寮務委員が当たるほか、教員が交替で毎日寮に宿泊し、寮生の皆さんと接触を図り、対話を通じて寮の教育効果が充分向上するよう努めています。

### 2. 名 称

学生寮は、「高志寮」<sup>コウシリョウ</sup>、「清花寮」<sup>セイカリョウ</sup>及び「悠和寮」<sup>ユウワリョウ</sup>と称します。

### 3. 入寮定員、入寮基準及び共用施設等

#### ① 入寮定員

名 称	定 員	一室当たり定員	備 考
高志寮（男子）	290名	1・2・3名の3種類	個室は上級生用
清花寮（女子）	48名	1名又は2名	
悠和寮（男子・女子）	68名	1名	

#### ② 入寮基準

第1・2学年は、原則として自宅通学が困難な者

第3学年以上は、希望者の中から選考

#### ③ 共用施設

談話室、洗濯場、浴室、食堂（男子、女子共用）・補食室

#### ④ 共用設備

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、布団乾燥機、除湿機、自転車、電子レンジ、掃除機

#### ⑤ 各居室の設備

机、椅子、ロッカー、ベッド（マット付き）、カーテン、インターネット接続可（パソコン持込）、エアコン

#### 4. 寄宿料、諸経費

##### ① 寄宿料

項目	年額	納入期日
個室	9,600円	前期分5月26日、後期分10月27日に指定口座から引き落とします。
複数人室	8,400円	

##### ② 諸経費

項目	年額	納期	備考
給食費	399,160円	毎月10日(休業日の場合は、翌営業日)に39,916円を指定口座より引き落とします。	年10回納入(9月、3月除く)
学寮管理費	108,000円	前期分5月26日、後期分10月27日に指定口座から引き落とします。	光熱水費、冷暖房費、雑費等
寮友会費	4,200円	前期分5月26日、後期分10月27日に指定口座から引き落とします。	

#### 5. 寮生活上の心得

自主性を重んじ、自己啓発、相互啓発を通して各人の人格向上に努めるとともに、寮生相互の人間性を尊重して、生きがいのある明るい寮生活を営むため、学生寮の諸規則があります。

以下に、主な寮生活上の心得及び諸規則を記すので、これを守り、有意義な寮生活を送ってください。

##### ① 日課表について

次の日課表に従って、規律正しい生活を送るとともに特に点呼、消灯は厳守してください。

区 分	時刻（平日）	時刻（休業日）
起床・清掃	7：00	
朝 食	7：30～8：30	7：30～9：00
登 校	8：30	—
昼 食	11：30～12：45	12：00～13：00
夕 食	18：00～20：00	
入 浴	16：30～22：00	
点 呼	22：30	
静 粛	22：30～24：00	
学 習	～24：00	
消 灯	24：00	

※課外活動終了 19:00

日程表の時間は、変更されることがあります。

② 病気について

病気の者は、寮事務室又は学生寮当直者に届け出てください。同室者は病状に注意し、病状が悪化しそうと判断した場合は、寮事務室又は学生寮当直者に報告して指示を受けてください。

なお、湿布、絆創膏は、教員宿直室、寮事務室に常備してあります。冷却枕は寮事務室にあるので、使用簿に記入して借りてください。病状が悪化しないうちに医師による治療を受けるようにしてください。

③ 現金、貴重品の自己管理について

現金、貴重品は、必ず鍵の掛かるロッカーに入れて施錠し、その鍵は身に付けてください。多額の現金は手元に置かないでください。登校、外出時には、ドアに施錠する習慣を身につけてください。

④ 飲酒、喫煙について

寮内では、全寮生に対して健康上、防災上から、飲酒、喫煙を厳禁しており、成人に達している者にも許可しません。

⑤ アルバイトについて

寮生のアルバイトは、長期休業中を除き、原則として禁止しています。特別な事情がある場合には、寮務主事及び学級担任に相談してください。

⑥ 持込禁止物品

- (1) 火災を引き起こす恐れのある物。
- (2) 非衛生的な環境を作る恐れのある物。
- (3) 酒類（未成年が購入できない料理用調味料を含む、酒類の空き缶瓶）、タバコ（タバコの空き箱等も同様のものと見なす）。
- (4) 消費電力の大きな物。（電気ケトル・電気ストーブ・電気カーペット・

電気コタツ等の暖房器具含む)。

(5) 部屋のスペースを占有する物。

(6) 刃物（文房具を除く）。

(7) その他周囲に迷惑を及ぼす物、教育寮としてふさわしくない物（ノンアルコール飲料・電子タバコ）。

⑦ 外泊、外出届について

外泊、外出する時は、必ず電子届出システム（You Rest）にて申請をして、外出することになります。

1～3年生で年齢18未満の者は、帰省以外の外泊を原則として禁止しています。

⑧ 防火、防災について

学生寮において、防火、防災に対しては、十分な心構えが必要です。特に火気の使用については、十分注意してください。また、防火上使用禁止されている火気器具類の持ち込みは絶対にやめてください。

万一、火災等が生じた場合に備えて、学生寮防災避難要領をよく読んでおくとともに、避難経路や消火器の所在について日頃から確認しておいてください。

⑨ その他

寮生に対する伝達事項は、中央棟1階及び食堂ホールの掲示板並びに電子掲示板に掲示します。登校、帰寮の際は、日頃から必ず見る習慣を身につけてください。

## 6. 入退寮の手続き

入退寮を希望するときは、学生寮規程第5条第1項による手続きが必要です。

年度途中で欠員のある場合は入寮募集を行いますので、寮事務室で所定の手続きを行ってください。学年終了時には全員が退寮となり、改めて入寮手続きを行い、寮務委員会で選考の上、校長が入寮を許可します。

## 7. 長期休業期間中について

夏季休業等の長期休業期間中は原則として閉寮し、この期間中は宿泊、諸施設の使用はできません。

ただし、学校行事、卒業研究等のために残寮を希望する場合、特別に残寮を許可する場合があります。

## 8. 学生寮防災避難要領

### 1) 趣 旨

この要領は、本校学生寮における災害の防止と、万一災害が発生した場合に人命の安全を図り、あわせて物的損害を最小限にとどめるために寮生のとるべき行動について定める。

### 2) 防災心得

火災その他の災害について、常に注意し、特に次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置されている電灯及び配線は工作してはならない。
- (2) 電気ストーブ、電気コンロ、その他持込みを禁止されている電熱器具等の無断持込みはしてはならない。
- (3) 火気は指定されている場所以外で使用してはならない。又、火気を使用する場合は充分注意し、後始末を厳重にする。
- (4) 出入口、廊下、階段、非常口、防火シャッター及び防火扉付近に消火活動又は避難の妨げとなる物品を置かない。
- (5) 退室の際は、火気の安全、戸締りの確認を行う。
- (6) 毎年実施する避難訓練に参加する。
- (7) その他、本校の「消防計画」に基づき関係者の指示に従う。

### 3) 避難要領

#### (1) 火災発見と通報

火災を発見した者は、大声で近くの寮生に知らせるとともに、火災報知器の非常ボタンを押し、直ちに学生寮当直者又は寮事務室に報告し、寮内放送を通じて火災発生を全寮生に知らせる。

連絡を受けた学生寮当直者又は寮務係は、火災現場に急行して現場の状況を把握し、直ちに緊急時（時間外）連絡網により、遅滞なく処理しなければならない。

#### (2) 処置と避難

火災現場付近の者は、直ちに初期消火に努めなければならない。

学生寮当直者又は寮務係は、火災の状況を判断して、機を失することなく全寮生に避難命令を出さなければならない。

#### (3) 緊急避難方法

火災発生の場合、防火扉、防火シャッターが作動するから（防火扉等は閉じてても手で開閉可能）冷静かつ迅速に行動しなければならない。

避難の際は、火災発生現場から離れた各館の非常口あるいは非常階段（救助袋、避難はしご）等を利用して屋外に出る。

(4) 点呼

(ア) 全寮生は、屋外に避難した後、すみやかに指示された場所に集合し、点呼を受けるものとする。

(イ) 館長及び女子寮長は、当該館の人員、負傷の有無を男子寮長に報告し、男子寮長は点呼結果を、寮務主事又は学生寮当直者に報告しなければならない。

(ウ) 点呼後は、寮務主事又は学生寮当直者の指示にしたがって行動しなければならない。

(5) 避難時の心得

(ア) 着替えたり、貴重品の持ち出し等に手間取ったりしていると、逃げ遅れることにもなるので、手ぶらで急いで避難する。

(イ) 火災現場付近は、短時間に有毒ガスが充満する恐れがあるので、ぬれタオル、ハンカチ等で口・鼻を覆い、できるだけ背を低くして避難する。

(ウ) 避難する際には、同室者に声をかけ、逃げ遅れる者がいないことを確認する。

(エ) 先を争って前の人を押したり、追い越したりしてはならない。もし、転倒者がいた場合は手を高く上げ大声で“止まれ”と指示し、後続者は停止して待たなければならない。

(オ) 屋外に避難した後、再び屋内にもどってはならない。

## VII. 共同教育・研究施設

1. 図書館
2. 課外教育活動施設
3. 総合情報処理センター

## Ⅶ. 共同教育・研究施設

### 1. 図書館

図書館は、図書館活動を通じて学生の知識と教養を高め、人格の形成に資するとともに、教職員の行う教育及び研究に寄与するために設けられています。

図書館には、和・洋書約102,000冊（令和8年1月現在）の蔵書があり、2階建ての館内には1人用や複数人用の席を約220用意していますので、読書はもちろんのこと、個人やグループで学習できる環境が整っています。

また、学習・研究活動には欠かせないデータベースや電子ジャーナルも、図書館のホームページから利用することができます。

また、休息の場として、スポーツ誌・パソコン誌・タウン誌・ファッション誌・科学誌等の雑誌を多岐に渡って揃えたコーナーや、映画・アニメなどの映像コンテンツを視聴できるブースもあります。

以上のような設備に加え、図書館では学生の学習補助として学生による「学習サポート」を実施しています。

#### 1) 施設使用の概略

授業期間中は、平日8:30～18:50まで、長期休業期間中は、平日8:30～17:00までの開館となり、土日祝日は休館となります。（開館日時は行事等により変更になる場合があります。）

学生が利用できる場所は次のとおりです。

##### ① 閲覧室（図書館棟2階）

開架式の書架があり、専門書、参考書、雑誌等が配架され、自由に閲覧できます。読書・学習の場として利用してください。なお、図書の貸出、AV資料の視聴の際は学生証が必要です。

##### ② 図書館情報検索室（図書館棟1階）

総合情報処理センターと同じ環境で利用できるパソコンが4台設置してあります。レポートの作成や図書館の情報検索などに利用してください。

総合情報処理センターが利用できない時でも、図書館の開館時間内であれば利用できます。マナーや決まり事を守って利用してください。

##### ③ グループ学習室1～3（図書館棟1階）

2人以上で学習や討論会を行うために利用できます。利用を希望する場合は閲覧室のカウンターで、学生証を提示して申し込んでください。

##### ④ ブラウジングコーナー及び学習コーナー（図書館棟1階）

学習、新聞や雑誌の閲覧等に自由に利用してください。

大声で騒ぐなど、周りの人の迷惑になるような行為は厳に慎んでください。

⑤ 多目的コーナー及び Global Cafe (図書館棟 1 階)

学習や討論会、勉強の合間のリフレッシュ等に利用できます。

なお、荷物を放置したり、場所取り行為や、大声で騒ぐなどの迷惑行為は禁止です。他の人に迷惑をかけないように利用してください。

【飲食について】

①閲覧室、②図書館情報検索室：飲食禁止

③グループ学習室、④ブラウジングコーナー及び学習コーナー：飲料のみ可

⑤多目的コーナー及び Global Cafe：飲料及び軽食（お菓子・パン等）可  
(カップ麺等不可)

## 2) 学習サポート

本校の専攻科生と本科 5 年生が一般科目・専門科目を問わず、申込者のニーズに応じた学習サポートを行います。

利用できる時間帯は、平日は16:00以降、18:30までです。受け持つ専攻科生の出身学科は曜日によって異なりますので、専門科目の場合は基本的に対応する学科の曜日に利用することになります。

利用時間や科目、内容（範囲）、テキストなど、各自の希望に柔軟に対応して教えてもらうことができます。苦手科目の克服や学力強化を目指し、是非利用してみてください。

詳しい利用・申込方法や曜日別担当学科などについては、閲覧室のカウンターや図書館ホームページで確認してください。

## 3) 図書館ホームページ <https://kinpoku.nagaoka-ct.ac.jp/lib/>

本校図書館のホームページでは、図書館からのお知らせ、開館カレンダー、蔵書検索 (OPAC)、研究紀要などを閲覧・利用することができます。

特に以下の2つは、図書館の有効活用のためにご利用ください。

### ① Web OPAC (利用者サービス)

Web OPACのマイページにログインして、各自専用のWeb上の図書館として利用できます。貸出・予約状況照会、貸出履歴、希望図書の申込みなどの閲覧・利用ができます。

### ② 文献検索 (データベース・電子ジャーナル)

JDreamⅢ (科学技術全分野のデータベース)、AIP (物理誌の全文)、APS (物理誌の全文)、ACS (化学誌の全文)、Science Direct (科学分野誌の全文)、Springer Link (科学分野誌の全文)、Math SciNet、eBook Library (電子ブック) などが利用できます。

## 長岡工業高等専門学校図書館利用細則

(趣旨)

**第1条** 長岡工業高等専門学校図書館（以下「図書館」という。）規程第14条の規定により、図書館の利用についてこの細則を定める。

(サービスの範囲)

**第2条** 図書館が行うサービスは、次のとおりとする。

- 一 閲覧
- 二 貸出
- 三 レファレンスサービス
- 四 データベース・電子ジャーナル検索サービス
- 五 希望図書の購入
- 六 他の図書館の利用

(開館日及び開館時間)

**第3条** 図書館の開館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、図書館長が必要と認めた場合は、臨時に開館日及び開館時間を変更することができる。

一 開館日

日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月27日～1月4日）を除く毎日。

ただし、土曜日にあたっては、春季休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日、並びに臨時休業日は休館とする。

二 開館時間

平日 8:30～21:00 ただし、前号の休業日にあつては、  
8:30～17:00

土曜日 9:00～17:00

(利用者の範囲)

**第4条** 図書館を利用することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本校職員（以下「職員」という。）
- 二 本校学生（以下「学生」という。）
- 三 学外一般利用者（以下「一般利用者」という。）

(閲覧)

**第5条** 図書館資料（以下「図書」という。）の閲覧は次のとおりとする。

- 一 閲覧室にある図書は閲覧室において自由に閲覧することができる。
- 二 書庫内にある図書の閲覧を希望する場合は、口頭で申し出るものとし、この場合の閲覧場所は閲覧室とする。

(貸出及び返却等)

**第6条** 図書の貸し出し及び返却等については次のとおりとする。

一 借受者、図書の種類、貸出期間及び貸出冊数は次表のとおりとする。

借受者	図書の種類	貸出期間	貸出冊数	備 考
学 生	一般図書	2週間(ただし、長期休業期間中はその期間)	5冊以内	
		4週間	10冊以内	卒業研究及び専攻科特別研究に必要な図書
	英語多読図書	2週間(ただし、長期休業期間中はその期間)	5冊以内(ただし、長期休業期間中は10冊以内)	通常の一般図書の貸出には含まない
	参考図書及び貴重図書	正午より次の開館日の午前10時まで	一般図書貸出冊数内	
	雑誌		3冊以内	
資料(ビデオテープ、コンパクトディスク等)	当日限り	1資料	館内に限る	
職 員	一般図書(英語多読図書を含む)	4週間	10冊以内	
	参考図書及び貴重図書	正午より次の開館日の午前10時まで	一般図書貸出冊数内	
	雑誌		3冊以内	
資料(ビデオテープ、コンパクトディスク等)	必要な期間	必要な資料数	授業等に必要な場合	
一 般 利用 者	一般図書(英語多読図書を含む)	2週間	3冊以内	
	参考図書及び貴重図書	正午より次の開館日の午前10時まで	一般図書貸出冊数内	
	雑誌		3冊以内	
資料(ビデオテープ、コンパクトディスク等)	当日限り	1資料	館内に限る	

二 前号の規定にかかわらず、教員は教育研究費で購入した図書を必要な期間利用できるものとする。

三 図書の貸し出しを希望する一般利用者は、別紙様式第1号による図書館利用者証(以下「利用者証」という。)発行申込書に記入し、提出するものとする。利用者証は受付後、直ちに発行する。

四 図書の貸し出しを希望する者は、職員にあっては本校の発行する身分証明書、学生にあっては学生準則に定める学生証、一般利用者にとっては利用者証を提出して貸し出しを受けるものとする。

五 貸出期間を延長したい場合は、予約者がいなければ更新することができる。ただし、この場合は該当の図書を持参するものとする。

六 借り受けた図書は、貸出期間内に返却しなければならない。期限を過ぎても返却しない場合は督促するものとする。ただし、利用者がその身分を離れるときには、直ちに借り受けた図書を返却しなければならない。

七 借り受けた図書は、転貸してはならない。

(レファレンスサービス)

**第7条** 参考業務を受けたい場合は申し出るものとする。

(データベース・電子ジャーナル検索サービス)

**第8条** 各種検索サービスは、職員及び学生に限るものとし、検索方法等は、図書係員が補助をする。

(希望図書の購入)

**第9条** 図書館備え付け以外の図書の購入を希望する場合は、図書館システムにより申し込むものとする。ただし、職員及び学生に限る。

2 前項により希望された図書の購入の可否については、図書委員会の議により、決定する。

(他の図書館の利用)

**第10条** 他の図書館の利用は次のとおりとする。

一 図書館で所蔵していない図書の複写を他の機関から取り寄せたい場合は、長岡工業高等専門学校図書館文献複写規程で定める申込書又は図書館システムにより申し込むものとし、それに要する費用は申込者の負担とする。ただし、職員及び学生に限る。

二 図書館で所蔵していない図書を借用したい場合は、図書館システムから申し込むものとし、それに要する費用は申込者の負担とする。ただし、職員に限る。

(規律)

**第11条** 館内における利用者は、次の各号に掲げることを守らなければならない。

一 静粛にすること。

二 飲食はしないこと。

三 喫煙はしないこと。

四 図書、器具及び設備等を汚損しないこと。

五 その他係員の指示に従うこと。

(弁償責任)

**第12条** 図書を汚損、破損又は紛失した者(以下「紛失者等」という。)は、速やかに図書館長に別紙様式第2号による図書館資料紛失届を届け出なければならない。

2 紛失者等は、図書館長の指示に従い別紙様式第3号による図書資料弁償届により弁償しなければならない。

(利用停止)

**第13条** この細則に違反した者は、図書館の利用を停止することがある。

(雑則)

**第14条** この細則に定めるもののほか、図書館の利用に関する必要事項は、図書館長が別に定める。

## 2. 課外教育活動施設

課外教育活動を盛んにし、学生相互又は学生・教職員間の交流を促進することを目的として設置しています。

施設は次のとおりです。

### 1. 福利施設

学生会室、課外活動室、和室、部室

### 2. 体育施設

第1体育館、第2体育館、トレーニングルーム、剣道場、柔道場、合宿所、グラウンド、テニスコート、プール、野球場、部室、グラウンド管理室  
課外教育活動施設の使用にあたっては、P.105を参照してください。

## 3. 総合情報処理センター

情報化時代に即応して、本校では昭和46年10月HITAC-10を導入して以来、昭和63年3月には四代目の教育用電子計算機システムECLIPSE-MV/7800XPに更新し、更に昭和63年9月にはパソコンLAN演習室を新設、平成5年3月には教育用電子計算機システムの端末としてパソコンを導入して情報処理教育の徹底を図ってきました。そして、平成5年2月に教育用電子計算機を導入する際、ネットワーク時代に対応するUNIXシステムを選択し、同時に長岡技術科学大学と専用回線により接続し、学術情報ネットワーク(SINET)及びインターネットの利用が可能となりました。また、平成7年10月にパソコンLAN演習室の機器を更新、Windows対応のパソコンを導入しました。更に平成8年3月に最新のATM-LANによる校内LAN設備の整備を行い、学外との通信の高速化を含め本格的なネットワーク運用を開始し、ネットワーク時代に対応する情報処理教育の環境整備を行ってきました。平成14年3月にはギガビット

LAN高速キャンパス情報ネットワークシステムが稼働し、平成15年3月に全ての端末をWindows2000対応のパソコンに更新しました。平成19年3月にはWindowsXP対応のシンクライアントシステムに、平成23年3月にはWindows7、平成31年3月にはWindows10、令和5年3月にはWindows11対応のシンクライアントシステムに移行しました。

## 1) 教育用電子計算機システム使用上の留意点

### (1) 端末室の使用

総合情報処理センターには、第1端末室、第2端末室、第3端末室の3つの端末室があり、第1端末室と第3端末室の端末機器及び周辺機器は、授業で使用している場合を除き自由に使用できます。ただし、第3端末室を利用するときには、必ず利用者名簿に記入してください。

### (2) センターの開設時間

平常授業の実施される日においては、8:30～17:00の間、全端末室が利用できます。それ以外の時間帯については、教職員の立ち会う場合を除いて、時間外の使用は原則的に認めていません。ただし、計算機は終日稼働していますので、センター外からネットワーク経由での利用は可能です。

## 2) 端末利用上の留意点

### (1) 端末利用環境の維持

各端末は一斉授業での利用を最優先して環境設定を行っていますので、パソコン上のファイル配置の変更、ソフトウェアのインストールは原則的に認めていません。

### (2) 不正コピー及びゲームの禁止

著作権法に違反する行為は厳に謹んでください。また、センターで許可したもの以外のソフトウェア（ゲームなど）の利用も禁止しています。

### (3) インターネットの利用注意

本校は学術情報ネットワークを利用してインターネットに接続しています。したがって、物品の売買や違法な画像等の送受信は禁止しています。また、電子メールやネットニュース等の利用に際しては、ネチケット（ネットワーク上のエチケット）を守ってください。

### (4) 利用規則を守らなかった場合の処置

上記センター利用の留意点をはじめセンターで定めた利用規則を守らなかった場合は、教育用電子計算機の利用者登録を抹消することがあります。

### 3) その他

総合情報処理センターの様々なサービスや情報については、下記ホームページで確認してください。

URL : <https://www2.st.nagaoka-ct.ac.jp/>

その他の疑問等については、センター職員にお尋ねください。

## VIII. 諸納付金・諸手続一覧

1. 授業料・その他の経費等
2. 各種手続き一覧

## VIII. 諸納付金・諸手続一覧

### 1. 授業料・その他の経費等

#### 1) 授業料

年額234,600円（前期分117,300円、後期分117,300円）

第1学年～第3学年で在籍期間36ヶ月以下の学生は、世帯収入に応じて「高等学校等就学支援金」の対象となり、授業料が減額されます。

#### 授業料改定について

在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

#### 2) その他の経費

	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年
後援会費	前期分 33,000円 (入会金※1 20,000円含む)	前期分 13,000円	前期分 13,000円	前期分 13,000円	前期分 13,000円
	後期分 8,000円	後期分 8,000円	後期分 8,000円	後期分 8,000円	後期分 8,000円
	留学生 前期分 3,000円	留学生 前期分 3,000円	留学生 前期分 3,000円	留学生 前期分 3,000円	留学生 前期分 3,000円
	後期分 3,000円	後期分 3,000円	後期分 3,000円	後期分 3,000円	後期分 3,000円
同窓会費	15,000円				
学生会費	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
行事費用		スキー合宿研修 (※2) 37,000円	見学旅行 (※3)	見学旅行 (※3)	
日本スポーツ振興センター災害 共済給付掛金	1,550円	1,550円	1,550円	1,550円	1,550円
教科書教材費	約78,000円	約26,000円	約26,000円	約28,000円	約23,000円
TOEIC 受験料 (1年次～3年次 TOEIC-Bridge)	1,870円	1,870円	1,870円		
PROGテスト受験料 (ジェネリックスキ ル測定テスト)	2,420円		2,200円		2,200円
学生証アプリ利用料	2,640円	2,640円	2,640円	2,640円	2,640円
合 計	約155,260円	約97,060円	約99,260円	約97,190円	約60,390円

部活動によっては上記経費のほかに、クラブ活動経費が必要となる場合があります。

4 学年編入学生は、編入時のみ上記経費のほかに、後援会入会金10,000円及び同窓会費15,000円が必要となります。また、行事費用は概ね8万円程度を予定しています。

※1 兄弟姉妹が既に本校に在籍している場合（休学中を除く）は、後援会入会金は必要ありません。

※2 予定額です。正式な徴収額は後日お知らせします。

※3 学科によって異なる場合があります。（概ね4、5万円程度）

### 3) 納入期日等

種 類	納入先	納入期日
授 業 料※	財務係	第1～3学年で在籍期間36ヶ月以下の学生の前期分授業料は高等学校等就学支援金の受給額決定後、それ以外は 前期分 5月27日 後期分 10月27日に 指定口座から引き落とします。
学 生 会 費 後 援 会 費 日本スポーツ振興センター 災 害 共 済 給 付 掛 金 同 窓 会 費 (第1学年及び第4学年編入学生) TOEIC-Bridge受 験 料 (第1学年～第3学年) PROGテ ス ト 受 験 料 (ジェネリックスキル測定テスト) 学 生 証 ア プ リ 利 用 料	財務係	5月27日に指定口座から引き落とします。 後援会費のみ10月27日に後期分を指定口座から引き落とします。
ス キ ー 合 宿 研 修 費 ( 第 2 学 年 )	財務係	10月27日に指定口座から引き落とします。
見 学 旅 行 費	財務係	第3学年は10月27日、第4学年は5月27日に指定口座から引き落とします。

※授業料のみ、授業料免除を申請した場合、結果が判明するまで徴収を猶予します。

## 2. 各種手続き一覧

諸手続きをする必要があるときは、次ページ一覧の担当係に申し出て手続きをしてください。

学生生活に必要な手続きを怠ったり、不十分だったり、提出時期を失したりすると、本人に不利となるばかりでなく、就学上支障をきたすこともありますので十分注意してください。

なお、諸願、諸届の記入にあたっては、万年筆・ボールペンを使用し、必要に応じて押印してください。鉛筆・拇印は用いないでください。

## 1) 願いを出して交付を受けるもの

種 類	係 名	時 期	備 考
在 学 証 明 書	教務入試係	必要の都度	
学 業 成 績 証 明 書	教務入試係	必要の都度	
卒 業 証 明 書(学 科) 修 了 証 明 書(専攻科)	教務入試係	必要の都度	
卒 業 見 込 証 明 書(学 科) 修 了 見 込 証 明 書(専攻科)	教務入試係	必要の都度	
調 査 書	教務入試係	必要の都度	
修 了 証 明 書(退学者)	教務入試係	必要の都度	
単 位 修 得 証 明 書	教務入試係	必要の都度	
J R 身 分 証 明 書(第1・4学年)	学 生 係	学年の始め	
学 生 運 賃 割 引 証	学 生 係	必要の都度	
健 康 診 断 証 明 書	保 健 室	必要の都度	

注1. 証明書等は発行までに時間のかかるものがあるので、できるだけ早く申し込んでください。

2. 調査書は担任の先生等に所見を記載していただくため、通常の証明書より、発行に時間がかかります。少なくとも2週間前には申請をお願いします。
3. JR（旅客鉄道株式会社）を利用して、片道100kmを超える区間を乗車する場合は、学生運賃割引証（以下「学割証」という。）を提出して運賃の割引（2割引）を受けることができます。学割証は学生の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですので、以下の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限り、発行することができます。
  - (1) 休暇、所用による帰省
  - (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
  - (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
  - (4) 就職又は進学のための受験等
  - (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
  - (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
  - (7) 保護者の旅行への随行
4. 在学証明書、学業成績証明書、卒業見込証明書（学科）、修了見込証明書（専攻科）、学生運賃割引証、在寮証明書、本科卒業証明書・本科成績証明書（本科卒業・成績証明書は専攻科生のみ）については、学生課設置の証明書自動発行機で発行することができます。その際は学生証を持参してください。

## 2) 願い出を必要とするもの

種 類	係 名	時 期	備 考
追 試 験 願	教務入試係	その都度	
休 学 願	教務入試係	その都度	
復 学 願	教務入試係	その都度	
退 学 願	教務入試係	その都度	
選択科目変更願(本科)	教務入試係	その都度	学校が指定する期日まで
選択科目変更願(専攻科)	教務入試係	その都度	
入 学 料 免 除 願	学 生 係	その都度	学校が指定する期日まで
入 学 料 徴 収 猶 予 願	学 生 係	その都度	
授 業 料 免 除 願	学 生 係	その都度	
授 業 料 徴 収 猶 予 ・ 分 納 願	学 生 係	その都度	
寄 宿 料 免 除 願	寮 務 係	その都度	
学 外 活 動 願	学 生 係	その都度	
合 宿 願	学 生 係	その都度	
課 外 教 育 活 動 施 設 使 用 許 可 願 校 舎 等 使 用 願	学 生 係	その都度	
車 両 通 学 許 可 申 請 書	学 生 係	学校が指定する期日まで。駐車場に余裕がある場合は随時。	
入 寮 願	寮 務 係	その都度	寮が指定する期日まで
退 寮 願	寮 務 係	その都度	

※その他、学生寮に係る願い出については、「寮生活の手引」を参照してください。

### 3) 届け出るもの

種 類	係 名	時 期	備 考
氏名・住所等変更届	教務入試係	その都度	保護者等変更届も兼ねます。
欠 席 届	教務入試係	その都度	特別欠席の場合は、内容を証明する書類（忌引時：葬儀案内状、交通機関の遅延：遅延証明書等）を必ず添付してください。
学 生 調 書	学 生 係	入 学 時	※緊急連絡先に変更があった場合にはその都度
物 品 借 用 届	学 生 係	その都度	
アルバイト届	学 生 係	その都度	本科1～3学年のみ 保護者等の同意を得たうえで提出してください。
海 外 渡 航 届 (私事渡航)	学 生 係	渡航前日 ま で	
日本スポーツ振 興センター適 用災害発生届	保 健 室	その都度	学校の管理下において発生した災害については、できるだけ早く保健室に届けてください。
入 寮 誓 約 書	寮 務 係	入 寮 時	
時 間 外 施 設 使 用 届	総務・企画係	2 日 前 ま で	指導教員を通して、提出すること。

※その他、学生寮に係る届け出については、「寮生活の手引」を参照してください。

## IX. 専攻科

1. 専攻科の概要
2. 履修方法
3. 諸納付金
4. 主な専攻科行事
5. 本科の準用事項

## IX. 専攻科

### 1. 専攻科の概要

本校専攻科は、高等専門学校の5年間一貫教育の基礎の上に、大学と同等レベルの工学に関する高度な専門知識と技術を教授研究し、これまでの高専教育の特長を保持しながら、高い技術開発能力とともに、問題発見・解決のできる研究能力をも兼ね備えた実践的技術者を育成することを目的としています。

また、最終学年の後期に一定の要件を満し、国の機関である大学改革支援・学位授与機構に学士の学位授与申請を行い、所定の審査に合格すると「学士(工学)」の学位を取得することができます。

これによって、大学の学部卒業と同等の扱いで、就職や大学院への進学が可能になります。

### 2. 履修方法

専攻科に入学した者に対し、専攻科履修の手引きを配布します。専攻科における履修方法、学位授与申請の方法など記載していますので、配布される専攻科履修の手引きを確認してください。

### 3. 諸納付金

#### 1) 授業料

年額234,600円(前期分117,300円、後期分117,300円)

※ 在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

#### 2) 学位審査手数料

学位を取得するために、学位授与申請時に審査手数料32,000円が必要です。

### 3) その他の経費

種 類	第1学年	第2学年
後 援 会 費	前期分23,000円 (入会金※10,000円含む) 後期分8,000円 留学生 前期分3,000円 後期分3,000円	前期分13,000円 後期分8,000円 留学生 前期分3,000円 後期分3,000円
学 生 会 費	2,500円	2,500円
同 窓 会 費※	15,000円	0円
日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金	1,550円	1,550円
PROGテスト受験料(ジェネリックススキル測定テスト)		2,200円
学 生 証 ア プ リ 利 用 料	2,640円	2,640円
合 計	52,690円	29,890円

※ 本校本科卒業生は、同窓会費は必要ありません。

※ 本校本科から継続して入学した場合は後援会入会金は必要ありません。

### 4) 納入期日等

種 類	納入先	納入期日	備考
授 業 料※	財務係	前期分 5月27日 後期分 10月27日 に指定口座から引き落とします。	
学 生 会 費 日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金 後 援 会 費 同 窓 会 費 学 生 証 ア プ リ 利 用 料	財務係	5月27日に指定口座から引き落とします。後援会費のみ10月27日に後期分を指定口座から引き落とします。	
学 位 授 与 審 査 手 数 料	学 位 授 与 機 構	10月期申請時	

※ 授業料のみ、授業料免除を申請した場合、結果が判明するまで徴収を猶予します。

※※ 部活動によっては上記経費のほかに、クラブ活動経費が必要となる場合があります。

## 4. 主な専攻科行事

### 1) 専攻科フォーラム

本校専攻科に在籍する学生全員と専攻科進学を志す5年生が集い、現在専攻科にある問題点を指摘し、解決策を検討するフォーラムです。

## 2) 進路ガイダンス

専攻科生の進路選択及び就職活動等に関する情報提供を目的とし、専攻科進学前年度の1月、入学後の9月、12月頃に3回実施します。

## 5. 本科の準用事項

専攻科の学生において、学生便覧に掲げる次の事項及び施設の利用、諸手続については、本科に準じます。

I	長岡高専の概要	P.3
V	学生生活関係（福利厚生）	P.87
VI	学生寮関係	P.115
VII	共同教育・研究施設	P.123
VIII	諸納付金・諸手続一覧	P.133

## X. 学則及び諸規則

1. 長岡工業高等専門学校学則
2. 長岡工業高等専門学校の開設授業科目、その単位数及び修得単位数を定める細則
3. 長岡工業高等専門学校学生準則
4. 長岡工業高等専門学校履修及び学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程
5. 長岡工業高等専門学校専攻科授業科目の履修等に関する規程
6. 長岡工業高等専門学校技術者教育プログラム「生産システム・環境工学」の履修等に関する規程
7. 長岡工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等による単位修得の認定に関する規程
8. 長岡工業高等専門学校インターンシップに関する規程
9. 長岡工業高等専門学校専攻科学外実習実施要領
10. 長岡工業高等専門学校における授業料、入学金及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規程
11. 長岡工業高等専門学校の学生表彰に関する実施要項
12. 長岡工業高等専門学校学生懲戒規程
13. 長岡工業高等専門学校学生の車両通学に関する要項
14. 長岡工業高等専門学校学生の冬季車両通学に関する申合せ
15. 長岡工業高等専門学校学生寮規程
16. 長岡工業高等専門学校学生寮細則
17. 長岡工業高等専門学校外国人留学生規程
18. 長岡工業高等専門学校学生相談員要項
19. 長岡工業高等専門学校研究生規程
20. 長岡工業高等専門学校科目等履修生規程
21. 長岡工業高等専門学校聴講生規程
22. 長岡工業高等専門学校特別聴講学生規程

## X. 学則及び諸規則

### 1. 長岡工業高等専門学校学則

#### 第1章 目的

(目的)

**第1条** 長岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年法律120号）、学校教育法（昭和22年法律26号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律113号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

2 本校の基本理念、教育理念、養成すべき人材像等は、別に定める。

(自己評価等)

**第1条の2** 本校は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検、評価及び不断の見直しを行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検、評価等について必要な事項は、別に定める。

#### 第2章 学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(学年)

**第2条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

**第3条** 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項ただし書きの規定により同項第4号の夏季休業の終期が変更された場合は、その終期をもって前期を終了し、後期は、その翌日から開始するものとする。

3 第1項に定める各期は、前半及び後半に分けることができる。

(開校記念日)

**第4条** 6月1日を、本校の開校記念日とする。

(休業日)

**第5条** 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替え、又は変更することがある。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 二 土曜日及び日曜日
- 三 春季休業

- 四 夏季休業
- 五 冬季休業
- 六 学年末休業

- 2 前項第3号から第6号までの休業日は、校長が別に定める。
- 3 前項に規定する休業日のほか、臨時休業日は、校長がそのつど定める。  
(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

### 第3章 組織

(学科)

第7条 本校に学科を置く。

- 2 学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
機 械 工 学 科	40人	200人
電気電子システム工学科	40人	200人
電 子 制 御 工 学 科	40人	200人
物 質 工 学 科	40人	200人
環 境 都 市 工 学 科	40人	200人
合 計	200人	1,000人

(専攻科)

第8条 本校に専攻科を置く。

- 2 専攻科の専攻及び学生定員は、次のとおりとする。

専 攻	入学定員	収容定員
電子機械システム工学専攻	12人	24人
物 質 工 学 専 攻	4人	8人
環 境 都 市 工 学 専 攻	4人	8人
合 計	20人	40人

- 3 専攻科において、大学と連携して行う教育プログラムを実施することができる。
- 4 前項に規定する教育プログラムの実施に関し、必要な事項は別に定める。
- 5 第2項に定める学生定員には、第3項で定める教育プログラムの定員を含むものとする。

(附属施設)

第9条 本校に、図書館及び教育研究活動に必要な次の附属施設を置く。

- 一 総合情報処理センター
  - 二 教育研究技術支援センター
  - 三 国際交流推進センター
  - 四 システムデザイン・イノベーションセンター
  - 五 オープンソリューションセンター
  - 六 地域連携推進センター
- 2 前項の附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

(教職員)

**第10条** 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 教職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

(副校長及び主事等)

**第11条** 本校に、副校長、総務主事、教務主事、学生主事、寮務主事及び専攻科長を置く。

(事務部)

**第12条** 本校に、庶務、会計、教務及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため、事務部を置く。

(内部組織)

**第13条** 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

#### 第4章 学科の教育課程等

(修業年限及び在学年限)

**第14条** 修業年限は、5年とする。

- 2 在学の期間は、前項に規定する修業年限(第2学年以上に入学した者については、修業年限から入学した学年の1学年前の学年数を減じた数)の2倍を超えることはできない。ただし、再入学及び転入学した者については、退学及び転入学前の在学期間を通算するものとする。

(授業期間)

**第15条** 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程)

**第16条** 教育課程は、授業科目及び特別活動により編成するものとする。

- 2 授業科目は、その内容により、各学科に共通する一般科目及び学科ごとの専門科目とし、全課程の修了の認定に必要な単位数は、167単位以上(そのうち、一般科目については75単位以上、専門科目については82単位以上。)とする。

- 3 一般科目及び専門科目は、必修科目及び選択科目をもって構成し、各学科の開設授業科目、その単位数及び修得単位数は、別に定める。
- 4 学生は、一般科目及び専門科目ごとに履修する単位数の合計が、その学年で指定された修得単位数の合計以上になるよう履修しなければならない。
- 5 特別活動は、第1学年から第3学年までの学年毎に30単位時間、合計90単位時間とする。

(単位の計算方法)

**第16条の2** 各授業科目の単位数は、履修単位及び学修単位の区分により計算するものとする。

- 2 履修単位については、30単位時間（1単位時間は、標準50分とする。）の履修を1単位として計算するものとする。
- 3 学修単位については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。
  - 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
  - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
  - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 4 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

**第16条の3** 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

**第16条の4** 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、本校の別に定めるところにより単位の修得を認定することができる。

- 2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定は、学生が、外国の大学又は高等学校に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数は、前条及び第1項により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(メディアによる履修)

**第16条の5** 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 3 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 4 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、前3項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

**第16条の6** 第16条の2第5項、第16条の3、第16条の4第1項、第3項及び前条第1項から第3項に規定する単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

**第16条の7** 各授業科目については、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示することとする。

- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うこととする。

(学年の課程の修了又は卒業認定)

**第17条** 各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、学年の平素の成績を評価して行うものとする。

- 2 学年の課程の修了及び卒業の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

(再履修)

**第18条** 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、一般科目、専門科目ごとに履修する単位数の合計がその学年で指定された修得単位数の合計以上になるよう再履修しなければならない。ただし、第4学年及び第5学年にとどめられた者については、一部の授業科目の再履修を免除することがある。

## 第5章 入学、転学科、休学、退学、転学、留学及び卒業証書

### (入学資格)

**第19条** 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 中学校を卒業した者
  - 二 中等教育学校の前期課程を修了した者
  - 三 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
  - 四 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - 五 文部科学大臣の指定した者
  - 六 就学義務猶予免除者等の中学校卒業認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
  - 七 その他本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (入学者の選抜及び入学の許可)

**第20条** 校長は、入学志望者について学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

- 2 校長は、前項の選抜方法によるほか、入学定員の一部について、出身中学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し出身中学校から送付された調査書を主な資料として入学者の選抜を行うことができる。
- 3 校長は、前2項の選抜の結果に基づき、第31条に規定する入学金を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学金免除の申請書を受理された者にあつてはこの限りでない。

### (編入学等)

**第21条** 第1学年の中途又は第2学年以上に編入学又は転入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年令に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に編入学又は転入学を許可することがある。

### (誓約書等の提出)

**第22条** 入学を許可された者は、所定の期日までに保護者等と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

- 2 前項の手続きを終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

### (転学科)

**第23条** 転学科を希望する者があるときは、校長は、教育上支障のない場合に限り、転学科を許可することがある。

### (休学)

**第24条** 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修

学することができないときは、校長の許可を得て休学することができる。  
(休学期間)

**第24条の2** 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学の期間は、第14条の第2項に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

**第25条** 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を得て復学することができる。

(疾病による登校停止)

**第26条** 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、登校停止を命ずることがある。

(退学)

**第27条** 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を得て退学することができる。

(再入学)

**第27条の2** 退学した者で再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上相当学年に入学を許可することがある。

(他の学校への入学等)

**第28条** 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を得なければならない。

(留学)

**第28条の2** 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の中途においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業証書)

**第29条** 全課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

(称号)

**第29条の2** 卒業した者は、準学士(工学)と称することができる。

## 第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

**第30条** 入学を希望する者は、願書提出と同時に、「独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）（以下「規則」という。）」に定める検定料を納付しなければならない。

(入学料、授業料及び寄宿料の額)

**第31条** 入学料、授業料及び寄宿料の額は規則に定める額とする。

(入学料)

**第31条の2** 入学しようとする者は、入学料を入学のための所要の手続きを行うときに納付しなければならない。

(授業料)

**第32条** 学生は、授業料年額を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあっては5月に、後期にあっては10月に納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに納付することができる。

(学年の途中で入学した者の授業料)

**第33条** 学年の中途において入学した者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月の末日までに納付するものとする。

(学年の途中で卒業する者の授業料)

**第33条の2** 学年の途中で卒業する者が納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に納付するものとする。ただし、卒業する月が後期の納付の時期後であるときは、後期の納付の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の納付の時期に納付するものとする。

(学年の途中で退学する者の授業料)

**第34条** 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは、授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは、授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

**第35条** 学生寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、寄宿料を納付するものとする。

(検定料等の返還)

**第36条** 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、この限りではない。

一 第32条第3項の規定により授業料を納付した者が後期分授業料の納付期限の属する月の前月末日以前に休学又は退学を許可された場合には、当該授業料に相当する額を返還する。

二 第32条第4項の規定により授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には、申し出により当該授業料に相当する額を返還する。

三 授業料に充てることを目的とした支援金等が国等から支給される者で、授業料を納付後に支援金等の額が変更となった場合には、その過徴収額の授業料に相当する額を返還する。

四 授業料又は寄宿料を納付した学生が死亡により除籍された場合には、死亡の届出があった日の属する月の翌月以降の授業料又は寄宿料に相当する額を月割計算により返還する。ただし、除籍日が月の初日である場合は、除籍当月以降の当該学生に係る授業料又は寄宿料に相当する額を返還するものとする。

五 入学しようとする者が入学料納付後、入学しようとする日の前日までに死亡した場合には、入学料に相当する額を返還する。

六 入学しようとする者が入学料納付後、入学しようとする日の前日までに学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合等の特別な事情が生じた場合には申し出により入学料に相当する額を返還する。

七 第35条の規定により寄宿料を納付した者が、途中で退寮した場合には、退寮の月の翌月から起算して前納した寄宿料に相当する額を返還する。

八 第30条の規定により検定料を納付した者が納付後から出願前までに入学試験出願を辞退した場合又は検定料を重複して納付した場合には、申し出により検定料に相当する額を返還する。

2 前項の規定にかかわらず、検定料、授業料、入学料又は寄宿料を納付後に次条の規定により当該検定料、授業料、入学料又は寄宿料を免除された場合は、その免除相当額を返還する。

(入学料等の免除及び徴収猶予)

**第37条** 本校に入学を志願する者で、学資負担者が風水害等の災害を受けた場合には、検定料を免除することがある。

2 前項の検定料免除は、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長の定め

より、校長が許可する。

- 3 入学前1年以内において、入学する者の学資負担者が死亡し、又は風水害等の災害を受けた場合、その他やむを得ない事由により入学料の納付が著しく困難であると認められた場合には、入学料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
- 4 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
- 5 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
- 6 卓越した成果を修めたと認められる場合は授業料の全部若しくは一部を免除することがある。
- 7 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全部を免除することがある。
- 8 前5項に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7章 学生準則及び賞罰

(学生準則の遵守)

**第38条** 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

**第39条** 学生として表彰に値する行為があるときは、表彰することがある。

- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

**第40条** 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由なくして出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

- 2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

**第41条** 次の各号のいずれかに該当する者は、校長がこれを除籍する。

- 一 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者
- 二 第14条の第2項に規定する在学年限を超えた者

- 三 第24条の2に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- 四 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 五 第20条第3項に規定する入学料免除の申請を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

## 第8章 専攻科

(専攻科の目的)

**第41条の2** 専攻科は、教育基本法（平成18年法律120号）、学校基本法（昭和22年法律26号）に基づき、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

**第42条** 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(教育課程)

**第43条** 専攻科の開設授業科目及びその単位数は、別に定める。

(入学資格)

**第44条** 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
- 二 短期大学を卒業した者
- 三 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
- 四 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- 五 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- 六 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 七 その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選抜及び入学の許可)

**第45条** 校長は、専攻科の入学志願者については、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

(休学の期間)

**第46条** 専攻科の学生の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由が

ある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、第42条に規定する修業年限及び在学期間には算入しない。  
(修了)

**第47条** 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者については、修了を認定する。

- 2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。  
(準用規程等)

**第48条** 第2条から第6条、第15条、第16条の2第3項、第16条の4、第16条の5、第22条、第24条、第25条から第27条の2、第28条の2第1項、第4項、第30条から第41条の規定は、専攻科に準用する。この場合において、第16条の4第2項及び第3項、第16条の5第4項中「60単位」とあるのは「30単位」と、第28条の2第1項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」と、第41条第2号中で第14条の第2項とあるのは「42条」と、第41条第3号中で第24条の2とあるのは「46条」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 2 第47条の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第16条の5を準用する授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。  
(その他)

**第49条** 本章に定めるもののほか、授業科目の履修方法その他専攻科に関する必要な事項は、別に定める。

## 第9章 外国人留学生

(外国人留学生)

**第50条** 本校に留学を志望する外国人がある場合には、特別の選考により、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第10章 研究生、聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

**第51条** 本校において、特定の専門事項について研究することを志望する者があるときは、校長は、本校の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上研究生として、入学を許可することができる。

(聴講生)

**第52条** 本校において開設する授業科目のうち、特定の科目について聴講を志望する者があるときは、校長は、本校の教育に支障のない場合に限り、選考の上聴講生として、入学を許可することができる。

(科目等履修生)

**第52条の2** 本校所定の授業科目のうち1又は複数の科目の履修を志望する者があるときは、校長は、本校の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上科目等履修生として、入学を許可することがある。

2 科目等履修生が履修した授業科目については、単位の修得を認定することができる。

(特別聴講学生)

**第52条の3** 学校間相互単位互換協定又は外国の大学との交流協定に基づいて、本校において開設する授業科目のうち、特定の科目について聴講を志望する者があるときは、校長は、本校の教育に支障のない場合に限り、選考の上特別聴講学生として、入学を許可することがある。

**第53条** 研究生、聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第11章 公開講座

(公開講座)

**第54条** 本校に、公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12章 学生寮

(学生寮)

**第55条** 本校に学生寮を設ける。

2 学生寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

## 第13章 教育プログラム

(技術者教育プログラム「生産システム・環境工学」)

**第56条** 本校に、技術者教育プログラム「生産システム・環境工学」を置く。

2 技術者教育プログラム「生産システム・環境工学」について必要な事項は別に定める。

(学科・専攻科横断型一貫教育プログラム)

**第57条** 本校に、学科・専攻科横断型一貫教育プログラムとして以下のプログラムを置く。

- 一 システムデザイン教育プログラム
- 二 ヴァンガード・エンジニア育成プログラム
- 三 アントレプレナー育成プログラム

2 学科・専攻科横断型一貫教育プログラムについて必要な事項は別に定める。

(AIR Techエンジニア育成プログラム)

**第58条** 本校にAIR Techエンジニア育成プログラムを置く。

2 AIR Techエンジニア育成プログラムについて必要な事項は別に定める。

**附 則**

1 この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

2 学年は第3条の規定にかかわらず、当分の間、次の2期とする。

第1期 4月1日から9月30日まで

第2期 10月1日から翌年3月31日まで

**附 則**

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、昭和49年4月11日から施行する。

**附 則**

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

**附 則**

1 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

2 昭和51年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、第31条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この学則の実施の日以後において、転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は第32条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

**附 則**

1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に在学している者に係る教育課程については、次の別表のとおりとする。(別表省略)

**附 則**

1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 昭和53年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、第32条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この学則の実施の日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は第32条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

**附 則**

- 1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、第32条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は第32条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

**附 則**

- 1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年度の入学、転学、編入学又は再入学した者に係る検定料の額は第30条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 昭和57年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、第32条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の実施の日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は第32条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

**附 則**

この学則は、昭和57年10月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、昭和59年12月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、昭和62年3月2日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成2年度において、第2学年以上に在学する者に係る学科、学級数及び入学定員については、第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成3年3月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

- 2 平成3年度以前の入学者に係る改正前の長岡工業高等専門学校学則別表3の規定に基づき履修済みの特別教育活動の単位時間は、この学則による改正後の長岡工業高等専門学校学則（以下「新学則」という。）別表3の特別活動の単位時間として取り扱う。
- 3 平成3年度以前の入学者に係る通算休業期間は、新学則第24条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新学則第29条の2の規定は、平成4年3月31日以前に全課程を修了した者にも適用する。

**附 則**

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度において、工業化学科に在学する者及び平成8年度までに当該学科に編入学する者については、第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度において、土木工学科に在学する者及び平成9年度までに当該学科に編入学する者については、第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成13年1月6日から施行する。

ただし、改正後の第19条第二号、第四号、第六号及び第七号の規定は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成15年3月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成16年3月29日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度において、電気工学科に在学する者及び平成18年度までに当該学科に編入学する者については、第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第48条については、平成19年4月1日から適用する。

**附 則**

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成21年9月3日から施行する。ただし、別表第4の改正は平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成22年3月26日から施行する。ただし、別表第2の改正は平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成22年9月21日から施行する。ただし、別表第4の改正は平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成23年1月6日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成23年3月28日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正は平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 長岡工業高等専門学校学則の運用に関する要項(平成4年3月26日制定)は廃止する。

**附 則**

この学則は、平成26年10月16日から施行する。ただし、別表第4の改正は平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成27年3月3日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 既に卒業、修了した学生の教育課程については、なお、従前の別表第1から第4のとおりとする。

**附 則**

この学則は、平成27年4月15日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成30年6月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

**附 則**

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、令和元年6月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**附 則**

この学則は、令和元年9月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者に係る修業年限及び在学年限については、第14条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和2年3月31日に在学する者に係る除籍については、第41条第三号の

規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（令和3年2月10日一部改正）

この学則は、令和3年2月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

**附 則**（令和3年3月11日一部改正）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。但し、第41条に関する準用規定は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 第56条制定前において発行した技術者教育プログラム「生産システム・環境工学」の修了証書については、第56条に基づき発行したものとみなす。
- 3 第57条制定前において発行した学科・専攻科横断型一貫教育プログラムの修了証書については、第57条に基づき発行したものとみなす。

**附 則**

この学則は、令和3年10月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

**附 則**

この学則は、令和3年11月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

**附 則**

この学則は、令和4年4月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

**附 則**

この学則は、令和4年7月13日から施行する。

**附 則**

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、令和6年1月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

**附 則**

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

## 2. 長岡工業高等専門学校の開設授業科目、 その単位数及び修得単位数を定める細則

長岡工業高等専門学校学則第16条第3項及び第43条の規定に基づき、学科及び専攻科の開設授業科目、その単位数及び修得単位数を別表1、2及び3のとおり定める。

別表第1 一般科目

別表第2 専門科目

別表第3 専攻科科目

### 附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前の専攻科入学者については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前の専攻科入学者については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前の専攻科入学者については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この細則は、令和元年9月12日から施行する。ただし、別表第2の改正は平成31年4月1日から適用し、別表第3の改正は令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和2年3月31日以前の専攻科入学者については、なお従前の例による。

### 附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この細則は、令和元年12月11日から施行する。ただし、別表第3の改正は令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前の専攻科入学者については、なお従前の例による。

## 附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則（令和2年9月16日一部改正）

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前の専攻科入学者については、なお従前の例による。

### 附 則（令和3年2月10日一部改正）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則（令和3年3月11日一部改正）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則（令和3年6月17日一部改正）

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前の専攻科入学者については、なお従前の例による。

### 附 則（令和3年12月22日一部改正）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

### 附 則（令和4年9月12日一部改正）

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前の専攻科入学者については、なお従前の例による。

### 附 則（令和5年1月11日一部改正）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

### 附 則（令和5年3月13日一部改正）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

### 附 則（令和5年9月13日一部改正）

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前の専攻科入学者については、なお従前の例による。

### 附 則（令和6年1月17日一部改正）

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前の専攻科入学者については、なお従前の例による。

### 附則（令和6年6月19日一部改正）

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日以前の専攻科入学者については、なお従前の例による。

### 附則（令和6年12月18日一部改正）

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

### 附則（令和7年7月16日一部改正）

- 1 この細則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日以前の専攻科入学者については、なお従前の例による。

別表第1

一 般 科 目  
(各 学 科 共 通)

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	国語総合	9	3	3	2	1			必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目
	地理総合	2	2						
	歴史総合	2		2					
	公共	2	2						
	現代倫理	2		2					
	基礎数学A	3	3						
	基礎数学B	3	3						
	基礎数学C	2		2					
	微積分Ⅰ	2		2					
	代分数幾何	2		2					
	微積分Ⅱ	2			2				
	確率	1			1				
	統計学	1					1		
	物理A	2		2					
	物理B	2			2				
	物理C	2			2				
	化学	5	3	2					
	生命環境基礎	2	2						
	保健・体育	9	2	2	2	2	1		
	キャリアデザインⅠ	1	1						
	キャリアデザインⅡ	1		1					
	英語ⅠA	2	2						
	英語ⅠB	2	2						
	英語ⅠC	1	1						
	英語ⅡA	2		2					
	英語ⅡB	2		2					
英語ⅡC	1		1						
英語ⅢA	2			2					
英語ⅢB	1			1					
英語ⅢC	1			1					
英語多読	2	1	1						
英語Ⅳ	2				2		○(講義)		
開設単位数	75	27	26	15	5	2			
選 択 科 目	音楽	2	2						いずれか1科目を選択(注)
	美術	2	2						
	文芸学	1				1			
	経済学	1					1		
	哲学	1					1		いずれか1科目を選択
	歴史	1					1		
	コミュニケーション特講	2				2			
	独語Ⅰ	2				2			
	英語ⅤA	2					2	○(講義)	いずれか1科目を選択
	英語ⅤB	2					2	○(講義)	
	英語ⅤC	2					2	○(講義)	
	英語ⅤD	2					2	○(講義)	
	英語ⅤE	2					2	○(講義)	
独語Ⅱ	2					2			
中国語	2					2		いずれか1科目を選択	
韓国語	2					2			
英語特講	2					2			
開設単位数計※	30	4	0	0	5	21			
開設単位数合計※	105	31	26	15	10	23			
修得単位数の合計	79以上	29	26	15	5以上	4以上			

(注) 必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目

学修単位欄に○(講義)とある科目: 1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」

学修単位欄に○(演習)とある科目: 1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」

それ以外の科目: 30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

授業科目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備考
必修科目	漢字 I	2	2						必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目
	漢字 II	1		1					
	日本語初級文法	3	3						
	日本語読解	2	2						
	聴解会話	2	2						
	日本語中級文法	1		1					
	科学技術日本語 I	3	3						
	科学技術日本語 II	2		2					
	日本語表現 I	1	1						
	日本語表現 II	2		2					
	日本語事情	2		2					
	日本語 I	4			4				
	日本語 II	1				1			
	基礎数学 A	3	3						
	基礎数学 B	3	3						
	基礎数学 C	2		2					
	微積分 I	2		2					
	微積分 II	2		2					
	微積分 III	1			1				
	統計学 I	2					1		
	物理学 A	1		2					
	物理学 B	2			2				
	物理学 C	2			2				
	化学	5	3	2					
	健康・体育	7	2	2		2	1		
	キャリアデザイン I	1	1						
	キャリアデザイン II	1		1					
	英語 I	1	1						
	英語 II A	2		2					
	英語 II B	2		2					
英語 II C	1		1						
英語 III A	2			2					
英語 III B	1			1					
英語 III C	1			1					
英語多読	1	1							
英語 IV	2				2		○(講義)		
開設単位数計	75	27	26	15	5	2			
選択科目	音楽	2	2					いずれか1科目を選択(注)	
	美術	2	2						
	健康・体育	2			2				
	文経	1				1			
	哲学	1					1		
	歴史	1					1	いずれか1科目を選択	
	日本語 III	1				1			
	コミュニケーション特講	2				2			
	独語 I	2				2			
	英語 V A	2					2	○(講義)	
	英語 V B	2					2	○(講義)	
	英語 V C	2					2	○(講義)	
英語 V D	2					2	○(講義)		
英語 V E	2					2	○(講義)		
独語 II	2					2			
中国語	2					2	いずれか1科目を選択		
韓国語	2					2			
英語特講	2					2			
開設単位数計※	33	4	0	2	6	21			
開設単位数合計※	108	31	26	17	11	23			
修得単位数の合計	79以上	29	26	15	5以上	4以上			

この教育課程は外国人留学生に対し適用する。  
(注) 必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目  
学修単位欄に○(講義)とある科目: 1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○(演習)とある科目: 1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目: 30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

(令和6年度第1学年入学者)

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	国語総合	9	3	3	2	1			必ず履修し、 卒業までに単 位を修得しな ければならな い科目
	地理総合	2	2						
	歴史総合	2		2					
	公民	2	2						
	現代倫理	2		2					
	基礎数学A	3	3						
	基礎数学B	3	3						
	基礎数学C	2		2					
	微分積分Ⅰ	2		2					
	代数学Ⅰ	2		2					
	微分積分Ⅱ	2			2				
	確率	1			1				
	統計学	1					1		
	物理A	2		2					
	物理B	2			2				
	物理C	2			2				
	化学	5	3	2					
	生命環境基礎	2	2						
	保健・体育	9	2	2	2	2	1		
	キャリアデザインⅠ	1	1						
	キャリアデザインⅡ	1		1					
	英語ⅠA	2	2						
	英語ⅠB	2	2						
英語ⅠC	1	1							
英語ⅡA	2		2						
英語ⅡB	2		2						
英語ⅡC	1		1						
英語ⅢA	2			2					
英語ⅢB	1			1					
英語ⅢC	1			1					
英語多読	2	1	1						
英語開設単位数	75	27	26	15	5	2	○(講義)		
選 択 科 目	音楽	2	2						いずれか1科目 を選択(注)
	美術	2	2						
	文経	1				1			
	経済学	1					1		
	哲学	1					1		いずれか1科目 を選択
	歴史学	1					1		
	コミュニケーション特講	2				2			
	独語Ⅰ	2				2			
	英語ⅤA	2					2	○(講義)	いずれか1科目 を選択
	英語ⅤB	2					2	○(講義)	
英語ⅤC	2					2	○(講義)		
英語ⅤD	2					2	○(講義)		
英語ⅤE	2					2	○(講義)		
独語Ⅱ	2					2			
中国語	2					2			
韓国語	2					2		いずれか1科目 を選択	
英語特講	2					2			
国際関係学演習	1~5			1~5					
開設単位数計※	30	4	0	0	5	21		進級単位にはならない ※「国際関係学演習」 は計に含めない	
開設単位数合計※	105	31	26	15	10	23			
修得単位数の合計	79以上	29	26	15	5以上	4以上			

(注) 必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目

学修単位欄に○(講義)とある科目: 1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」

学修単位欄に○(演習)とある科目: 1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」

それ以外の科目: 30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

授業科目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備考
必修科目	漢字 I	2	2						必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目
	漢字 II	1		1					
	日本語初級文法	3	3						
	日本語読解	2	2						
	聴解会話	2	2						
	日本語中級文法	1		1					
	科学技術日本語 I	3	3						
	科学技術日本語 II	2		2					
	日本語表現 I	1	1						
	日本語表現 II	2		2					
	日本語事情 I	2		2					
	日本語事情 II	4			4				
	日本語 I	1					1		
	日本語 II	1							
	基礎数学 A	3	3						
	基礎数学 B	3	3						
	基礎数学 C	2		2					
	微積分 I	2		2					
	微積分 II	2		2					
	微積分 III	1			1				
	確率	1				2			
	統計学 A	2		2			1		
	物理学 B	2			2				
	物理学 C	2			2				
	化学	5	3	2					
	健康・体育	7	2	2		2	1		
	キャリアデザイン I	1	1						
	キャリアデザイン II	1		1					
	英語 I	1	1						
	英語 II A	2		2					
英語 II B	2		2						
英語 II C	1		1						
英語 III A	2			2					
英語 III B	1			1					
英語 III C	1			1					
英語多読	1	1							
英語 IV	2				2		○(講義)		
開設単位数	75	27	26	15	5	2			
選択科目	音楽	2	2						いずれか1科目を選択(注)
	美術	2	2						
	健康・体育	2			2				
	文経学	1				1			
	経済学	1					1		いずれか1科目を選択
	歴史学	1					1		
	日本語 III	1				1			
	コミュニケーション特講	2				2			
	独語 I	2				2			
	英語 V A	2					2	○(講義)	いずれか1科目を選択
	英語 V B	2					2	○(講義)	
	英語 V C	2					2	○(講義)	
	英語 V D	2					2	○(講義)	
	英語 V E	2					2	○(講義)	
	独語 II	2					2		
中国語	2					2		いずれか1科目を選択	
韓国語	2					2			
英語特講	2					2			
国際関係学演習	1~5			1~5				進級単位にはならない※「国際関係学演習」は計に含まない	
開設単位数計※	33	4	0	2	6	21			
開設単位数合計	108	31	26	17	11	23			
修得単位数の合計	79以上	29	26	15	5以上	4以上			

この教育課程は外国人留学生に対し適用する。

(注) 必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目

学修単位欄に○(講義)とある科目: 1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」

学修単位欄に○(演習)とある科目: 1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」

それ以外の科目: 30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

## (令和4～5年度第1学年入学者)

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	国語総合	9	3	3	2	1			必ず履修し、卒業までに単位数を修得しなければならない科目
	地理総合	2	2						
	歴史総合	2		2					
	公民総合	2	2						
	現代倫理	2		2					
	基礎数学A	3	3						
	基礎数学B	3	3						
	基礎数学C	1	1						
	基礎数学I	2		2					
	微積分I	2		2					
	微積分II	2		2					
	微積分III	2			2				
	確率	1			1				
	統計学	1					1		
	物理学A	2		2					
	物理学B	2			2				
	物理学C	2			2				
	化学	5	3	2					
	生命科学基礎	2	2						
	保健・体育	9	2	2	2	2	1		
英語I A	2	2							
英語I B	2	2							
英語I C	1	1							
英語II A	2		2						
英語II B	2		2						
英語II C	1		1						
英語III A	2			2					
英語III B	2			2					
英語III C	1			1					
英語多読	3	1	1	1					
英語IV	2				2		○(講義)		
開設単位数	76	27	25	17	5	2			
選 択 科 目	音楽	2	2						いずれか1科目を選択(注)
	美術	2	2			1			
	経済	1					1		
	哲学	1					1		いずれか1科目を選択
	歴史	1					1		
	コミュニケーション特講	2				2			
	独英語I	2				2			
	独英語V A	2				2		○(講義)	いずれか1科目を選択
	独英語V B	2				2		○(講義)	
	独英語V C	2				2		○(講義)	
独英語V D	2				2		○(講義)		
独英語V E	2				2		○(講義)		
独中韓英語II	2				2			いずれか1科目を選択	
独中韓英語	2				2				
独中韓英語	2				2				
英語特講	2					2			
国際関係学演習	1～5			1～5				進級単位にならない	
開設単位数計※	30	4	0	0	5	21		※「国際関係学演習」は計に含まれない	
開設単位数合計※	106	31	25	17	10	23			
修得単位数の合計	80以上	29	25	17	5以上	4以上			

(注) 必ず履修し、卒業までに単位数を修得しなければならない科目

学修単位欄に○(講義)とある科目: 1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
 学修単位欄に○(演習)とある科目: 1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
 それ以外の科目: 30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	漢 字 I	2	2						必ず履修し、 卒業までに 単位を修得し なければならない 科目
	漢 字 II	1		1					
	日 本 語 初 級 文 法	3	3						
	日 本 語 読 解	2	2						
	日 本 語 聴 解 会 話	2	2						
	日 本 語 中 級 文 法 I	1		1					
	科 学 技 術 日 本 語 I	3	3						
	科 学 技 術 日 本 語 II	2		2					
	日 本 語 表 現 I	1	1						
	日 本 語 表 現 II	2		2					
	日 本 事 情 I	2		2					
	日 本 事 情 II	4			4				
	日 本 語 I	1				1			
	基 礎 数 学 A	3	3						
	基 礎 数 学 B	3	3						
	課 題 数 学 C	1	1						
	基 礎 数 学 積 分 I	2		2					
	微 分 幾 何 I	2		2					
	微 分 幾 何 II	2			2				
	確 率 統 計 学 I	1			1				
	物 理 学 A	1					1		
	物 理 学 B	2		2					
	物 理 学 C	2			2				
	化 学	5	3	2					
	保 健 ・ 体 育	7	2	2		2	1		
	英 語 I	1	1						
	英 語 II A	2		2					
英 語 II B	2		2						
英 語 II C	1		1						
英 語 III A	2			2					
英 語 III B	2			2					
英 語 III C	1			1					
英 語 多 読	2	1		1					
開 設 単 位 数 計	76	27	25	17	5	2	○(講義)		
選 択 科 目	音 楽	2	2					いずれか1科目 を選択(注)	
	美 術	2	2						
	保 健 ・ 体 育	2			2				
	文 学	1				1			
	経 済 学	1					1		
	哲 学	1					1		
	歴 史 学	1					1		
	日 本 語 III	1				1			
	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 特 講	2				2			
	独 語 I	2				2			
	英 語 V A	2					2	○(講義)	
	英 語 V B	2					2	○(講義)	
	英 語 V C	2					2	○(講義)	
	英 語 V D	2					2	○(講義)	
	英 語 V E	2					2	○(講義)	
独 語 II	2					2			
中 国 語	2					2			
韓 国 語	2					2			
英 語 特 講	2					2			
国 際 関 係 学 演 習	1~5			1~5					
開 設 単 位 数 計 ※	33	4	0	2	6	21			
開 設 単 位 数 合 計 ※	109	31	25	19	11	23			
修 得 単 位 数 合 計	80 以上	29	25	17	5 以上	4 以上			

この教育課程は外国人留学生に対し適用する。

(注) 必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目

学修単位欄に○(講義)とある科目: 1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」

学修単位欄に○(演習)とある科目: 1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」

それ以外の科目: 30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

## (令和2～3年度第1学年入学者)

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	国語	9	3	3	2	1			必ず履修し、卒業までに単位数を修得しなければならない科目
	世界史	2	2						
	日本史	2		2					
	現代社会	2	2						
	現代倫理	2		2					
	基礎数学A	3	3						
	基礎数学B	3	3						
	基礎数学C	1	1						
	基礎数学I	2		2					
	微分積分	2		2					
	代数学	2		2					
	微積分	2			2				
	確率	1			1				
	統計学	1					1		
	物理学A	2		2					
	物理学B	2			2				
	物理学C	2			2				
	化学	5	3	2					
	環境基礎	2	2						
	生命・保健	9	2	2	2	2	1		
	英語I A	2	2						
	英語I B	2	2						
	英語I C	1	1						
英語II A	2		2						
英語II B	2		2						
英語II C	1		1						
英語III A	2			2					
英語III B	1			2					
英語III C	1			1					
英語多読	3	1	1	1					
英語IV	2				2		○(講義)		
開設単位数	76	27	25	17	5	2			
選 択 科 目	音楽	2	2						いずれか1科目を選択(注)
	美術	2	2						
	文芸	1				1			
	経済	1					1		いずれか1科目を選択
	哲学	1					1		
	歴史	1					1		
	コミュニケーション特講	2				2			
	独語I	2				2			
	英語V A	2					2	○(講義)	いずれか1科目を選択
	英語V B	2					2	○(講義)	
	英語V C	2					2	○(講義)	
	英語V D	2					2	○(講義)	
	英語V E	2					2	○(講義)	
	独語II	2					2		いずれか1科目を選択
	中国語	2					2		
	韓国語	2					2		
英語特講	2					2			
国際関係学演習 一般特別学修	1～10			1～10				進級単位にならない	
開設単位数計※	30	4	0	0	5	21		※「一般特別学修」「国際関係学演習」は計に含めない	
開設単位数合計※	106	31	25	17	10	23			
修得単位数の合計	80以上	29	25	17	5以上	4以上			

(注) 必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目

学修単位欄に○(講義)とある科目：1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」

学修単位欄に○(演習)とある科目：1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」

それ以外の科目：30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

一般科目の「国際関係学演習」、「一般特別学修」及び専門共通選択科目の「専門特別学修」は、併せて上限10単位とする。

(令和3年度第1学年入学者)

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	漢字 I	2	2						必ず履修し、卒業まで得なければならない科目
	漢字 II	1		1					
	日本語初級文法	3	3						
	日本語読解	2	2						
	聴解会話	2	2						
	日本語中級文法	1		1					
	科学技術日本語 I	3	3						
	科学技術日本語 II	2		2					
	日本語表現 I	1	1						
	日本語表現 II	2		2					
	日本語事情	2		2					
	日本語 I	4			4				
	日本語 II	1				1			
	基礎数学 A	3	3						
	基礎数学 B	3	3						
	基礎数学 C	1	1						
	微積分 I	2		2					
	微積分 II	2		2					
	微積分 III	2			2				
	確率	1			1				
	統計学 A	1					1		
	物理学 A	2		2					
	物理学 B	2			2				
	物理学 C	2			2				
	化学	5	3	2					
	保健・体育	7	2	2		2	1		
	英語 I	1	1						
	英語 II A	2		2					
	英語 II B	2		2					
	英語 II C	1		1					
英語 III A	2			2					
英語 III B	2			2					
英語 III C	1			1					
英語多読	2	1		1					
英語 IV	2				2		○(講義)		
開設単位数	76	27	25	17	5	2			
音楽	2	2						いずれか1科目を選択(注)	
美術	2	2							
保健・体育	2			2					
経済学	1				1				
哲学	1					1			
歴史学	1					1		いずれか1科目を選択	
日本語 III	1				1				
コミュニケーション特講	2				2				
独学 I	2				2				
英語 V A	2					2	○(講義)	いずれか1科目を選択	
英語 V B	2					2	○(講義)		
英語 V C	2					2	○(講義)		
英語 V D	2					2	○(講義)		
英語 V E	2					2	○(講義)		
独学 II	2					2			
中国語	2					2		いずれか1科目を選択	
韓国語	2					2			
英国語特講	2					2			
国際関係学演習	1~10			1~10				進級単位にならない	
一般特別学修	※							※「一般特別学修」「国際関係学演習」は計に含めない	
開設単位数計	33	4	0	2	6	21			
開設単位数合計	109	31	25	19	11	23			
修得単位数の合計	80以上	29	25	17	5以上	4以上			

この教育課程は外国人留学生に対し適用する。

(注) 必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目

学修単位欄に○(講義)とある科目: 1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○(演習)とある科目: 1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目: 30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

一般科目の「国際関係学演習」、「一般特別学修」及び専門共通選択科目の「専門特別学修」は、併せて上限10単位とする。

(令和2年度第1学年入学者)

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	漢 字 I	2	2						必ず履修し、 卒業までに 単位数を修得 しなければならない 科目
	漢 字 II	1		1					
	日 本 語 初 級 文 法	3	3						
	日 本 語 読 解	2	2						
	聴 解 会 話	2	2						
	日 本 語 中 級 文 法	1		1					
	科 学 技 術 日 本 語 I	3	3						
	科 学 技 術 日 本 語 II	2		2					
	日 本 語 表 現 I	1	1						
	日 本 語 表 現 II	2		2					
	日 本 事 情	2		2					
	日 本 語 I	4			4				
	日 本 語 II	1				1			
	基 礎 数 学 A	3	3						
	基 礎 数 学 B	3	3						
	学 題 数 学	1	1						
	基 礎 数 学 C	2		2					
	微 分 積 分 I	2		2					
	代 数 幾 何	2		2					
	微 分 積 分 II	2			2				
	確 率	1			1				
	統 計 学	1					1		
	物 理 A	2		2					
	物 理 B	2			2				
	物 理 C	2			2				
	化 学	5	3	2					
	保 健 ・ 体 育	7	2	2		2	1		
	英 語 I A	2	2						
英 語 II A	2		2						
英 語 II B	2		2						
英 語 II C	1		1						
英 語 III A	2			2					
英 語 III B	2			2					
英 語 III C	1			1					
英 語 多 読	1			1					
英 語 IV	2				2		○ (講義)		
開 設 単 位 数 計	76	27	25	17	5	2			
選 択 科 目	音 楽 術	2	2						いずれか1科目 を選択 (注)
	美 術	2	2						
	保 健 ・ 体 育	2			2				
	文 学	1				1			
	経 済 学	1					1		
	哲 学	1					1		いずれか1科目 を選択
	歴 史 学	1					1		
	日 本 語 III	1				1			
	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 特 講	2				2			
	独 語 I	2				2			
	英 語 V A	2					2	○ (講義)	いずれか1科目 を選択
	英 語 V B	2					2	○ (講義)	
	英 語 V C	2					2	○ (講義)	
	英 語 V D	2					2	○ (講義)	
	英 語 V E	2					2	○ (講義)	
	独 語 II	2					2		
	中 国 語	2					2		いずれか1科目 を選択
韓 国 語	2					2			
英 語 特 講	2					2			
国 際 関 係 学 演 習	1 ~ 10			1 ~ 10				進級単位にならない	
開 設 単 位 数 計 ※	33	4	0	2	6	21		※「一般特別学修」「国際関係学演習」は計に含めない	
開 設 単 位 数 合 計 ※	109	31	25	19	11	23			
修 得 単 位 数 合 計	80 以上	29	25	17	5 以上	4 以上			

この教育課程は外国人留学生に対し適用する。

(注) 必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目

学修単位欄に○(講義)とある科目: 1 単位あたり、15 時間の授業と 30 時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」

学修単位欄に○(演習)とある科目: 1 単位あたり、30 時間の授業と 15 時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」

それ以外の科目: 30 単位時間の履修をもって 1 単位とする「履修単位科目」

一般科目の「国際関係学演習」、「一般特別学修」及び専門共通選択科目の「専門特別学修」は、併せて上限 10 単位とする。

## (平成 31 年度第 1 学年入学者)

授 業 科 目		単位数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	国 語	9	3	3	2	1			必ず履修し、 卒業までに単 位を修得しな ければならな い科目
	世 界 史	2	2						
	日 本 史	2		2					
	現 代 社 会	2	2						
	現 代 倫 理	2		2					
	基 礎 数 学 A	3	3						
	基 礎 数 学 B	3	3						
	課 題 数 学	1	1						
	基 礎 数 学 C	2		2					
	微 分 積 分 I	2		2					
	代 数 幾 何	2		2					
	微 分 積 分 II	2			2				
	確 率	1			1				
	統 計 学	1				1			
	物 理 A	2		2					
	物 理 B	2			2				
	物 理 C	2			2				
	化 学	5	3	2					
	生 命 環 境 基 礎	2	2						
	保 健 ・ 体 育	9	2	2	2	2	1		
	英 語 I A	2	2						
	英 語 I B	2	2						
	英 語 I C	1	1						
英 語 II A	2		2						
英 語 II B	2		2						
英 語 II C	1		1						
英 語 III A	2			2					
英 語 III B	2			2					
英 語 III C	1			1					
英 語 多 読	3	1	1	1					
英 語 IV	2				2		○(講義)		
開 設 単 位 数 計	76	27	25	17	6	1			
選 択 科 目	音 楽	2	2						いずれか 1 科目 を選択 (注)
	美 術	2	2						
	文 学	1				1			
	経 済 学	1					1		いずれか 1 科目 を選択
	歴 史 学	1					1		
	コミュニケーション特講	2				2			
	独 語 I	2				2			
	英 語 V A	2					2	○(講義)	いずれか 1 科目 を選択
	英 語 V B	2					2	○(講義)	
	英 語 V C	2					2	○(講義)	
	英 語 V D	2					2	○(講義)	
	英 語 V E	2					2	○(講義)	
	独 語 II	2					2		
中 国 語	2					2		いずれか 1 科目 を選択	
韓 国 語	2					2			
英 語 特 講	2					2			
国 際 関 係 学 演 習 修	1 ~ 10			1 ~ 10				進級単位にならない	
開 設 単 位 数 計 ※	30	4	0	0	5	21		※「一般特別学修」「国際関 係学演習」は計に含めない	
開 設 単 位 数 合 計 ※	106	31	25	17	11	22			
修 得 単 位 数 の 合 計	80 以上	29	25	17	6 以上	3 以上			

授 業 科 目		単位数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	学修単位 (授業形態)	備 考
留 学 生 科 目	選 択 科 目	日 本 語 I	13	13					
		日 本 語 II	8		8				
		日 本 語 III	4			4			
		日 本 語 IV	2				2		

(注) 必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目

学修単位欄に○(講義)とある科目: 1 単位あたり、15 時間の授業と 30 時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○(演習)とある科目: 1 単位あたり、30 時間の授業と 15 時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目: 30 単位時間の履修をもって 1 単位とする「履修単位科目」

一般科目の「国際関係学演習」、「一般特別学修」及び専門共通選択科目の「専門特別学修」は、併せて上限 10 単位とする。

## (平成30年度第1学年入学者)

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	国 語	9	3	3	2	1			必ず履修し、 卒業までに単 位を修得しな ければならな い科目
	世 界 史	2	2						
	日 本 史	2		2					
	現 代 社 会	2	2						
	現 代 倫 理	2		2					
	基 礎 数 学 A	3	3						
	基 礎 数 学 B	3	3						
	課 題 数 学	1	1						
	基 礎 数 学 C	2		2					
	微 分 積 分 I	2		2					
	代 数 幾 何	2		2					
	微 分 積 分 II	2			2				
	確 率	1			1				
	統 計 学	1				1			
	物 理 A	2		2					
	物 理 B	2			2				
	物 理 C	2			2				
	化 学	5	3	2					
	生 命 環 境 基 礎	2	2						
	保 健 ・ 体 育	9	2	2	2	2	1		
	英 語 I A	2	2						
	英 語 I B	2	2						
	英 語 I C	1	1						
	英 語 II A	2		2					
	英 語 II B	2		2					
	英 語 II C	1		1					
英 語 III A	2			2					
英 語 III B	2			2					
英 語 III C	1			1					
英 語 多 読	3	1	1	1					
英 語 IV	2				2		○(講義)		
音 楽	2	2						いずれか1科 目を選択	
美 術	2	2							
開 設 単 位 数 計	80	31	25	17	6	1			
選 択 科 目	文 学	1				1			いずれか1科目 を選択
	経 済 学	1					1		
	哲 学	1					1		
	歴 史 学	1					1		
	コミュニケーション特講	2				2			
	独 語 I	2				2			
	英 語 V A	2					2	○(講義)	いずれか1科目 を選択
	英 語 V B	2					2	○(講義)	
	英 語 V C	2					2	○(講義)	
	英 語 V D	2					2	○(講義)	
	英 語 V E	2					2	○(講義)	
	独 語 II	2					2		
	中 国 語	2					2		いずれか1科目 を選択
韓 国 語	2					2			
英 語 特 講	2					2			
国 際 関 係 学 演 習 一 般 特 別 学 修	1～10			1～10				進級単位にならない	
開 設 単 位 数 計 ※	26	0	0	0	5	21		※「一般特別学修」「国際関 係学演習」は計に含めない	
開 設 単 位 数 合 計 ※	106	31	25	17	11	22			
修 得 単 位 数 の 合 計	80 以上	29	25	17	6 以上	3 以上			

授 業 科 目		単位数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	学修単位 (授業形態)	備 考
留 学 生 科 目	選 択 科 目	日 本 語 I	13	13					
		日 本 語 II	8		8				
		日 本 語 III	4			4			
		日 本 語 IV	2				2		

(注) 必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目

学修単位欄に○(講義)とある科目: 1 単位あたり、15 時間の授業と 30 時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○(演習)とある科目: 1 単位あたり、30 時間の授業と 15 時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目: 30 単位時間の履修をもって 1 単位とする「履修単位科目」

一般科目の「国際関係学演習」、「一般特別学修」及び専門共通選択科目の「専門特別学修」は、併せて上限 10 単位とする。

別表第2

専 門 科 目  
ア 機 械 工 学 科

授業科目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必修科目	機械工学実験実習Ⅰ	3	3						必ず履修し、当該科目が開設された学年において単位を修得しなければならない科目
	機械工学実験実習Ⅱ	3		3					
	機械工学実験実習Ⅲ	3			3				
	機械工学実験実習Ⅳ	3				3			
	卒業研究	10					10		
	応用数学ⅠA	1				1			必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目
	応用数学ⅠB	1				1			
	応用数学ⅠC	1				1			
	物理学ⅠA	1				1			
	物理学ⅠB	1				1			
	物理学ⅡA	1					1		
	科学技術英語Ⅰ	1				1			
	科学技術英語Ⅱ	1					1		
	機械基礎演習	0.5	0.5						
	機械工学概論	0.5	0.5						
	総合製作	4			4				
	初等力学A	1			1				
	初等力学B	1			1				
	材料科学Ⅰ	1			1				
	材料科学Ⅱ	2						○(講義)	
	材料力学ⅠA	1				1			
	材料力学ⅠB	2				2		○(講義)	
	熱力学A	1				1			
	熱力学B	2				2		○(講義)	
	流体力学ⅠA	1				1			
	流体力学ⅠB	2				2		○(講義)	
	機械力学	2					2	○(講義)	
	計測工学	2			2				
	制御工学A	1				1			
	制御工学B	2				2		○(講義)	
	機械工作法	2		2					
	機構学	1			1				
	機械要素	1			1				
機械設計学	2				2		○(講義)		
設計製図	5		2	3					
電気回路	2			2					
基礎情報処理	2	2							
情報処理	2		2						
情報処理演習	1			1					
論文輪講	2					2	○(講義)		
機械工学ゼミナール	1				1				
数値解析法	1					1			
材料力学Ⅱ	1					1			
インターンシップⅠ	1				1				
履修単位数の単位数計	64	6	9	20	15	14			
学修単位数の単位数計	16	0	0	0	12	4			
必修科目の開設単位数合計	80	6	9	20	27	18			

授業科目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備考
選 択 科 目	応用数学Ⅱ	1					1		別表第2-1のとおり
	物理学ⅡB	1					1		
	材料強度学	1					1		
	伝熱工学	1					1		
	流体力学Ⅱ	1					1		
	設計演習	1.5				1.5			
	CAD／CAE	1.5					1.5		
	メカトロニクス	1					1		
	精密加工	1					1		
	電子回路A	1				1			
	電子回路B	1				1			
	インターンシップⅡ	1				1			
	専門共通選択科目	17				3	16		
	履修単位科目の単位数計	28	0	0	0	5.5	22.5		
学修単位科目の単位数計	2	0	0	0	2	2			
選択科目の開設単位数合計	30	0	0	0	7.5	24.5			
履修単位科目の単位数合計	92	6	9	20	20.5	36.5			
学修単位科目の単位数合計	18	0	0	0	14	6			
開設単位合計	110	6	9	20	34.5	42.5			
修得単位数の合計	82以上	6	9	20	29以上	18以上			

学修単位欄に○（講義）とある科目：1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○（演習）とある科目：1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目：30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

## (令和3～4年度第1学年入学者)

授業科目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備考
必修科目	機械工学実験実習Ⅰ	3	3						必ず履修し、当該科目が開設された学年において単位を修得しなければならない科目
	機械工学実験実習Ⅱ	3		3					
	機械工学実験実習Ⅲ	3			3				
	機械工学実験実習Ⅳ	3				3			
	卒業研究	10						10	
	応用数学ⅠA	1				1			必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目
	応用数学ⅠB	1				1			
	応用数学ⅠC	1				1			
	物理学ⅠA	1				1			
	物理学ⅠB	1				1			
	物理学ⅡA	1					1		
	科学技術英語Ⅰ	1				1			
	科学技術英語Ⅱ	1					1		
	機械基礎演習	0.5	0.5						
	機械工学概論	0.5	0.5						
	総合製作	4			4				
	初等力学A	1			1				
	初等力学B	1			1				
	材料科学Ⅰ	1			1				
	材料科学Ⅱ	2				2		○(講義)	
	材料力学ⅠA	1				1			
	材料力学ⅠB	2				2		○(講義)	
	熱力学A	1				1			
	熱力学B	2				2		○(講義)	
	流体力学ⅠA	1				1			
	流体力学ⅠB	2				2		○(講義)	
	機械力学	2					2	○(講義)	
	計測工学	2			2				
	制御工学A	1				1			
	制御工学B	2				2		○(講義)	
	機械工作法	2		2					
	機構学	1			1				
	機械要素	1			1				
	機械設計学	2				2		○(講義)	
設計製図	5		2	3					
電気回路	2			2					
基礎情報処理	2	2							
情報処理	2		2						
情報処理演習	1			1					
論文輪講	2					2	○(講義)		
機械工学ゼミナール	1				1				
数値解析法	1					1			
材料力学Ⅱ	1					1			
インターンシップⅠ	1					1			
履修単位科目の単位数計	64	6	9	20	15	14			
学修単位科目の単位数計	16	0	0	0	12	4			
必修科目の開設単位数合計	80	6	9	20	27	18			

授業科目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備考
選 択 科 目	応用数学Ⅱ	1					1		別表第2-1のとおり
	物理学ⅡB	1					1		
	材料強度学	1					1		
	伝熱工学	1					1		
	流体力学Ⅱ	1					1		
	設計演習	1.5				1.5			
	CAD／CAE	1.5					1.5		
	メカトロニクス	1					1		
	精密加工	1					1		
	電子回路A	1				1			
	電子回路B	1				1			
	インターンシップⅡ	1				1			
	専門共通選択科目	19				5	18		
	履修単位科目の単位数計	30	0	0	0	7.5	24.5		
学修単位科目の単位数計	2	0	0	0	2	2			
選択科目の開設単位数合計	32	0	0	0	9.5	26.5			
履修単位科目の単位数合計	94	6	9	20	22.5	38.5			
学修単位科目の単位数合計	18	0	0	0	14	6			
開設単位合計	112	6	9	20	36.5	44.5			
修得単位数の合計	82以上	6	9	20	29以上	18以上			

学修単位欄に○（講義）とある科目：1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○（演習）とある科目：1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目：30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

## (令和2年度第1学年入学者)

授業科目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	機械工学実験実習Ⅰ	3	3						必ず履修し、当該 科目が開設された 学年において単位 を修得しなければ ならない科目
	機械工学実験実習Ⅱ	3		3					
	機械工学実験実習Ⅲ	3			3				
	機械工学実験実習Ⅳ	3				3			
	卒業研究	10						10	
	応用数学ⅠA	1				1			必ず履修し、卒業までに単 位を修得しな ければなら ない科目
	応用数学ⅠB	1				1			
	応用数学ⅠC	1				1			
	物理学ⅠA	1				1			
	物理学ⅠB	1				1			
	物理学ⅡA	1					1		
	科学技術英語Ⅰ	1				1			
	科学技術英語Ⅱ	1					1		
	機械基礎演習	0.5	0.5						
	機械工学概論	0.5	0.5						
	総合製作	4			4				
	初等力学A	1			1				
	初等力学B	1			1				
	材料科学Ⅰ	1			1				
	材料科学Ⅱ	2				2		○(講義)	
	材料力学ⅠA	1				1			
	材料力学ⅠB	2				2		○(講義)	
	熱力学A	1				1			
	熱力学B	2				2		○(講義)	
	流体力学ⅠA	1				1			
	流体力学ⅠB	2				2		○(講義)	
	機械力学	2					2	○(講義)	
	計測工学	2			2				
	制御工学A	1				1			
	制御工学B	2				2		○(講義)	
	機械工作法	2		2					
	機構学	1			1				
	機械要素	1			1				
	機械設計学	2				2		○(講義)	
	設計製図	5		2	3				
	電気回路	2			2				
	基礎情報処理	2	2						
	情報処理	2		2					
	情報処理演習	1			1				
	論文輪講	2					2	○(講義)	
機械工学ゼミナール	1				1				
数値解析法	1					1			
材料力学Ⅱ	1					1			
インターンシップⅠ	1				1				
履修単位科目の単位数計	64	6	9	20	15	14			
学修単位科目の単位数計	16	0	0	0	12	4			
必修科目の開設単位数合計	80	6	9	20	27	18			

授業科目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備考	
選 択 科 目	応用数学Ⅱ	1					1			
	物理学ⅡB	1					1			
	材料強度学	1					1			
	伝熱工学	1					1			
	流体力学Ⅱ	1					1			
	設計演習	1.5				1.5				
	CAD / CAE	1.5					1.5			
	メカトロニクス	1					1			
	精密加工	1					1			
	電子回路A	1				1				
	電子回路B	1				1				
	インターンシップⅡ	1				1				
	専門共通選択科目	20				4	18			別表第2-1のとおり
	履修単位科目の単位数計	31	0	0	0	8.5	24.5			
学修単位科目の単位数計	2	0	0	0	0	2				
選択科目の開設単位数合計	33	0	0	0	8.5	26.5				
履修単位科目の単位数合計	95	6	9	20	23.5	38.5				
学修単位科目の単位数合計	18	0	0	0	12	6				
開設単位合計	113	6	9	20	35.5	44.5				
修得単位数の合計	82以上	6	9	20	29以上	18以上				

学修単位欄に○（講義）とある科目：1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○（演習）とある科目：1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目：30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

## (平成 28 ～ 31 年度第 1 学年入学者)

授業科目		単位数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	機械工学実験実習Ⅰ	3	3						必ず履修し、当該 科目が開設された 学年において単位 を修得しなければ ならない科目
	機械工学実験実習Ⅱ	3		3					
	機械工学実験実習Ⅲ	3			3				
	機械工学実験実習Ⅳ	3				3			
	卒業研究	10					10		
	応用数学ⅠA	1				1			必ず履修し、 卒業までに単 位を修得しな い科目
	応用数学ⅠB	1				1			
	応用数学ⅡA	1					1		
	物理学ⅠA	1				1			
	物理学ⅠB	1				1			
	物理学ⅡA	1					1		
	科学技術英語Ⅰ	1				1			
	科学技術英語Ⅱ	1					1		
	機械基礎演習	0.5	0.5						
	機械工学概論	0.5	0.5						
	総合製作	4			4				
	初等力学A	1			1				
	初等力学B	1			1				
	材料科学Ⅰ	1			1				
	材料科学Ⅱ	2				2		○(講義)	
	材料力学ⅠA	1				1			
	材料力学ⅠB	2				2		○(講義)	
	熱力学A	1				1			
	熱力学B	2				2		○(講義)	
	流体力学ⅠA	1				1			
	流体力学ⅠB	2				2		○(講義)	
	機械力学	2					2	○(講義)	
	計測工学	2			2				
	制御工学A	1				1			
	制御工学B	2				2		○(講義)	
	機械工作法	2		2					
	機構学	1			1				
	機械要素	1			1				
	機械設計学	2				2		○(講義)	
	設計製図	5		2	3				
	電気回路	2			2				
	基礎情報処理	2	2						
	情報処理	2		2					
	情報処理演習	1			1				
	論文輪講	2					2	○(講義)	
機械工学ゼミナール	1				1				
数値解析法	1					1			
材料力学Ⅱ	1					1			
インターンシップⅠ	1				1				
履修単位数の単位数計	64	6	9	20	14	15			
学修単位数の単位数計	16	0	0	0	12	4			
必修科目の開設単位数合計	80	6	9	20	26	19			

授業科目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考	
選 択 科 目	応 用 数 学 II B	1					1			
	物 理 学 II B	1					1			
	材 料 強 度 学	1					1			
	伝 熱 工 学	1					1			
	流 体 力 学 II	1					1			
	設 計 演 習	1.5				1.5				
	C A D / C A E	1.5					1.5			
	メカトロニクス	1					1			
	精 密 加 工	1					1			
	電 子 回 路 A	1				1				
	電 子 回 路 B	1				1				
	インターンシップII	1				1				
	専 門 共 通 選 択 科 目	17				3	16			別表第2-1のとおり
	履修単位科目の単位数計	30	0	0	0	7.5	24.5			
学修単位科目の単位数計	0	0	0	0	0	0				
選択科目の開設単位数合計	30	0	0	0	7.5	24.5				
履修単位科目の単位数合計	94	6	9	20	21.5	39.5				
学修単位科目の単位数合計	16	0	0	0	12	4				
開 設 単 位 合 計	110	6	9	20	33.5	43.5				
修 得 単 位 数 の 合 計	84以上	6	9	20	28以上	21以上				

学修単位欄に○（講義）とある科目：1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○（演習）とある科目：1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目：30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

## イ 電気電子システム工学科

授業科目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備考
必修科目	ものづくり技術実習Ⅰ	2	2						必ず履修し、当該科目が開設された学年において単位を修得しなければならない科目
	ものづくり技術実習Ⅱ	3		3					
	電気電子システム工学実験Ⅰ	4			4				
	電気電子システム工学実験Ⅱ	4				4			
	電気電子システム工学実験Ⅲ	2					2		
	創造研究	1				1			
	卒業研究	8					8		
	応用数学ⅠA	1				1			必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目
	応用数学ⅠB	1				1			
	応用数学ⅠC	1				1			
	物理学ⅠA	1				1			
	物理学ⅠB	1				1			
	物理学ⅡA	1					1		
	電気電子工学基礎	2	2						
	基礎電気回路	2		2					
	基礎電磁気学	2			2				
	電気数学	2		2					
	電気電子理論演習	2			2				
	電気回路演習	2			2				
	基礎情報処理	2	2						
	プログラミング	2		2					
	プログラミング演習	2			2				
	電気電子計測	2			2				
	電気回路Ⅰ	2			2				
	電気回路ⅡA	1				1			
	電気回路ⅡB	1				1			
	電子回路Ⅰ	2			2				
	電子回路ⅡA	1				1			
	電子回路ⅡB	1				1			
	デジタル回路	1	1						
	論理回路	2			2				
	電磁気学A	1				1			
電磁気学B	1				1				
応用プログラミング	2				2		○(講義)		
科学技術英語Ⅰ	1				1				
科学技術英語Ⅱ	1					1			
電気電子材料Ⅰ	2				2		○(講義)		
電気機器	2				2		○(講義)		
システム制御工学	2				2		○(講義)		
電力システム工学	2					2	○(講義)		
デジタル信号処理	2				2		○(講義)		
インターンシップⅠ	1				1				
履修単位科目の単位数計	66	7	9	20	18	12			
学修単位科目の単位数計	12	0	0	0	10	2			
必修科目の開設単位数合計	78	7	9	20	28	14			

授業科目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備考
選 択 科 目	応用数学Ⅱ	1					1		
	物理学ⅡB	1					1		
	電気電子材料Ⅱ	2					2	○(講義)	
	電気電子応用工学	2					2	○(講義)	
	電子デバイス	2					2	○(講義)	
	計算機システム	2					2	○(講義)	
	フーリエ解析	2					2	○(講義)	
	エネルギー工学	2					2	○(講義)	
	電気電子設計	2					2	○(講義)	
	インターンシップⅡ	1				1			
専門共通選択科目	17				3	16		別表第2-1のとおり	
履修単位科目の単位数計	18	0	0	0	2	16			
学修単位科目の単位数計	16	0	0	0	2	16			
選択科目の開設単位数合計	34	0	0	0	4	32			
履修単位科目の単位数合計	84	7	9	20	20	28			
学修単位科目の単位数合計	28	0	0	0	12	18			
開設単位合計	112	7	9	20	32	46			
修得単位数の合計	82以上	7	9	20	28以上	18以上			

学修単位欄に○(講義)とある科目：1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○(演習)とある科目：1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目：30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

## (令和5年度第1学年入学者)

授業科目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備考
必修科目	ものづくり技術実習Ⅰ	2	2						必ず履修し、当該科目が開設された学年において単位を修得しなければならない科目
	ものづくり技術実習Ⅱ	3		3					
	電気電子システム工学実験Ⅰ	4			4				
	電気電子システム工学実験Ⅱ	4				4			
	電気電子システム工学実験Ⅲ	2					2		
	創造研究	1				1			
	卒業研究	8					8		
	応用数学ⅠA	1				1			必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目
	応用数学ⅠB	1				1			
	応用数学ⅠC	1				1			
	物理学ⅠA	1				1			
	物理学ⅠB	1				1			
	物理学ⅡA	1					1		
	電気電子工学基礎	2	2						
	基礎電気回路	2		2					
	基礎電磁気学	2			2				
	電気数学	2		2					
	電気電子理論演習	2			2				
	電気回路演習	2			2				
	基礎情報処理	2	2						
	プログラミング	2		2					
	プログラミング演習	2			2				
	電気電子計測	2			2				
	電気回路Ⅰ	2			2				
	電気回路ⅡA	1				1			
	電気回路ⅡB	1				1			
	電子回路Ⅰ	2			2				
	電子回路ⅡA	1				1			
	電子回路ⅡB	1				1			
	デジタル回路	1		1					
論理回路	2			2					
電磁気学A	1				1				
電磁気学B	1				1				
応用プログラミング	2				2		○(講義)		
科学技術英語Ⅰ	1				1				
科学技術英語Ⅱ	1					1			
電気電子材料Ⅰ	2				2		○(講義)		
電気機器	2				2		○(講義)		
システム制御工学	2				2		○(講義)		
電力システム工学	2					2	○(講義)		
デジタル信号処理	2				2		○(講義)		
インターンシップⅠ	1				1				
履修単位科目の単位数計	66	6	10	20	18	12			
学修単位科目の単位数計	12	0	0	0	10	2			
必修科目の開設単位数合計	78	6	10	20	28	14			

授業科目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備考
選 択 科 目	応用数学Ⅱ	1					1		
	物理学ⅡB	1					1		
	電気電子材料Ⅱ	2					2	○(講義)	
	電気電子応用工学	2					2	○(講義)	
	電子デバイス	2					2	○(講義)	
	計算機システム	2					2	○(講義)	
	フーリエ解析	2					2	○(講義)	
	エネルギー工学	2					2	○(講義)	
	電気電子設計	2					2	○(講義)	
	インターンシップⅡ	1				1			
専門共通選択科目	17				3	16		別表第2-1のとおり	
履修単位科目の単位数計	18	0	0	0	2	16			
学修単位科目の単位数計	16	0	0	0	2	16			
選択科目の開設単位数合計	34	0	0	0	4	32			
履修単位科目の単位数合計	84	6	10	20	20	28			
学修単位科目の単位数合計	28	0	0	0	12	18			
開設単位合計	112	6	10	20	32	46			
修得単位数の合計	82以上	6	10	20	28以上	18以上			

学修単位欄に○(講義)とある科目：1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○(演習)とある科目：1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目：30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

## (令和3～4年度第1学年入学者)

授業科目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必修科目	ものづくり技術実習Ⅰ	2	2						必ず履修し、 当該科目が開 設された学年 において単位 を修得しなけ ればならない 科目
	ものづくり技術実習Ⅱ	3		3					
	電気電子システム工学実験Ⅰ	4			4				
	電気電子システム工学実験Ⅱ	4				4			
	電気電子システム工学実験Ⅲ	2					2		
	創 造 研 究	1				1			
	卒 業 研 究	8					8		
	応 用 数 学 Ⅰ A	1				1			必ず履修し、 卒業までに単 位を修得しな ければならない 科目
	応 用 数 学 Ⅰ B	1				1			
	応 用 数 学 Ⅰ C	1				1			
	物 理 学 Ⅰ A	1				1			
	物 理 学 Ⅰ B	1				1			
	物 理 学 Ⅱ A	1					1		
	電気電子工学基礎	2	2						
	基礎電気回路	2		2					
	基礎電磁気学	2			2				
	電 気 数 学	2		2					
	電気電子理論演習	2			2				
	電気回路演習	2			2				
	基礎情報処理	2	2						
	プログラミング	2		2					
	プログラミング演習	2			2				
	電気電子計測	2			2				
	電気回路Ⅰ	2			2				
	電気回路ⅡA	1				1			
	電気回路ⅡB	1				1			
	電子回路Ⅰ	2			2				
	電子回路ⅡA	1				1			
	電子回路ⅡB	1				1			
	デジタル回路	1		1					
	論 理 回 路	2			2				
	電 磁 気 学 A	1				1			
電 磁 気 学 B	1				1				
応用プログラミング	2				2		○(講義)		
科学技術英語Ⅰ	1				1				
科学技術英語Ⅱ	1					1			
電気電子材料Ⅰ	2				2		○(講義)		
電 気 機 器	2				2		○(講義)		
システム制御工学	2				2		○(講義)		
電力システム工学	2					2	○(講義)		
デジタル信号処理	2				2		○(講義)		
インターンシップⅠ	1				1				
履修単位科目の単位数計	66	6	10	20	18	12			
学修単位科目の単位数計	12	0	0	0	10	2			
必修科目の開設単位数合計	78	6	10	20	28	14			

授業科目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
選 択 科 目	応 用 数 学 II	1					1		
	物 理 学 II B	1					1		
	電 気 電 子 材 料 II	2					2	○(講義)	
	電 気 電 子 応 用 工 学	2					2	○(講義)	
	電 子 デ バ イ ス	2					2	○(講義)	
	計 算 機 シ ス テ ム	2					2	○(講義)	
	フ ー リ エ 解 析	2					2	○(講義)	
	エ ネ ル ギ ー 工 学	2					2	○(講義)	
	電 気 電 子 設 計	2					2	○(講義)	
	イ ン タ ー ン シ ッ プ II	1				1			
目	専 門 共 通 選 択 科 目	19				5	18	別表第2-1のとおり	
	履修単位科目の単位数計	20	0	0	0	4	18		
	学修単位科目の単位数計	16	0	0	0	2	16		
	選択科目の開設単位数合計	36	0	0	0	6	34		
	履修単位科目の単位数合計	86	6	10	20	22	30		
	学修単位科目の単位数合計	28	0	0	0	12	18		
	開 設 単 位 合 計	114	6	10	20	34	48		
	修 得 単 位 数 の 合 計	82以上	6	10	20	28以上	18以上		

学修単位欄に○(講義)とある科目：1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
 学修単位欄に○(演習)とある科目：1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
 それ以外の科目：30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

## (令和2年度第1学年入学者)

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	ものづくり技術実習Ⅰ	2	2						必ず履修し、 当該科目が開 設された学年 において単位 を修得しなけ ればならない 科目
	ものづくり技術実習Ⅱ	3		3					
	電気電子システム工学実験Ⅰ	4			4				
	電気電子システム工学実験Ⅱ	4				4			
	電気電子システム工学実験Ⅲ	2					2		
	創 造 研 究	1				1			
	卒 業 研 究	8					8		
	応 用 数 学 Ⅰ A	1				1			必ず履修し、 卒業までに単 位を修得しな ければならない 科目
	応 用 数 学 Ⅰ B	1				1			
	応 用 数 学 Ⅰ C	1				1			
	物 理 学 Ⅰ A	1				1			
	物 理 学 Ⅰ B	1				1			
	物 理 学 Ⅱ A	1					1		
	電気電子工学基礎	2	2						
	基礎電気回路	2		2					
	基礎電磁気学	2			2				
	電 気 数 学	2		2					
	電気電子理論演習	2			2				
	電気回路演習	2			2				
	基礎情報処理	2	2						
	プログラミング	2		2					
	プログラミング演習	2			2				
	電気電子計測	2			2				
	電気回路Ⅰ	2			2				
	電気回路ⅡA	1				1			
	電気回路ⅡB	1				1			
	電子回路Ⅰ	2			2				
	電子回路ⅡA	1				1			
	電子回路ⅡB	1				1			
	デジタル回路	1		1					
	論 理 回 路	2			2				
	電 磁 気 学 A	1				1			
電 磁 気 学 B	1				1				
応用プログラミング	2				2		○(講義)		
科学技術英語Ⅰ	1				1				
科学技術英語Ⅱ	1					1			
電気電子材料Ⅰ	2				2		○(講義)		
電 気 機 器	2				2		○(講義)		
システム制御工学	2				2		○(講義)		
電力システム工学	2					2	○(講義)		
デジタル信号処理	2				2		○(講義)		
インターンシップⅠ	1				1				
履修単位科目の単位数計	66	6	10	20	18	12			
学修単位科目の単位数計	12	0	0	0	10	2			
必修科目の開設単位数合計	78	6	10	20	28	14			

授 業 科 目		単位数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	学修単位 (授業形態)	備 考	
選 択 科 目	応 用 数 学 II	1					1			
	物 理 学 II B	1					1			
	電 気 電 子 材 料 II	2					2	○(講義)		
	電 気 電 子 応 用 工 学	2					2	○(講義)		
	電 子 デ バ イ ス	2					2	○(講義)		
	計 算 機 シ ス テ ム	2					2	○(講義)		
	フ ー リ エ 解 析	2					2	○(講義)		
	エ ネ ル ギ ー 工 学	2					2	○(講義)		
	電 気 電 子 設 計	2					2	○(講義)		
	イ ン タ ー ン シ ッ プ II	1				1				
	専 門 共 通 選 択 科 目	20				4	18			別表第2-1のとおり
	履 修 単 位 科 目 の 単 位 数 計	21	0	0	0	5	18			
	学 修 単 位 科 目 の 単 位 数 計	16	0	0	0	0	16			
	選 択 科 目 の 開 設 単 位 数 合 計	37	0	0	0	5	34			
履 修 単 位 科 目 の 単 位 数 合 計	87	6	10	20	23	30				
学 修 単 位 科 目 の 単 位 数 合 計	28	0	0	0	10	18				
開 設 単 位 合 計	115	6	10	20	33	48				
修 得 単 位 数 の 合 計	82以上	6	10	20	28以上	18以上				

学修単位欄に○(講義)とある科目：1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○(演習)とある科目：1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目：30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

## ウ 電子制御工学科

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必	電子制御工学実験Ⅰ	3	3						必ず履修し、当該 科目が開設された 学年において単位 を修得しなければ ならない科目
	電子制御工学実験Ⅱ	3		3					
	電子制御工学実験Ⅲ	4			4				
	電子制御工学実験Ⅳ	4				4			
	卒業研究	10					10		
修 科 目	数 理 演 習 Ⅰ	1	1						必ず履修し、 卒業までに単 位を修得しな い科目
	数 理 演 習 Ⅱ A	1		1					
	数 理 演 習 Ⅱ B	1		1					
	工 業 数 学 Ⅰ A	1			1				
	工 業 数 学 Ⅰ B	1			1				
	工 業 数 学 Ⅱ	1				1			
	応 用 数 学 Ⅰ A	1				1			
	応 用 数 学 Ⅰ B	1				1			
	応 用 数 学 Ⅱ	1					1		
	物 理 学 Ⅰ A	1				1			
	物 理 学 Ⅰ B	1				1			
	基 礎 力 学	1			1				
	機 械 力 学	1			1				
	基 礎 情 報 処 理	2	2						
	情 報 処 理 Ⅰ	2		2					
	情 報 処 理 Ⅱ	1			1				
	計算機システム	2			2				
	アルゴリズムとデータ構造	2				2		○(講義)	
	機 械 学 習 Ⅰ	1			1				
	機 械 学 習 Ⅱ	2				2		○(講義)	
データ通信工学	2					2	○(講義)		
メカトロニクスA	1			1					
メカトロニクスB	1			1					
制 御 工 学 Ⅰ	1				1				
制 御 工 学 Ⅱ	2					2	○(講義)		
計測システム工学	2					2	○(講義)		
デジタル工学基礎	1		1						
デジタル論理回路	1			1					
電 気 回 路 Ⅰ A	1			1					
電 気 回 路 Ⅰ B	1			1					
電 気 回 路 Ⅱ A	2				2		○(講義)		
電 子 回 路 Ⅰ A	1			1					
電 子 回 路 Ⅰ B	1			1					
電 磁 気 学 Ⅰ	1			1					
電 磁 気 学 Ⅱ A	2				2		○(講義)		
電 磁 気 学 Ⅱ B	2				2		○(講義)		
電子デバイス工学	1				1				
科学技術英語Ⅰ	1				1				
科学技術英語Ⅱ	1					1			
電子制御ゼミナール	1				1				
インターンシップⅠ	1				1				
履修単位科目の単位数計	60	6	8	20	14	12			
学修単位科目の単位数計	16	0	0	0	10	6			
必修科目の開設単位数合計	76	6	8	20	24	18			

授 業 科 目		単位数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	学修単位 (授業形態)	備 考
選 択 科 目	物 理 学 II A	1					1		別表第2-1のとおり
	物 理 学 II B	1					1		
	電 気 回 路 II B	2				2		○(講義)	
	電 子 回 路 II	2				2		○(講義)	
	離 散 基 礎 学	2				2		○(講義)	
	数 値 解 析	2					2	○(講義)	
	メディア情報処理	2					2	○(講義)	
	プログラミング演習I	1				1			
	プログラミング演習II	1					1		
	線 形 制 御	2					2	○(講義)	
	コンピュータネットワーク	1					1		
	ネットワークプログラミング	2					2	○(講義)	
	電子制御基礎工学	1				1			
	インターンシップII	1				1			
専門共通選択科目	17				3	16			
履修単位科目の単位数計	22	0	0	0	4	18			
学修単位科目の単位数計	16	0	0	0	8	10			
選択科目の開設単位数合計	38	0	0	0	12	28			
履修単位科目の単位数合計	82	6	8	20	18	30			
学修単位科目の単位数合計	32	0	0	0	18	16			
開 設 単 位 合 計	114	6	8	20	36	46			
修 得 単 位 数 の 合 計	83以上	6	8	20	26以上	23以上			

学修単位欄に○(講義)とある科目：1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○(演習)とある科目：1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目：30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

## (令和5年度第1学年入学者)

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	電子制御工学実験Ⅰ	3	3						必ず履修し、当該 科目が開設された 学年において単位 を修得しなければ ならない科目
	電子制御工学実験Ⅱ	3		3					
	電子制御工学実験Ⅲ	4			4				
	電子制御工学実験Ⅳ	4				4			
	卒 業 研 究	10					10		
	数 理 演 習 Ⅰ	1	1						必ず履修し、 卒業までに単 位を修得しな ければならな い科目
	数 理 演 習 Ⅱ	1		1					
	工 業 数 学 Ⅰ A	1			1				
	工 業 数 学 Ⅰ B	1			1				
	工 業 数 学 Ⅱ	1				1			
	応 用 数 学 Ⅰ A	1				1			
	応 用 数 学 Ⅰ B	1				1			
	応 用 数 学 Ⅱ	1					1		
	物 理 学 Ⅰ A	1				1			
	物 理 学 Ⅰ B	1				1			
	物 理 学 Ⅱ A	1					1		
	機 械 創 造 学	1		1					
	基 礎 力 学	1			1				
	機 械 力 学	1			1				
	基 礎 情 報 処 理	2	2						
	情 報 処 理 Ⅰ	2		2					
	情 報 処 理 Ⅱ	1			1				
	計 算 機 シ ス テ ム	2			2				
	メカトロニクスA	1			1				
	メカトロニクスB	1			1				
	制 御 工 学 Ⅰ A	2				2		○(講義)	
	制 御 工 学 Ⅰ B	2				2		○(講義)	
	計 測 シ ス テ ム 工 学	2					2	○(講義)	
	デ ィ ジ タ ル 工 学 基 礎	2		2					
	デ ィ ジ タ ル 論 理 回 路	1			1				
	電 気 回 路 Ⅰ A	1			1				
	電 気 回 路 Ⅰ B	1			1				
	電 気 回 路 Ⅱ A	1				1			
電 気 回 路 Ⅱ B	2				2		○(講義)		
電 子 回 路 Ⅰ A	1			1					
電 子 回 路 Ⅰ B	1			1					
電 子 回 路 Ⅱ	2				2		○(講義)		
電 磁 気 学 Ⅰ	1			1					
電 磁 気 学 Ⅱ A	1				1				
電 磁 気 学 Ⅱ B	2				2		○(講義)		
電 子 デ バ イ ス 工 学	1				1				
科 学 技 術 英 語 Ⅰ	1				1				
科 学 技 術 英 語 Ⅱ	1					1			
電 子 制 御 ゼ ミ ナ ー ル	1				1				
イ ン タ ー ナ ー シ ッ プ Ⅰ	1				1				
履修単位科目の単位数計	62	6	9	19	15	13			
学修単位科目の単位数計	12	0	0	0	10	2			
必修科目の開設単位数合計	74	6	9	19	25	15			

授 業 科 目		単位数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	学修単位 (授業形態)	備 考
選 択 科 目	物 理 学 II B	1					1		
	離 散 数 学	2				2		○(講義)	
	数 値 解 析	2				2		○(講義)	
	プログラミング演習 I	1				1			
	プログラミング演習 II	1					1		
	制 御 工 学 II	2					2	○(講義)	
	線 形 制 御	2					2	○(講義)	
	ロ ボ ッ ト 工 学	2					2	○(講義)	
	セ ン サ ー 工 学	2					2	○(講義)	
	アルゴリズムとデータ構造	2				2		○(講義)	
	コンピュータネットワーク	1					1		
	ネットワークプログラミング	2					2	○(講義)	
	デ ー タ 通 信 工 学	2					2	○(講義)	
	材 料 力 学 I	1				1			
	材 料 力 学 II	1					1		
	熱 力 学	1				1			
	電子制御基礎工学	1				1			
インターンシップ II	1				1				
専門共通選択科目	17				3	16		別表第 2-1 のとおり	
履修単位科目の単位数計	24	0	0	0	6	18			
学修単位科目の単位数計	20	0	0	0	8	14			
選択科目の開設単位数合計	44	0	0	0	14	32			
履修単位科目の単位数合計	86	6	9	19	21	31			
学修単位科目の単位数合計	32	0	0	0	18	16			
開 設 単 位 合 計	118	6	9	19	39	47			
修 得 単 位 数 の 合 計	82以上	6	9	19	27以上	21以上			

学修単位欄に○(講義)とある科目：1 単位あたり、15 時間の授業と 30 時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○(演習)とある科目：1 単位あたり、30 時間の授業と 15 時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目：30 単位時間の履修をもって 1 単位とする「履修単位科目」

## (令和3～4年度第1学年入学者)

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	電子制御工学実験Ⅰ	3	3						必ず履修し、当該 科目が開設された 学年において単位 を修得しなければ ならない科目
	電子制御工学実験Ⅱ	3		3					
	電子制御工学実験Ⅲ	4			4				
	電子制御工学実験Ⅳ	4				4			
	卒 業 研 究	10					10		
	数 理 演 習 Ⅰ	1	1						必ず履修し、 卒業までに単 位を修得しな ければならな い科目
	数 理 演 習 Ⅱ	1		1					
	工 業 数 学 Ⅰ A	1			1				
	工 業 数 学 Ⅰ B	1			1				
	工 業 数 学 Ⅱ	1				1			
	応 用 数 学 Ⅰ A	1				1			
	応 用 数 学 Ⅰ B	1				1			
	応 用 数 学 Ⅱ	1					1		
	物 理 学 Ⅰ A	1				1			
	物 理 学 Ⅰ B	1				1			
	物 理 学 Ⅱ A	1					1		
	機 械 創 造 学	1		1					
	基 礎 力 学	1			1				
	機 械 力 学	1			1				
	基 礎 情 報 処 理	2	2						
	情 報 処 理 Ⅰ	2		2					
	情 報 処 理 Ⅱ	1			1				
	計 算 機 シ ス テ ム	2			2				
	メカトロニクスA	1			1				
	メカトロニクスB	1			1				
	制 御 工 学 Ⅰ A	2				2		○(講義)	
	制 御 工 学 Ⅰ B	2				2		○(講義)	
	計 測 シ ス テ ム 工 学	2					2	○(講義)	
	ディジタル工学基礎	2		2					
	ディジタル論理回路	1			1				
電 気 回 路 Ⅰ A	1			1					
電 気 回 路 Ⅰ B	1			1					
電 気 回 路 Ⅱ A	1				1				
電 気 回 路 Ⅱ B	2				2		○(講義)		
電 子 回 路 Ⅰ A	1			1					
電 子 回 路 Ⅰ B	1			1					
電 子 回 路 Ⅱ	2				2		○(講義)		
電 磁 気 学 Ⅰ	1			1					
電 磁 気 学 Ⅱ A	1				1				
電 磁 気 学 Ⅱ B	2				2		○(講義)		
電子デバイス工学	1				1				
科学技術英語Ⅰ	1				1				
科学技術英語Ⅱ	1					1			
電子制御ゼミナール	1				1				
インターンシップⅠ	1				1				
履修単位科目の単位数計	62	6	9	19	15	13			
学修単位科目の単位数計	12	0	0	0	10	2			
必修科目の開設単位数合計	74	6	9	19	25	15			

授 業 科 目		単位数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	学修単位 (授業形態)	備 考
選 択 科 目	物 理 学 II B	1					1		
	離 散 数 学	2				2		○(講義)	
	数 値 解 析	2				2		○(講義)	
	プログラミング演習 I	1				1			
	プログラミング演習 II	1					1		
	制 御 工 学 II	2					2	○(講義)	
	線 形 制 御	2					2	○(講義)	
	ロ ボ ッ ト 工 学	2					2	○(講義)	
	セ ン サ ー 工 学	2					2	○(講義)	
	アルゴリズムとデータ構造	2				2		○(講義)	
	コンピュータネットワーク	1					1		
	ネットワークプログラミング	2					2	○(講義)	
	デ ー タ 通 信 工 学	2					2	○(講義)	
	材 料 力 学 I	1				1			
	材 料 力 学 II	1					1		
	熱 力 学	1				1			
	電子制御基礎工学	1				1			
	インターンシップ II	1				1			
	専門共通選択科目	19				5	18		別表第 2-1 のとおり
履修単位科目の単位数計	26	0	0	0	8	20			
学修単位科目の単位数計	20	0	0	0	8	14			
選択科目の開設単位数合計	46	0	0	0	16	34			
履修単位科目の単位数合計	88	6	9	19	23	33			
学修単位科目の単位数合計	32	0	0	0	18	16			
開 設 単 位 合 計	120	6	9	19	41	49			
修 得 単 位 数 の 合 計	82以上	6	9	19	27以上	21以上			

学修単位欄に○(講義)とある科目：1 単位あたり、15 時間の授業と 30 時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○(演習)とある科目：1 単位あたり、30 時間の授業と 15 時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目：30 単位時間の履修をもって 1 単位とする「履修単位科目」

## (令和2年度第1学年入学者)

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	電子制御工学実験Ⅰ	3	3						必ず履修し、当該 科目が開設された 学年において単位 を修得しなければ ならない科目
	電子制御工学実験Ⅱ	3		3					
	電子制御工学実験Ⅲ	4			4				
	電子制御工学実験Ⅳ	4				4			
	卒 業 研 究	10						10	
	数 理 演 習 Ⅰ	1	1						必ず履修し、 卒業までに単 位を修得しな ければなら ない科目
	数 理 演 習 Ⅱ	1		1					
	工 業 数 学 Ⅰ A	1			1				
	工 業 数 学 Ⅰ B	1			1				
	工 業 数 学 Ⅱ	1				1			
	応 用 数 学 Ⅰ A	1				1			
	応 用 数 学 Ⅰ B	1				1			
	応 用 数 学 Ⅱ	1					1		
	物 理 学 Ⅰ A	1				1			
	物 理 学 Ⅰ B	1				1			
	物 理 学 Ⅱ A	1					1		
	機 械 創 造 学	1		1					
	基 礎 力 学	1			1				
	機 械 力 学	1			1				
	基 礎 情 報 処 理	2	2						
	情 報 処 理 Ⅰ	2		2					
	情 報 処 理 Ⅱ	1			1				
	計 算 機 シ ス テ ム	2			2				
	メカトロニクスA	1			1				
	メカトロニクスB	1			1				
	制 御 工 学 Ⅰ A	2				2		○(講義)	
	制 御 工 学 Ⅰ B	2				2		○(講義)	
	計 測 シ ス テ ム 工 学	2					2	○(講義)	
	ディジタル工学基礎	2		2					
	ディジタル論理回路	1			1				
電 気 回 路 Ⅰ A	1			1					
電 気 回 路 Ⅰ B	1			1					
電 気 回 路 Ⅱ A	1				1				
電 気 回 路 Ⅱ B	2				2		○(講義)		
電 子 回 路 Ⅰ A	1			1					
電 子 回 路 Ⅰ B	1			1					
電 子 回 路 Ⅱ	2				2		○(講義)		
電 磁 気 学 Ⅰ	1			1					
電 磁 気 学 Ⅱ A	1				1				
電 磁 気 学 Ⅱ B	2				2		○(講義)		
電子デバイス工学	1				1				
科学技術英語Ⅰ	1				1				
科学技術英語Ⅱ	1					1			
電子制御ゼミナール	1				1				
インターンシップⅠ	1				1				
履修単位科目の単位数計	62	6	9	19	15	13			
学修単位科目の単位数計	12	0	0	0	10	2			
必修科目の開設単位数合計	74	6	9	19	25	15			

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
選 択 科 目	物 理 学 II B	1					1		
	離 散 数 学	2				2		○(講義)	
	数 値 解 析	2				2		○(講義)	
	プログラミング演習I	1				1			
	プログラミング演習II	1					1		
	制 御 工 学 II	2					2	○(講義)	
	線 形 制 御	2					2	○(講義)	
	ロ ボ ッ ト 工 学	2					2	○(講義)	
	セ ン サ ー 工 学	2					2	○(講義)	
	アルゴリズムとデータ構造	2				2		○(講義)	
	コンピュータネットワーク	1					1		
	ネットワークプログラミング	2					2	○(講義)	
	データ通信工学	2					2	○(講義)	
	材 料 力 学 I	1				1			
	材 料 力 学 II	1					1		
	熱 力 学	1				1			
	電子制御基礎工学	1				1			
	インターンシップII	1				1			
	専門共通選択科目	20				4	18		別表第2-1のとおり
	履修単位科目の単位数計	27	0	0	0	9	20		
学修単位科目の単位数計	20	0	0	0	6	14			
選択科目の開設単位数合計	47	0	0	0	15	34			
履修単位科目の単位数合計	89	6	9	19	24	33			
学修単位科目の単位数合計	32	0	0	0	16	16			
開 設 単 位 合 計	121	6	9	19	40	49			
修 得 単 位 数 の 合 計	82以上	6	9	19	27以上	21以上			

学修単位欄に○(講義)とある科目：1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○(演習)とある科目：1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目：30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

## 工 物 質 工 学 科

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	創 造 実 験	2				2			必ず履修し、当該科目が開設された学年において単位を修得しなければならない科目
	物質工学実験	12	1	2	5	2	2		
	卒 業 研 究	10					10		
	応用数学ⅠA	1				1			必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目
	応用数学ⅠB	1				1			
	応用数学ⅠC	1				1			
	物理学ⅠA	1				1			
	物理学ⅠB	1				1			
	物理学ⅡA	1					1		
	物理学実験	1.5			1.5				
	科学技術英語Ⅰ	1				1			
	科学技術英語Ⅱ	1					1		
	基礎情報処理	2	2						
	情報処理Ⅰ	1		1					
	情報処理Ⅱ	1				1			
	物質工学概論	1	1						
	基礎化学演習Ⅰ	1	1						
	基礎化学演習Ⅱ	1		1					
	分析化学	3		3					
	無機化学Ⅰ	3			3				
	無機化学Ⅱ	2				2		○(講義)	
	有機化学Ⅰ	3			3				
	有機化学Ⅱ	2				2		○(講義)	
	物理化学Ⅰ	2			2				
	物理化学Ⅱ	2				2		○(講義)	
	物理化学演習	1			1				
	化学工学Ⅰ	2				2		○(講義)	
	化学工学Ⅱ	2					2	○(講義)	
	基礎生物工学	1		1					
	生物化学Ⅰ	2			2				
生物化学Ⅱ	2				2		○(講義)		
反応工学	2					2	○(講義)		
高分子化学	1				1				
機器分析	2				2		○(講義)		
化学システム制御	1					1			
論文輪講	1					1			
レポート作成法	1	1							
インターンシップⅠ	1				1				
履修単位科目の単位数計	60.5	6	8	17.5	13	16			
学修単位科目の単位数計	16	0	0	0	12	4			
必修科目の開設単位数合計	76.5	6	8	17.5	25	20			

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
コース必修科目	材料工学	無機材料工学	1			1			※
		材料物理化学	1			1			
		材料化学実験	4			4			
		有機プロセス化学	1				1		
		コース別必修科目(履修単 位科目)の開設単位数計	7			6	1		
	生物応用	応用微生物学	1			1			※
		分子生物学	1			1			
		応用生物化学実験	4			4			
		生体触媒工学	1				1		
		コース別必修科目(履修単 位科目)の開設単位数計	7			6	1		
選択科目共通	物理学ⅡB	1					1		
	応用数学Ⅱ	1					1		
	化学基礎工学	1				1			
	食品化学	1					1		
	高分子物性	1					1		
	構造解析学Ⅰ	1					1		
	構造解析学Ⅱ	1					1		
	食品製造工学	1					1		
	環境化学	1					1		
	品質管理	1					1		
	インターンシップⅡ	1				1			
	専門共通選択科目	17				3	16		別表第2-1のとおり
	履修単位科目の単位数計	26	0	0	0	3	23		
学修単位科目の単位数計	2	0	0	0	2	2			
選択科目の開設単位数合計	28	0	0	0	5	25			
履修単位科目の単位数合計	100.5	6	8	17.5	28	41			
学修単位科目の単位数合計	18	0	0	0	14	6			
開 設 単 位 合 計	118.5	6	8	17.5	42	47			
修 得 単 位 数 の 合 計	85.5以上	6	8	17.5	31以上	23以上			

備考欄に※印のある科目は、必ず履修し、当該科目が開設された学年において単位を修得しなければならない科目  
学修単位欄に○(講義)とある科目:1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○(演習)とある科目:1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目:30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

## (令和3～4年度第1学年入学者)

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	創 造 実 験	2				2			必ず履修し、当該科目が開設された学年において単位を修得しなければならない科目
	物質工学実験	12	1	2	5	2	2		
	卒 業 研 究	10					10		
	応用数学ⅠA	1				1			
	応用数学ⅠB	1				1			
	応用数学ⅠC	1				1			
	物理学ⅠA	1				1			
	物理学ⅠB	1				1			
	物理学ⅡA	1					1		
	物理学実験	1.5			1.5				
	科学技術英語Ⅰ	1				1			
	科学技術英語Ⅱ	1					1		
	基礎情報処理	2	2						
	情報処理Ⅰ	1		1					
	情報処理Ⅱ	1				1			
	物質工学概論	1	1						
	基礎化学演習Ⅰ	1	1						
	基礎化学演習Ⅱ	1		1					
	分析化学	3		3					
	無機化学Ⅰ	3			3				
	無機化学Ⅱ	2				2		○(講義)	
	有機化学Ⅰ	3			3				
	有機化学Ⅱ	2				2		○(講義)	
	物理化学Ⅰ	2			2				
	物理化学Ⅱ	2				2		○(講義)	
	物理化学演習	1			1				
	化学工学Ⅰ	2				2		○(講義)	
	化学工学Ⅱ	2					2	○(講義)	
	基礎生物工学	1		1					
	生物化学Ⅰ	2			2				
	生物化学Ⅱ	2				2		○(講義)	
	反応工学	2					2	○(講義)	
	高分子化学	1				1			
	機器分析	2				2		○(講義)	
化学システム制御	1					1			
論文輪講	1					1			
レポート作成法	1	1							
インターンシップⅠ	1				1				
履修単位科目の単位数計	60.5	6	8	17.5	13	16			
学修単位科目の単位数計	16	0	0	0	12	4			
必修科目の開設単位数合計	76.5	6	8	17.5	25	20			

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考		
コース必修科目	材料工学	無機材料工学	1			1			※		
		材料物理化学	1			1					
		材料化学実験	4			4					
		有機プロセス化学	1				1				
		コース別必修科目(履修単 位科目)の開設単位数計	7			6	1				
		生物応用	応用微生物学	1			1				※
			分子生物学	1			1				
	応用生物化学実験		4			4					
	生体触媒工学		1				1				
	コース別必修科目(履修単 位科目)の開設単位数計		7			6	1				
	選択科目共通		物理学ⅡB	1					1		
			応用数学Ⅱ	1					1		
		化学基礎工学	1			1					
		食品化学	1					1			
高分子物性		1					1				
構造解析学Ⅰ		1					1				
構造解析学Ⅱ		1					1				
食品製造工学		1					1				
環境化学		1					1				
品質管理		1					1				
インターンシップⅡ		1				1					
専門共通選択科目		19				5	18		別表第2-1のとおり		
履修単位科目の単位数計		28	0	0	0	5	25				
学修単位科目の単位数計	2	0	0	0	2	2					
選択科目の開設単位数合計	30	0	0	0	7	27					
履修単位科目の単位数合計	102.5	6	8	17.5	30	43					
学修単位科目の単位数合計	18	0	0	0	14	6					
開 設 単 位 合 計	120.5	6	8	17.5	44	49					
修 得 単 位 数 の 合 計	85.5以上	6	8	17.5	31以上	23以上					

備考欄に※印のある科目は、必ず履修し、当該科目が開設された学年において単位を修得しなければならない科目  
学修単位欄に○(講義)とある科目:1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○(演習)とある科目:1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目:30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

## (令和2年度第1学年入学者)

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	創 造 実 験	2				2			必ず履修し、当該科目が開 設された学年において単位を 修得しなければならない科目
	物 質 工 学 実 験	12	1	2	5	2	2		
	卒 業 研 究	10					10		
	応 用 数 学 I A	1				1			
	応 用 数 学 I B	1				1			
	応 用 数 学 I C	1				1			
	物 理 学 I A	1				1			
	物 理 学 I B	1				1			
	物 理 学 II A	1					1		
	物 理 学 実 験	1.5			1.5				
	科 学 技 術 英 語 I	1				1			
	科 学 技 術 英 語 II	1					1		
	基 礎 情 報 処 理	2	2						
	情 報 処 理 I	1		1					
	情 報 処 理 II	1				1			
	物 質 工 学 概 論	1	1						
	基 礎 化 学 演 習 I	1	1						
	基 礎 化 学 演 習 II	1		1					
	分 析 化 学	3		3					
	無 機 化 学 I	3			3				
	無 機 化 学 II	2				2		○(講義)	
	有 機 化 学 I	3			3				
	有 機 化 学 II	2				2		○(講義)	
	物 理 化 学 I	2			2				
	物 理 化 学 II	2				2		○(講義)	
	物 理 化 学 演 習	1			1				
	化 学 工 学 I	2				2		○(講義)	
	化 学 工 学 II	2					2	○(講義)	
	基 礎 生 物 工 学	1		1					
	生 物 化 学 I	2			2				
	生 物 化 学 II	2				2		○(講義)	
	反 応 工 学	2					2	○(講義)	
	高 分 子 化 学	1				1			
	機 器 分 析	2				2		○(講義)	
化 学 シ ス テ ム 制 御	1					1			
論 文 輪 講	1					1			
レ ポ ー ト 作 成 法	1	1							
イ ン タ ー ン シ ッ プ I	1				1				
履 修 単 位 科 目 の 単 位 数 計	60.5	6	8	17.5	13	16			
学 修 単 位 科 目 の 単 位 数 計	16	0	0	0	12	4			
必 修 科 目 の 開 設 単 位 数 合 計	76.5	6	8	17.5	25	20			

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
コース必修科目	材料工学	無機材料工学	1			1			※
		材料物理化学	1			1			
		材料化学実験	4			4			
		有機プロセス化学	1				1		
	コース別必修科目(履修単位数科目)の開設単位数計		7			6	1		
	生物応用	応用微生物学	1			1			※
		分子生物学	1			1			
応用生物化学実験		4			4				
生体触媒工学		1				1			
コース別必修科目(履修単位数科目)の開設単位数計		7			6	1			
選択科目共通	物理学ⅡB	1					1		
	応用数学Ⅱ	1					1		
	化学基礎工学	1				1			
	食品化学	1					1		
	高分子物性	1					1		
	構造解析学Ⅰ	1					1		
	構造解析学Ⅱ	1					1		
	食品製造工学	1					1		
	環境化学	1					1		
	品質管理	1					1		
	インターンシップⅡ	1				1			
	専門共通選択科目	20				4	18		別表第2-1のとおり
	履修単位数科目の単位数計		29	0	0	0	6	25	
学修単位数科目の単位数計		2	0	0	0	0	2		
選択科目の開設単位数合計		31	0	0	0	6	27		
履修単位数科目の単位数合計		103.5	6	8	17.5	31	43		
学修単位数科目の単位数合計		18	0	0	0	12	6		
開 設 単 位 合 計		121.5	6	8	17.5	43	49		
修 得 単 位 数 の 合 計		85.5以上	6	8	17.5	31以上	23以上		

備考欄に※印のある科目は、必ず履修し、当該科目が開設された学年において単位を修得しなければならない科目  
学修単位数欄に○(講義)とある科目:1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位数科目」  
学修単位数欄に○(演習)とある科目:1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位数科目」  
それ以外の科目:30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位数科目」

## (平成 31 年度第 1 学年入学者)

授 業 科 目		単位数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	創 造 実 験	2				2			必ず履修し、当該科目が開設された学年において単位を修得しなければならない科目
	物 質 工 学 実 験	12	1	2	5	2	2		
	卒 業 研 究	10					10		
	応 用 数 学 I A	1				1			必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目
	応 用 数 学 I B	1				1			
	応 用 数 学 II A	1					1		
	物 理 学 I A	1				1			
	物 理 学 I B	1				1			
	物 理 学 II A	1					1		
	物 理 学 実 験	1.5			1.5				
	科 学 技 術 英 語 I	1				1			
	科 学 技 術 英 語 II	1					1		
	基 礎 情 報 処 理	2	2						
	情 報 処 理 I	1		1					
	情 報 処 理 II	1				1			
	物 質 工 学 概 論	1	1						
	基 礎 化 学 演 習 I	1	1						
	基 礎 化 学 演 習 II	1		1					
	分 析 化 学	3		3					
	無 機 化 学 I	3			3				
	無 機 化 学 II	2				2		○(講義)	
	有 機 化 学 I	3			3				
	有 機 化 学 II	2				2		○(講義)	
	物 理 化 学 I	2			2				
	物 理 化 学 II	2				2		○(講義)	
	物 理 化 学 演 習	1			1				
	化 学 工 学 I	2				2		○(講義)	
	化 学 工 学 II	2					2	○(講義)	
	基 礎 生 物 工 学	1		1					
	生 物 化 学 I	2			2				
	生 物 化 学 II	2				2		○(講義)	
	反 応 工 学	2					2	○(講義)	
	高 分 子 化 学	1				1			
機 器 分 析	2				2		○(講義)		
化 学 シ ス テ ム 制 御	1					1			
論 文 輪 講	1					1			
レ ポ ー ト 作 成 法	1	1							
イ ン タ ー ン シ ッ プ I	1				1				
履 修 単 位 科 目 の 単 位 数 計	60.5	6	8	17.5	12	17			
学 修 単 位 科 目 の 単 位 数 計	16	0	0	0	12	4			
必 修 科 目 の 開 設 単 位 数 合 計	76.5	6	8	17.5	24	21			

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
コース 必修科目	材料工学	無機材料工学	1			1			※
		材料物理化学	1			1			
		材料化学実験	4			4			
		有機プロセス化学	1				1		
	コース別必修科目(履修単 位科目)の開設単位数計		7			6	1		
	生物 応用	応用微生物学	1			1			※
		分子生物学	1			1			
応用生物化学実験		4			4				
生体触媒工学		1				1			
コース別必修科目(履修単 位科目)の開設単位数計		7			6	1			
選 択 科 目 共 通	物 理 学 II B	1					1		
	応用数学 II B	1					1		
	化学基礎工学	1				1			
	食 品 化 学	1					1		
	高 分 子 物 性	1					1		
	構 造 解 析 学 I	1					1		
	構 造 解 析 学 II	1					1		
	食 品 製 造 工 学	1					1		
	環 境 化 学	1					1		
	品 質 管 理	1					1		
	インターンシップII	1				1			
	専門共通選択科目	17				3	16		別表第2-1のとおり
	履修単位数の単位数計		28	0	0	0	5	25	
学修単位数の単位数計		0	0	0	0	0	0		
選択科目の開設単位数合計		28	0	0	0	5	25		
履修単位数科目の単位数合計		102.5	6	8	17.5	29	44		
学修単位数科目の単位数合計		16	0	0	0	12	4		
開 設 単 位 合 計		118.5	6	8	17.5	41	48		
修 得 単 位 数 の 合 計		85.5以上	6	8	17.5	30以上	24以上		

備考欄に※印のある科目は、必ず履修し、当該科目が開設された学年において単位を修得しなければならない科目  
学修単位欄に○(講義)とある科目:1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○(演習)とある科目:1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目:30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

才 環 境 都 市 工 学 科

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	環境都市工学基礎実験I	1	1						必ず履修し、当該 科目が開設された 学年において単位 を修得しなければ ならない科目
	環境都市工学基礎実験II	1		1					
	測量学実習 I	1		1					
	測量学実習 II	2			2				
	構造設計 I	2				2			
	構造設計 II	2					2	○(講義)	
	環境都市工学研究セミナー	2				2			
	環境都市工学実験 I	2				2			
	環境都市工学実験 II	2					2		
	卒業研究	10					10		
	応用数学 I A	1				1			必ず履修し、 卒業までに単 位を修得しな ければならな い科目
	応用数学 I B	1				1			
	応用数学 I C	1				1			
	物理学 I A	1				1			
	物理学 I B	1				1			
	物理学 II A	1					1		
	物理学実験	1.5			1.5				
	科学技術英語 I	1				1			
	科学技術英語 II	1					1		
	環境都市概論	1	1						
	基礎情報処理	2	2						
	基礎環境工学	1		1					
	科学技術数学演習	1		1					
	情報処理 I	2		2					
	測量学 I	1	1						
	測量学 II	2		2					
	測量学 III	1			1				
	材料力学	1		1					
	構造力学 I	2			2				
	建設材料	2			2				
	水化学	1			1				
	水理学 I	2			2				
	地盤工学 I	2			2				
	環境都市工学製図 I	1	1						
環境都市工学製図 II	1		1						
計画学	1			1					
建設技術史	1			1					
水環境	1				1				
衛生工学	1				1				
鉄筋コンクリート工学A	1				1				
鉄筋コンクリート工学B	1				1				
都市計画	1				1				
建設マネジメント	1				1				
水理学 II A	2				2		○(講義)		
水理学 II B	2				2		○(講義)		
構造力学 II A	2				2		○(講義)		
構造力学 II B	2				2		○(講義)		
地盤工学 II A	2				2		○(講義)		
地盤工学 II B	2				2		○(講義)		
防災計画+景観工学	1					1			
環境工学	2					2	○(講義)		
情報処理 II	2					2	○(講義)		
インターンシップ I	1				1				
履修単位数の単位数計	65.5	6	10	15.5	19	15			
学修単位数の単位数計	18	0	0	0	12	6			
必修科目の開設単位数合計	83.5	6	10	15.5	31	21			

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考	
選 択 科 目	応 用 数 学 II	1					1			
	物 理 学 II B	1					1			
	環 境 都 市 工 学 概 論	1				1				
	建 築 学 概 論	1					1			
	河 川 水 理 学	1					1			
	交 通 工 学	1					1			
	応 用 測 量 学	1					1			
	インターンシップII	1				1				
	専 門 共 通 選 択 科 目	17				3	16			別表第2-1のとおり
	履修単位科目の単位数計	23	0	0	0	3	20			
学修単位科目の単位数計	2	0	0	0	2	2				
選択科目の開設単位数合計	25	0	0	0	5	22				
履修単位科目の単位数合計	88.5	6	10	15.5	22	35				
学修単位科目の単位数合計	20	0	0	0	14	8				
開 設 単 位 合 計	108.5	6	10	15.5	36	43				
修 得 単 位 数 の 合 計	83.5以上	6	10	15.5	31以上	21以上				

学修単位欄に○（講義）とある科目：1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○（演習）とある科目：1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目：30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

## (令和5年度第1学年入学者)

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	環境都市工学基礎実験	1	1						必ず履修し、当該科目が開設された学年において単位を修得しなければならない科目
	測 量 学 実 習 I	1		1					
	測 量 学 実 習 II	2			2				
	構 造 設 計 I	2			2				
	構 造 設 計 II	2					2	○(講義)	
	環境都市工学研究ゼミナール	2				2			
	環境都市工学実験I	2				2			
	環境都市工学実験II	2					2		
	卒 業 研 究	10					10		
	応 用 数 学 I A	1				1			
	応 用 数 学 I B	1				1			
	応 用 数 学 I C	1				1			
	物 理 学 I A	1				1			
	物 理 学 I B	1				1			
	物 理 学 II A	1					1		
	物 理 学 実 験	1.5			1.5				
	科 学 技 術 英 語 I	1				1			
	科 学 技 術 英 語 II	1					1		
	環 境 都 市 概 論	1	1						
	基 礎 情 報 処 理	2	2						
	基 礎 環 境 工 学	1		1					
	科 学 技 術 数 学 演 習	2		2					
	情 報 処 理 I	2		2					
	測 量 学 I	1	1						
	測 量 学 II	2		2					
	測 量 学 III	1			1				
材 料 力 学	1		1						
構 造 力 学 I	2			2					
建 設 材 料	2			2					
水 化 学	1			1					
水 理 学 I	2			2					
地 盤 工 学 I	2			2					
構 造 力 学 演 習	1			1					
環 境 都 市 工 学 製 図 I	1	1							
環 境 都 市 工 学 製 図 II	1		1						
計 画 学	1			1					
建 設 技 術 史	1			1					
水 環 境	1				1				
衛 生 工 学	1				1				
鉄筋コンクリート工学A	1				1				
鉄筋コンクリート工学B	1				1				
都 市 計 画	1				1				
建設マネジメント	1				1				
水 理 学 II A	2				2		○(講義)		
水 理 学 II B	2				2		○(講義)		
構 造 力 学 II A	2				2		○(講義)		
構 造 力 学 II B	2				2		○(講義)		
地 盤 工 学 II A	2				2		○(講義)		
地 盤 工 学 II B	2				2		○(講義)		
防 災 計 画 + 景 観 工 学	1					1			
環 境 工 学	2					2	○(講義)		
情 報 処 理 II	2					2	○(講義)		
インターンシップI	1				1				
履修単位科目の単位数計	66.5	6	10	18.5	17	15			
学修単位科目の単位数計	18	0	0	0	12	6			
必修科目の開設単位数合計	84.5	6	10	18.5	29	21			

授 業 科 目		単位数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	学修単位 (授業形態)	備 考	
選 択 科 目	応 用 数 学 II	1					1			
	物 理 学 II B	1					1			
	環 境 都 市 工 学 概 論	1				1				
	建 築 学 概 論	1					1			
	河 川 水 理 学	1					1			
	交 通 工 学	1					1			
	応 用 測 量 学	1					1			
	インターンシップII	1				1				
	専 門 共 通 選 択 科 目	17				3	16			別表第2-1のとおり
	履修単位科目の単位数計	23	0	0	0	3	20			
学修単位科目の単位数計	2	0	0	0	2	2				
選択科目の開設単位数合計	25	0	0	0	5	22				
履修単位科目の単位数合計	89.5	6	10	18.5	20	35				
学修単位科目の単位数合計	20	0	0	0	14	8				
開 設 単 位 合 計	109.5	6	10	18.5	34	43				
修 得 単 位 数 の 合 計	84.5以上	6	10	18.5	29以上	21以上				

学修単位欄に○（講義）とある科目：1 単位あたり、15 時間の授業と 30 時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○（演習）とある科目：1 単位あたり、30 時間の授業と 15 時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目：30 単位時間の履修をもって1 単位とする「履修単位科目」

## (令和4年度第1学年入学者)

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	環境都市工学基礎実験	1	1						必ず履修し、当該 科目が開設された 学年において単位 を修得しなければ ならない科目
	測 量 学 実 習 I	1		1					
	測 量 学 実 習 II	2			2				
	構 造 設 計 I	2			2				
	構 造 設 計 II	2					2	○(講義)	
	環境都市工学研究ゼミナール	2				2			
	環境都市工学実験I	2				2			
	環境都市工学実験II	2					2		
	卒 業 研 究	10					10		
	応 用 数 学 I A	1				1			
	応 用 数 学 I B	1				1			
	応 用 数 学 I C	1				1			
	物 理 学 I A	1				1			
	物 理 学 I B	1				1			
	物 理 学 II A	1					1		
	物 理 学 実 験	1.5			1.5				
	科学技術英語 I	1				1			
	科学技術英語 II	1					1		
	環境都市概論	1	1						
	基礎情報処理	2	2						
	基礎環境工学	1		1					
	科学技術数学演習	2		2					
	情報処理 I	2		2					
	測 量 学 I	1	1						
	測 量 学 II	2		2					
	測 量 学 III	1			1				
	材 料 力 学	1		1					
構 造 力 学 I	2			2					
建 設 材 料	2			2					
水 化 学	1			1					
水 理 学 I	2			2					
地 盤 工 学 I	2			2					
構 造 力 学 演 習	1			1					
環境都市工学製図I	1	1							
環境都市工学製図II	1		1						
計 画 学	1			1					
建 設 技 術 史	1			1					
水 環 境	1				1				
衛 生 工 学	1				1				
鉄筋コンクリート工学A	1				1				
鉄筋コンクリート工学B	1				1				
都 市 計 画	1				1				
建設マネジメント	1				1				
水 理 学 II A	2				2		○(講義)		
水 理 学 II B	2				2		○(講義)		
構 造 力 学 II A	2				2		○(講義)		
構 造 力 学 II B	2				2		○(講義)		
地 盤 工 学 II A	2				2		○(講義)		
地 盤 工 学 II B	2				2		○(講義)		
防災計画+景観工学	1					1			
環 境 工 学	2					2	○(講義)		
情 報 処 理 II	2					2	○(講義)		
インターンシップ I	1				1				
履修単位科目の単位数計	66.5	6	10	18.5	17	15			
学修単位科目の単位数計	18	0	0	0	12	6			
必修科目の開設単位数合計	84.5	6	10	18.5	29	21			

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考	
選 択 科 目	応 用 数 学 II	1					1			
	物 理 学 II B	1					1			
	環 境 都 市 工 学 概 論	1				1				
	建 築 学 概 論	1					1			
	河 川 水 理 学	1					1			
	交 通 工 学	1					1			
	応 用 測 量 学	1					1			
	インターンシップII	1				1				
	専 門 共 通 選 択 科 目	19				5	18			別表第2-1のとおり
	履修単位科目の単位数計	25	0	0	0	5	22			
学修単位科目の単位数計	2	0	0	0	2	2				
選択科目の開設単位数合計	27	0	0	0	7	24				
履修単位科目の単位数合計	91.5	6	10	18.5	22	37				
学修単位科目の単位数合計	20	0	0	0	14	8				
開 設 単 位 合 計	111.5	6	10	18.5	36	45				
修 得 単 位 数 の 合 計	84.5以上	6	10	18.5	29以上	21以上				

学修単位欄に○（講義）とある科目：1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○（演習）とある科目：1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目：30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

## (令和3年度第1学年入学者)

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	環境都市工学基礎実験	1	1						必ず履修し、当該 科目が開設された 学年において単位 を修得しなければ ならない科目
	測 量 学 実 習 I	1		1					
	測 量 学 実 習 II	2			2				
	構 造 設 計 I	2			2				
	構 造 設 計 II	2					2	○(講義)	
	環境都市工学研究ゼミナール	2				2			
	環境都市工学実験I	2				2			
	環境都市工学実験II	2					2		
	卒 業 研 究	10					10		
	応 用 数 学 I A	1				1			
	応 用 数 学 I B	1				1			
	応 用 数 学 I C	1				1			
	物 理 学 I A	1				1			
	物 理 学 I B	1				1			
	物 理 学 II A	1					1		
	物 理 学 実 験	1.5			1.5				
	科 学 技 術 英 語 I	1				1			
	科 学 技 術 英 語 II	1					1		
	環 境 都 市 概 論	1	1						
	基 礎 情 報 処 理	2	2						
	基 礎 環 境 工 学	1		1					
	科 学 技 術 数 学 演 習	2		2					
	情 報 処 理 I	2		2					
	測 量 学 I	1	1						
	測 量 学 II	2		2					
	測 量 学 III	1			1				
	材 料 力 学	1		1					
	構 造 力 学 I	2			2				
	建 設 材 料	2			2				
	水 化 学	1			1				
	水 理 学 I	2			2				
	地 盤 工 学 I	2			2				
	構 造 力 学 演 習	1			1				
	環 境 都 市 工 学 製 図 I	1	1						
	環 境 都 市 工 学 製 図 II	1		1					
	計 画 学	1			1				
	建 設 技 術 史	1			1				
	水 環 境	1				1			
	衛 生 工 学	1				1			
	鉄筋コンクリート工学A	1				1			
	鉄筋コンクリート工学B	1				1			
	都 市 計 画 A	1				1			
	都 市 計 画 B	1				1			
	水 理 学 II A	2				2		○(講義)	
	水 理 学 II B	2				2		○(講義)	
構 造 力 学 II A	2				2		○(講義)		
構 造 力 学 II B	2				2		○(講義)		
地 盤 工 学 II A	2				2		○(講義)		
地 盤 工 学 II B	2				2		○(講義)		
防 災 計 画 + 景 観 工 学	1					1			
環 境 工 学	2					2	○(講義)		
情 報 処 理 II	2					2	○(講義)		
イ ン タ ー シ ッ プ I	1				1				
履修単位科目の単位数計	66.5	6	10	18.5	17	15			
学修単位科目の単位数計	18	0	0	0	12	6			
必修科目の開設単位数合計	84.5	6	10	18.5	29	21			

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
選 択 科 目	応 用 数 学 II	1					1		
	物 理 学 II B	1					1		
	環 境 都 市 工 学 概 論	1				1			
	建 設 マ ネ ー ジ ム ン ト	2					2		
	建 築 学 概 論	1					1		
	河 川 水 理 学	1					1		
	交 通 工 学	1					1		
	応 用 測 量 学	1					1		
	イ ン タ ー ン シ ッ プ II	1				1			
	専 門 共 通 選 択 科 目	19				5	18		別表第2-1のとおり
履修単位科目の単位数計	27	0	0	0	5	24			
学修単位科目の単位数計	2	0	0	0	2	2			
選択科目の開設単位数合計	29	0	0	0	7	26			
履修単位科目の単位数合計	93.5	6	10	18.5	22	39			
学修単位科目の単位数合計	20	0	0	0	14	8			
開 設 単 位 合 計	113.5	6	10	18.5	36	47			
修 得 単 位 数 の 合 計	84.5以上	6	10	18.5	29以上	21以上			

学修単位欄に○（講義）とある科目：1単位あたり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○（演習）とある科目：1単位あたり、30時間の授業と15時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目：30単位時間の履修をもって1単位とする「履修単位科目」

## (令和2年度第1学年入学者)

授 業 科 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	学修単位 (授業形態)	備 考
必 修 科 目	環境都市工学基礎実験	1	1						必ず履修し、当該科目が開設された学年において単位を修得しなければならない科目
	測 量 学 実 習 I	1		1					
	測 量 学 実 習 II	2			2				
	構 造 設 計 I	2			2				
	構 造 設 計 II	2					2	○(講義)	
	環境都市工学研究ゼミナール	2				2			
	環境都市工学実験 I	2				2			
	環境都市工学実験 II	2					2		
	卒 業 研 究	10					10		
	応 用 数 学 I A	1				1			
	応 用 数 学 I B	1				1			
	応 用 数 学 I C	1				1			
	物 理 学 I A	1				1			
	物 理 学 I B	1				1			
	物 理 学 II A	1					1		
	物 理 学 実 験	1.5			1.5				
	科 学 技 術 英 語 I	1				1			
	科 学 技 術 英 語 II	1					1		
	環 境 都 市 概 論	1	1						
	基 礎 情 報 処 理	2	2						
	基 礎 環 境 工 学	1		1					
	科 学 技 術 数 学 演 習	2		2					
	情 報 処 理 I	2		2					
	測 量 学 I	1	1						
	測 量 学 II	2		2					
	測 量 学 III	1			1				
	材 料 力 学 I	1		1					
	構 造 力 学 I	2			2				
	建 設 材 料	2			2				
	水 化 学	1			1				
	水 理 学 I	2			2				
	地 盤 工 学 I	2			2				
	構 造 力 学 演 習	1			1				
	環 境 都 市 工 学 製 図 I	1	1						
環 境 都 市 工 学 製 図 II	1		1						
計 画 学	1			1					
建 設 技 術 史	1			1					
水 環 境	1				1				
衛 生 工 学	1				1				
鉄筋コンクリート工学A	1				1				
鉄筋コンクリート工学B	1				1				
都 市 計 画 A	1				1				
都 市 計 画 B	1				1				
水 理 学 II A	2				2		○(講義)		
水 理 学 II B	2				2		○(講義)		
構 造 力 学 II A	2				2		○(講義)		
構 造 力 学 II B	2				2		○(講義)		
地 盤 工 学 II A	2				2		○(講義)		
地 盤 工 学 II B	2				2		○(講義)		
防 災 計 画 + 景 観 工 学	1					1			
環 境 工 学	2					2	○(講義)		
情 報 処 理 II	2					2	○(講義)		
イ ン タ ー シ ッ プ I	1				1				
履修単位科目の単位数計	66.5	6	10	18.5	17	15			
学修単位科目の単位数計	18	0	0	0	12	6			
必修科目の開設単位数合計	84.5	6	10	18.5	29	21			

必ず履修し、卒業までに単位を修得しなければならない科目

授 業 科 目		単位数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	学修単位 (授業形態)	備 考
選 択 科 目	応 用 数 学 II	1					1		
	物 理 学 II B	1					1		
	環 境 都 市 工 学 概 論	1				1			
	建 設 マ ネ ー ジ ム ン ト	2					2		
	建 築 学 概 論	1					1		
	河 川 水 理 学	1					1		
	交 通 工 学	1					1		
	応 用 測 量 学	1					1		
	イ ン タ ー ン シ ッ プ II	1				1			
	専 門 共 通 選 択 科 目	20				4	18		別表第2-1のとおり
	履修単位科目の単位数計	28	0	0	0	6	24		
	学修単位科目の単位数計	2	0	0	0	0	2		
	選択科目の開設単位数合計	30	0	0	0	6	26		
履修単位科目の単位数合計	94.5	6	10	18.5	23	39			
学修単位科目の単位数合計	20	0	0	0	12	8			
開 設 単 位 合 計	114.5	6	10	18.5	35	47			
修 得 単 位 数 の 合 計	84.5以上	6	10	18.5	29以上	21以上			

学修単位欄に○（講義）とある科目：1 単位あたり、15 時間の授業と 30 時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
学修単位欄に○（演習）とある科目：1 単位あたり、30 時間の授業と 15 時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」  
それ以外の科目：30 単位時間の履修をもって 1 単位とする「履修単位科目」

別表第2-1

## 専門共通選択科目

授業科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
長期インターンシップⅠ	2					2	
長期インターンシップⅡ	4					4	
長期インターンシップⅢ	6					6	
自己啓発型課題学修	1				1		
プログラム研究基礎セミナー	2					2	
アントレプレナーシップ論	2					2	
グローバルPBLⅠ	1			1			
グローバルPBLⅡ	2			2			
アントレプレナーシップ基礎	1		1				
アントレプレナーシップ演習Ⅰ	1			1			
アントレプレナーシップ演習Ⅱ	2			2			
開設単位合計	24	7	7	7	9	22	学修単位（講義）

備考に学修単位とある科目は、1単位当たり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」である。

## (令和5年度第1学年入学者)

授業科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
長期インターンシップⅠ	2					2	
長期インターンシップⅡ	4					4	
長期インターンシップⅢ	6					6	
自己啓発型課題学修	1				1		
プログラム研究基礎セミナー	2					2	
アントレプレナーシップ論	2					2	
グローバルPBLⅠ	1			1			
グローバルPBLⅡ	2			2			
アントレプレナーシップ基礎	1		1				
アントレプレナーシップ演習Ⅰ	1			1			
アントレプレナーシップ演習Ⅱ	2			2			
開設単位合計	24	6	7	7	9	22	学修単位（講義）

備考に学修単位とある科目は、1単位当たり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」である。

## (令和4年度第1学年入学者)

授業科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
長期インターンシップⅠ	2					2	
長期インターンシップⅡ	4					4	
長期インターンシップⅢ	6					6	
技術科学フロンティア概論	2					2	
自己啓発型課題学修	1				1		
プログラム研究基礎セミナー	2					2	
アントレプレナーシップ論	2					2	
グローバルPBLⅠ	1			1			
グローバルPBLⅡ	2			2			
アントレプレナーシップ基礎	1			1			
アントレプレナーシップ演習Ⅰ	1			1			
アントレプレナーシップ演習Ⅱ	2			2			
開設単位合計	26	6	6	7	11	24	学修単位（講義）

備考に学修単位とある科目は、1単位当たり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」である。

## (令和3年度第1学年入学者)

授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備 考
長期インターンシップⅠ	2					2	
長期インターンシップⅡ	4					4	
長期インターンシップⅢ	6					6	
技術科学フロンティア概論	2				2		
自己啓発型課題学修	1				1		
プログラム研究基礎セミナー	2					2	
アントレプレナーシップ論	2				2	学修単位(講義)	
グローバルPBLⅠ	1			1		進級単位にはならない	
グローバルPBLⅡ	2			2			
アントレプレナーシップ演習Ⅰ	1			1			
アントレプレナーシップ演習Ⅱ	2			2			
専門特別学修	1~10			1~10			
開設単位合計	25	6	6	6	11	24	「専門特別学修」は計に含めない

一般科目の「国際関係学演習」、「一般特別学修」及び専門共通選択科目の「専門特別学修」は、併せて上限10単位とする。備考に学修単位とある科目は、1単位当たり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」である。

## (令和2年度第1学年入学者)

授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備 考	
長期インターンシップⅠ	2					2		
長期インターンシップⅡ	4					4		
長期インターンシップⅢ	6					6		
技術科学フロンティア概論	2				2			
自己啓発型課題学修	1				1			
プログラム研究基礎セミナー	2					2		
アントレプレナーシップ論	1				1			
アントレプレナーシップ論	2					2		学修単位(講義)
グローバルPBLⅠ	1			1		進級単位にはならない		
グローバルPBLⅡ	2			2				
アントレプレナーシップ演習Ⅰ	1			1				
アントレプレナーシップ演習Ⅱ	2			2				
専門特別学修	1~10			1~10				
開設単位合計	26	6	6	6	10	24	「専門特別学修」は計に含めない	

備考に学修単位とある科目は、1単位当たり、15時間の授業と30時間の自学自習を必要とする「学修単位科目」である。

## (平成 31 年度第 1 学年入学者)

授 業 科 目	単位数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	備 考
長期インターンシップ I	2					2	
長期インターンシップ II	4					4	
長期インターンシップ III	6					6	
技術科学フロンティア概論	2				2		
自己啓発型課題学修	1				1		
プログラム研究基礎セミナー	2					2	
アントレプレナーシップ論	1					1	
グローバル P B L I	1			1			
グローバル P B L II	2			2			
アントレプレナーシップ演習 I	1			1			
アントレプレナーシップ演習 II	2			2			
専 門 特 別 学 修	1~10			1~10			進級単位にはならない
開 設 単 位 合 計	24	6	6	6	9	23	

一般科目の「国際関係学演習」、「一般特別学修」及び専門共通選択科目の「専門特別学修」は、併せて上限 10 単位とする。

## (平成 26 ~ 30 年度第 1 学年入学者)

授 業 科 目	単位数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	備 考
長期インターンシップ I	2					2	
長期インターンシップ II	4					4	
長期インターンシップ III	6					6	
技術科学フロンティア概論	2				2		
自己啓発型課題学修	1				1		
プログラム研究基礎セミナー	2					2	
グローバル P B L I	1			1			
グローバル P B L II	2			2			
アントレプレナーシップ演習 I	1			1			
アントレプレナーシップ演習 II	2			2			
専 門 特 別 学 修	1~10			1~10			進級単位にはならない
開 設 単 位 合 計	23	6	6	6	9	22	

一般科目の「国際関係学演習」、「一般特別学修」及び専門共通選択科目の「専門特別学修」は、併せて上限 10 単位とする。

別表第3

一般科目・専門共通科目  
(各専攻共通)

区分	授業科目	単位数	配当年次								授業形態	備考				
			1年				2年									
			第1学期	第2学期	第3学期	第4学期	第1学期	第2学期	第3学期	第4学期						
一般科目	必修科目	科学哲学	2	2									講義			
		地域産業と技術	2	2										講義		
		開設単位計	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0				
		修得単位数 4単位														
	選択科目	一類	実用英語	2						2					講義	
			総合英語	2	2										講義	
		開設単位計	4	2	0	0	0	0	0	2	0	0				
		修得単位数 2単位以上														
		二類	地域文化論	2			2								講義	
			日本語文化	2			2								講義	
			欧米文化論	2			2								講義	
			開設単位計	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0			
			修得単位数 2単位以上													
専門共通科目	必修科目	生産システム工学	2	2										講義		
		大気水圏環境科学	2	2										講義		
		環境エネルギー工学	2	2										講義		
		学外実習	2			2								実験・実習		
		開設単位計	8	2	4	2	0	0	0	0	0	0				
		修得単位数 8単位														
	選択科目	知的財産権概論	2	2											講義	
		応用解析	2	2											講義	
		応用代数	2			2									講義	
		量子物理	2	2											講義	
		物理工学	2			2									講義	
		システム情報工学	2			2									講義	
		生命科学	2						2						講義	
		ディベート技術学修	2			2									講義	
		グローバル・ディベート	2			2									講義	
		プログラム研究特別セミナーⅠ	2			2									演習	
		プログラム研究特別セミナーⅡ	2							2					演習	
		長期学外実習	1~12				1~12								実験・実習	
		学外実習Ⅰ	1~12				1~12								実験・実習	
		学外実習Ⅱ	1~12							1~12					実験・実習	
		開設単位計	58	0	6	0	36	0	2	0	14					
		修得単位数 6単位以上														
			修得単位数合計 22単位以上													

単位の計算方法

各授業科目の単位数は次の時間により計算するものとする。

講義科目：教室内の1時間の講義に対して、教室外2時間の自習時間とし、15時間の授業で1単位とする。

演習科目：教室内の2時間の演習に対して、教室外1時間の自習時間とし、30時間の授業で1単位とする。

実験・実習科目：45時間の授業で1単位とする。

## (令和7年度専攻科入学者)

区分	授業科目	単位数	配当年次								授業形態	備考			
			1年				2年								
			第1学期	第2学期	第3学期	第4学期	第1学期	第2学期	第3学期	第4学期					
一般科目	必修科目	科学哲学	2	2									講義		
		地域産業と技術	2	2									講義		
		開設単位計	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0			
		修得単位数 4単位													
	選択科目	一類	実用英語	2						2				講義	
			総合英語	2	2									講義	
			開設単位計	4	2	0	0	0	0	2	0	0			
			修得単位数 2単位以上												
		二類	地域文化論	2			2							講義	
			日本語文化	2			2							講義	
			欧米文化論	2			2							講義	
			開設単位計	6	0	0	0	6	0	0	0	0			
	修得単位数 2単位以上														
	専門共通科目	必修科目	生産システム工学	2	2									講義	
大気水圏環境科学			2	2									講義		
環境エネルギー工学			2	2									講義		
学外実習			2			2							実験・実習		
開設単位計			8	2	4	2	0	0	0	0	0				
修得単位数 8単位															
選択科目		知的財産権概論	2	2									講義		
		応用解析	2	2									講義		
		応用代数	2			2							講義		
		量子物理	2	2									講義		
		物理工学	2			2							講義		
		システム情報工学	2			2							講義		
		生命科学	2						2				講義		
		ディベート技術学修	2			2							講義		
		グローバル・ディベート	2			2							講義		
		プログラム研究特別セミナーⅠ	2			2							演習		
		プログラム研究特別セミナーⅡ	2							2			演習		
		長期学外実習	1~12			1~12							実験・実習		
		学外実習Ⅰ	1~12			1~12							実験・実習		
		学外実習Ⅱ	1~12							1~12			実験・実習		
		開設単位計	58	0	6	0	36	0	2	0	14				
		修得単位数 6単位以上													
			修得単位数合計 22単位以上												

## 単位の計算方法

各授業科目の単位数は次の時間により計算するものとする。

講義科目：教室内の1時間の講義に対して、教室外2時間の自習時間とし、15時間の授業で1単位とする。

演習科目：教室内の2時間の演習に対して、教室外1時間の自習時間とし、30時間の授業で1単位とする。

実験・実習科目：45時間の授業で1単位とする。

専 門 科 目  
ア 電子機械システム工学専攻

区分	授業科目	単位数	配当年次								授業形態	備考
			1年				2年					
			第1 学期	第2 学期	第3 学期	第4 学期	第1 学期	第2 学期	第3 学期	第4 学期		
必修科目	電子機械システム工学特別研究Ⅰ	4	4								実験・実習	
	電子機械システム工学特別研究Ⅱ	10					10				実験・実習	
	電子機械システム工学特別実験	2	2								実験・実習	
	専攻科ゼミナール	2					2				演習	
	開設単位計	18	0	2	0	4	0	2	0	10		
選択科目	計測システム	2					2				講義	
	レーザ応用工学	2					2				講義	
	電子物性工学	2				2					講義	
	半導体デバイス	2					2				講義	
	信号理論	2		2							講義	
	固体力学概論	2		2							講義	
	材料設計工学	2							2		講義	
	マイクロテクノロジー	2						2			講義	
	レオロジー	2				2					講義	
	線形システム制御	2	2								講義	
	情報通信工学	2							2		講義	
	物性科学	2			2						講義	
	超音波テクノロジー	2							2		講義	
	コンピュータビジョン	2			2						講義	
	流体工学	2			2						講義	
開設単位計	30	2	4	6	4	6	4	4	0			
開設単位合計	48	2	6	6	8	6	6	4	10			
修得単位数62単位以上 (一般科目(必修科目)4単位、一般科目(選択科目一類)2単位以上、一般科目(選択科目二類)2単位以上、専門共通科目(必修科目)8単位、専門共通科目(選択科目)6単位以上、専門科目(必修科目)18単位、専門科目(選択科目)16単位以上)												

## (令和7年度専攻科入学者)

区分	授業科目	単位数	配当年次								授業形態	備考
			1年				2年					
			第1 学期	第2 学期	第3 学期	第4 学期	第1 学期	第2 学期	第3 学期	第4 学期		
必修科目	電子機械システム工学特別研究Ⅰ	4	4								実験・実習	
	電子機械システム工学特別研究Ⅱ	10					10				実験・実習	
	電子機械システム工学特別実験	2	2								実験・実習	
	専攻科ゼミナール	2					2				演習	
	開設単位計	18	0	2	0	4	0	2	0	10		
選択科目	計測システム	2						2			講義	
	レーザー応用工学	2					2				講義	
	電子物性工学	2			2						講義	
	半導体デバイス	2					2				講義	
	信号理論	2	2								講義	
	固体力学概論	2	2								講義	
	材料設計工学	2							2		講義	
	マイクロテクノロジー	2						2			講義	
	レオロジー	2			2						講義	
	線形システム制御	2	2								講義	
	情報通信工学	2					2				講義	
	物性科学	2			2						講義	
	超音波テクノロジー	2						2			講義	
	コンピュータビジョン	2			2						講義	
	流体工学	2			2						講義	
開設単位計	30	2	4	6	4	6	4	4	0			
開設単位合計	48	2	6	6	8	6	6	4	10			
修得単位数62単位以上 (一般科目(必修科目)4単位、一般科目(選択科目一類)2単位以上、一般科目(選択科目二類)2 単位以上、専門共通科目(必修科目)8単位、専門共通科目(選択科目)6単位以上、専門科目(必 修科目)18単位、専門科目(選択科目)16単位以上)												

## イ 物質工学専攻

区分	授業科目	単位数	配当年次								授業形態	備考
			1年				2年					
			第1 学期	第2 学期	第3 学期	第4 学期	第1 学期	第2 学期	第3 学期	第4 学期		
必修科目	物質工学特別研究Ⅰ	4	4								実験・実習	
	物質工学特別研究Ⅱ	10					10				実験・実習	
	物質工学特別実験	2	2								実験・実習	
	専攻科ゼミナール	2					2				演習	
	開設単位計	18	0	2	0	4	0	2	0	10		
選択科目	応用有機化学	2					2				講義	
	生体物質化学	2					2				講義	
	輸送現象論	2					2				講義	
	化学反応論	2							2		講義	
	遺伝子工学	2		2							講義	
	機能性高分子科学	2					2				講義	
	応用電子化学	2							2		講義	
	食品栄養学	2			2						講義	
	生物工学	2					2				講義	
	環境資源工学	2						2			講義	
	溶液化学	2						2			講義	
	物性化学	2				2					講義	
	食品工学	2	2								講義	
	細胞工学	2							2		講義	
開設単位計	28	2	2	2	2	10	4	6	0			
開設単位合計		46	2	4	2	6	10	6	6	10		
修得単位数62単位以上 (一般科目(必修科目)4単位、一般科目(選択科目一類)2単位以上、一般科目(選択科目二類)2 単位以上、専門共通科目(必修科目)8単位、専門共通科目(選択科目)6単位以上、専門科目(必 修科目)18単位、専門科目(選択科目)16単位以上)												

## ウ 環境都市工学専攻

区分	授業科目	単位数	配当年次								授業形態	備考
			1年				2年					
			第1 学期	第2 学期	第3 学期	第4 学期	第1 学期	第2 学期	第3 学期	第4 学期		
必修科目	環境都市工学特別研究Ⅰ	4	4								実験・実習	
	環境都市工学特別研究Ⅱ	10					10				実験・実習	
	環境都市工学特別実験	2	2								実験・実習	
	専攻科ゼミナール	2					2				演習	
	開設単位計	18	0	2	0	4	0	2	0	10		
選択科目	都市構造材料学	2				2					講義	
	都市構造物施工学	2			2						講義	
	応用水理学	2					2				講義	
	環境資源循環工学	2						2			講義	
	環境微生物工学	2					2				講義	
	環境地盤工学	2	2								講義	
	応用交通工学	2		2							講義	
	環境都市計画	2		2							講義	
	地震防災計画学	2							2		講義	
	維持管理工学	2							2		講義	
	鋼構造学	2	2								講義	
	開設単位計	22	4	4	2	2	4	2	4	0		
開設単位合計		40	4	6	2	6	4	4	4	10		
修得単位数62単位以上 (一般科目(必修科目)4単位、一般科目(選択科目一類)2単位以上、一般科目(選択科目二類)2 単位以上、専門共通科目(必修科目)8単位、専門共通科目(選択科目)6単位以上、専門科目(必 修科目)18単位、専門科目(選択科目)16単位以上)												

### 3. 長岡工業高等専門学校学生準則

#### 1 欠席、休学、退学

- (1) 病気又は事故により欠席した場合は、理由を記入した欠席届を提出すること。また、病気欠席が1ヶ月以上にわたるときは医師の診断書を添えること。
- (2) 次の場合は許可を得て休学することができる。
  - イ 病気のため引続き3ヶ月以上修学不能のとき。
  - ロ その他特別の理由があるとき。
- (3) 休学期間は、1年以内とする。ただし、病気のため引続き加療を必要とする場合及び特別の理由がある場合は、1年を限度に更新することができる。
- (4) 第1項の(3)の規定にかかわらず、休学期間は、通算して3年を超えることはできない。
- (5) 退学しようとするときは理由を記入し許可を受けること。

#### 2 健康診断、医療施設

- (1) 毎学年定期に必要なときは臨時に、規定の健康診断を受けること。
- (2) 校内において負傷又は発病した場合は、保健室で救急の処置を受けること。

#### 3 学生証

本校が発行する学生証を常時携帯し、求められた場合はいつでも提示すること。

#### 4 学生調書

- (1) 入学時に学生調書（現住所、保護者等）を提出すること。
- (2) 住所異動及び緊急連絡先が変更になった場合にはその都度届出ること。

#### 5 服 装

本校学生としての体面を保つような服装でなければならない。

#### 6 学級委員

各学級に学級委員を二名置く。

#### 7 団 体

本校の学生が団体を結成又は解散しようとするときは、学生会評議会の承認を経て届出ること。

団体には顧問教員を置く。

#### 8 集 会

- (1) 前項の団体が集会を開催しようとするときは、事前に届出ること。ただし、時間、場所について許可を受けなければならない。
- (2) 個人が集会を開催しようとするとき、若しくは前項の団体が、本校学生

以外の者の参加する集会を開催しようとするときは、許可を受けなければならない。

9 掲 示

本校学生が作成した文書等は、所定の場所に掲示し、本校学生以外の者が作成した文書等は、事前に届出て、所定の場所に掲示すること。

所定の場所以外で掲示しようとするときは、許可を受けなければならない。

10 文書配布

文書等を配布しようとするときは、事前に届出ること。

11 校外活動

学校名を掲げて校外で団体活動をしようとするときは、許可を受けなければならない。

12 物品販売等

物品販売、資金カンパ等をしようとするときは、許可を受けなければならない。

13 その他

願書及び届書は、学生便覧に記載されている、各種手続き一覧により手続きをする。

14 施行期日

この準則は、昭和49年3月1日から施行する。

付 運用上の細部については「運用上の注意事項」（別紙）を設ける。

**附 則（昭和53年4月1日）**

この準則は、昭和53年4月1日から施行する。

**附 則（平成3年3月28日）**

この準則は、平成3年4月1日から施行する。

**附 則（平成4年3月26日）**

1 この準則は、平成4年4月1日から施行する。

2 平成4年3月31日に在籍する者は、第1項の(3)の規定にかかわらず、なお従前の取り扱いによる。

**附 則（平成16年4月1日）**

この準則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則（令和3年3月16日一部改正）**

この準則は、令和3年3月16日から施行し、令和2年4月1日から施行する。

**附 則（平成7年11月19日一部改正）**

この準則は、平成7年11月19日から施行する。

## 4. 長岡工業高等専門学校履修及び学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 履修（第2条－第7条）
- 第3章 試験（第8条－第11条）
- 第4章 学業成績の評価（第12条－第16条）
- 第5章 進級、3学年修了及び卒業（第17条－第20条）
- 第6章 雑則（第21条・第22条）
- 附則

### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規程は、長岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）における履修及び学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 履修

（履修の原則）

**第2条** 学生は、長岡工業高等専門学校の開設授業科目、その単位数及び修得単位数を定める細則（以下「細則」という。）別表第1及び別表第2に従い、年度において編成される授業時間表で配当される授業科目（以下「科目」という。）を履修するものとする。

2 学生は、長岡工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第16条第5項に定める特別活動を履修するものとする。

（履修の要件）

**第3条** 科目及び特別活動は、当該総授業時間数の三分の二以上の出席をもって履修したものとする。

2 前項の履修の判定に当たっては、次の各号に掲げる事由により欠席した時間数（その事由を証明する書類を添付した欠席届を提出した場合に限る。）は、特別欠席として取り扱い、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号の期間に係る該当授業時間数を出席したものとみなす。

- 一 地震、水害、火災その他の災害 必要と認める期間
- 二 交通機関の事故 必要と認める期間
- 三 親族の死亡 父母7日、祖父母又は兄弟姉妹3日、おじ又はおば1日、

曾祖父母 1 日

四 校長が認めた行事への参加 必要と認める期間

五 就職試験又は編入学試験の受験 必要と認める期間

六 その他校長が特別の事由があると認める場合 必要と認める期間

(科目区分及び履修単位数)

**第 4 条** 細則別表第 1 及び別表第 2 の科目の構成に係る意義は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 必修科目 必ず履修し、単位を修得しなければならない科目

二 選択科目 自分の適性或将来の進路を考えて履修を選択することができる科目

三 自由科目 卒業の認定に含めない科目

2 学生は、前項第一号及び第二号の科目区分について、一般科目及び専門科目ごとに履修する単位数の合計が、別表第 1 の在籍する学年で指定された修得単位数の合計以上になるよう履修しなければならない。

3 別表第 1 の指定された選択科目の単位数を修得せずに進級した者は、前項の履修単位数に当該不足する選択科目の単位数を加えた単位数以上になるように履修しなければならない。この場合において、校長は、該当者に不足する選択科目の単位数を通知するものとする。

(学修単位の計算方法)

**第 4 条の 2** 学則第 16 条の 2 第 3 項に定める学修単位については、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

二 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

三 実験、実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(選択科目の履修)

**第 5 条** 選択科目は、あらかじめ学級担任の承認を得て、当該科目の担当教員に受講願を提出して履修するものとする。

(他学科開設科目の履修)

**第 6 条** 他学科が開設する科目は、一の学年につき 8 単位を履修することができる。この場合において、修得した単位は、別表第 1 の「選択(専門)」に係る単位とする。

2 前条の規定は、他学科が開設する選択科目の履修に準用する。

(履修の特例)

**第 7 条** 現学年にとどめられた者の履修は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、次の各号によることができる。ただし、教育、授業運営その他の支障がある

と認められる場合は、この限りでない。

- 一 4学年にとどめられた者が5学年の開設科目を履修すること。
  - 二 4学年又は5学年にとどめられた者について、単位を修得した科目の再履修を免除すること。
- 2 前項第2号の再履修の免除を受けない場合は、年度の開始時に受講願を提出して再履修するものとする。

### 第3章 試験

(試験の実施及びその種類)

**第8条** 試験の種類及びその内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 期末試験 学期末に実施する試験
- 二 中間試験 科目の担当教員が必要と認めた場合に学期の中間に実施する試験
- 三 追試験 中間試験又は期末試験に欠席した者が、特別欠席その他やむを得ない理由があるとして願い出を行い、許可された場合に行う試験
- 四 再試験 中間試験又は期末試験(追試験を含む。)を実施した科目について、当該科目の担当教員が必要と認め、再度行う試験  
(追試験の実施)

**第9条** 追試験の実施を希望する者は、当該試験担当教員に願い出を行い、次いで学級担任の承認を経て、追試験願に医師の診断書その他の理由を証明するものを添えて校長に提出しなければならない。

- 2 追試験願の許否は、校長が決定する。
- 3 追試験は、当該試験期間中又はその終了後1週間以内に当該科目を担当する教員の責任において行うものとする。

(再試験の実施)

**第10条** 再試験は、当該科目の開設学期の成績提出期限までに、当該科目を担当する教員の責任において行うものとする。

(不正行為)

**第11条** 試験中に不正行為を行った者は、当該試験期間中の全科目の試験を零点とする。

### 第4章 学業成績の評価

(評価方法等)

**第12条** 学業成績の評価は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 科目 シラバスに明示した評価方法により100点満点で評価する。ただ

し、第15条に規定する単位再評価又は第20条に規定する卒業単位再評価試験により単位の修得を認定された科目の評価は、第14条各号に掲げる区分に応じ、当該各号の最低の点数とする。

二 特別活動 学級担任が出席状況及び活動状況等を判断し、単位修得の可否をもって評価する。

(評価の報告)

**第13条** 各科目の担当教員及び特別活動を担当する学級担任は、別に定めるものを除き、前条の評価を報告するものとする。ただし、第3条の履修の要件を満たさない者については「評価無」と報告し、その科目は未履修とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、第7条第2項の規定により再履修した科目は、既評価又は新評価のいずれか高い評価とすることができる。

(単位修得の認定)

**第14条** 科目の単位修得を認定する基準は、次に掲げるとおりとする。

一 1学年から3学年までの開設科目 50点以上

二 4学年及び5学年の開設科目 60点以上

(認定単位)

**第14条の2** 細則別表第1及び別表第2-1において備考に「進級単位にはならない」とする科目の学業成績については、単位修得の認定となった場合には、評点を付与せず、評価を「認定」とする。

(単位再評価)

**第15条** 次の各号に掲げる者(第3条の履修の要件を満たす科目に係るものに限る。)を対象に、当該各号に掲げる時期に学業成績の再評価(以下「単位再評価」という。)を行うものとする。

一 前期に開設する必修科目のうち、当該学年において単位を修得しなればならない科目を除く必修科目の単位未修得者 当該年度の12月末まで

二 後期又は通年で開設する必修科目のうち、当該学年において単位を修得しなればならない科目を除く必修科目の単位未修得で進級した者若しくは単位再評価してもなお単位未修得で進級した者 進級年度の前期末まで

三 別表第2に定める選択科目のいずれかを単位未修得で進級した者若しくは単位再評価してもなお単位未修得で進級した者 進級年度の前期末まで

2 単位再評価を受けようとする者は、その科目の担当教員による課題を指定の期限までに提出しなければならない。

3 単位再評価の方法は、提出された課題及び試験成績によるものとする。

4 単位再評価は、その科目を担当した教員が行うものとする。ただし、当該教員が転出等の事由により再評価できない場合は、一般科目にあっては各教科が、専門科目にあっては各学科がそれぞれ実施する教員を選任する。

(成績証明書)

**第16条** 就職等で校外に成績証明書を発行する場合の科目の評価は、別に定めるものを除き、次表の評価に対応する評語を記載するものとする。ただし、「D」の評語については、記載しないことができる。

評 価		評 語
1 学年から 3 学年までの開設科目	4 学年及び 5 学年の開設科目	
1 0 0 ～ 9 0	1 0 0 ～ 9 0	S
8 9 ～ 8 0	8 9 ～ 8 0	A
7 9 ～ 6 0	7 9 ～ 7 0	B
5 9 ～ 5 0	6 9 ～ 6 0	C
4 9 ～ 0	5 9 ～ 0	D
認 定	認 定	N

2 第7条第1項第1号の規定により単位を修得した科目の成績証明書に記載する時期は、5学年に進級した後に当該科目を履修し、単位を修得したものとした場合に成績証明書に記載することとなる時期とする。

3 特別活動は、修得した単位数のみを記載するものとする。

(異議申立て)

**第16条の2** 学業成績の評価及び出欠に異議のある学生は、別に定める期日までに所定様式による異議申立書を学生課へ提出するものとする。

2 前項に規定する申立てがあった場合、教務主事は当該関係教員と協議の上、学生への回答を行うものとする。

## 第5章 進級、3学年修了及び卒業

(進級及び卒業の認定)

**第17条** 進級及び卒業の認定は、教員会議の議を経て、校長が行う。

(進級)

**第18条** 次の各号のいずれにも該当する者並びに第1号の必修科目のうち、当該学年において単位を修得しなければならない科目を除く必修科目及び第3号の選択科目の未修得単位数の合計が4単位以下であって第2号に該当する者は、一学年上の学年への進級を認めるものとする。

一 細則別表第1及び別表第2の在籍する学年までの必修科目の全単位(別表第1の必修の指定単位数)を修得していること。

二 学則第16条第5項で定める特別活動の単位を在籍する学年まで修得していること。

三 別表第1の在籍する学年までの選択科目の指定単位数を充足していること。

(3学年の修了)

**第18条の2** 3年以上在学し、かつ、3学年までに修得するものとして別表第1に指定された単位数のうち、未修得である単位数の合計が10単位以内である者は、3学年を修了したものとする。ただし、未修得単位に第3条に規定する履修要件を満たさない科目を含まない者に限る。

(卒業)

**第19条** 次の各号のいずれにも該当する者は、本校の全課程の修了を認定し、卒業を認めるものとする。

- 一 細則別表第1及び別表第2の必修科目の全ての単位を修得していること。
- 二 学則第16条第5項で定める特別活動の全ての単位を修得していること。
- 三 別表第1の指定された選択科目の単位数を充足していること。

(卒業単位再評価試験)

**第20条** 前条の規定により卒業が認められなかった者のうち、卒業に必要な必修科目のうち、当該学年において単位を修得しなければならない科目を除く必修科目及び選択科目の未修得単位数の合計が4単位以内であるもの(第3条の履修の要件を満たす科目に係るものに限る。)について、全課程修了の再評価試験(以下「卒業単位再評価試験」という。)を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第3に定める科目にあっては、卒業単位再評価試験の対象としない。
- 3 校長は、前項の該当者に卒業単位再評価試験の対象科目を通知するものとする。
- 4 卒業単位再評価試験は、その科目を担当した教員が行うものとする。ただし、当該教員が転出等の事由により再評価できない場合は、一般科目にあっては各教科が、専門科目にあっては各学科がそれぞれ実施する教員を選任する。
- 5 卒業単位再評価試験は、卒業式前の別に定める日までに行うものとする。

## 第6章 雑則

**第21条** 編入学者に対するこの規程の適用については、編入学した学年から当該学年に必要な在学年数をさかのぼった日に入学し、各学年において、第18条第1号から第3号までに規定する要件を全て満たして進級したものとする。

**第22条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月に実施する進級判定において、この規程による判定が改正前の規程の判定よりも有利となる場合は、この規程によることができる。

**附 則**

- 1 この規程は、平成24年1月25日から施行し、平成23年4月1日以降の3学年の修了の認定について適用する。
- 2 平成23年3月31日以前に退学等をした者に係る3学年の修了の認定については、なお従前の例による。

**附 則**

この規程は、平成25年4月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和元年10月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則（令和3年12月22日一部改正）**

この規程は、令和3年12月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

**附 則（令和5年2月8日一部改正）**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則（令和6年1月17日一部改正）**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

**附 則（令和7年2月19日一部改正）**

この規程は、令和7年2月19日から施行する。

別表第1（第4条関係）

## ア 機械工学科

入学年度	区分	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	
令和6年度 以降	必修	（一般）	27	26	15	5	2
		（専門）	6	9	20	27	18
	選択	（一般）	2	0	0	} 計 2 2 以上 } 以上	2 以上 } 計 8 } 以上
		（専門）	0	0	0		
合計		35	35	35	34 以上	28 以上	
令和3年度 ～5年度	必修	（一般）	27	25	17	5	2
		（専門）	6	9	20	27	18
	選択	（一般）	2	0	0	} 計 2 2 以上 } 以上	2 以上 } 計 7 } 以上
		（専門）	0	0	0		
合計		35	34	37	34 以上	27 以上	
令和2年度	必修	（一般）	27	25	17	5	2
		（専門）	6	9	20	27	18
	選択	（一般）	2	0	0	} 計 2 2 以上 } 以上	2 以上 } 計 7 2 以上 } 以上
		（専門）	0	0	0		
合計		35	34	37	34 以上	27 以上	
平成31年度	必修	（一般）	27	25	17	6	1
		（専門）	6	9	20	26	19
	選択	（一般）	2	0	0	} 計 2 2 以上 } 以上	2 以上 } 計 7 2 以上 } 以上
		（専門）	0	0	0		
合計		35	34	37	34 以上	27 以上	
平成28年度 ～30年度	必修	（一般）	29	25	17	6	1
		（専門）	6	9	20	26	19
	選択	（一般）	0	0	0	} 計 2 2 以上 } 以上	2 以上 } 計 7 2 以上 } 以上
		（専門）	0	0	0		
合計		35	34	37	34 以上	27 以上	
平成27年度	必修	（一般）	29	25	17	6	1
		（専門）	6	9	20	26	18
	選択	（一般）	0	0	0	計 2 2 以上 } 以上	2 以上 } 計 8 3 以上 } 以上
		（専門）	0	0	0		
合計		35	34	37	34 以上	27 以上	

イ 電気電子システム工学科

入学年度	区分	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	
令和 6 年度 以降	必修	(一般)	27	26	15	5	2
		(専門)	7	9	20	28	14
	選択	(一般)	2	0	0		2 以上 } 計12
		(専門)	0	0	0		4 以上 } 以上
	合 計		36	35	35	33 以上	28 以上
令和 2 年度 ～ 5 年度	必修	(一般)	27	25	17	5	2
		(専門)	6	10	20	28	14
	選択	(一般)	2	0	0		2 以上 } 計11
		(専門)	0	0	0		4 以上 } 以上
	合 計		35	35	37	33 以上	27 以上
平成31年度	必修	(一般)	27	25	17	6	1
		(専門)	6	10	20	27	15
	選択	(一般)	2	0	0		2 以上 } 計11
		(専門)	0	0	0		4 以上 } 以上
	合 計		35	35	37	33 以上	27 以上
平成28年度 ～ 30年度	必修	(一般)	29	25	17	6	1
		(専門)	6	10	20	27	15
	選択	(一般)	0	0	0		2 以上 } 計11
		(専門)	0	0	0		4 以上 } 以上
	合 計		35	35	37	33 以上	27 以上

ウ 電子制御工学科

入学年度	区分	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	
令和 6 年度 以降	必修	(一般)	27	26	15	5	2
		(専門)	6	8	20	24	18
	選択	(一般)	2	0	0	} 計 2 2 以上 } 以上	2 以上 } 計12 5 以上 } 以上
		(専門)	0	0	0		
合 計		35	34	35	31以上	32以上	
令和 2 年度 ～ 5 年度	必修	(一般)	27	25	17	5	2
		(専門)	6	9	19	25	15
	選択	(一般)	2	0	0	} 計 2 2 以上 } 以上	2 以上 } 計13 6 以上 } 以上
		(専門)	0	0	0		
合 計		35	34	36	32以上	30以上	
平成31年度	必修	(一般)	27	25	17	6	1
		(専門)	6	9	19	25	15
	選択	(一般)	2	0	0	} 計 2 2 以上 } 以上	2 以上 } 計13 6 以上 } 以上
		(専門)	0	0	0		
合 計		35	34	36	33以上	29以上	
平成28年度 ～ 30年度	必修	(一般)	29	25	17	6	1
		(専門)	6	9	19	25	15
	選択	(一般)	0	0	0	} 計 2 2 以上 } 以上	2 以上 } 計13 6 以上 } 以上
		(専門)	0	0	0		
合 計		35	34	36	33以上	29以上	

## 工 物質工学科

入学年度	区分	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	
令和 6 年度 以降	必修	(一般)	27	26	15	5	2
		(専門)	6	8	17.5	31	21
	選択	(一般)	2	0	0		2 以上 } 計6.5
		(専門)	0	0	0		2 以上 } 以上
合 計		35	34	32.5	36以上	29.5以上	
令和 2 年度 ～ 5 年度	必修	(一般)	27	25	17	5	2
		(専門)	6	8	17.5	31	21
	選択	(一般)	2	0	0		2 以上 } 計5.5
		(専門)	0	0	0		2 以上 } 以上
合 計		35	33	34.5	36以上	28.5以上	
平成31年度	必修	(一般)	27	25	17	6	1
		(専門)	6	8	17.5	30	22
	選択	(一般)	2	0	0		2 以上 } 計5.5
		(専門)	0	0	0		2 以上 } 以上
合 計		35	33	34.5	36以上	28.5以上	
平成27年度 ～ 30年度	必修	(一般)	29	25	17	6	1
		(専門)	6	8	17.5	30	22
	選択	(一般)	0	0	0		2 以上 } 計5.5
		(専門)	0	0	0		2 以上 } 以上
合 計		35	33	34.5	36以上	28.5以上	

## 才 環境都市工学科

入学年度	区分	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	
令和6年度以降	必修	(一般)	27	26	15	5	2
		(専門)	6	10	15.5	31	21
	選択	(一般)	2	0	0		2以上 } 計6.5 } 以上
		(専門)	0	0	0		
合 計		35	36	30.5	36以上	29.5以上	
令和2年度～5年度	必修	(一般)	27	25	17	5	2
		(専門)	6	10	18.5	29	21
	選択	(一般)	2	0	0		2以上 } 計4.5 } 以上
		(専門)	0	0	0		
合 計		35	35	35.5	34以上	27.5以上	
平成31年度	必修	(一般)	27	25	17	6	1
		(専門)	6	10	18.5	28	22
	選択	(一般)	2	0	0		2以上 } 計4.5 } 以上
		(専門)	0	0	0		
合 計		35	35	35.5	34以上	27.5以上	
平成27年度～30年度	必修	(一般)	29	25	17	6	1
		(専門)	6	10	18.5	28	22
	選択	(一般)	0	0	0		2以上 } 計4.5 } 以上
		(専門)	0	0	0		
合 計		35	35	35.5	34以上	27.5以上	

別表第2（第15条第1項第三号関係）

単位再評価の対象となる選択科目

区分	授業科目	単位数
一 般 科 目	音 楽	2
	美 術	2

別表第3（第20条第2項関係）

卒業単位再評価の対象としない科目

区分	授業科目	単位数
専門共通選択科目	技術科学フロンティア概論	2

## 5. 長岡工業高等専門学校専攻科授業科目の履修等に関する規程

(趣旨)

**第1条** 長岡工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第49条の規定に基づき、長岡工業高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定に関する必要な事項を定める。

(授業の方法)

**第2条** 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

**第2条の2** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験、実習及び特別研究については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

**第3条** 専攻科に開設する授業科目のうち、選択科目の履修に当たっては、年度当初に「専攻科選択科目受講届」を提出しなければならない。

(試験)

**第4条** 試験の種類は、定期試験と追試験とする。

- 2 定期試験は、各学期末に実施する。なお、平素の成績によって評価し得る科目については、試験の全部又は一部を行わないことができる。
- 3 試験時間割は試験開始日の10日前までに公表する。
- 4 追試験は、病気その他やむを得ない事由により、定期試験を受験できなかった場合「追試験願」を提出して、許可を得た上で受験することができる。追試験は、原則として当該試験期間又はその終了後一週間以内に実施するものとする。
- 5 試験期間中に不正行為を行った者は、当該試験期間中の全試験科目を零点とする。

(学業成績の評価)

**第5条** 学業成績の評価は、科目ごとの試験の成績及び出席状況並びに平素の学習状況を総合して次の区分によって行うものとする。

評点	100～90	89～80	79～70	69～60	59以下
評定	S	A	B	C	D

(異議申立て)

**第5条の2** 学業成績の評価に異議のある学生は、別に定める期日までに所定様式による異議申立書を学生課へ提出するものとする。

2 前項に規定する申立てがあった場合、専攻科長は当該関係教員と協議の上、学生への回答を行うものとする。

(単位の認定)

**第6条** 単位の認定は、前条に規定する学業成績の評定がS、A、B、Cに評価された授業科目については、当該授業科目を修得したものとして単位を認定する。

2 単位を認定するに当たり、学業成績の評価の状況を確認するために、教員会議において年1回以上報告するものとする。ただし、修了の認定を併せて行う必要がある場合は、次条で定める教員会議において報告するものとする。

(修了の認定)

**第7条** 修了の認定は、教員会議の議を経て、校長が行う。

(修了の要件)

**第8条** 専攻科の修了は、学則第47条に規定するもののほか、次表に掲げる修了に必要な単位数を修得しなければならない。

専攻	科目	一般科目	専 門 科 目		合計
			専門共通科目	専門科目	
電子機械システム工学専攻		8単位以上	14単位以上	34単位以上	62単位以上
物質工学専攻		8単位以上	14単位以上	34単位以上	62単位以上
環境都市工学専攻		8単位以上	14単位以上	34単位以上	62単位以上

(他の教育施設等で履修した単位認定)

**第9条** 大学及び他の高等専門学校等の専攻科等（以下「大学等」という。）で開設されている授業科目の履修を希望する者は、あらかじめ大学等の許可を得た上で、「受講届」を提出しなければならない。これにより履修した単位は、30単位を限度として、専攻科における授業科目の履修とみなして、当該専攻における単位の修得として認定することができる。

2 前項の規定により単位を認定した科目の学業成績の評価については、第5条で定める区分のうち、評点は付与せず、評定は「認定」とする。

(他専攻開設科目の履修)

**第10条** 他の専攻で開設されている選択科目の履修を希望する者は、あらかじめ担当教員の許可を得た上で、「履修願」を提出しなければならない。これにより修得した単位は、在籍中を通じ4単位を限度として、当該専攻における単位として認定することができる。

(再履修)

**第11条** 定期試験、追試験で不合格になった授業科目は、再履修することができる。

2 再履修する場合は、第3条及び第9条に規定する手続きを行うものとする。

**附 則**

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成16年3月29日から施行する。

**附 則（平成18年3月16日）**

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度において在学する者については、第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則（平成22年1月5日）**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成30年2月15日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年2月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、令和4年3月14日から施行する。

**附 則（令和5年7月12日一部改正）**

1 この規程は、令和5年7月12日から施行する。

2 令和5年度において在学する者については、第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則（令和7年1月15日一部改正）**

この規程は、令和7年1月15日から施行する。

## 6. 長岡工業高等専門学校技術者教育プログラム 「生産システム・環境工学」の履修等に関する規程 (趣旨)

**第1条** 長岡工業高等専門学校学則(以下「学則」という。)第56条の規定に基づき、長岡工業高等専門学校(以下「本校」という。)における技術者教育プログラム「生産システム・環境工学」(以下「プログラム」という。)の履修及び修了(以下「履修等」という。)に関し必要な事項を定める。

(プログラム構成)

**第2条** プログラムを構成する授業科目は、「長岡工業高等専門学校の開設授業科目、その単位数及び修得単位数を定める細則」別表第1及び第2に掲げる授業科目のうち第4学年及び第5学年に配当された授業科目並びに別表第3で構成する授業科目とする。ただし、進級単位にならない授業科目及び外国人留学生のみが受講することを前提とする授業科目を除く。

2 プログラムにおける工学の基礎となる授業科目を基礎工学と区分し、この授業科目は、別表のとおりとする。

(履修対象期間)

**第3条** プログラムの履修対象期間は、学科第4学年から専攻科第2学年までの4年間とする。

(履修対象者)

**第4条** プログラムの履修対象者は、専攻科に入学した学生とする。ただし、学則第8条第3項で定める大学との教育プログラムに属する者を除く。

2 本校以外的高等専門学校及び大学等(以下「他の高等教育機関等」という。)から本校専攻科に入学した学生については、別に定めるところにより他の高等教育機関等で修得した単位を、プログラムを構成する授業科目の単位として認定することができる。

3 前項の学生は、他の高等教育機関等における在学を、第3条に定める履修対象期間のうち学科4、5学年での履修期間に含めるものとする。

(修了要件)

**第5条** プログラム修了要件は、次の各号の全てを満たすものとする。

一 第3条で定める期間を在学すること。

二 第2条第1項で定める授業科目から124単位以上を修得し、かつ、「長岡工業高等専門学校専攻科授業科目の履修等に関する規程」第8条で定める修了の要件を満たすこと。

三 第2条第2項で定める基礎工学5科目群(設計・システム系科目群、情報・論理系科目群、材料・バイオ系科目群、力学系科目群及び社会技術系科目群)の各群から少なくとも1科目、合計6科目以上の単位を修得すること。

四 学士（工学）の学位を取得すること。

（修了の認定）

**第6条** プログラム修了の認定は、教員会議の議を経て、校長が行う。

2 前条各号に掲げる修了要件のうち、同条第4号のみを満たすことのできなかった者が、専攻科修了後学士（工学）の学位を取得し、プログラム修了の認定を申請した場合は、学位を取得した日をもってプログラムの修了を認定する。

3 校長は、プログラムの修了を認定した者に対し、修了証書を授与する。

（雑則）

**第7条** この規程に定めるもののほか、プログラムの履修等に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則（令和6年1月17日制定）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

### 別 表

科目群	学科・専攻				
	機 械 工 学 科	電 電 子 シ ス テ ム 工 学 科	電 子 制 御 工 学 科	物 質 工 学 科 物質工学専攻	環 境 都 市 工 学 科 環境都市工学専攻
①設計・システム系科目群	制御工学A 制御工学B	システム制御工学	制御工学IA	化学システム制御	構造設計II
	システム情報工学※	システム情報工学※	システム情報工学※	システム情報工学※	システム情報工学※
②情報・論理系科目群	数値解析法	応用プログラミング	制御工学IB プログラミング演習※ データ通信工学※	情報処理II	情報処理II
	材料科学II	電気電子材料I 電気電子材料II※	電子デバイス工学	生物化学II	衛生工学
③材料・バイオ系科目群	生命科学※	生命科学※	生命科学※	生命科学※	生命科学※
	物理学IA 物理学IB	物理学IA 物理学IB	物理学IA 物理学IB 物理学IIB※	物理学IA 物理学IB	物理学IA 物理学IB 構造力学IIA 構造力学IIB
④力学系科目群					
⑤社会技術系科目群	知的財産権概論※	知的財産権概論※	知的財産権概論※	知的財産権概論※	知的財産権概論※ 地震防災計画学※

備考

※を付した授業科目は、選択科目である。選択科目のみで構成されている科目群では、配置されている授業科目をプログラム修了の要件を満たすように修得する必要がある。

## 7. 長岡工業高等専門学校以外の教育施設等における 学修等による単位修得の認定に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、長岡工業高等専門学校学則第16条の4の規定に基づき、長岡工業高等専門学校（以下、「本校」という。）が単位の修得を認定する学修に関し必要な事項を定める。

(認定の対象)

**第2条** 本校において、単位の修得を認定することができる本校以外の教育施設等における学修（以下「外部成果学修」という。）は、別表1のとおりとする。

(認定の申請)

**第3条** 外部成果学修での成果によって単位修得の認定を希望する学生は、「外部成果学修による単位修得申請書」（別紙様式）に証明する書類を添え、校長に申請しなければならない。

2 申請ができる学年は、別表2に定める学年とし、得た成果については、その都度申請を行う。

3 単位修得の認定の申請に用いて修得単位の認定を受けた外部成果学修での成果は、他の単位修得の認定の申請に用いることはできない。ただし、別表3に定める外部成果学修での成果を除く。

(修得単位の認定)

**第4条** 校長は、前条により申請された書類に基づき審査のうえ、別表2に定める内容で認定するものとする。

2 認定する科目は、申請のあった学年又は次の学年の科目とする。ただし、申請のあった学年の科目については、前期のみに開講される科目については当該年度の6月30日を申請期限とし、後期のみ開講される科目及び通年で開講される科目については、当該年度の1月15日を申請期限とし、申請期限までに申請しなければ、当該学年の科目を認定できないものとする。

(修得単位の取扱)

**第5条** 認定する科目については、成果に応じて段階的に評点を与えるものとする。ただし、認定後に、より高い成果を得た場合、既認定の科目についての評点は変更しない。また、定める評点より高い評点を望む場合は、当該科目を履修しなければならない。

2 単位を認定された当該科目の授業は、出席したものとみなす。

3 認定を受けた年度において学年修了又は卒業が認められず、原学年に留められた場合は、再履修する学年の単位として認定する。

(その他)

**第6条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は教務委員会の議を経て校長が定める。

**附 則**

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年4月1日において第4学年の学生の第3学年における成果は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成20年4月30日までの申請を認め、認定する科目については、第4条第2項の規定にかかわらず、第4学年の科目を認定するものとする。

**附 則**

- 1 この規程は、平成25年4月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程に従って平成24年度に申請した成果に基づき、改正後の規程で定めるところにより平成25年度に履修する科目の単位を認定することができる。

**附 則**

この規程は、平成26年12月24日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年7月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成29年9月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成30年6月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、令和元年12月11日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改定前の規程に従って令和元年度に申請した成果に基づき、改正後の規程で定めるところにより令和2年度に履修する科目の単位を認定することができる。

**附 則**

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改定前の規程に従って令和2年度に申請した成果に基づき、改正後の規程で定めるところにより令和3年度に履修する科目の単位を認定することができる。

きる。

**附 則**

この規程は、令和6年7月17日から施行する。

**附 則**

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

**附 則（令和7年11月19日一部改正）**

この規定は、令和8年4月1日から施行する。

**附 則（令和8年2月18日一部改正）**

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

**附 則（令和8年3月10日一部改正）**

この規程は、令和8年4月1日から施行し、改正後の別表2の規定は、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テストング・サービスが実施するトーイック（別表 2 においては「TOEIC」という。）
公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定
一般財団法人日本規格協会が実施する品質管理検定
一般財団法人統計質保証推進協会が実施する統計検定

別表 2

認定対象科目 (単位数)	申請できる 学年	認定対象となる学修	認定する 評価(評点)	備 考
確率 (1)	第 2 学年 第 3 学年	統計検定 3 級以上 統計検定データサイエンス基礎以上	S (95点)	
英語Ⅲ A (2)	第 2 学年 第 3 学年	TOEIC 600点以上	S (95点)	令和 6 年度以降の入学者に適用
英語Ⅲ A (2) 英語Ⅲ B (1)	第 2 学年 第 3 学年	TOEIC 800点以上	S (95点)	令和 6 年度以降の入学者に適用
英語Ⅲ A (2) 英語多読 (1) (第 3 学年配当科目)	第 2 学年 第 3 学年	TOEIC 600点以上	S (95点)	令和 5 年度以前の入学者に適用
英語Ⅲ A (2) 英語Ⅲ B (2) 英語多読 (1) (第 3 学年配当科目)	第 2 学年 第 3 学年	TOEIC 800点以上	S (95点)	令和 5 年度以前の入学者に適用
英語Ⅳ (2)	第 3 学年 第 4 学年	TOEIC 600点以上 実用英語技能検定準 1 級以上	S (95点)	
統計学 (1)	第 4 学年 第 5 学年	統計検定 3 級以上 統計検定データサイエンス基礎以上	S (95点)	
英語Ⅴ A (2) 英語Ⅴ B (2) 英語Ⅴ C (2) 英語Ⅴ D (2) 英語Ⅴ E (2)	第 4 学年 第 5 学年	TOEIC 600点以上 実用英語技能検定準 1 級以上	S (95点)	英語Ⅴ A、英語Ⅴ B、英語Ⅴ C、英語Ⅴ D 及び英語Ⅴ E のうち、同一学生が申請できる科目は、いずれか 1 科目のみとする。
		TOEIC 470点以上 実用英語技能検定 2 級以上	S (90点)	
品質管理 (1)	第 4 学年 第 5 学年	品質管理検定 2 級以上 品質管理検定 3 級	S (95点) S (90点)	

別表 3

一般財団法人統計質保証推進協会が実施する統計検定
--------------------------

## 8. 長岡工業高等専門学校インターンシップに関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、長岡工業高等専門学校の開設授業科目、その単位数及び修得単位数を定める細則の規定に基づく別表第2に掲げる「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」「長期インターンシップⅠ」「長期インターンシップⅡ」「長期インターンシップⅢ」(以下、「インターンシップ」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

**第2条** インターンシップは、企業、大学、研究機関、海外提携機関等での実習又は就業体験並びに地域貢献プログラム等への参加を通じて、社会人として必要な人間性や職業意識を涵養することを目的とする。

(実施責任者)

**第3条** 校長は、学科長をもってインターンシップの実施責任者(以下「実施責任者」という。)に充てるものとする。

(実習先の選定等)

**第4条** 実習先の選定は、校長が教務主事の作成した実習先又は実習プログラム一覧に基づき、協議の上、これを行うものとする。

2 インターンシップは、当該実習先又は実習プログラムにおいて行うものとする。

(実施期間及び時期)

**第5条** インターンシップは、1週間以上とし、原則として長期休業期間中に行うものとする。

(インターンシップの申込書及び誓約書)

**第6条** インターンシップを履修する学生(以下「実習生」という。)及び当該実習生の保護者は、所定の申込書(別紙様式第1号)及び誓約書(別紙様式第2号)を、校長及び当該実習先に提出しなければならない。

2 校長が認めたときは、前項の申込書及び誓約書のうち企業に提出するものは、当該企業の指定する申込書及び誓約書によることができる。

3 校長が認めたときは、当該実習先が企業以外の場合は、第1項の申込書及び誓約書に替えて、当該実習先又は実習プログラムの指示によることができる。

(インターンシップの履修)

**第7条** 実習生は、長岡工業高等専門学校(以下「本校」という。)の諸規則並びに当該実習先の定める諸規則及び実習責任者(当該実習先における実習の責任者であって、校長が委嘱する者をいう。以下同じ。)の指示に従ってインターンシップ科目を履修しなければならない。

2 実習生は、インターンシップ期間中においても、学生の本分に則り行動しなければならない。

(実習時間)

**第8条** 実習時間は、当該実習先において定める時間又は実習責任者の指定する時間とする。

(欠席、遅刻、早退の手続)

**第9条** 実習生は、実習時間に欠席、遅刻及び早退をする場合には、事前に実習責任者の承認を得なければならない。

(経費)

**第10条** インターンシップに要する経費は、原則として実習生の負担とする。

(実施責任者及びインターンシップ科目指導教員の業務)

**第11条** 実施責任者は、校長の監督の下に、次に掲げる業務に当たるものとする。

- 一 実習生の災害防止及び災害保障に関し本校と当該実習先との体制の確立
- 二 インターンシップ科目の指導教員（以下「指導教員」という。）の選出
- 三 実習生の受入先の申込受付及び受入依頼
- 四 実習生の受入先への配属
- 五 実習内容、テーマ等に関する指導、助言

2 指導教員は、実施責任者と協議の上、次に掲げる業務に当たるものとする。

- 一 インターンシップ中の留意事項（安全、就業心得等）の事前指導
- 二 インターンシップ中に発生した事故又は異常事態の処置及び報告
- 三 インターンシップ状況一覧の作成
- 四 実習先との連絡調整及び実習生の状況把握
- 五 インターンシップ科目の評価

(報告)

**第12条** 実習生は、インターンシップ終了後直ちに、次に掲げる書類を指導教員を経て実施責任者に提出しなければならない。

- 一 インターンシップ証明書（別紙様式第3号又は別紙様式第4号）
- 二 インターンシップ報告書（別紙様式第5号）又は当該実習先の書式により当該実習先に提出した報告書の写し

(評価及び単位の認定)

**第13条** インターンシップ科目の評価は、長岡工業高等専門学校履修及び学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程の定めるところによるものとする。

(守秘義務)

**第14条** 実習生は、インターンシップにおいて知り得た当該実習先に係る秘密

を漏らしてはならない。本校卒業後においても同様とする。

(保険)

**第15条** 実習生は、インターンシップに当たり傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。

(雑則)

**第16条** この規程に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、教務主事が定める。

(事務)

**第17条** インターンシップに関する事務は、学生課が処理する。

#### 附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程の施行をもって、長岡工業高等専門学校「企業実習」実施規程は廃止する。

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和6年2月7日一部改正)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和8年3月13日一部改正)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

## 9. 長岡工業高等専門学校専攻科学外実習実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、長岡工業高等専門学校の開設授業科目、その単位数及び修得単位数を定める細則別表第3に掲げる「学外実習」「長期学外実習」「学外実習Ⅰ」「学外実習Ⅱ」(以下「学外実習科目」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

- 2 学外実習科目は、学外実習科目を履修する学生(以下「実習生」という。)の専攻分野に関連したテーマについて実習する。特に、製品化・実用化を目指した技術開発を体験することにより、研究の実践性を定着させることを目的とする。

(対象学年)

- 3 学外実習科目の対象学年は次のとおりとする。

- (1) 学外実習、長期学外実習、学外実習Ⅰ

第1学年とする。ただし、第1学年において単位を修得できなかった者については、第2学年での履修を認める。

- (2) 学外実習Ⅱ

第2学年とする。

(実習の期間)

- 4 学外実習科目の実習の期間は、次のとおりとする。

- (1) 学外実習

2週間以上にわたるものとする。

- (2) 長期学外実習

学外実習と同一の実習機関での実習期間が3週間以上にわたる場合、学外実習で単位認定する実習期間を除いた実習期間を本科目で単位を認定する。実習期間に応じ、1週間の実習期間に対し1単位、最大12単位まで単位数を付与する。

- (3) 学外実習Ⅰ、学外実習Ⅱ

学外実習と別の実習機関での実習が1週間以上にわたる場合、本科目で単位認定する。実習期間に応じ、1週間の実習期間に対し1単位、最大12単位まで単位数を付与する。単位を認定する際は、1実習機関での実習を学外実習Ⅰ又は学外実習Ⅱとする。なお、複数の実習機関での実習を1科目の履修として認めない。

(実習機関)

- 5 長岡工業高等専門学校(以下「本校」という。)が定めた企業の生産・研究部門及び国若しくは地方公共団体の機関、大学、研究機関、海外提携機関

等（以下「実習機関」という。）とする。

（実習の内容）

- 6 実習機関が定めた場所での概ね本校専攻科修了生が従事する程度の業務とする。ただし、危険を伴う業務はさける。

学外実習科目のテーマについては、本校と実習機関が協議して定める。

（学外実習実施責任者及び学外実習指導教員の選出）

- 7 学外実習実施責任者（以下「実施責任者」という。）は専攻主任をもって充てる。実施責任者は学外実習指導教員（以下「指導教員」という。）を選出するものとする。

（実施責任者の業務）

- 8 実施責任者は、次に掲げる業務に当たるものとする。

- (1) 実習生の災害防止及び災害補償に関し、本校と実習機関との連絡調整
- (2) 実習生の実習機関の申込受付及び受入依頼
- (3) 実習生の実習機関への配属
- (4) 実習内容、テーマ等に関する指導、助言

（指導教員の業務）

- 9 指導教員は、実施責任者と協議の上、次の業務に当たるものとする。

- (1) 実習中の安全、就業心得等の事前指導
- (2) 実習中に発生した事故又は異常事態の処置及び報告
- (3) 実習状況一覧の作成
- (4) 実習機関との連絡調整及び実習生の状況把握

（学外実習責任者）

- 10 実習機関は実習生を受入れるに当たり、実習責任者を定め、実習責任者は実習の指導及び実習終了後、その評価を行うものとする。

学外実習責任者は、校長が委嘱する。

（学外実習科目の履修）

- 11 実習生は、長岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）の諸規則並びに当該実習先の定める諸規則及び学外実習責任者の指示に従って実習を履修しなければならない。実習生は、実習期間においても、学生の本分に則り行動しなければならない。

（実習時間）

- 12 実習時間は、当該実習先において定める時間又は学外実習責任者の指定する時間とする。

（欠席、遅刻、早退の手続）

- 13 実習生は、実習時間に欠席、遅刻及び早退する場合には、事前に学外実習責任者の承認を得なければならない。

(実習報告)

14 実習生は、実習終了後直ちに、次の書類を指導教員を経て実施責任者に提出するものとする。

(1) 専攻科学外実習証明書(別紙様式第1号)

(2) 専攻科学外実習報告書(別紙様式第2号)

(評価)

15 実習の評価は、学外実習責任者が行った評価及び項目14に定める書類に基づき、実施責任者が総合的に判断して行うものとし、評価方法は、「長岡工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する規程」によるものとする。

(実習経費)

16 実習に要する経費は、原則として実習生の負担とするものとする。

(守秘義務)

17 実習生は、実習において知り得た当該実習先に係る秘密を漏らしてはならない。本校修了後においても同様とする。

(障害保険等の加入)

18 実習生は、必ず障害保険に加入するものとする。

(学外実習の申込及び誓約書)

19 実習生は、次に掲げる書類を、校長及び当該実習先に提出しなければならない。

(1) 学外実習申込書(別紙様式第3号又は実習機関の指定する書類)

(2) 誓約書(別紙様式第4号又は実習機関の指定する書類)

(3) その他実習機関が必要とする書類

(事務)

20 学外実習科目の事務は、学生課で行う。

(雑則)

21 この要領に定めるもののほか、学外実習科目に関し必要な事項は、その都度専攻科委員会で協議して定める。

**附 則**

この要領は、平成12年4月1日から実施する。

**附 則**

この要領は、平成23年6月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和3年4月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 10. 長岡工業高等専門学校における授業料、入学料及び 寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 授業料の免除（第2条－第11条）
- 第3章 入学料の免除（第12条－第18条）
- 第4章 寄宿料の免除（第19条－第20条）
- 第5章 授業料及び入学料の徴収猶予（第21条－第24条）
- 第6章 補則（第25条－第27条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

- 第1条** 長岡工業高等専門学校学則第37条の規定に基づく授業料、入学料及び寄宿料の免除並びに徴収猶予（以下「授業料免除等」という。）関しては、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金支給法」という。）、国立高等専門学校の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令17号）、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号。以下「法律施行令」という。）、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「法律施行規則」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（機構規則第35号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則（機構規則第134号）に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 2 授業料免除等は、学校の学科及び専攻科の学生（聴講生、研究生及び科目等履修生を除く。）（以下「学生」という。）並びに学科又は専攻科に入学する者（聴講生、研究生及び科目等履修生を除く。）（以下「入学者」という。）を対象とする。

### 第2章 授業料の免除

#### （授業料免除）

- 第2条** 本校における授業料免除は次に掲げるものをいう。

- 一 修学支援法に定める授業料減免

- 二 災害等による授業料免除
- 三 卓越した学生に対する授業料免除
- 四 私費留学生に対する授業料免除
- 五 休学による授業料免除
- 六 退学による授業料免除
- 七 死亡、行方不明又は未納による除籍による授業料免除
- 八 その他特別な事由による授業料免除  
(修学支援法に定める授業料減免)

**第3条** 法律施行令第2条で定める授業料減免対象者については、当該学生の申請に基づき、学生支援委員会の議を経て、校長が許可する。

- 2 前項における対象者は、学科第4学年以上又は専攻科に在籍する者とする。
- 3 第1項の規定により授業料免除を受けようとする学生は、本校が定める期日までに次の書類を校長に提出しなければならない。
  - 一 修学支援法に定める授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
- 4 校長は、第1項において授業料免除の許可を受けた者に対し、半期ごとに、学業成績が別表1に定める基準に該当するかどうかの判定を行うものとする。
- 5 免除の額は、原則として認定された支援区分に応じて別表2に定める額とする。
- 6 修学支援法に定める授業料減免について必要な事項は、別に定める。  
(災害等による授業料免除)

**第4条** 次の各号の一に該当する特別な事由により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合には、学生支援委員会の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する期又は翌期に納付すべき授業料の免除を許可することができる。

- 一 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- 二 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合
- 2 前項の規定により授業料免除の許可を受けようとする学生は、本校が定める期日までに次の書類を校長に提出しなければならない。
  - 一 授業料免除申請書
  - 二 家族状況等申告書
  - 三 市区町村長の発行する所得証明書等
  - 四 学資負担者が死亡した場合は戸籍謄本又は死亡を証明する書類
  - 五 災害の場合はその程度を判明できる詳細な罹災証明書

六 その他校長が必要と認める書類

- 3 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。
- 4 災害等による授業料免除について必要な事項は、別に定める。

(卓越した学生に対する授業料免除)

**第5条** 学校の教育研究の活性化を図る観点等から、学習や課外活動等において卓越した成果を修めたと認められる学生にあっては、学生支援委員会の議を経て、校長は、授業料の免除を許可することができる。

- 2 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、授業料の免除実施可能額の範囲内で、授業料免除対象者数及び授業料免除額を変更することができる。
- 4 既に授業料を納付している学生に対し授業料の免除を許可する場合は、既納の授業料を返還することができる。
- 5 授業料の免除実施可能額は、年度ごとに国立高等専門学校機構理事長（以下「理事長」という。）が定める。

- 6 卓越した学生に対する授業料免除について必要な事項は、別に定める。

(私費留学生に対する授業料免除)

**第6条** 学生のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の四に定める在留資格が「留学」で、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）で定める国費外国人留学生又は外国政府派遣留学生のいずれにも該当しない学生（以下「私費留学生」という。）のうち、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者について、理事長は授業料を免除することができる。

- 2 前項における授業料免除は、当該学生の申請に基づき、学生支援委員会の議を経て、校長が理事長に承認の申請を行うものとする。
- 3 前項における申請をする学生は、本校が定める各期の期日までに次の書類を校長に提出しなければならない。

- 一 授業料免除申請書
- 二 家族状況等申告書
- 三 市区町村長が発行する所得証明書等
- 四 その他校長が必要と認める書類

- 4 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。
- 5 私費留学生に対する授業料免除について必要な事項は、別に定める。

(休学による授業料免除)

**第7条** 学生が休学を許可され、次の各号の一に該当する場合は、校長は、休学当月の翌月から復学当月の前月までの期間（以下「休学期間」という。）の授業料を免除することとする。ただし、休学開始日が月の初日である場合

にあつては、休学当月から休学期間を含めることとし、休学開始日又は復学日が後期の初日である場合にあっては、10月1日を休学開始日又は復学日として取り扱うことができるものとする。

一 休学許可日が、授業料の納付期限の属する月の前月末日以前である場合  
二 授業料の徴収猶予（ただし、第22条第2項による徴収猶予は除く。）が認められている場合又は月割分納の許可を受けている場合

2 前項の授業料免除の額は、授業料年額の12分の1に相当する額（以下「月割授業料」という。）に、休学期間の月数を乗じた額とする。

（退学による授業料免除）

**第8条** 授業料の徴収猶予が認められている学生又は月割分納の許可を受けている学生に対し、退学することをその願ひ出により許可する場合は、月割授業料に退学翌月から退学した日の属する年度の最終月までの月数を乗じた額を免除することができる。

（死亡、行方不明又は未納による除籍による授業料免除）

**第9条** 死亡、行方不明又は授業料若しくは入学金の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

（その他特別な事由の場合）

**第10条** 第3条から第6条までによる授業料免除の対象とならない学生のうち、次の各号の一に該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難であると学生支援委員会が認める場合には、校長は、理事長の承認を経て、授業料の免除を許可することができる。

一 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合

二 在学した期間を超える等、就学支援金の受給資格のない学科第3学年以下の学生であり、かつ、学業優秀と認められる者

三 就学支援金の受給資格対象となる学科第3学年以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者

四 その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

2 年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

3 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

4 第1項各号の規定により授業料免除の許可を受けようとする学生は、本校が定める各期の期限までに、次の書類を校長に提出しなければならない。

一 授業料免除申請書

- 二 授業料の納付が困難である事由を認定するに足りる、学資負担者及び学生を含む世帯の所得を証明する書類
- 三 その他校長が必要と認める、第1条各号に定める事由を認定するに足りる証明書類
- 5 その他特別な事由の場合の授業料免除について必要な事項は、別に定める。  
(免除実施報告)

**第11条** 校長は、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条及び第9条に定める授業料免除を許可した場合、実施状況を免除決定後速やかに理事長に報告しなければならない。

### 第3章 入学料の免除

(入学料免除)

**第12条** 本校における入学料免除は次に掲げるものいう。

- 一 修学支援法に定める入学金減免
- 二 災害等による入学料免除
- 三 私費留学生に対する入学料免除
- 四 死亡、行方不明又は未納による除籍による入学料免除
- 五 その他特別な事由による入学料免除

(修学支援法に定める入学金減免)

**第13条** 法律施行令第2条で定める入学金減免対象者については、当該学生の申請に基づき、学生支援委員会の議を経て、校長が許可する。

- 2 前項における対象者は、学生のうち、学科においては学科第4学年以上に入学する者で、過去に修学支援法に定める入学料免除を受けたことがない者とする。
- 3 第1項の規定により入学料免除を受けようとする学生は、本校が定める期日までに次の書類を校長に提出しなければならない。
  - 一 修学支援法に定める授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
- 4 免除の額は、原則として認定された支援区分に応じて別表2に定める額とする。
- 5 大学等における修学の支援に関する法律に定める入学金減免について必要な事項は、別に定める。

(災害等による入学料免除)

**第14条** 入学者であって、次の各号の一に該当する特別な事由により、入学料の納付が著しく困難であると学生支援委員会が認める場合には、校長は理事長の承認を経て、入学料の免除を許可することができる。

- 一 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は入学者若しく

は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

- 二 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合
- 2 入学料免除の許可を受けようとする学生は、本校が定める期日までに次の書類を校長に提出しなければならない。
  - 一 入学料免除申請書
  - 二 家族状況等申告書
  - 三 市区町村長が発行する所得証明書等
  - 四 学資負担者が死亡した場合は戸籍謄本又は死亡を証明する書類
  - 五 災害の場合はその程度を判明できる詳細な罹災証明書
  - 六 その他校長が必要と認める書類
- 3 免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。
- 4 災害等による入学料免除について必要な事項は、別に定める。  
(私費留学生に対する入学料免除)

**第15条** 私費留学生のうち、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者について、理事長は入学料を免除することができる。

- 2 前項における入学料免除は、当該学生の申請に基づき、学生支援委員会の議を経て、校長が理事長に承認の申請を行うものとする。
- 3 前項における申請をする学生は、本校が定める期日までに次の書類を校長に提出しなければならない。
  - 一 入学料免除申請書
  - 二 家族状況等申告書
  - 三 市区町村長が発行する所得証明書等
  - 四 その他校長が必要と認める書類
- 4 免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。
- 5 私費留学生に対する入学料免除について必要な事項は、別に定める。  
(死亡、行方不明又は未納による除籍による入学料免除)

**第16条** 死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の入学料の全額を免除することができる。

- 2 入学料の免除又は徴収猶予を不許可とされた者であって、入学料を納付すべき期間中に死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の入学料の全額を免除することができる。  
(その他特別な事由の場合)

**第17条** 前3条に規定する以外に入学料を免除することが相当と認められる事由がある場合には、校長は理事長の承認を経て、入学料を免除することができる。

(免除実施報告)

**第18条** 校長は、第13条及び第16条に定める入学科免除を許可した場合、実施状況を免除決定後速やかに理事長に報告しなければならない。

#### 第4章 寄宿料の免除

(災害等による寄宿料の免除)

**第19条** 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合には、寮務委員会の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から6月間の範囲内において必要と認める期間に納付すべき当該学生に係る寄宿料の全額の免除を許可することができる。ただし、必要と認める期間が翌年度にわたる場合の免除の許可は、年度ごとに分けて行うものとする。

2 前項の規定により免除の許可を受けようとする者は、本校が定める期日までに次の書類を校長に提出しなければならない。

- 一 寄宿料免除申請書
- 二 家族状況等申告書
- 三 市区町村長の発行する所得証明書
- 四 学資負担者が死亡した場合は戸籍謄本又は死亡を証明する書類
- 五 災害の場合はその程度を判明できる詳細な罹災証明書
- 六 その他校長が必要と認める書類

3 災害等による寄宿料免除について必要な事項は、別に定める。

(死亡、行方不明又は未納による除籍の場合)

**第20条** 死亡、行方不明又は授業料若しくは入学科の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の寄宿料の全額を免除することができる。

#### 第5章 授業料及び入学科の徴収猶予

(未決定期間内の徴収の猶予)

**第21条** 授業料及び入学科の免除又は徴収猶予の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料、入学科の徴収を猶予する。

2 就学支援金及びその他授業料に充てることを目的とした支援金等が支給される場合の授業料については、その支援額が決定するまでの期間、理事長は授業料の徴収を猶予することができる。

(授業料の徴収猶予)

**第22条** 学生が次の各号の一に該当する場合には、学生（当該学生が行方不明の場合は当該学生に代わる者）の申請に基づき、学生支援委員会の議を経て、

校長は、授業料の徴収の猶予を許可することができる。

- 一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
  - 二 当該学生が行方不明の場合
  - 三 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難と認められる場合
  - 四 その他やむを得ない事由があると認められる場合
- 2 前項の授業料の徴収猶予は、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。
  - 3 前項における猶予の期間は当該期の末日を超えないこととする。ただし、前期にあつて徴収猶予を認められた者のうち、特に必要があると校長が認める場合は、後期の末日まで猶予を許可することができる。
  - 4 第1項の規定により徴収猶予の許可を受けようとする者は、本校が定める期日までに次の書類を校長に提出しなければならない。
    - 一 授業料徴収猶予申請書
    - 二 家族状況等申告書
    - 三 市区町村長の発行する所得証明書等
    - 四 学資負担者が死亡した場合は戸籍謄本又は死亡を証明する書類
    - 五 災害の場合はその程度を判明できる詳細な罹災証明書
    - 六 その他校長が必要と認める書類
  - 5 授業料の徴収猶予について必要な事項は、別に定める。

(授業料の月割分納)

- 第23条** 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けるなど、授業料の納付が困難となるような特別の事由があると認められる場合は、学生支援委員会の議を経て、校長は授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、その納付期限は毎月末日とする。
- 2 前項の月割分納の取扱いは、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。
  - 3 第1項の規定により月割分納の許可を受けようとする者は、本校が定める期日までに次の書類を校長に提出しなければならない。
    - 一 授業料月割分納申請書
    - 二 家族状況等申告書
    - 三 市区町村長の発行する所得証明書等
    - 四 学資負担者が死亡した場合は戸籍謄本又は死亡を証明する書類
    - 五 災害の場合はその程度を判明できる詳細な罹災証明書

六 その他校長が必要と認める書類

4 授業料の月割分納について必要な事項は、別に定める。

(入学料の徴収猶予)

**第24条** 入学者が、次の各号の一に該当する場合には、学生の申請に基づき、学生支援委員会の議を経て、校長は、入学料の徴収の猶予を許可することができる。

一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は当該入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付期限までに納付が困難であると認められる場合

三 その他やむを得ない事由があると認められる場合

2 入学料の徴収猶予の許可を受けようとする者は、入学料の納付期限までに、次の書類各学校が定める申請書を校長に提出しなければならない。ただし、入学料の免除を申請した者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができるものとする。

一 入学料徴収猶予申請書

二 家族状況等申告書

三 市区町村長が発行する所得証明書等

四 学資負担者が死亡した場合は戸籍謄本又は死亡を証明する書類

五 災害の場合はその程度を判明できる詳細な罹災証明書

六 その他校長が必要と認める書類

3 前項に揚げる必要書類等のうち、既に提出したものについては再度の提出は要しない。

4 徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。

5 入学料の徴収猶予について必要な事項は、別に定める。

## 第6章 補則

(許可の取消)

**第25条** 授業料免除等を許可された者が次の各号の一に該当する場合は、学生支援委員会又は寮務委員会の議を経て、校長はその許可を取り消すものとする。

一 免除又は徴収猶予の理由が消滅したことが判明した場合

二 免除又は徴収猶予の申請に虚偽があった場合

2 前項の規定により許可を取り消された者は、免除された授業料、入学料若

しくは寄宿料の全額又は徴収を猶予された授業料若しくは入学料の全額を、直ちに納付しなければならない。

(不許可者等の納付)

**第26条** 授業料の免除が不許可とされた者又は免除額が全額免除以外となった者は、本校が指定する日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。

2 入学料の免除が不許可とされた者又は免除額が全額免除以外となった者は、免除の結果を告知した日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

3 寄宿料の免除又は授業料及び入学料の徴収猶予が不許可とされた者は、本校が指定する日までに納付すべき寄宿料、授業料又は入学料を納付しなければならない。

(雑則)

**第27条** この規程に定めるもののほか、授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、令和3年2月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 長岡工業高等専門学校入学料の免除及び徴収猶予に関する規程（平成15年2月20日制定）は廃止する。

3 長岡工業高等専門学校授業料免除及び徴収猶予等に関する規程（昭和37年4月20日制定）は廃止する。

4 長岡工業高等専門学校寄宿料免除規程（昭和38年4月1日制定）は廃止する。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、令和7年5月21日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、令和7年6月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 1

区分	学業成績の基準
廃止	<p>次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。</li> <li>2 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。</li> <li>3 履修科目の授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。</li> <li>4 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（停止の区分に該当する場合を除く。）。</li> </ol>
停止	<p>警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（2回目の警告が警告の項第2号に掲げる基準のみに該当することによる場合に限り、連続して3回該当する場合を除く。）。</p>
警告	<p>次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下であること（廃止の項第2号に掲げる基準に該当するものを除く。）。</li> <li>2 前期においては前年度末、後期においては当該年度の前期末の平均点が学科における下位4分の1の範囲に属し、次のいずれにも該当しないこと。 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 正規の修業年限を満了するまでに、その取得が学修の成果を評価するにふさわしい資格等であって職業に密接に関連するものを取得する能力につき高い水準を満たすと見込まれること。</li> <li>ロ 満18歳となる日の前日において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者、同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者又は機構省令第39条に掲げる者であって、履修科目の授業への出席率が高いことその他の学修意欲が高い状況にあると認められること。</li> </ol> </li> <li>3 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（廃止の項第3号に掲げる基準に該当するものを除く。）。</li> </ol>

別表 2

支援区分	授業料免除額	入学科免除額
第Ⅰ区分	授業料の全額	入学科の全額
第Ⅱ区分	授業料の3分の2の額	入学科の3分の2の額
第Ⅲ区分	授業料の3分の1の額	入学科の3分の1の額
第Ⅳ区分 (多子世帯)	授業料の全額	入学科の全額
多子世帯	上記ⅠからⅢのいずれの区分に該当するかに関わらず、授業料の全額	上記ⅠからⅢのいずれの区分に該当するかに関わらず、入学科の全額
上記区分 以外の 多子世帯	授業料の全額	入学科の全額

## 11. 長岡工業高等専門学校の学生表彰に関する実施要項

(趣旨)

第1 長岡工業高等専門学校学則第39条第1項に規定する長岡工業高等専門学校(以下「本校」という。)の学生表彰(以下「表彰」という。)については、この要項の定めるところによる。

(被表彰者)

第2 表彰は、次の各号の一に該当し、他の学生の模範となることが認められるものについて行うものとする。

- (1) 特別表彰は、学生の模範としてよく学業に励み、極めて優秀な成績であり、かつ課外活動又は学生会活動等の向上発展に顕著な功績があったと認められる者
- (2) 功労賞は、本校学生として、課外活動及び学生会活動等の向上発展に顕著な功績が認められ、本校の名誉を高めた者
- (3) 精励賞は、よく学業に励み、極めて優秀な成績であると認められる者
- (4) 皆勤賞は、全学年(編入学生又は留学生にあっては、在学2年間又は3年間)を無欠席、無欠課で通した者
- (5) 善行賞は、他の学生の模範として推奨できる善行があったと認められる者

2 専攻科の被表彰者については、前項第1号に定める特別表彰のみとし、国際的規模又は、全国規模等の大会などで優秀な成績をおさめたもの又は社会において優れた評価を受け、本校の名誉を著しく高めたと認められるものについて行うものとする。

3 過去において、本校の定める規則等に違反した者は除くものとする。

(被表彰者の選考)

第3 被表彰者の選考は、関係教員及び関係委員会から候補者を推薦し、企画運営会議で審議し、校長が決定する。

2 被表彰者の選考に関し、必要な事項は別に定める。

(表彰)

第4 表彰は、表彰状を授与することにより行う。

2 前項による表彰は、表彰状にあわせて記念品を授与することができる。

3 表彰状の様式は、別に定める。

(表彰の日)

第5 表彰は、学科卒業式・専攻科修了式の日に行う。ただし、善行賞にあつてはその都度行うものとする。

(事務)

第6 表彰に関する事務は、学生課で行う。

**附 則**

この要項は、平成12年2月1日から実施する。

**附 則**

この要項は、平成14年1月8日から実施する。

**附 則**

この要項は、平成23年6月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

**附 則**

この要項は、平成26年12月24日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

**附 則**

この要項は、平成29年4月28日から施行する。

## 12. 長岡工業高等専門学校学生懲戒規程

(目的)

**第1条** この規程は、長岡工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第40条の規定に基づき行う懲戒について、適正かつ公正な運用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(基本的な考え方)

**第2条** 懲戒は、それ自体を目的とするものではなく、学生が自らの行為を反省的に捉え、及び成長を促すために必要な機会とする。

2 懲戒は、教育的配慮をもって慎重かつ適切に行われなければならない。

(懲戒の種類及び内容)

**第3条** 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

- 一 退学 学生としての身分を失わせること
- 二 停学 期間を定めない又は定めて登校を停止させること
- 三 訓告 嚴重に注意を与え、更生に至るよう将来を戒めること

2 前項第2号に規定する停学において、期間を定めずに命じる停学を「無期停学」といい、30日以内の期間を定めて命じる停学を「有期停学」という。

(教育的措置による指導)

**第4条** 校長は、前条第1項各号の懲戒には至らないが、不問に付することが適切でないと判断した場合は、主事（教務主事、学生主事及び寮務主事をいう。）に対して、当該学生に注意を与え、反省を求め、及び必要な指導を行うことを命じるものとする。なお、指導なしの判断を含む。

(懲戒の量定)

**第5条** 懲戒の標準的な量定は、別表のとおりとする。ただし、具体的な量定の決定に当たっては、対象となる非違行為の動機、結果や対応、故意・過失の度合い、他の学生や社会に与える影響及び日頃の修学態度等も含めて総合的に勘案する。

2 前項の規定にかかわらず、過去に懲戒を受けた学生が再び非違行為を行った場合のほか、非違行為の対象が複数である場合、悪質性が高いと認められる場合、及び学内や社会に及ぼした影響が大きいと認められる場合は、より重い懲戒を科することができる。

3 別表に定めのない非違行為については、別表を参考に判断し、相当の懲戒処分を行う。

(自宅謹慎)

**第6条** 校長は、非違行為の内容が第3条第1項第1号に定める退学又は同項第2号に定める停学に相当することが明らかであると判断した場合は、第11条による懲戒処分を決定するまでの間、当該学生に対して自宅謹慎を命ずる

ことができる。

- 2 自宅謹慎の期間は、停学の期間に算入する。

(事実関係の調査)

**第7条** 教職員は、学生の非違行為を把握した場合は、学生主事にその旨を報告する。

- 2 学生主事は、前項の報告を受けたときは、当該事案の発生について校長に報告するとともに、調査担当者を指名し、当該調査担当者と協力して事実関係の調査を行う。なお、調査は、客観的かつ多面的に事実を捉えることを旨とし、当該非違行為を行った学生のみ調査に留めず、必要に応じてその保護者等及び周囲の学生から適切に聴取等を行うものとする。

(弁明の機会の付与)

**第8条** 学生主事は、当該学生に対して、非違行為の内容及び弁明書の提出期限を記載した「調査内容通知書」(別紙様式第1)を交付するとともに、「弁明書」(別紙様式第2)により、弁明の機会を与えなければならない。ただし、学生の所在を知ることができない場合においては、他の適切な方法により行うものとする。

- 2 当該学生が弁明の機会を与えられたにもかかわらず、弁明書を提出しない場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(調査報告書の提出)

**第9条** 学生主事は、事実関係の調査が終了したときは、調査の結果を取りまとめた報告書(弁明書を含む。以下「調査報告書」という。)を、学生支援委員会(以下「委員会」という。)に提出する。

(懲戒処分案の審議等)

**第10条** 委員会は、調査報告書に基づき、懲戒の種類及び量定に関する処分案について審議し、その結果を校長に報告する。

- 2 委員会は、前項の調査報告書に加えて、必要があると認めたときは、委員会の下で更に調査を行うものとする。

(懲戒処分の決定)

**第11条** 校長は、委員会における処分案に基づき、企画運営会議の議を経て懲戒処分を決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、校長は、委員会における処分案に基づき、停学7日以内の懲戒処分が相当であると認めた場合は、企画運営会議の議を経ることを要しない。
- 3 学生主事は、当該懲戒処分の決定について、教員会議に報告するものとする。

(懲戒処分通知書の交付)

**第12条** 懲戒処分の申し渡しは、次のとおり行うものとする。

- 一 学生への申し渡しは、原則として保護者等同席の下、校長が「懲戒処分通知書」(別紙様式第3)を交付して行う。ただし、学生の所在を知ることができない場合においては、他の適切な方法により行うものとする。
- 二 申し渡しには、学生主事、学級担任その他指導上必要とする教員等が立ち会うものとする。
- 三 校長は、当該学生及び保護者等に対して、認定された事実、懲戒処分の対象となった行為及び懲戒処分期間中の指導等について十分な説明を行い、理解を得るとともに、文書による記録を残す。

(懲戒処分の効力)

**第13条** 懲戒処分の効力は、懲戒処分通知書を交付した日から発生する。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(懲戒処分の公示)

**第14条** 学生の懲戒処分の決定に関する公示は行わない。

(懲戒処分の記録)

**第15条** 懲戒処分の内容は、「懲戒処分記録書」(別紙様式第4)に関係書類を添付し、記録するとともに、併せて、学籍簿及び指導要録に記録するものとする。ただし、本校が発行する証明書等には、その内容を記載しない。

(指導及び支援)

**第16条** 懲戒処分を受けた学生への指導及び支援は、次のとおり行うものとする。

- 一 退学を除く懲戒処分においては、学級担任を経由して「反省文」(別紙様式第5)を校長に提出させる。
- 二 停学の懲戒処分においては、前号の反省文のほか、停学期間中の行動記録を作成させ、学級担任を経由して校長に提出させる。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学生主事が必要と認める指導及び支援を行うものとする。

(不服申立)

**第17条** 懲戒処分を受けた学生は、当該懲戒処分の内容に事実の誤認がある場合又は新たな事実の発見その他正当な理由がある場合は、校長に対して「不服申立書」(別紙様式第6)により不服申し立てを行うことができる。

- 2 前項の不服申立は、懲戒処分の申し渡しを受けた日の翌日から起算して14日以内(土曜日・日曜日・祝日及び学校休業日を除く。)に行わなければならない。
- 3 校長は、不服申立書の記載に不備があり、不服申立を行った学生に対して

補正を命じた場合で、当該学生がこれを行わないとき又は一見して明らかに不服申立の理由がないと認めるときは、当該不服申立を却下することができる。この場合において、校長は、不服申立を行った学生に対して「不服申立却下通知書」（別紙様式第7）を通知するものとする。

- 4 校長は、審査の必要があると認められた場合は、審査を申し立てた学生に対して「不服申立受理通知書」（別紙様式第8）を通知するとともに、委員会に審査を命じる。
- 5 委員会による審査の手続きについては、第7条から第10条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「教職員は、学生の非違行為を把握した場合は、」とあるのは「校長は、学生から不服申し立てがあり、審査の必要があると認められた場合は、」に、読み替えるものとする。
- 6 校長は、前項に基づく審査の結果を踏まえ、懲戒処分の種類又は量定を変更する必要があると認めるときは、企画運営会議の議を経てこれを変更するとともに、不服申し立てを行った学生に対して「懲戒処分内容変更通知書」（別紙様式第9）を交付する。ただし、学生の所在を知ることができない場合においては、他の適切な方法により行うものとする。
- 7 校長は、懲戒処分の種類又は量定を変更する必要はないと認めるときは、不服申し立てを行った学生に対して「不服申立棄却通知書」（別紙様式第10）を交付する。ただし、学生の所在を知ることができない場合においては、他の適切な方法により行うものとする。
- 8 不服申立は、懲戒処分の効力を妨げない。

（停学期間の算出等）

**第18条** 停学期間の計算は暦日計算によるものとし、懲戒処分の効力発生日の翌日から起算する。

- 2 停学期間は、学則第14条第2項及び第42条に定める在学期間に算入し、学則第14条第1項及び第42条に定める修業年限に含めない。ただし、90日未満の停学については、修業年限に含める。

（停学期間中の指導等）

**第19条** 停学期間中の学生は、授業、本校が実施する試験、学校行事及び課外活動へ参加することができない。ただし、就職試験、入学試験等学生の将来に大きな影響があると想定される活動への参加については、校長は、教育的配慮をもって適切な措置を講ずることができるものとする。

（停学期間の短縮及び解除）

**第20条** 学生主事は、当該学生の反省の度合い、及び学習意欲等を総合的に勘案し、委員会の審議を経て、有期停学の期間の短縮又は無期停学の解除を校長に申し出ることができる。

- 2 校長は、前項の申し出があった場合は、企画運営会議の議を経て、有期停学の期間の短縮又は無期停学の解除の可否を決定するものとする。
- 3 有期停学の期間の短縮又は無期停学の解除の申し渡しは、第12条第1項及び第13条の規定を準用する。この場合において第12条第1項第1号中「懲戒処分」とあるのは「停学解除」に、同号中「懲戒処分通知書」（別紙様式第3）」とあるのは「停学処分解除通知書」（別紙様式第11）」に読み替えるものとする。
- 4 無期停学の処分は、懲戒処分通知書を交付した日から30日を超えなければ、解除することはできない。

（学籍の異動等）

**第21条** 校長は、非違行為を行った学生の懲戒処分を決定する前に、当該学生から転学、退学又は休学の願い出があったときは、これを受理しないものとする。

- 2 校長は、停学処分となった学生から当該停学期間を含む期間の休学の願い出があったときは、これを受理しないものとする。
- 3 校長は、すでに休学中の学生に対して停学処分を命じる場合は、当該学生の休学期間終了後に命じるものとする。

（逮捕勾留等の取扱い）

**第22条** 校長は、学生が逮捕・勾留され、学生に接見することができない場合において、学生の罪状の是認又は否認に関わらず、懲戒処分の手続きを開始することが妥当であると判断した場合は、捜査の推移等を考慮し、懲戒処分を行うことができるものとする。

（関係機関との連携）

**第23条** 非違行為の事案によっては、警察等に通報・相談し、その協力を得て対応する。

（守秘義務）

**第24条** 学生の懲戒に関する事項に関わった教職員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務）

**第25条** 学生の懲戒に関する事務は、学生課において処理する。

（雑則）

**第26条** この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表 懲戒の標準的な量定（第5条関係）

区分	非違行為の内容	懲戒の種類
学校秩序を乱す行為	校外での20歳未満の者の飲酒・喫煙（空き缶、空き箱、ライター等の所持を含む。） ※校内（学生寮を含む）にあつては、20歳以上の者の飲酒・喫煙も禁止とする。	停学又は訓告
	20歳未満の者と知りながら喫煙・飲酒を勧める行為	停学又は訓告
	本校が管理する建造物又は器物の破壊、汚損等	停学又は訓告
	本校が管理する建造物等への不法侵入又はその不適切な使用（通学生の学生寮への無断立入を含む。）	停学又は訓告
	本校構成員に対する暴力行為、威嚇行為等	退学、停学又は訓告
	授業妨害、指導無視及びこれに類する行為	退学、停学又は訓告
	ハラスメント・いじめ等人権侵害に当たる行為（SNSを利用した行為を含む。）	退学、停学又は訓告
	近隣住民・店舗等への迷惑行為（近隣への車両違法駐車、禁止ゾーン内での20歳以上の者の喫煙・飲酒を含む。）	退学、停学又は訓告
試験中における不正行為	無許可車両の校内乗り入れ（自転車、電動キックボード等を含む。）	訓告
	本校が実施する試験中におけるカンニング等の不正行為（※）	停学又は訓告
交通事故・交通違反	人身事故を伴う交通事故（その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走行為等の悪質な場合）	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走行為等の悪質な交通違反（自転車、電動キックボード等を含む。）	停学又は訓告
犯罪行為又は犯罪未遂行為	殺人、強盗、不同意性交等、放火、傷害等の凶悪な犯罪行為又はその犯罪未遂行為	退学
	窃盗、詐欺、恐喝、過失致死、過失傷害及び暴力行為等の犯罪行為又はその犯罪未遂行為	退学又は停学
	賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為又はその犯罪未遂行為	退学、停学又は訓告
	痴漢、のぞき見行為、盗撮行為、ストーカー行為等の犯罪行為又はその犯罪未遂行為	退学、停学又は訓告
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	コンピューター又はネットワークの不正使用（「長岡工業高等専門学校サイバーセキュリティ学生規程（平成23年12月27日制定）」に定める禁止行為に反する行為を含む。）	退学、停学又は訓告

（※）試験中に不正行為を行った者は、当該期間中の全科目の試験を零点とする。

（「長岡工業高等専門学校履修及び学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程」第11条）

### 13. 長岡工業高等専門学校学生の車両通学に関する要項

(定義)

**第1条** この要項で車両とは、自動車及び自動二輪車（原動機付自転車を含む。以下同じ。）をいう。

(許可)

**第2条** 車両を使用しての通学（以下「車両通学」という。）をしようとする学生は、あらかじめ校長の許可を受けなければならない。

(許可基準)

**第3条** 車両通学は、車両を使用しなければ通学が著しく困難である場合に限り申請できることとし、次項及び第3項に定める基準に該当する学生に、審査の上、許可する。

2 自動車による通学許可基準は、次のとおりとする。

- (1) 4学年以上及び専攻科の学生であること。
- (2) 自宅から通学していること。
- (3) 自宅から学校までの片道距離が10kmから40kmの範囲であること。  
(専攻科の学生にあっては、特別研究等により早朝及び深夜に通学する必要があると専攻主任及び指導教員が認めた場合は、10km未満も範囲に含める。)
- (4) 自動車は、本人又は保護者等の名義のものであること。
- (5) 任意保険（対人及び対物賠償が無制限）に加入していること。

3 自動二輪車による通学許可基準は、次のとおりとする。

- (1) 3学年以上、専攻科の学生及び2学年で常時クラブ活動に参加している学生であること。
- (2) 自宅（4学年以上及び専攻科の学生にあっては、アパート、下宿等を含む。）から通学していること。
- (3) 排気量が125cc以下であること。
- (4) 自宅から学校までの片道距離が4kmから20kmの範囲であること。（専攻科の学生にあっては、特別研究等により早朝及び深夜に通学する必要があると専攻主任及び指導教員が認めた場合は、4km未満も範囲に含める。)
- (5) 自動二輪車は、本人又は保護者等の名義のものであること。
- (6) 任意保険（対人及び対物賠償が無制限）に加入していること。

(許可申請の手続き等)

**第4条** 第2条による許可の申請は、年度ごとに行い、3学年以上の学生にあっては学級担任、2学年の学生にあっては学級担任及びクラブ顧問、専攻科の学生にあっては専攻主任及び指導教員を通じて、次の書類を許可を受ける年度の前年度の2月末日までに学生課に提出しなければならない。ただし、学

校の駐車場への受入れ台数に余裕がある場合は、随時受け付けるものとする。

- (1) 車両通学許可申請書（様式 1）
- (2) 保護者の車両通学承諾書（様式 2）
- (3) 駐車場契約書の写し（該当者のみ）  
（車両通学許可証、ステッカーの交付等）

**第 5 条** 自動車による通学を許可された学生には、車両通学許可証（様式 3）を交付する。

- 2 自動二輪車による通学を許可された学生には、ステッカー（様式 4）を交付する。
- 3 第 1 項の車両通学許可証及び前項のステッカーの有効期間は、当該年度の 11 月 30 日までとする。
- 4 冬季車両通学については、別に定める。  
（駐車場）

**第 6 条** 車両の駐車場所は、学校が指定する駐車場とする。

- 2 前条第 3 項の有効期間内であっても、学校の業務の都合、降雪等により駐車場の使用を中止させることがある。  
（遵守事項）

**第 7 条** 車両通学を許可された学生は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法等交通法規を厳守し、交通違反をしないこと。
- (2) 車両通学許可証は、フロントガラス付近の見やすいところに置くこと。
- (3) ステッカーは、自動二輪車の後輪フェンダー等の見やすいところに貼付すること。
- (4) 車両通学許可証及びステッカーを他の者に使用させないこと。
- (5) 車両通学許可証及びステッカーを紛失又は破損したときは、速やかに学生課に届け出て再交付を受けること。
- (6) 自動二輪車により通学するときは、ヘルメット（フルフェイス又はジェットヘルメットに限る。）を着用し、かつ二人乗りをしないこと。
- (7) 学校が指定した駐車場以外には駐車しないこと。
- (8) 車両で校内（指定された駐車場を除く。）に乗り入れないこと。

（車両通学中止等の届け出）

**第 8 条** 車両通学を許可された学生は、次の各号に該当するときは直ちに学生課に届け出なければならない。

- (1) 車両通学を中止したとき
- (2) 車両及び車両通学許可証の記載事項に変更があるとき  
（違反等に対する措置）

**第 9 条** 車両通学を許可された学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、

車両通学を停止させ、一定の期間、車両通学を禁止する。ただし、重大な違反等の場合は、直ちに車両通学許可を取り消す。

- (1) 第4条第1項の車両通学許可申請書又は保護者の車両通学承諾書に、事実と反する故意の記載があったとき
  - (2) 第7条の遵守事項に違反したとき
  - (3) 本人の過失により交通事故を起こす等適切でない運転行為があったとき
- 2 前項第2号及び第3号は、通学时以外の場合にも適用する。
  - 3 第1項の措置に加えて、学則第40条による懲戒処分を行うことがある。  
(その他)

**第10条** この要項に定めるもののほか、車両通学に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要項は、平成10年6月17日から実施する。
- 2 「長岡工業高等専門学校学生の車両通学について」は廃止する。

#### 附 則

この要項は、平成12年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要項は、平成19年2月15日から実施する。

#### 附 則

この要項は、平成29年5月10日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

#### 附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

## 14. 長岡工業高等専門学校学生の冬季車両通学に関する申合せ

長岡工業高等専門学校学生の車両通学に関する要項第5条第4項に定める、冬季車両通学について、次のとおりとする。

(対象)

**第1条** 冬季車両通学申請のできる学生は次のとおりとする。

- (1) 10月末日までに車両通学許可されている学生であること。
- (2) 本科5年生以上の学生であること。

ただし、近隣の民間駐車場を契約する場合は、本科4年生も申請することができる。

(申請)

**第2条** 冬季車両通学申請をするものは、学校が指定する日までに学生課へ申し出ること。また、学校駐車場以外で民間駐車場を契約するものは、駐車場契約書(写)を申請時に提出すること。

(優先順位)

**第3条** 学校駐車場への駐車については、原則、専攻科2年生、専攻科1年生、本科5年生の順とする。

(冬季車両通学許可)

**第4条** 学生支援委員会にて審議のうえ、許可する。なお、申請者が学校駐車所の駐車可能台数を上回った場合は、条件により許可できないことがある。

(冬季車両通学許可証の交付)

**第5条** 車両通学許可証からの変更により、冬季車両通学許可証を交付する。

(期間)

**第6条** 冬季車両通学期間は、学校の指定する日から3月31日までとする。

(駐車場)

**第7条** 車両の駐車場所は、学校が指定する駐車場とする。ただし、学校の業務の都合、積雪等により駐車場の使用を中止・変更させることがある。

(遵守事項)

**第8条** 冬季車両通学を許可された学生は、次の項目を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法等交通法規を厳守し、交通違反をしないこと。
- (2) 冬季車両通学許可証は、フロントガラス付近の見やすいところに置くこと。
- (3) 冬季車両通学許可証を他の者に使用させないこと。
- (4) 冬季車両通学許可証を紛失又は破損したときは、速やかに学生課に届出、再交付を受けること。

(5) 学校が指定した駐車場以外には駐車しないこと。

(冬季車両通学許可証の返却)

**第9条** 冬季車両通学許可期間終了時までには許可証を学生課へ返却すること。

(その他)

**第10条** 冬季車両通学中の運転・駐車マナーが悪い学生は、冬季車両通学許可を取り消す。また、場合により冬季車両通学許可制度自体を取り止めることもある。

## 15. 長岡工業高等専門学校学生寮規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、長岡工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第55条第2項の規定に基づき、学生寮に関し、必要な事項を定める。

(学生寮生活の基本)

**第2条** 学生寮は、自治の精神に基づいて、長岡工業高等専門学校の学生にふさわしい規律ある団体生活を営むところとする。

(名称)

**第3条** 学生寮は、高志寮、清花寮及び悠和寮と称する。

2 学生寮に次の各号に掲げる学生を入寮させる。

- 一 高志寮には居住区画に応じて男子又は女子学生を入寮させる。
- 二 清花寮には女子学生を入寮させる。
- 三 悠和寮にはユニット毎に男子又は女子学生を入寮させる。

(厚生補導及び管理運営等)

**第4条** 学生寮に入寮している学生（以下「寮生」という。）の厚生補導及び学生寮の管理運営に関する事項は、校長の命を受け、寮務主事が処理する。

2 前項に定める厚生補導及び管理運営に関する重要事項は、寮務委員会で審議する。

3 学生寮に関する事務は、学生課が行う。

(入寮及び退寮)

**第5条** 入寮を希望する者は、入寮願を寮務主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。退寮するときも同様とする。

(寄宿料等)

**第6条** 寄宿料は、学則第31条に定める額とし、前期分（4月から9月まで）を5月に、後期分（10月から翌年3月まで）を10月にそれぞれ納付しなければならない。ただし、年度の途中で入寮する者は、入寮する日の属する月から次の時期分までの月数分を入寮する月に納付するものとする。

(退寮措置)

**第7条** 寮生が本校の学生の身分を失ったときは、校長は、退寮を命ずるものとする。

2 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、校長は、退寮を命ずることができる。

- (1) 休学をしたとき。
- (2) 停学処分を受けたとき。
- (3) 寄宿料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき、又は寮生の本分に反する行為を行ったとき。

(諸経費)

**第8条** 食費、光熱水費、暖房費、雑費等の経費は寮生の負担とする。

2 前項の経費の額及び納付については、寮務主事が別に定める。

(雑則)

**第9条** 寮生の生活に必要な規定は、細則による。

**附 則**

この規程は、昭和38年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、昭和49年4月11日から施行する。

**附 則**

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成26年12月24日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、令和4年1月19日から施行し、令和4年1月1日より適用する。

## 16. 長岡工業高等専門学校学生寮細則

(目的)

**第1条** この細則は、長岡工業高等専門学校学生寮規程第9条の規定に基づき、寮生の生活に関し必要な事項を定める。

(入寮手続き)

**第2条** 入寮を許可された者は、入寮誓約書を提出しなければならない。

(寮長等)

**第3条** 寮生相互の連絡を各室ごとに密にし、規律ある寮生活を営むため、学生寮に、男女寮長各1人、男女副寮長各2人以内を置く。

2 高志寮及び清花寮には、各館に館長1人、各階に階長1人を置く。

3 悠和寮には、館長1人、各ユニットにユニット長1人を置く。

4 寮長は、寮生の選挙に基づき、校長がこれを任命する。任期は1か年とし、再任は妨げない。

5 寮長は、寮務主事及び寮務主事補の指示のもとに寮生の中心となって、寮生活の向上に努めなければならない。副寮長は、寮長を補佐するものとする。

6 館長、階長及びユニット長は、寮長又は副寮長と常に連絡を密にし、各館、各階及び各ユニットの管理に当たらなければならない。

**第4条** 寮長は、役員を選出、寮生の親睦並びに寮生活などの向上のため、原則として年3回総会を開くこととする。ただし、緊急の場合は、臨時に総会を開くことができる。総会を開く際は、学生課を通じ、寮務主事の承認を得なければならない。

(寮内の規律)

**第5条** 寮生が外泊しようとする場合は、学生課に外泊届を提出しなければならない。

**第6条** 寮生以外の者が、宿泊、集会等のため学生寮の施設を利用することは認めない。ただし、悠和寮ラーニングスペースにおける集会等の利用については、この限りではない。

**第7条** 外来者との面会は、指定された場所で行うものとする。

**第8条** 寮生は点呼までに帰寮しなければならない。点呼後の外出は、原則として認めないが、やむを得ない事情がある場合は、目的を明らかにし、学生課又は学生寮当直室に外出届を提出しなければならない。

**第9条** 寮生は、日常、規律ある生活を営むために寮務主事が別に定める日課表により行動するものとする。

(環境の整備)

**第10条** 寮生は、常に寮内外の清掃を行い、衛生管理の保持に努めなければならない。

**附 則**

この細則は、昭和38年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、昭和40年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、昭和44年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、昭和49年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年5月29日）

この細則は、平成21年5月29日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

**附 則**（令和3年2月3日一部改正）

この細則は、令和3年2月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

**附 則**

この細則は、令和4年1月19日から施行し、令和4年1月1日より適用する。

## 17. 長岡工業高等専門学校外国人留学生規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、長岡工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第50条第2項の規定に基づき、長岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）の外国人留学生（以下「留学生」という。）に関し必要な事項を定める。

(入学)

**第2条** 留学生の入学学年は、当該留学生の希望と学力に相応すると認める学年とし、入学時期は、学年始めとする。

2 留学生の入学を許可する人員及び学科は、留学生の希望する学科の当該学年の学生数その他の状況に応じて決定する。

3 留学生として入学を許可する人員は、入学定員の枠外とする。

(留学生指導教員)

**第3条** 留学生の修学及び生活の指導・助言にあたるため、留学生指導教員（以下「指導教員」という。）を置き、当該留学生の在籍する学級の担任教員をもって充てる。

(留学生指導教員主任)

**第4条** 前条の指導教員の中から留学生指導教員主任（以下「指導主任」という。）を置く。

2 指導主任は、留学生の修学・生活等全般について指導教員と協議し、取扱い方針をまとめ、その実施・推進を図るとともに、教務・学生・寮務各主事あるいは、留学生の指導に関連する各委員会等との連絡・調整にあたる。

(教育課程)

**第5条** 留学生の各在学年における教育課程は、原則として、本校学則第16条の規定に基づいた編成とする。ただし、通常の授業を受けるに必要な日本語の能力の養成及び専門科目を修得するに足りる基礎科目を重点とした特別な教育課程を編成することができる。

2 留学生が母国で修得した科目のうち、本校で履修する科目に相当するものがあるときは、入学した年度当初において、留学生からその科目についての履修免除申請により、審査のうえ免除することができる。

3 留学生の各学年の課程修了の認定は、原則として「履修及び学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程」に基づくものとする。ただし、入学した年度については、特別の基準により認定することができる。

(学生相談員)

**第6条** 留学生の学習活動及び個人生活に対し、適切な助言を行う者として、留学生個々に対応した学生を学生相談員（以下「相談員」という。）として校長が委嘱する。

- 2 前項の相談員は、指導教員の推薦する学生に委嘱する。
- 3 相談員は、指導教員に密接な連絡を行うとともに、必要な指導・助言を受け、留学生の助言・修学補助にあたる。

(学生寮の居住)

**第7条** 留学生で、学生寮に居住する者について、学生寮の閉鎖期間、あるいは、特別な事情により一時、学生寮外に居住することとなる場合の、その間の生活上の助言等については、指導教員が、学生主事・寮務主事及び関係職員と協議のうえ、助言・指導にあたるものとする。

(授業料等)

**第8条** 留学生で、国費の支給を受けている者からは、検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

(事務)

**第9条** 留学生に関する事務は、学生課が処理する。

(雑則)

**第10条** 留学生に関し、この規程で処理困難な事項については、教務主事が、関係教職員と協議し処理するものとする。

#### 附 則

この規程は、昭和59年12月1日から施行する。

昭和61年2月4日施行の附則から平成23年6月16日施行の附則まで省略

#### 附 則

この規程は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月29日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成26年12月24日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成30年6月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

## 18. 長岡工業高等専門学校学生相談員要項

(目的)

**第1条** 長岡工業高等専門学校外国人留学生規程第6条に定める学生相談員について必要な事項を定める。

(学生相談員の配置)

**第2条** 第1学年から第4学年に在学する外国人留学生(以下「留学生」という。)に学生相談員を配置する。

2 学生相談員は、学習上の指導を担当する者(以下「学習チューター」という。)及び生活上の指導を担当する者(以下「生活チューター」という。)に区分する。

3 留学生1名に対し、第1学年及び第2学年においては学習チューター及び生活チューターそれぞれ2名まで、第3学年及び第4学年においては学習チューター及び生活チューターそれぞれ1名までを配置することができる。

4 学生相談員は、学習チューター及び生活チューターを兼務することができる。

5 学生相談員は、留学生2名に係る学習チューター又は生活チューターを担当することができる。ただし、前項に規定する兼務の場合は、留学生1名を担当できるものとする。

(学生寮に入寮する留学生に係る学生相談員)

**第3条** 学生寮に入寮する留学生に配置する生活チューターの選任は、学生寮に入寮する学生の中から寮務主事が推薦する学生に委嘱する。

(助言・修学補助期間・時間)

**第4条** 学生相談員は、留学生の助言・修学補助を夏季休業及び3月を除く学期期間中に実施するものとし、当該時間は、学習チューター及び生活チューターそれぞれ1か月当たり8時間以内とする。

(実施報告)

**第5条** 学生相談員は、業務実施確認表(別紙様式。以下「実施報告書」という。)を月ごとに作成し、翌月1日までに留学生指導教員及び当該学生相談員の学級担任の確認を経て、校長へ提出しなければならない。

(謝金)

**第6条** 学生相談員に対し、前条の実施報告書に基づき謝金を支給する。

(その他)

**第7条** この要項に定めるもののほか、学生相談員に関し必要な事項は、その都度国際交流推進センター委員会で協議して定める。

### 附 則

この要項は、平成28年9月27日から施行する。

## 附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

## 19. 長岡工業高等専門学校研究生規程

**第1条** この規程は、長岡工業高等専門学校学則第53条の規定に基づき、研究生に関する必要な事項について定めることを目的とする。

**第2条** 長岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学科に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
- 二 本校において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の能力があると認められた者
- 三 協定書等に基づき海外教育研究機関が本校に派遣する者

2 本校の専攻科に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等専門学校専攻科を修了した者
- 二 本校において、高等専門学校専攻科を修了した者と同等以上の能力があると認められた者

**第3条** 研究生の入学の時期は原則として、学年又は学期の初めとする。

2 前条第1項第三号に該当する者の入学の時期は、前項の規定にかかわらず、本校が海外教育研究機関と協議の上、その時期を定めることができる。

**第4条** 研究生として入学を志願する者は、次に掲げる書類（以下「出願書類」という。）に検定料を添え、入学予定日の1か月前までに、校長に願い出なければならぬ。

- 一 研究生入学願書
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業又は修了証明書
- 四 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書又は依頼書

2 第2条第1項第三号に該当する者の出願書類は、前項の規定にかかわらず、海外教育研究機関がその者を本校に派遣するために提出する、履歴書等の選考書類をもって、これに代えることができる。

**第5条** 前条の入学志願者については、面接試験その他による選考の上校長が入学を許可するものとする。

2 入学にあたっては、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

**第6条** 研究生に対しては、指導教員を定める。

**第7条** 研究生の在学期間は、1年以内とし、当該年度を超えないものとする。ただし、研究生の願い出により、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

2 在学期間の延長を希望する場合、研究生は、当初に許可された在学期間の終期の1か月前までに校長に願い出なければならない。

**第8条** 研究生の授業料は、在学期間に係る全額を、所定の期日までに納付しなければならない。ただし、在学期間が6か月を超える場合には、初めの6か月とこれを超える期間に分けて、それぞれ、当該期間に係る額を納付することができる。

2 授業料を納付しない者は、除籍する。

**第9条** 研究生は、校長が必要と認めるときは、授業科目担当教員の承諾を得て、その授業に出席することができる。

**第10条** 研究生は、その研究が終了したときは、研究報告書を指導教員を経て校長に提出しなければならない。

**第11条** 研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

**第12条** 第4条の検定料、第5条第2項の入学料及び第8条第1項の授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）第13条に定められた研究生の額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は還付しない。

**第12条の2** 海外教育研究機関との間で、協定書等において授業料、検定料及び入学料が相互に不徴収とされている場合は、第4条の検定料、第5条第2項の入学料及び第8条第1項の授業料を徴収しない。

**第13条** 研究生が他の業務に従事しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

**第14条** この規程に違背した者又は疾病その他の事情により、成業の見込みがない者に対しては、校長は退学を命ずることがある。

**第15条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学則その他学内関係諸規程を準用する。

#### 附 則

この規程は、昭和58年3月1日から施行する。

昭和59年12月1日施行の附則から平成18年4月1日施行の附則まで省略

#### 附 則（平成19年1月18日）

この規程は、平成19年1月22日から施行する。

#### 附 則（令和7年2月19日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和7年10月15日）

この規程は、令和7年10月15日から施行する。

## 20. 長岡工業高等専門学校科目等履修生規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、長岡工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第53条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

**第2条** 長岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）に科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
  - 二 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）に定める高等学校卒業程度認定試験に合格した者
  - 三 本校において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
  - 四 日本国における高等学校生活を体験することを目的として、外国の政府、地方公共団体若しくは公益性を有する団体等から派遣された、日本の高等学校に相当する課程に在籍している者
- 2 専攻科の科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 高等専門学校を卒業した者
  - 二 本校において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学時期)

**第3条** 科目等履修生の入学時期は、前期又は後期の始めとする。

(入学出願手続)

**第4条** 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、前期については3月25日、後期については9月20日までに校長に願い出なければならない。

- 一 科目等履修生入学願書
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業又は修了証明書（高等学校卒業程度認定試験に合格した者については、高等学校卒業程度認定試験の合格証明書）
- 四 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書又は依頼書

(入学者の選考)

**第5条** 入学者の選考は、面接試験その他の方法により行う。

(入学許可)

**第6条** 前条による選考の結果合格とされた場合は、所定の期日までに関係書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(履修期間)

**第7条** 科目等履修生の履修期間は、当該年度内とする。ただし、第8条の規定により、履修期間の延長を許可された場合は、この限りでない。

(履修期間の延長)

**第8条** 科目等履修生が、履修期間満了後引き続き授業科目の履修を希望するときは、所定の期日までに履修期間の延長願を校長に提出し、その許可を得なければならない。

2 履修期間の延長は、1年以内とする。

3 前2項の規定により履修期間を延長された場合には、検定料及び入学料は徴収しない。

(履修の追加)

**第9条** 学年の始めに入学した者が、後期から新たな授業科目を追加して履修したいときは、9月20日までに履修科目追加願を校長に提出し、その許可を得なければならない。

(単位の認定)

**第10条** 科目等履修生が履修した科目の認定については、学則又は学業成績の評価並びに進級、卒業の認定等に関する規程若しくは長岡工業高等専門学校専攻科授業科目の履修等に関する規程を準用する。

2 認定された修得単位に関しては、本人からの願い出により、単位修得証明書を交付する。

(授業料の納付)

**第11条** 科目等履修生の授業料は、所定の期日までに、履修を許可された授業科目に係る全額を納付しなければならない。

2 授業料を納付しない者は、除籍する。

(入学検定料等の額)

**第12条** 第4条の検定料、第6条第1項の入学料及び第11条第1項の授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）第13条に定められた聴講生の額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(違背行為等)

**第13条** この規程に違背した者又は疾病その他の事情により、修学を継続する見込みのない者に対しては、校長は退学を命ずることがある。

(雑則)

**第14条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、学則その他本校の諸規程

を準用する。

#### 附 則

この規程は、平成5年2月1日から施行する。

平成12年4月1日施行の附則から平成18年12月25日施行の附則まで省略

#### 附 則（平成23年11月28日）

この規程は、平成23年11月28日から施行する。

## 21. 長岡工業高等専門学校聴講生規程

**第1条** この規程は、長岡工業高等専門学校学則第53条の規定に基づき、聴講生に関する必要な事項について、定めることを目的とする。

**第2条** 長岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）に聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）に定める高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 三 本校において、高等学校を卒業した者と同等以上の能力があると認められた者
- 四 日本国における高等学校生活を体験することを目的として、外国の政府、地方公共団体若しくは公益性を有する団体等から派遣された、日本の高等学校に相当する課程に在籍している者

**第3条** 聴講生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の初めとする。

**第4条** 聴講生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添え、前期については、3月25日、後期については9月20日までに校長に願い出なければならない。

- 一 聴講生入学願書
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業又は修了証明書（高等学校卒業程度認定試験に合格した者にあつては、高等学校卒業程度認定試験の合格証明書）
- 四 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書又は依頼書

2 聴講生が聴講できる科目は、原則として実験・実習以外の科目とする。

**第5条** 前条第1項の入学志願者については、面接試験その他による選考の上、校長が入学を許可するものとする。

2 入学にあたっては、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

**第6条** 聴講生は、当該科目担当教員の指示に従わなければならない。

**第7条** 聴講生の在学期間は、当該年度内とする。

**第8条** 聴講生の授業料は、所定の期日までに、聴講を許可された科目に係る全額を納付しなければならない。

2 授業料を納付しない者は、除籍する。

**第9条** 第4条第1項の検定料、第5条第2項の入学料及び第8条第1項の授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）第13条に定められた聴講生の額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は還付しない。

**第10条** 聴講生には、願い出により、聴講した科目の履修証明書を交付することができる。

**第11条** この規程に違背した者又は疾病その他の事情により、聴講を継続する見込みのない者に対しては、校長は退学を命ずることがある。

**第12条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学則その他本校の諸規程を準用する。

#### **附 則**

この規程は、昭和58年3月1日から施行する。

昭和59年12月1日施行の附則から平成17年12月28日施行の附則まで省略

#### **附 則（平成18年12月21日）**

この規程は、平成18年12月25日から施行する。

## 22. 長岡工業高等専門学校特別聴講学生規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、長岡工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第53条の規定に基づき、特別聴講学生に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

**第2条** 他の高等専門学校、短期大学並びに大学又は外国の大学に在籍する学生で、長岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）における授業科目を履修しようとする者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れることができる。

(入学時期)

**第3条** 特別聴講学生の入学時期は、前期又は後期の初めとする。なお、交流協定に基づき他の大学の学生を受け入れる場合は前期又は後期の初め以外の時期に入学することができる。

(出願手続)

**第4条** 特別聴講学生として入学を志願する者は、入学願書を所属の大学等を通じて、校長に願出しなければならない。

(入学者の許可)

**第5条** 特別聴講学生の入学の許可は、面接試験その他による選考の上、校長が決定する。

(在学期間)

**第5条の2** 特別聴講学生の在学期間は、入学した年度内とする。ただし、交流協定に基づき派遣された学生については、交流協定で定めた派遣期間以内とする。

(履修科目)

**第6条** 特別聴講学生が履修できる授業科目は、長岡工業高等専門学校の開設授業科目、その他単位数及び修得単位数を定める細則別表1から3までに定める授業科目のうち、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与にかかる特例に関する規則」第6条第1号に基づき短期大学又は高等専門学校の学科及び専攻科における学位授与の申請の専攻の区分に係る大学の学部4年間に相当する教育課程の授業項目と認定された授業科目とする。

(検定料、入学科及び授業料)

**第7条** 検定料及び入学科は徴収しない。

2 授業料については、当該他大学等との間で、相互に不徴収とされている場合には徴収しない。

(単位の認定)

**第8条** 履修科目に係る単位の認定は、「長岡工業高等専門学校履修及び学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程」及び「長岡工業高等専門学校専攻科授業科目の履修等に関する規程」によるものとする。

(単位修得証明書)

**第9条** 特別聴講学生には、願い出により履修した科目の単位修得証明書又は履修証明書を交付することができる。

(退学)

**第10条** 学則等の諸規程に違反した者又は疾病その他やむを得ない事情により成業の見込みがない者に対して、校長は退学を命ずることがある。

(他の規程等の準用)

**第11条** この規程に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、平成16年3月29日から施行する。

**附 則 (平成23年11月28日)**

この規程は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月29日から適用する。

**附 則**

この規程は、令和4年4月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

## XI. 学 生 会 関 係

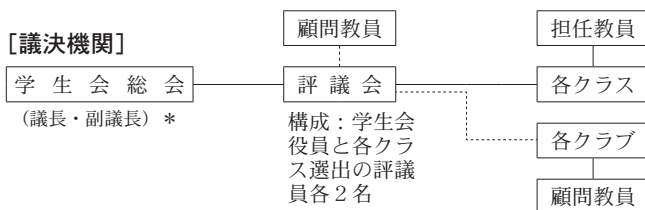
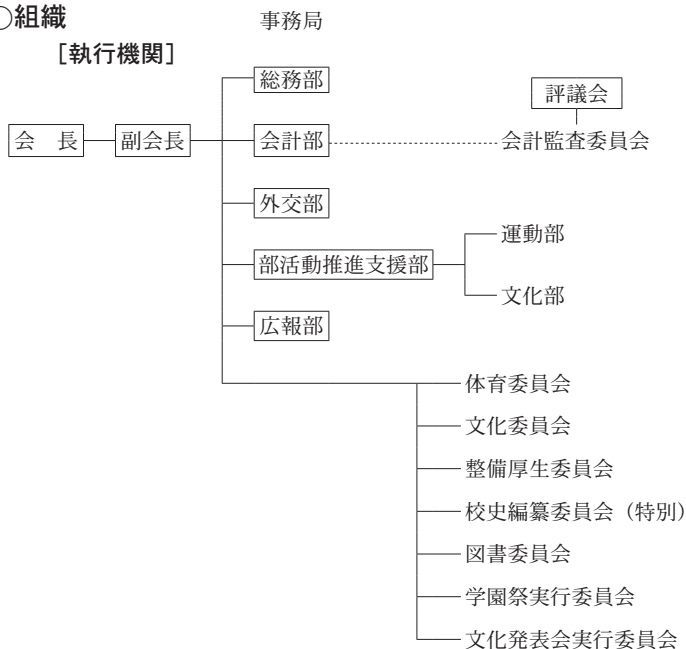
1. 学生会組織
2. 学生会会則・諸規程



# XI. 学生会関係

## 1. 学生会組織

### ○組織



### **[選挙運営機関]**

選挙管理委員会

(選挙管理委員長・副委員長) \*

構成：各クラス選出の

選挙管理委員2名

\*議長、副議長は選挙管理委員長、副委員長を兼ねる

○運動部・文化部

(体育クラブ)

ダ	ゴ	硬	水	ハ	ス	バ	剣	柔	サ	卓	ソ	テ	バ	バ	山	陸
ン	ル	式	泳	ン	キ	ド	道	道	カ	球	フ	ニ	レ	ス	岳	上
ス	フ	野	泳	ポ	ー	ミ	ト	ー	カ	球	テ	ス	ポ	ト	岳	競
部	部	球	部	ール	ン	ン	部	部	部	部	部	部	ール	部	部	技

(文化クラブ)

同	好	会		ア	デ	書	化	英	ロ	軽	文	電	イ	写	美	吹
一	模	型		ン	ザ	道	学	語	ポ	音	芸	算	ン	真	術	奏
模	型	同		レ	イ	道	学	語	テ	楽	芸	機	ター	真	術	楽
型	同	好		プレ	ン	道	学	語	イク	部	部	部	ア	部	部	部
同	好	会		ナー	部	部	部	部	クス	部	部	部	クト	部	部	部
好	会			ク	部	部	部	部	ス	部	部	部	クラブ	部	部	部
会				ラ	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
				ブ	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部

## 2. 学生会会則・諸規程

### 会 則

#### 第1章 名 称

第1条 本会は、長岡工業高等専門学校学生会（略称学生会）と称する。

#### 第2章 目 的

第2条 本会の目的は、自治の精神を基調として学生生活を向上し、全職員、学生の親睦をはかり、学生の福祉を増進するとともに、将来の民主的社會生活のより良き基礎を作ろうとするものである。

#### 第3章 会員の権利と義務

第3条 本会は、長岡工業高等専門学校に在学する全学生を会員とする。従って全学生は会員として権利をもつとともにその義務と責任をもたなければならない。

第4条 会員は、本会決定機関による決定を遂行し、また会則で決められた会費を納入する義務を負う。

第5条 会員が本会員として有する権利義務は全く平等であり、学年、思想、性別、その他如何なる条件によっても差別をうけない。

#### 第4章 役 員

第6条 本会は、次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、事務局内の総務、会計、外交、部活動推進支援及び広報の各部に部長1名及び副部長1名を置く。体育、文化、図書、整備厚生、学園祭実行、文化発表会実行員の各委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。ただし、必要に応じて副会長及び副部長又は副委員長は2名まで、部員又は委員を数名置くことができる。また、部又は委員会に所属しない役員を置くことができる。

第7条 会長は、会員中より立候補による総選挙で選ばれる。また副会長は会長が任命し、総会の承認を必要とする。これら総選挙及び会長のリコール手続きについては別の規程を設けてこれを定める。

第8条 役員は1ヵ年とし、4月1日から3月31日までとする。

第9条 会長は、本会の代表として会務を総理する。

第10条 会長は会員中より、事務局内の総務、会計、部活動推進支援及び広報の各部に部長及び副部長を、体育、文化、図書、整備厚生、学園祭実行、文化発表会実行、各委員会に委員長及び副委員長を総会の承認を得て委嘱する。

第11条 役員は随時役員会を開き、会務全般を審議し、各委員会の連絡調整を行う。

## 第5章 顧問教員

第12条 評議会、委員会及び各部（部・同好会）にそれぞれ常任の顧問教員若干名を置く。

第13条 顧問教員は、評議会、委員会に出席し、助言を与えることができる。

## 第6章 学生会総会

第14条 学生会総会は、本会最高の権限と責任をもつ決議機関である。

第15条 学生会総会は、会長がこれを召集する。

第16条 定期学生会総会は、各学期1回とする。次の場合には、会長は臨時学生会総会を召集しなくてはならない。

- 一 評議会がその必要を認めた場合
- 二 会員の3分の1以上の署名による要求がある場合

第17条 総会の必要定数は、会員の2分の1以上とし、決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、次にあげる重要事項の決議には、出席者の3分の2以上の賛成を必要とするものとする。

- 一 予算、決算に関する決議
- 二 会則の改正
- 三 その他、会長又は評議会が重要事項と認めたもの

第18条 事務局総務部長は、会長の名による学生会総会の召集及び議題を5日前までに告示しなければならない。臨時総会の場合はこの限りでない。

第19条 総会には、議長1名、副議長1名、書記1名を置く。議長、副議長は会長の委嘱によるものとする。ただし、会長は学生会役員及び、評議委員にこれを委嘱することはできない。書記は事務局総務部がこれにあたる。また、議長、副議長は選挙管理委員会における委員長、副委員長を兼ねる。

第20条 議長、副議長の任期は1ヵ年とし、4月1日から3月31日までとする。

## 第7章 評議会

第21条 評議会は、本会運営の中枢となるものであり、役員会、委員会及び各学級（クラス又はホームルーム）評議員を経て提出された会員の提案を討議、議決する決議機関である。

第22条 評議会は、学生会役員及び各学級（ホームルーム）により選出された評議員2名、専攻科は各学年から選出された2名によって組織される。

第23条 各部（部・同好会）の長は評議会に臨時出席することができる。ただし、発言権のみ有して議決権は有しない。

第24条 評議会において学生会役員は議決権を有しない。

第25条 学生会役員はその分掌に応じて発言することができる。

第26条 評議会の召集は会長の権限とする。ただし、次の場合会長は臨時評議会を召集しなければならない。

- 一 評議員4名以上の要求があった場合
- 二 評議会議長の要求があった場合
- 三 会員20名以上の要求があった場合

**第27条** 削除

**第28条** 評議会の必要定数は、全評議員の3分の2とする。ただし、定員に満たず流会となり、再度召集された場合には全評議員の過半数をもって成立とする。

**第29条** 評議会における議決には、出席議員の過半数の賛成を必要とし、賛否同数の場合は議長が決定する。

**第30条** 評議会は学生会事務局総務部が評議会の招集と運営を行う。

**第31条** 評議会は、原則としてこれを公開する。

## 第8章 学級及び各部（ホームルーム及びクラブ）

**第32条** 学級（ホームルーム）及び各部（部・同好会）は本会活動の基礎組織である。

**第33条** 各学級（ホームルーム）は担任教員1名（HRT）、評議員2名（学級委員）を置く。なお、体育、文化、図書、整備厚生、学園祭実行の各委員会は、委員長が要求する委員若干名を置く。

**第34条** 各部（部・同好会）は部長1名と顧問教員を置かなくてはならない。責任者は顧問教員とする。

**第35条** 1 部・同好会を設置する場合、活動内容・顧問教員・部長を含めた部員の氏名を記載した書類を部活動推進支援部に提出し、部活動推進支援部、学生会長、学生支援委員会の承認及び、評議会の決議を得なければならない。なお、構成人数は10人以上とし最低3つの異なる学年で構成されることとする。

2 各部・同好会の変更（昇格・降格・休部・再活動・廃止）は、その部・同好会からの申請があった場合もしくは部活動推進支援部が必要と判断した場合、学生会長、部活動推進支援部、学生支援委員会の承認を得て評議会の議決でこれを決定する。

3 新規に設置する部は同好会からの昇格のみとする。

**第36条** 部・同好会は校内活動機関、もしくは校外活動機関としてこれを置く。部・同好会に対しては補助金を与えることができる。ただし、補助金については、学生会執行部が決定し、評議会、総会で承認を得なければならない。

**第37条** 1 各部・同好会の設置・変更（昇格・降格・休部・再活動・廃止）はそれぞれ決定した月の翌月から施行される。

2 廃部とされたときは速やかに部室を明け渡し、備品を学生会の管理下に置かなければならない。

- 3 活動をしていない部活動がある場合、部活動推進支援部が部長・代表者に警告する。その後も活動が改善されない場合は審議し、降格、休部、廃部を代表者に伝える。

## 第9章 事務局

**第38条** 事務局は会長及び副会長を補佐し、学生会活動における事務全般を担うとともに、学生会活動を全般的に研究し、立案し、これを評議会に提出する。また事務局は学生会活動の運営を円滑化し、活性化させるように努めねばならない。すなわち、事務局は本会活動の事務機関、研究機関であるとともに執行機関である。

**第39条** 事務局内には、総務部、会計部、外交部、部活動推進支援部、広報部の計5つの部を設ける。

**第40条** 各部の業務及び規程は別に定める。

**第41条** 各部の構成及び規程は別に定める。

## 第10章 委員会

**第42条** 委員会は、学生会活動の各方面を専門的に研究調査し、立案し、これを評議会に提出する。また委員会は評議会の決定事項を全会員に徹底励行させなければならない。すなわち、委員会は本会活動の研究機関であるとともに執行機関である。

**第43条** 委員会は体育委員会、文化委員会、整備厚生委員会、校史編纂委員会、図書委員会、学園祭実行委員会、文化発表会実行委員会の計7つとする。

**第44条** 各委員会の業務及び規程は別に定める。

**第45条** 各委員会の構成及び規程は別に定める。

## 第11章 会計

**第46条** 本会の会費は、次のように定める。

- 一 本科生（1～5年生）の会費は10,000円と定める。
- 二 専攻科生の会費は2,500円と定める。

**第47条** 予算の出納は、学生係長を通じて本校事務部学生課に委任する。

**第48条** 本会の会計年度は、4月から始まり翌年3月に終わる。

**第49条** 各部（部・同好会）及び諸機関の予算は毎会計年度に会計部に提出され、会計部でそれを審議し評議会に送る。評議会はこれを検討して決定する。審議その他については別に定める。

**第50条** 削除

**第51条** 本会の会計監査は会計監査委員がこれを行う。

## 第12章 会則の改正変更

**第52条** 本会則の改正、変更は次の場合これを評議会に提出することができる。

- 一 会員100名以上の署名による同意者のある場合

二 各学級（ホームルーム）の同意を得た評議員の3分の1以上が賛成した場合

三 会長が必要と認めた場合

**第53条** 本会則の改正変更には学生会総会（学生大会）の3分の2以上の賛成を得なければならない。

### **第13章 雑 則**

**第54条** 本会則の施行細則は別に定める。

#### **附 則**

本会則は、昭和48年4月24日から実施する。

#### **附 則**

本会則は、昭和55年1月1日から施行する。

#### **附 則**

本会則は、平成3年1月1日から施行する。

#### **附 則**

本会則は、平成11年1月1日から施行する。

#### **附 則**

本会則は、平成12年1月1日から施行する。

#### **附 則**

本会則は、平成13年5月9日から施行する。

#### **附 則**

本会則は、平成16年1月1日から施行する。

#### **附 則**

本会則は、平成16年5月6日から施行する。

#### **附 則**

本会則は、平成17年2月15日から施行する。

#### **附 則**

本会則は、平成24年1月1日から施行する。

#### **附 則**

本会則は、平成24年6月1日から施行する。

#### **附 則**

本会則は、平成25年1月1日から施行する。

#### **附 則**

本会則は、平成26年1月1日から施行する。

#### **附 則**

本会則は、平成26年5月12日から施行する。

#### 附 則

本会則は、令和 5 年12月19日から施行する。

#### 附 則

- 1 本会則は、令和 7 年12月18日から施行する。
- 2 第 8 条及び第20条については、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。

## 評 議 会 運 営 細 則

第1条 動議は、1名以上の支持者があった場合これを議題とする。ただし、この場合、支持者は最後までその議題に責任を持たねばならない。

第2条 議長の職権を次のとおり定める。

- 一 議決の際、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 二 議事進行に関する一切の権限と責任を有する。

## 総 会 運 営 細 則

第1条 総会は、専任の総会議長によって運営される。

第2条 動議は、1名以上の支持者があった場合これを議題とする。

第3条 緊急動議が出た場合には、議長は提案者に主旨を述べさせ、総会の議題とするか否かを採決する。採決方法は30名以上の支持者をもってこれを動議とする。

第4条 議長の職権を次のとおり定める。

- 一 開会、閉会を宣言する。
- 二 審議の円滑をはかるため議事進行上の提案を行う。
- 三 故意に議事の進行を妨害すると認めた時は注意を喚起し、応じない場合は退場を命ずることができる。
- 四 採決の結果可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 五 その他議事進行に関する一切の権限と責任を有する。

## 会 計 細 則

本会会則第46条から第51条までの項目に基づき、次の事項を定める。

### 第 1 章 会計責任者

第 1 条 事務局各部及び各委員会ならびに各部（クラブ等）は委員長又は部長の他に会計責任者を 1 名選出し、計 2 名の会計責任者を置く。

### 第 2 章 予算審議及び決定

第 2 条 会計責任者は予算審議会までに新年度予算要求書を所定の用紙に記入して事務局会計部に提出する。

第 3 条 事務局会計部は要求総額を前もって検討し、事務局会計部長は会計責任者及び学生会役員を召集して予算審議会を開く。

第 4 条 予算審議会には新年度予算の調整を 1 月から 2 月末までにはかる。

第 5 条 事務局会計部は予算審議会にて調整された予算案を評議会にはかり、次に学生総会にて最終決定を行う。

### 第 3 章 支 出

第 6 条 予算額内において、使われた金額の支払先又は請求書を添えて事務局会計部に提出する。

第 7 条 会計責任者は現金を受け取ってから速やかに支払先の領収書を事務局会計部に提出する。

### 第 4 章 帳 簿

第 8 条 削除

第 9 条 削除

第10条 削除

### 第 5 章 決算報告

第11条 決算報告は、4 月から11月までと12月から 3 月までの 2 回に分けて行い、詳細については部長が決定する。なお、2 回目の報告は 1 年間の総決算報告とする。

### 第 6 章 事務局会計部

第12条 本細則施行のために事務局会計部を設ける。

第13条 事務局会計部は、会計監査委員会から要請があった場合、帳簿その他の会計に関する一切の書類を提出しなければならない。

第14条 本部の構成は本会会則第 6 条に準ずる。

第15条 本部役員の任期は本会会則第 8 条に準ずる。

### 第 7 章 改正・変更

第16条 本細則を改正、変更するときは、評議会の議決を経なければならない。

**附 則**

本細則は、昭和39年6月18日から実施する。

**附 則**

本細則は、昭和55年1月1日から施行する。

**附 則**

本細則は、平成3年1月1日から施行する。

**附 則**

本細則は、平成11年1月1日から施行する。

**附 則**

本細則は、平成12年1月1日から施行する。

**附 則**

本細則は、平成24年1月1日から施行する。

# 会 計 監 査 規 程

## 第1章 名 称

第1条 本規程は、長岡工業高等専門学校学生会会計監査規程と称する。

## 第2章 目 的

第2条 本規程は学生会会則及び会計細則に基づき、予算の正常な運用を監視する事をその目的とする。

## 第3章 会計監査委員会

第3条 前条の目的達成のため会計監査委員会を設ける。

第4条 会計監査委員会は、評議員の互選により委員長1名、副委員長1名で構成し、その任期は4月1日から3月31日までとする。

第5条 会計監査委員は、次の職務を兼任する事は出来ない。

- 一 学生会役員
- 二 各クラブ及び同好会の代表者及び会計責任者

第6条 会計監査委員会は、次の場合に、学生会総会及び評議会において監査報告を行わなければならない。

- 一 決算報告を行った場合
- 二 学生会総会又は評議会の要請があった場合
- 三 会計監査委員会が必要と認めた場合

## 第4章 改正・変更

第7条 本規程を改正、変更するときは、評議会の議決を経なければならない。

### 附 則

本規程は、平成3年1月1日から施行する。

### 附 則

本規程は、平成25年1月1日から施行する。

### 附 則

本規程は、令和7年12月18日から施行する。

## 事務局総務部規程

本部は、長岡工業高等専門学校学生会会則第40条及び第41条の規程に基づき、次のとおり定める。

### 第1章 名称

第1条 本部は、長岡工業高等専門学校学生会事務局総務部と称する。

### 第2章 目的及び任務

第2条 本部は、学生会活動が全会員により良く反映するよう、学生会の運営、その他の円滑化をはかることを目的とする。

第3条 本部は、その目的遂行のため次の任務を行う。

学生会所有物の管理、学生会総会、評議会の招集、庶務、書記、選挙管理、その他必要事項。

### 第3章 構成

第4条 本部の構成は本学生会則第6条に準ずる。

### 第4章 任期

第5条 本部役員の任期は本学生会則第8条に準ずる。

### 第5章 改正・変更

第6条 本規程を改正、変更するときは、評議会の議決を経なければならない。

#### 附 則

本規程は、平成11年1月1日から施行する。

#### 附 則

本規程は、平成12年1月1日から施行する。

#### 附 則

本規程は、平成17年2月15日から施行する。

#### 附 則

本規程は、平成24年1月1日から施行する。

# 事務局書記規程

事務局書記は、長岡工業高等専門学校学生会会則第40条及び第41条の規程に基づき、次のとおり定める。

## 第1章 名称

第1条 本規程は、長岡工業高等専門学校学生会事務局総務部書記規程と称する。

## 第2章 目的及び任務

第2条 事務局書記は、各会議の議事内容を記録し、明確化し、学生会の運営、その他の円滑化をはかることを目的とする。

第3条 事務局書記は、その目的遂行のため次の業務を行う。

学生総会、評議会及び役員会の議事録作成、保管。

## 第3章 構成

第4条 事務局書記は、次のとおり構成する。

事務局書記は、書記長1名、副書記長1名、場合によっては副書記長2名を置く。書記長、副書記長は、総務部長、副部長が兼任することができる。ただし、書記長、副書記長は会長の委嘱により決定する。

## 第4章 任期

第5条 書記長及び副書記長の任期は本会会則第8条に準ずる。

## 第5章 改正・変更

第6条 本規程を改正、変更するときは、評議会の議決を経なければならない。

### 附 則

本規程は、平成11年1月1日から施行する。

### 附 則

本規程は、平成12年1月1日から施行する。

### 附 則

本規程は、平成17年2月15日から施行する。

### 附 則

本規程は、令和7年12月18日から施行する。

## 事務局外交部規程

本部は、長岡工業高等専門学校学生会会則第40条及び第41条の規程に基づき、次のとおり定める。

### 第1章 名称

第1条 本部は、長岡工業高等専門学校学生会事務局外交部と称する。

### 第2章 目的及び任務

第2条 本部は、本校学生会の精神を基調とし、他の高専、周辺地域との交流を深め、維持することを目的とする。

第3条 本部は、その目的遂行の為に次の事を行う。

他の高専や周辺地域との連携や交流の窓口、その他必要事項。

### 第3章 構成

第4条 本部の構成は本学生会則第6条に準ずる。

### 第4章 任期

第5条 本部役員任期は本学生会則第8条に準ずる。

### 第5章 改正・変更

第6条 本規程を改正、変更するときは、評議会の議決を経なければならない。

### 附 則

本規程は、平成14年12月13日から施行する。

### 附 則

本規程は、平成24年1月1日から施行する。

## 事務局 活動推進支援部 規程

本部は、長岡工業高等専門学校学生会会則第40条及び第41条の規程に基づき、次のとおり定める。

### 第1章 名称

第1条 本部は、長岡工業高等専門学校学生会事務局活動推進支援部と称する。

### 第2章 目的及び任務

第2条 本部は、本校学生会の精神を基調とし、学生のクラブ活動の活性化を目的とする。

第3条 本部は、その目的遂行のために次の業務を行う。

- 一 各運動部（部・同好会・サークル）間の連絡調整、活動場所の割り当て、及びその他必要事項。
- 二 各文化部（部・同好会・サークル）間の連絡調整、活動場所の割り当て、及びその他必要事項。

### 第3章 構成

第4条 本部は、上記のそれぞれの目的達成のため、運動部・文化部を設置し、両部の構成は本学生会則第6条に準ずる。

### 第4章 任期

第5条 本部役員の任期は本学生会則第8条に準ずる。

### 第5章 改正・変更

第6条 本規程を改正、変更するときは、評議会の議決を経なければならない。

#### 附 則

本規程は、平成13年5月9日から施行する。

#### 附 則

本規程は、平成24年1月1日から施行する。

#### 附 則

本規程は、平成24年6月1日から施行する。

## 事務局広報部規程

本部は、長岡工業高等専門学校学生会会則第40条及び第41条の規程に基づき、次のとおり定める。

### 第1章 名称

第1条 本部は、長岡工業高等専門学校学生会事務局広報部と称する。

### 第2章 目的及び任務

第2条 本部は、本校学生会の精神を基調とし、学内の広報活動として学生への学生会活動に関する連絡を確実化し、またインターネット上で全世界に発信し、学生及び学外から広く意見を求め、よりいっそうの学生会活動の活性化を目的とする。

第3条 本部は、その目的遂行のために次の事を行う。

学生への連絡、またその連絡方法の構築。

学生からの意見の募集、集計、その他必要事項。

学生新聞の発行。学生会ホームページの作成、更新、管理。

学生会掲示板の管理。

### 第3章 構成

第4条 本部の構成は本学生会則第6条に準ずる。

### 第4章 任期

第5条 本部役員の任期は本学生会則第8条に準ずる。

### 第5章 改正・変更

第6条 本規程を改正、変更するときは、評議会の議決を経なければならない。

#### 附 則

本規程は、平成14年12月13日から施行する。

#### 附 則

本規程は、平成17年2月15日から施行する。

#### 附 則

本規程は、平成24年1月1日から施行する。

# 新聞規程

## 第1章 名称

第1条 本規程は、長岡工業高等専門学校学生会新聞規程と称し、広報部発行の新聞は「長岡高専新聞」と称する。さらに、補助的名称はその都度、広報部長の責任で決定する。

## 第2章 目的及び任務

第2条 本規程は、学生新聞の機能を十分に発揮し、学生の意志や性質をよく理解して、常に学生の意気向上に寄与することを目的とする。

第3条 編集者は、その目的遂行のため次の業務を行う。

編集長は最も効果的であると思われる期間を決定し、それに合わせて新聞を発行する。ただし、行事前などの特別な場合においてはこの限りではない。

## 第3章 構成

第4条 編集者は、次のとおり構成する。

一 編集長1名、副編集長1名、場合によっては副編集長2名を置く。ただし、編集長、副編集長は会長の委嘱により決定する。編集長は広報部長が兼ねることができ、学生新聞の編集責任者とする。

二 構成員は希望者により構成する。

## 第4章 権利と義務

第5条 編集者は、学生会、学校に対して報道自由の権利を持ち、それに対する責任を負う。

第6条 編集者は、公正な立場から学生新聞、学園の向上発展に努めることを誓約するものである。

## 第5章 任期

第7条 任期は、次のとおり定める。

編集長、副編集長及び、編集者の任期は1ヵ年とし、4月1日から3月31日までとする。

## 第6章 改正・変更

第8条 本規程を改正、変更するときは、評議会の議決を経なければならない。

### 附 則

本規程は、昭和55年1月1日から施行する。

### 附 則

本規程は、平成3年1月1日から施行する。

### 附 則

本規程は、平成12年1月1日から施行する。

**附 則**

本規程は、平成17年2月15日から施行する。

**附 則**

本規程は、令和7年12月18日から施行する。

# 体 育 委 員 会 規 程

本委員会は、長岡工業高等専門学校学生会会則第44条及び第45条の規程に基づき、次のとおり定める。

## 第1章 名 称

第1条 本委員会は、長岡工業高等専門学校学生会体育委員会と称する。

## 第2章 目的及び任務

第2条 本委員会は、本校学生会の精神を基調とし、学生の体育的活動の増進をはかることを目的とする。

第3条 本委員会は、その目的遂行のため次の業務を行う。

球技大会・運動会の運営、その他必要事項。

## 第3章 構 成

第4条 本委員会の構成は本会会則第6条及び第33条に準ずる。

## 第4章 任 期

第5条 本委員会役員の内任期は本会会則第8条に準ずる。役員を除く委員の内任期は、4月1日から3月31日までとする。

## 第5章 改正・変更

第6条 本規程を改正、変更するときは、評議会の議決を経なければならない。

### 附 則

本規程は、平成3年1月1日から施行する。

### 附 則

本規程は、平成13年5月9日から施行する。

### 附 則

本規程は、平成24年1月1日から施行する。

# 文化委員会規程

本委員会は、長岡工業高等専門学校学生会会則第44条及び第45条の規程に基づき、次のとおり定める。

## 第1章 名称

第1条 本委員会は、長岡工業高等専門学校学生会文化委員会と称する。

## 第2章 目的及び任務

第2条 本委員会は、本校学生会の精神を基調とし、学生の文化的活動の増進をはかることを目的とする。

第3条 本委員会は、その目的遂行のために次の業務を行う。  
遠足の企画・運営、その他必要事項。

## 第3章 構成

第4条 本委員会の構成は本会会則第6条及び第33条に準ずる。

## 第4章 任期

第5条 本委員会役員の内任期は本会会則第8条に準ずる。役員を除く委員の内任期は、4月1日から3月31日までとする。

## 第5章 改正・変更

第6条 本規程を改正、変更するときは、評議会の議決を経なければならない。

## 附 則

本規程は、平成3年1月1日から施行する。

## 附 則

本規程は、平成13年5月9日から施行する。

## 附 則

本規程は、平成24年1月1日から施行する。

## 整備厚生委員会規程

本委員会は、長岡工業高等専門学校学生会会則第44条及び第45条の規程に基づき、次のとおり定める。

### 第1章 名称

第1条 本委員会は、長岡工業高等専門学校学生会整備厚生委員会と称する。

### 第2章 目的及び任務

第2条 本委員会は、本校学生会の精神を基調とし、日常生活における諸問題を提起し、より良い環境を作ることを目的とする。

第3条 本委員会は、その目的遂行のために次の業務を行う。

校内・学校周辺地域における美化活動及び学内の緑化活動、その他学生の生活・風紀に関わる必要事項。

### 第3章 構成

第4条 本委員会の構成は本会会則第6条及び第33条に準ずる。

### 第4章 任期

第5条 本委員会役員任期は本会会則第8条に準ずる。役員を除く委員の任期は4月1日から3月31日までとする。

### 第5章 改正・変更

第6条 本規程を改正、変更するときは、評議会の議決を経なければならない。

### 附 則

本規程は、平成13年5月9日から施行する。

### 附 則

本規程は、平成24年1月1日から施行する。

## 校史編纂委員会規程

本委員会は、長岡工業高等専門学校学生会会則第44条及び第45条の規程に基づき、次のとおり定める。

### 第1章 名称

第1条 本委員会は、長岡工業高等専門学校学生会校史編纂委員会と称する。

### 第2章 目的及び任務

第2条 本委員会は、会長が必要と認めた場合のみ設ける特別機関であり、本校における学生の活動状況の調査、資料収集を行い、学生活動の変遷を見つけていくものである。

第3条 本委員会は、その目的遂行のため次の業務を行う。

学生会活動（校内、校外活動）、クラブ活動（体育、文化クラブ）の調査、資料収集及び整理。

### 第3章 構成

第4条 本委員会の構成は本会会則第6条及び第33条に準ずる。

### 第4章 任期

第5条 本委員会役員の内任期は本会会則第8条に準ずる。役員を除く委員の内任期は4月1日から3月31日までとする。

### 第5章 改正・変更

第6条 本規程を改正、変更するときは、評議会の議決を経なければならない。

#### 附 則

本規程は、昭和55年1月1日から施行する。

#### 附 則

本規程は、平成3年1月1日から施行する。

#### 附 則

本規程は、平成24年1月1日から施行する。

## 図 書 委 員 会 規 程

本委員会は、長岡工業高等専門学校学生会会則第44条及び第45条の規程に基づき、次のとおり定める。

### 第1章 名 称

第1条 本委員会は、長岡工業高等専門学校学生会図書委員会と称する。

### 第2章 目的及び任務

第2条 本委員会は、本校学生会の精神を基調とし、学生と図書館との間の親密化をはかることを目的とする。

第3条 本委員会は、その目的遂行のために次の業務を行う。

図書のパ R、学生の要望事項の取りまとめ、図書館利用法等の研究、その他必要事項。

### 第3章 構 成

第4条 本委員会の構成は本会会則第6条及び第33条に準ずる。

### 第4章 任 期

第5条 本委員会役員任期は本会会則第8条に準ずる。役員を除く委員の任期は4月1日から3月31日までとする。

### 第5章 改正・変更

第6条 本規程を改正、変更するときは、評議会の議決を経なければならない。

### 附 則

本規程は、平成15年5月8日から施行する。

### 附 則

本規程は、平成24年1月1日から施行する。

## 学園祭実行委員会規程

本委員会は、長岡工業高等専門学校学生会会則第44条及び第45条の規程に基づき、次のとおり定める。

### 第1章 名称

第1条 本委員会は、長岡工業高等専門学校学生会学園祭実行委員会と称する。

### 第2章 目的及び任務

第2条 本委員会は、本校学生会の精神を基調とし、本校学生らしい健全な学園祭（高志祭及び木工祭）の企画、運営を行うことを目的とする。

第3条 本委員会は、その目的遂行のため次の業務を行う。

学園祭の企画、運営及び関係資料の保管、その他必要事項。

### 第3章 構成

第4条 本委員会の構成は本会会則第6条及び第33条に準ずる。

### 第4章 任期

第5条 本委員会役員の内任期は本会会則第8条に準ずる。役員を除く委員の内任期は4月1日から3月31日までとする。

### 第5章 改正・変更

第6条 本規程を改正、変更するときは、評議会の議決を経なければならない。

### 附 則

本規程は、平成3年1月1日から施行する。

### 附 則

本規程は、平成24年1月1日から施行する。

## 文化発表会実行委員会規程

本委員会は、長岡工業高等専門学校学生会会則第44条及び第45条の規程に基づき、次のとおり定める。

### 第1章 目的

第1条 本規程は関東信越地区における文化部及び同・愛好会の活動推進のために行われている文化発表会への参加を円滑に行う為のものである。

### 第2章 文化発表会実行委員会

第2条 本規程の目的を達成するため文化発表会実行委員会を置く。

第3条 本委員会の構成は本会会則第6条に準ずる。

第4条 本委員会役員の任期は本会会則第8条に準ずる。

第5条 削除

### 第3章 業務

第6条 委員長は文化発表会における本校の代表として、本校の文化部及び同好会・サークルを総括する。

第7条 委員長は文化発表会開催校と綿密な連携をとらなくてはならない。

第8条 副委員長は委員長の補佐とする。また緊急時には委員長に代わり業務を行わなくてはならない。

第9条 会計は本校の文化発表会への参加状況を把握し、予算を学生課及び顧問教員に報告しなければならない。

第10条 本校が開催校である場合には関東信越地区各校に情報を発し、文化発表会成功へ向け校内の意識を高めていく。

### 第4章 顧問教員

第11条 学生会顧問教員に準ずる。

### 第5章 校内準備会

第12条 校内準備会は各文化部及び同好会・サークルとの連携を円滑に行う為のものである。

第13条 委員長は校内準備会の招集を行う。

第14条 校内準備会には文化発表会に参加する各文化部及び同好会・サークルの代表者が出席しなければならない。

第15条 委員長は4月から7月の各月に1回程度の校内準備会を行い、情報の円滑化を図らなければならない。

### 第6章 校内反省会

第16条 委員長は文化発表会に参加した各文化部及び同好会・サークルの代表者を招集し校内反省会を行わなければならない。

第17条 各文化部及び同好会・サークルの代表者は本会に文化発表会の参加に

伴う報告書を提出する業務を請う。

### 第7章 改正・変更

第18条 本規程を改正、変更するときは、評議会の議決を経なければならない。

#### 附 則

本規程は、平成14年12月13日から施行する。

#### 附 則

本規程は、平成24年1月1日から施行する。

#### 附 則

本規程は、平成24年6月1日から施行する。

# 総選挙規程

## 第1章 総則

第1条 本規程は、学生会会則に基づき、会長1名を選出するものである。

## 第2章 選挙

[選挙権・被選挙権]

第2条 選挙権は、選挙管理委員を除く学生会会員全員がこれを有する。

第3条 被選挙権は2年、3年、4年の学生会会員がこれを有する。ただし、選挙管理委員は、これを有しない。また、過去に原級となった者もこれを有しない。

[選挙日]

第4条 総選挙は、原則として11月10日から11月30日までの間に行われるものとする。

[告示]

第5条 総選挙の告示は、投票日の1週間前とする。

[立候補手続き]

第6条 立候補しようとする者は、責任者1名を立て、所定の期日までに選挙管理委員会に届けなければならない。

### 第7条

- 一 立候補者は、他の立候補者の責任者になることはできない。
- 二 学生会長、副会長は、立候補者の責任者になることはできない。
- 三 学生会長、副会長は、立候補者及び責任者を応援することはできない。

第8条 立候補者の辞退は、選挙管理委員長の判断に基づき決定する。

[投票方法]

第9条 投票は、選挙管理委員会の定める方法で行う。

第10条 不在者投票は、選挙管理委員会が別途定め、有権者へ周知する。

[選挙の成立]

第11条 総選挙は、有効投票数が全投票数の75%以上を占め、なおかつ、全投票数が、全有権者数の50%以上の時有効とし、それ以外の場合は再選挙を行う。

第12条 選挙期間中不正が認められた時は、選挙管理委員長の判断で再選挙を行うことができる。

第13条 選挙は最多得票者をもって当選し、同数の場合、又は、得票数が有効投票数の過半数を超える者がいない時は、選挙管理委員会の定める方法で決選投票を行う。

第14条 信任投票の場合は、有効投票数の60%以上をもって信任とする。ただ

し不信任の場合は再度立候補を募り、再選挙を行う。この時、不信任立候補者の立候補は認めない。

[選挙運動]

**第15条** 選挙運動は、立候補届け出手続きを終えてから、投票日前日までとする。ただし、ポスターの掲示は、投票終了までとする。

**第16条** ポスターは、選挙管理委員会から承認を得たもののみを掲示する。

**第17条** 選挙運動中、不正と選挙管理委員長が認めた行為を行った立候補者については、その立候補を取り消すことができる。

**第18条** 選挙管理委員会は、投票日まで立候補者の立会い演説会を1回以上行わなければならない。

[リコール]

**第19条**

一 学生会長のリコール発議は、会員の20%以上の署名が選挙管理委員会に提出されたときとし、その場合その日から7日以内にリコール投票を行う。

二 リコール投票は有効投票数が全投票数の75%以上を占め、なおかつ、全投票数が、全有権者数の50%以上の時有効とし、それ以外の場合は成立しない。

三 リコール投票が不成立だった場合、同じ会員の署名をもってリコールの発議を行うことはできず、署名を行った会員は1ヵ年の間、リコール発議のための署名は行えない。

四 リコール投票の結果、有効投票数の60%以上のリコール賛成をもってリコールの成立とする。

**第20条** リコールされた学生会長の総選挙への再度の立候補は認めない。

[補欠選挙]

**第21条** 学生会長が欠員となった場合は、原則として副会長が会長代行となる。また選挙管理委員会は、速やかに総選挙を行わなければならない。

**第3章 改正・変更**

**第22条** 本規程を改正、変更するときは、評議会の議決を経なければならない。

**第23条** 3月31日までに次年度の学生会長が決まらない場合、学生会長はその後の処置を判断し、学生総会にて議決を取る。

また、学生会会長が必要と認めた委員会の委員長の任期を延長することができる。

**附 則**

本規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

本規程は、令和7年12月18日から施行する。

# 選挙管理規程

## 第1章 名称

第1条 本規程は長岡工業高等専門学校学生会選挙管理規程と称する。

## 第2章 目的

第2条 本規程は、学生会会則及び学生会総選挙規程に基づき総選挙が正当かつ適正に行われることを目的とする。

## 第3章 選挙管理

第3条 前述の目的のため、選挙管理委員会を学生会執行機関から独立した「選挙運営機関」としてこれを設ける。

### 第4条

- 一 選挙管理委員会（以下「選管」という。）は、委員長1名、副委員長1名を置く。委員長、副委員長は、議長、副議長がこれを兼ねる。
- 二 委員長、副委員長以外の選挙管理委員は各クラスから2人選挙管理委員を選出し、選挙管理委員会を運営する。

第5条 選管は、総選挙において最高の権限を持つとともに、その義務と責任を持たなければならない。

第6条 選管においては、選挙管理委員長が最高権限及び責任をもつ。

第7条 選管は、選挙の記録を残し、要求があった場合はそれを開示しなければならない。また選管は、開票の作業を公開しなければならない。

第8条 総選挙において不正行為があったと認めた場合、選挙管理委員長はその者の選挙権及び被選挙権の行使を停止することができる。ただし、その有効停止期間は総選挙終了までとする。

第9条 総選挙における施行細則は、選管が定めてこれを行う。

## 第4章 改正・変更

第10条 本規程を改正、変更するときは、評議会の議決を経なければならない。

### 附 則

本規程は、平成元年4月1日から施行する。

### 附 則

本規程は、平成3年1月1日から施行する。

### 附 則

本規程は、平成12年1月1日から施行する。

### 附 則

本規程は、平成17年2月15日から施行する。

### 附 則

本規程は、平成24年1月1日から施行する。

**附 則**

本規程は、平成25年1月1日から施行する。

**附 則**

本規程は、平成26年5月12日から施行する。

## XII. 寮 友 会 関 係

1. 寮友会の組織と運営
2. 学生寮寮友会会則・諸規程

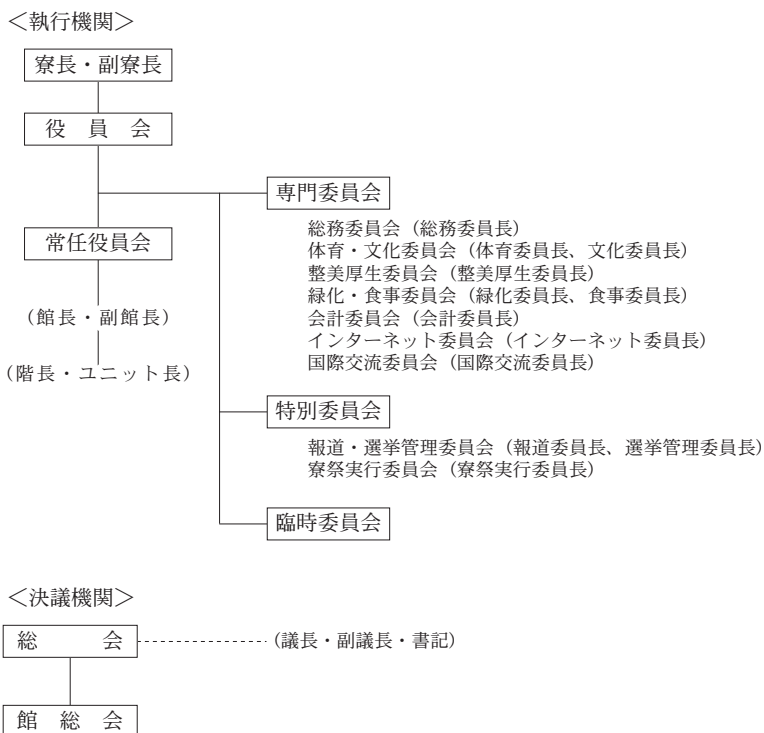
## XII. 寮友会関係

### 1. 寮友会の組織と運営

学生寮には、寮生全員で構成される寮友会があり、自主的に日常生活の具体的事項について運営されています。諸規則の維持、防火、清掃美化、新入寮生歓迎会、寮祭等の活動を活発に行っています。寮生は、寮友会の運営に積極的に参加し生活環境の向上に努める義務があります。

寮友会会則、寮生活の手引等をよく読み、それを守るよう心掛けてください。

#### 1) 寮友会の組織



## 2) 行 事

専門委員会によって、いろいろな行事が企画されています。主な行事は次のとおりです。

4月 新入寮生懇談会

5月 新人寮生歓迎球技大会  
防災避難訓練

6月 寮祭

10-12月中 寮長選挙

1月 寮祭

## 2. 学生寮寮友会会則・諸規程

### 長岡工業高等専門学校学生寮寮友会会則

#### 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、長岡工業高等専門学校学生寮寮友会と称する。

(目的)

第2条 本会は、寮に関する諸規則に従い、寮生の総意に基づき、寮生活を自主的に運営し、規律ある共同生活を通じて、豊かな人間形成を図ることを目的とする。

(生活目標)

第3条 前条の目的達成のため、下記の目標を置く。寮生は、本会の運営に関心を持ち、協力し、その活動に積極的に参加し、この目標の達成に努めなければならない。

本寮生は、寮生としての自己の本分を尽くすべし。

- 一 寮生は勉学に励むべし。
- 一 寮生は心身ともに鍛えるべし。
- 一 寮生は自主独立の精神を養うべし。
- 一 寮生は寮生相互の親睦を計るべし。
- 一 寮生は常に信義を重んじ礼儀を正しくすべし。

#### 第2章 会員の資格、権利及び義務

(資格)

第4条 寮生は、入寮日をもって本会会員となり、退寮日をもって本会会員の資格を失う。

(権利義務の平等)

第5条 会員の有する権利と義務は、基本的に平等である。

(権利と義務)

第6条 会員は、次の権利と義務を持つ。

- 一 別に定める選挙規程に基づく選挙権・被選挙権を持つ。
- 二 別に定める会計規程に基づく会費を納入しなければならない。
- 三 会員は、各機関の決定に従わなければならない。ただし、その決定に異議ある者は、当該機関に不服申し立をすることができる。

#### 第3章 役 員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- 一 寮長 男女各1名

二	副寮長	男女各2名以内
三	館長	各館1名(男子のみ)
四	副館長	各館2名以内(男子のみ)
五	階長	各階1名
六	ユニット長	各ユニット1名
七	議長	男女各1名
八	監査員	男女各1名
九	専門委員会委員長	各委員会男女各1名
十	専門委員会副委員長	各委員会男女各2名以内
十一	特別委員会委員長	各委員会男女各1名
十二	特別委員会副委員長	各委員会男女各2名以内

(役員選出方法)

**第8条** 役員の選出は、次のとおりとする。

- 一 寮長は、別に定める選挙規程に基づいて選出される。
  - 二 副寮長・正副館長・監査員・正副委員長は、会員の中から寮長がこれを任命し、総会の承認を受けるものとする。
  - 三 階長・ユニット長は、当該館の会員の中から寮長がこれを任命する。
- (役員任期)

**第9条** 役員任期は1か年とし、4月1日から3月31日までとする。ただし、寮長・副寮長については、1月1日から12月31日までとする。

(役員任務)

**第10条** 役員任務は、下記のとおりとする。役員は、本会運営の中心的立場にあることの責任を自覚し、任務を遂行しなければならない。

- 一 寮長は、本会の長として本会活動全般にわたり会務を掌握し、役員及び一般会員の指導にあたる。この任務の遂行に当たり寮長は、寮長に対するリコールを除くすべての会議の決定事項に対し、拒否することができる。副寮長は、寮長を補佐し、寮長事故あるときはこれを代行する。
- 二 館長は、寮長との連絡を密にし、各館の管理・運営に当たる。副館長は、館長を補佐し、館長事故あるときはこれを代行する。
- 三 階長・ユニット長及び室長は、館長との連絡を密にし、各階及び各室の管理・運営に当たる。
- 四 副寮長は、総会及び役員会の議事を記録し、これを保存する。
- 五 本会の会計は、会計委員会が担当し、別に定める会計規程に基づき活動する。
- 六 監査員は、会計規程に定める場合のほか、随時会計の監査を行う。
- 七 委員長は、各委員会の活動を推進する。副委員長は、委員長を補佐し、

委員長事故あるときはこれを代行する。

#### 第4章 会議

(会議の種類)

第11条 本会に総会・役員会・常任役員会・館総会及び室長会議を置く。

(総会の組織)

第12条 総会は、全会員により構成される。

(総会の任務)

第13条 総会は、本会活動の基本事項について審議決定する。

(総会審議事項)

第14条 次の事項は、総会の決定又は承認を得なければならない。

- 一 階長・室長を除く寮長の任命による役員の承認
- 二 委員会の年間活動計画の承認
- 三 予算の決定及び決算の承認
- 四 会則の改正

(総会の召集)

第15条 総会は、議長がこれを召集する。

(総会の議事運営)

第16条 総会は、議長がこれを運営する。

(議長の選出)

第17条 議長は、寮長が任命し、総会の承認を受けなければならない。議長が選出されるまでは、寮長が議長を代行する。また、議長事故あるときは常任役員が議長を代行する。

(議長の任期)

第18条 議長の任期は、4月1日から3月31日までとする。

(定期総会・臨時総会の開催)

第19条 総会は、定期総会と臨時総会とする。定期総会は、年3回とするが、次の場合、議長は臨時総会を召集しなければならない。

- 一 寮長の要求がある場合
- 二 役員会で決定した場合
- 三 会員の5分の1以上の署名による要求がある場合
- 四 役員のリコールに関して選挙管理委員会より要求がある場合
- 五 会計の監査に関して監査員より要求がある場合

(総会定足数)

第20条 総会の定足数は、全会員の3分の2とする。しかし、定足数に足りず流会となり再度召集された総会は、全会員の過半数で成立するものとする。総会における決定は、出席者の賛成を必要とする。

(総会召集告示)

**第21条** 議長は、総会の召集日時及び議題を総会の3日前までに告示しなければならない。ただし、臨時総会は、この限りではない。

(役員会)

**第22条** 役員会は、本会の執行機関であり、本会の活動全般の運営にあたる。

(役員会の組織)

**第23条** 役員会は、寮長・副寮長・正副館長・書記及び正副委員長より構成される。

(役員会の召集と運営)

**第24条** 役員会は、寮長がこれを召集し運営する。

(定期役員会と臨時役員会)

**第25条** 役員会は、定期役員会と臨時役員会とする。定期役員会は、月1回とするが、寮長が必要と認めた場合は、臨時役員会を召集することができる。また、役員会の構成員の3分の1以上の要求がある場合、寮長は臨時役員会を召集しなければならない。

(役員会召集告示)

**第26条** 寮長は、役員会の召集日時及び議題を役員会の3日前までに告示しなければならない。ただし、臨時役員会は、この限りではない。

(会員の出席)

**第27条** 役員会は、他の会員に出席を求めることができる。しかし、この会員は、決定権を有しない。

(役員会定足数)

**第28条** 役員会の定足数は、構成員の4分の3とし、役員会における決定は出席者の過半数の賛成を必要とする。

(常任役員会)

**第29条** 常任役員会は、役員会の決定に基づいて本会の日常的活動の運営にあたる。

(常任役員会の組織)

**第30条** 常任役員会は、寮長・副寮長及び正副館長より構成される。

(常任役員会の運営)

**第31条** 常任役員会の運営は、役員会に準ずるものとする。

(館総会)

**第32条** 館総会は、各館の運営について審議決定する。

(館総会の組織)

**第33条** 館総会は、各館のすべての会員により構成される。

(館総会の運営)

**第34条** 館総会の運営は、各館で定めるものとする。

(室長会議)

**第35条** 室長会議は、各館の室長により構成され、各館の運営について審議決定することができる。ただし、その決定事項は、寮長に報告し承認を得るものとする。

(室長会議の運営)

**第36条** 室長会議の運営方法は、各館で定めるものとする。

## 第5章 委員会

(委員会の種類)

**第37条** 本会活動を専門的に調査研究し、その活動計画の立案と実施の指導にあたるため、次の専門委員会と特別委員会を置く。

### 一 専門委員会

総務委員会、体育委員会、文化委員会、整美厚生委員会、緑化委員会、食事委員会、インターネット委員会、国際交流委員会、体育委員会、会計委員会

### 二 特別委員会

報道委員会、選挙管理委員会、寮祭実行委員会

(臨時委員会)

**第38条** 総会の承認により臨時委員会を置くことができる。

(委員会の組織)

**第39条** 委員会は、委員長、副委員長及び各階から選出された若干名の委員により構成される。

(委員会活動計画とその承認)

**第40条** 委員会は、年度当初・年間活動計画を立案しなければならない。これは役員会の審議を経て総会に提出され、その承認を得て実施されるものとする。

(委員会の新設・廃止)

**第41条** 委員会の新設・廃止は、総会の決定を必要とする。

(委員会の任務)

**第42条** 各委員会の任務は、下記のとおりとする。

〔総務委員会〕 寮活動全般を総括し、かつ、火災予防、盗難防止など安全管理の事項を行う。

〔体育委員会〕 寮内の体育関係の活動や行事に関する事項を行う。

〔文化委員会〕 寮内の文化関係の活動や行事に関する事項を行う。

〔整美厚生委員会〕 寮内外の清掃、環境の美化等の事項を行う。

- 〔緑化委員会〕 寮内外の緑化に関する事項を行う。
- 〔食事委員会〕 寮内外の食事に関する事項を行う。
- 〔会計委員会〕 寮内外の会計に関する事項を行う。
- 〔報道委員会〕 新聞や機関紙の発行・寮内外の連絡・寮史編纂等の事項を行う。
- 〔選挙管理委員会〕 別に定める規定に基づき、選挙に関する事項を行う。
- 〔寮祭実行委員会〕 寮祭に関する事項を行う。
- 〔インターネット委員会〕 インターネットに関する事項を行う。
- 〔国際交流委員会〕 国際間の交流を促進する事項を行う。

## 第6章 寮生活の手引き

(寮生活の手引きについて)

**第43条** 本会則第2条に掲げる目的達成のため、本会則のほかに寮生活の手引きを別に定める。

(寮生活の手引きと改正)

**第44条** 寮生活の手引きの改正は、総会の決定を経て寮務主事の承認を受けるものとする。

## 第7章 辞職

(寮長・副寮長の辞職手続)

**第45条** 寮長・副寮長は、総会の承認を経て、校長の承認を得て辞職することができる。

(正副館長辞職手続)

**第46条** 正副館長は、館総会の承認を経て、寮長の承認を得て辞職することができる。

(その他の役員の辞職手続)

**第47条** 書記・監査員・正副委員長は、役員会の承認を得て辞職することができる。

(議長・副議長の辞職手続)

**第48条** 議長・副議長は、総会の承認を得て辞職することができる。

## 第8章 リコール

(正副館長以外の役員のリコール請求手続)

**第49条** 寮長・副寮長・書記・監査員・正副委員長・正副議長のリコールは、会員の5分の1以上の署名をもって選挙管理委員会に請求することができる。

(正副館長のリコール請求手続)

**第50条** 正副館長のリコールは、当該館の会員の5分の1以上の署名をもって選挙管理委員会に請求することができる。

(リコール請求の処理手続)

**第51条** 選挙管理委員会は、リコール請求を受けた後、直ちに寮長・副寮長・書記・監査員・正副委員長の場合は総会の召集を議長に、正副館長の場合は館総会の召集を館総会の議長に要請し、その審議を受けなければならない。正副議長のリコールの場合は、寮長が総会を召集するものとする。

(リコールの成立と承認)

**第52条** リコールは、出席者の3分の2以上の賛成で成立する。ただし、寮長については、校長の承認を受けるものとする。

### 第9章 辞職・リコールその他による欠員の措置

(寮長・副寮長・正副館長の欠員の措置)

**第53条** 寮長に欠員が生じた場合、選挙規程に定める補欠選挙を行わなければならない。

2 副寮長・正副館長に欠員が生じた場合、寮長は速やかにこれを任命しなければならない。

(選出までの代行)

**第54条** 寮長に欠員が生じた場合、補欠選挙で寮長が選出されるまで副寮長が代行を務める。

2 寮長・副寮長に欠員が生じた場合、役員会で速やかに代行者を決定し、補欠選挙で寮長が選出されるまで代行を務める。

3 館長に欠員が生じた場合、館長が任命されるまで副館長が代行を務める。

4 正副館長に欠員が生じた場合、正副館長が任命されるまで寮長が館長の代行を、副寮長が副館長の代行を務める。

(寮長・副寮長・正副館長以外の役員及び委員の欠員の措置)

**第55条** 寮長・副寮長・正副館長以外の役員及び委員に欠員が生じた場合は、直ちに選出又は任命しなければならない。

### 附 則

一 本会則の改正は、総会の3分の2以上の賛成による決定を経て、校長の承認を得て成立する。

二 本会則は、昭和58年4月1日から施行する。

三 本会則は、平成3年10月1日から施行する。

四 本会側は、平成13年4月1日から施行する。

## 会 計 規 程

### 第1章 総 則（趣 旨）

第1条 長岡工業高等専門学校学生寮寮友会会則第6条第二号によりこの規程を定める。

（会計年度）

第2条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

### 第2章 予 算

（一般会計と特別会計の別）

第3条 本会の経費は、会費、寄付その他の収入をもって充てる。

2 特別な活動に必要な経費は、臨時に徴収するものとし、特別会計として経理する。

（予算の作成・決定）

第4条 予算は、寮長の委嘱により毎年度当初会計委員会において作成し、役員会の議を経て総会に提出し、その決定を得なければならない。

（予算編成要領）

第5条 予算の編成は、次の要領で行う。

- 一 各機関の長から提出された予算要求書に基づいて会計委員会は適当な配分を行い、その案を各機関の長に発表する。
- 二 予算原案を役員会に提出する前に各機関の長は、会計委員会と折衝することができる。
- 三 校費で購入することが適当と認められたものは、予算に計上しない。
- 四 個人の所有に帰するものは、予算配分を認めない。

（臨時徴収及び支出）

第6条 臨時徴収及び支出は、総会の承認を必要とし、寮長の名において行う。

（予備金）

第7条 予算に予備金を設け、不足が生じた項目については、役員会の承認を得て支出する。

### 第3章 収 入

（会費）

第8条 本会の会費は、1か月350円とする。

（会費納入方法）

第9条 会費は、半年ごとに徴収するものとし、銀行口座振替又は銀行口座払い込み等によるものとする。

（会費払戻）

第10条 会費は、納入後原則として払戻しはしない。

(特別会計)

**第11条** 特別な活動に必要な経費は、そのつど徴収するものとし、特別会計の帳簿に記入する。

#### **第4章 支出**

(支出計算表)

**第12条** 支出は、すべて寮長の管轄下において会計委員会が掌握し、支出計算表を備えてこれに記入する。

(支払請求手続)

**第13条** 支払いを必要とするときは、その責任者は会計委員会に請求書等を提出し、会計委員会は学生課寮務係を通じて支払いを行わなければならない。

#### **第5章 会計及び決算**

(会計報告)

**第14条** 会計委員会は、総会において会計中間報告及び会計決算報告をその年度に1回以上行い、その承認を得なければならない。ただし、会計決算報告の前には、会計監査を受けなければならない。

(残高処理)

**第15条** 決算時の残高は、次年度に繰越すものとする。

(監査請求)

**第16条** 会員の3分の2以上の会計監査要求が監査にあった場合は、ただちに監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。

#### **第6章 その他**

(特別会計残高処理)

**第17条** 特別会計の決算の残高は、次年度の特別会計に繰越すものとする。

(備品台帳)

**第18条** 備品に属するものは、台帳に登録し次年度に引継ぐものとする。

#### **附 則**

- 一 この規程の改正は、総会の決定により成立する。
- 二 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。
- 三 この規程は、平成3年10月1日から施行する。
- 四 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 五 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 選 挙 規 程

### 第1章 総 則（趣 旨）

第1条 長岡工業高等専門学校学生寮寮友会会則第8条第一号により、この規程を定める。

### 第2章 選挙管理委員会

（任務）

第2条 選挙管理委員会は、次の事項を行う。

- 一 選挙人名簿の作成
- 二 選挙の告示
- 三 立候補者の届出及び辞退の受理
- 四 立候補者の審査
- 五 立候補者の告示
- 六 投票及び開票の管理者、立会人及び書記の指名
- 七 当選者及び投票数の確認並びに結果の発表

（役員の援助）

第3条 選挙管理委員会は、他の役員に援助を依頼することができる。

### 第3章 選 挙

（選挙権・被選挙権）

第4条 全会員が選挙権、被選挙権を有する。

ただし、入寮後6か月未満の会員及び選挙管理委員は被選挙権を有しない。

（選挙日）

第5条 寮長選挙は、10月から12月中に行う。

（選挙人名簿）

第6条 選挙人名簿は、氏名・科・学年を書き、選挙日の1週間前までに作成する。

（告示）

第7条 選挙の告示は、選挙日の2週間前とする。

（立候補手続）

第8条 立候補しようとする者は、所定の手続きで締切日までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 寮長・副寮長・館長及び各委員長は、立候補の責任者にはなれない。

3 立候補締切日は、原則として選挙日の1週間前とする。

（立候補の辞退）

第9条 立候補者が辞退するときは、所定の手続きにより選挙日の5日前までに届け出なければならない。

(投票方法)

**第10条** 選挙は、無記名投票とし、所定の投票用紙により記号式あるいは単記名式とする。

2 1人1票とし、不在者投票は選挙管理委員会の立会いのもとで行うことができる。

3 代理投票は認めない。

(選挙の成立及び当選・信任)

**第11条** 選挙は、有効投票数が全有権者数の80%以上の場合を有効とし、80%未満の場合は、再選挙を行うものとする。

2 選挙は最多得票者をもって当選者とし、同数の場合は決選投票を行うものとする。ただし、得票数が有効投票数の過半数を越える者がいないときは、上位2名をもって決選投票を行うものとする。

3 信任投票の場合は、有効投票数の70%以上の得票をもって信任とする。不信任の場合は、再度立候補者を募り再選挙を行う。ただし、不信任を受けた者が再び立候補する場合は、対立候補を必要とする。

(投票所及び投票時間)

**第12条** 投票所及び投票時間は、選挙管理委員会で定める。

(投票用紙)

**第13条** 投票用紙は、選挙日に選挙人名簿と対照を経て選挙管理委員が選挙人に渡す。

(投票録)

**第14条** 選挙管理委員会は、投票録をつくり、投票結果を文書にして立会人とともに署名する。

(立会人)

**第15条** 立会人は、1候補者につき1名とする。

(投票効力の有無)

**第16条** 投票の効力が明確でない場合は、立会人の意見を聞き選挙管理委員会が効力の有無を決定する。

2 次の場合、投票は無効となる。

- 一 正規の投票用紙でない時
- 二 定められた投票様式でない場合
- 三 記載された候補者名又は記号が判断できない時
- 四 他の事が記載された時

(開票録)

**第17条** 選挙管理委員会は、開票録をつくり、開票結果を文書にして立会人とともに署名する。

(当選者の決定)

**第18条** 選挙管理委員会は、第11条により当選者を決定し、本人に通知するとともに開票結果を公表する。

(選挙運動)

**第19条** 選挙運動は、立候補届出手続きを終えてから選挙日の前日までとする。

- 2 寮長・副寮長・館長及び各委員長は、選挙応援はできない。
- 3 ポスターは、選挙管理委員会から交付されたもので選挙管理委員会の印を必要とする。

(立会演説会)

**第20条** 選挙管理委員会は、立会演説会を選挙日までに1回以上行わなければならない。

(補欠選挙)

**第21条** 寮長に欠員が生じた場合、1週間以内に補欠選挙を行う。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

**附 則**

- 一 この規程の改正は、総会の決定により成立する。
- 二 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。
- 三 この規程は、平成3年10月1日から施行する。
- 四 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

### XIII. 教 職 員 名 簿

### XIII. 教職員名簿

#### ○校長

博士(工学)	鈴木秋弘
--------	------

#### ○主事・主事補等

総務主事 外山茂浩	教務主事 井林康	学生主事 竹内麻希子	寮務主事 小出学
総務主事補 熱海良輔	教務副主事 鈴木覚	学生副主事 大湊佳宏	寮務副主事 山本隆広
酒井一樹	教務主事補 工藤慈	学生主事補 宮田真理	寮務主事補 鯉江秀行
	小澤広直	内田雄大	

#### ○専攻科長・副専攻科長・専攻科長補、専攻主任

専攻科長	村上能規	電子機械システム工学専攻主任	高橋章一
副専攻科長	佐々木徹	物質工学専攻主任	赤澤真彦
専攻科長補	奥村寿子	環境都市工学専攻主任	衛藤俊彦

#### ○校長補佐

国際交流担当	占部昌蔵	研究推進担当	村上祐貴
情報管理担当	竹部啓輔		

#### ○学科長

一般教育科	市村勝己	電子制御工学科	高橋章一
機械工学科	池田富士雄	物質工学科	赤澤真彦
電気電子システム工学科	島宗洋介	環境都市工学科	衛藤俊彦

#### ○学級担任

学年	1組	2組	3組	4組	5組
1	佐藤直紀	兵藤桃香	小川秀	野澤武司	鈴木覚
学年	機 械	電気電子	電子制御	物 質	環境都市
1学年学科 クラス担任	井山徹郎	島宗洋介	酒井一樹	河本絵美	田中一浩
2	富樫瑠美	ナミタ・マハジツヤン	江田茂行	鯉江秀行	市川智之
3	金子健正	内田雄大	皆川正寛	田崎裕二	陽田修
4	早川佳孝	矢野昌平	佐藤拓史	奥村寿子	山本隆広
5	大石耕一郎	平井誠	竹部啓輔	荒木秀明	川上周司

#### ○施設長・主任等

図書館長	山田章	留学生指導教員主任	矢野昌平
総合情報処理センター長	竹部啓輔	ダイバーシティ推進室長	金山真幸
教育研究技術支援センター長	井林康	キャリア支援室長	山岸真幸
国際交流推進センター長	占部昌蔵	地域創生教育研究推進室長	村上祐貴
オープンソリューションセンター長	金子健正	高専教育高度化戦略室長	外山茂浩
太陽電池研究チーム長	島宗洋介	水質管理責任者	田中本浩
システムデザイン・イノベーションセンター長	陽田修	遺伝子組換え実験等安全主任者	河村一絵
地域連携推進センター長	赤澤真一	化学物質管理者	村上能規
広報戦略室長	矢野昌平	保護具着用管理責任者	荒木秀明
学生相談室長	田中聡	自衛消防隊長	鈴木秋弘

# ○学 科 等

## 一般教育科

職 名	氏 名	研究室場所	主 な 担 当 科 目
嘱託教授 (理学博士)	佐藤 秀一	1号館中央棟 3階	量子物理 物理A, B, C 物理学ⅠA, ⅠB, ⅡA, ⅡB
教授 (博士(理学))	野澤 武司	4号館1階	基礎数学A, B 代数幾何 確率 キャリアデザインⅠ
教授 (修士(英語学))	市村 勝己	4号館3階	英語ⅢA 英語多読 英語ⅤC 総合英語
教授 (修士(教育学))	占部 昌蔵	4号館4階	英語多読 英語ⅠB 英語ⅤA
教授 (修士(文学))	鈴木 覚	4号館2階	地理総合 現代倫理 哲学 科学哲学 キャリアデザインⅠ
教授 (博士(理学))	山田 章	4号館2階	基礎数学A, B 微分積分Ⅱ 応用数学ⅠA, ⅠB
教授 (修士(文学))	田中 聡	4号館2階	地理総合 歴史総合 歴史学 地域産業 と技術 地域文化論
教授 (修士(文学))	猪平 直人	4号館3階	国語 文学 日本語文化
教授 (博士(理学))	新井 好司	4号館3階	物理A, B, C 物理工学
教授 (修士(体育科学))	江田 茂行	4号館1階	保健・体育 キャリアデザインⅡ
教授 (博士(農学))	小川 秀	4号館3階	化学 キャリアデザインⅠ
教授 (博士(学術))	土田 泰子	4号館4階	英語多読 実用英語 美術 キャリアデザインⅠ
准教授 (博士(理学))	佐藤 直紀	4号館2階	基礎数学C 微分積分Ⅰ 確率 応用数学ⅠA, ⅠB 統計学 キャリアデザインⅠ
准教授 (修士(教育学))	大湊 佳宏	4号館4階	英語ⅠA, ⅡA キャリアデザインⅡ
准教授 (修士(教育学))	大森 理聡	4号館4階	英語多読 英語ⅡB キャリアデザインⅠ, Ⅱ
准教授 (博士(文学))	堀口 真利子	4号館3階	国語 文学 日本語文化
准教授 (博士(理学))	富樫 瑠美	4号館2階	基礎数学A, B 代数幾何 確率 統計学 応用解析 キャリアデザインⅡ
准教授 (博士(理学))	中山 雅友美	4号館3階	基礎数学A, B, C 微分積分Ⅰ
准教授 (博士(理学))	鯉江 秀行	4号館2階	基礎数学A, B, C 微分積分Ⅰ 応用代数 キャリアデザインⅡ
准教授 (修士(教育学))	桐生 拓	4号館1階	保健・体育
准教授 (修士(スポーツ科学))	市川 智之	4号館1階	保健・体育 キャリアデザインⅡ

職名	氏名	研究室場所	主な担当科目
講師 (博士(理学))	武 樋 孝 幸	4号館1階	
助教 (博士(工学))	ナミタ・マハルジャン	4号館2階	英語ⅡA, Ⅳ 英語多読 欧米文化論 キャリアデザインⅡ
助教 (修士(理学))	小 島 由記子	4号館3階	物理A, B, C
助教 (修士(国際コミュニケーション学))	兵 藤 桃 香	4号館1階	英語ⅠA 日本語Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ キャリアデザインⅠ
特命准教授 (技術経営修士(専門職))	治 田 英 樹	1号館中央棟 3階	英語VD 英語ⅡB, ⅢA
非常勤講師	丸 山 俊		国語
	黒 田 知 子		国語
	高加茂 陽 子		国語
	小 名 富 男		公共
	桑 原 滋 夫		地理総合
	瀧 波 慶 信		経済学
	松 永 茂 樹		微分積分Ⅱ
	佐 藤 雅 尚		応用数学ⅠB
	桑 原 理 絵		化学
	鈴 木 誠 治		生命環境基礎
	亀 山 就 平		保健・体育
	栗 林 稜		保健・体育
	ポール・エドワーズ		コミュニケーション特講 英語特講 英語ⅡC, ⅢC
	トッド・モールド		コミュニケーション特講 英語ⅠC, ⅢC
	河 田 重 雄		英語ⅢB
	池 優 子		英語ⅡB
	遠 藤 修 宏		英語ⅠB, ⅢB
	大 橋 春 菜		独語Ⅰ, Ⅱ
	海 娜		中国語
	柳 昌 雲		韓国語
	吉 川 理香子		音楽

## 機械工学科

職名	氏名	研究室場所	主な担当科目
特任教授 (博士(工学))	青柳成俊	3号館5階	材料科学Ⅰ,Ⅱ 科学技術英語Ⅱ 材料強度学 材料設計工学
教授 (博士(工学))	大石耕一郎	3号館5階	電気回路 電子回路A, B 物理学ⅡA 物性科学
教授 (博士(工学))	池田富士雄	3号館5階	基礎情報処理 機構学 制御工学A, B メカトロニクス 線形システム制御
教授 (博士(工学))	佐々木 徹	3号館5階	材料力学ⅠA,ⅠB,Ⅱ CAD/CAE 固体力学概論
准教授 (博士(工学))	山岸真幸	3号館5階	流体力学ⅠA,ⅠB 流体力学Ⅱ 数値解析法 流体工学
准教授 (博士(工学))	井山徹郎	3号館5階	計測工学 精密加工 マイクロテクノロジー 基礎情報処理実験実習Ⅰ
准教授 (博士(工学))	金子健正	3号館5階	設計製図 機械工作法 機械設計学 マイクロテクノロジー
准教授 (博士(工学))	工藤 慈	3号館5階	初等力学A, B 物理学ⅡB 機械力学
助教 (博士(工学))	早川佳孝	3号館5階	熱力学A, B 伝熱工学
非常勤講師	高梨俊彦 佐藤雅尚 高橋芳昭 阿部治彦		情報処理 情報処理演習 応用数学ⅠC,Ⅱ 設計製図,設計演習 設計製図,機械要素

## 電気電子システム工学科

職名	氏名	研究室場所	主な担当科目
教授 (博士(工学))	榊澤辰也	1号館2階	キャリアデザインI プログラミング演習 電気回路II A, II B フーリエ解析 情報通信工学
教授 (博士(工学))	矢野昌平	1号館2階	プログラミング 電気回路I 応用プログラミング 信号理論
教授 (博士(工学))	竹内麻希子	1号館2階	デジタル回路 基礎電気回路 論理回路 計測システム
教授 (博士(工学))	島宗洋介	1号館2階	電気回路演習 電子回路II A, B 電気電子材料I 電子デバイス 電子物性工学
教授 (博士(工学))	平井誠	1号館2階	電子回路I 電気電子材料II 物理学II A, II B 環境エネルギー工学
准教授 (博士(理学))	和久井直樹	1号館2階	基礎情報処理 電気電子計測 電気回路演習 科学技術英語I, II 信号理論
助教 (修士(工学))	田村文裕	1号館2階	電気数学 電気回路I 電力システム工学
助教 (博士(工学))	内田雄大	1号館2階	電気電子工学基礎 電気電子理論演習 信号理論
助教 (博士(工学))	薦将哉	1号館2階	基礎情報処理 キャリアデザインII 基礎電磁気学 電磁気学A レーザ応用工学
助教 (博士(工学))	林哲浩	1号館2階	エネルギー工学
非常勤講師	菊池崇志 鈴木達也 高橋一匡 太田朋子 竹澤宏樹 須貝太一 武子雅一 安藤雅洋 管野政明 渡辺大貴 佐藤雅尚 杉田泰則 高橋剛		電気電子応用工学 電気電子応用工学 電気電子応用工学 電気電子応用工学 電気電子応用工学 電気電子応用工学 電気電子設計 計算機システム システム制御工学 電気機器 応用数学II デジタル信号処理 応用数学I C

## 電子制御工学科

職名	氏名	研究室場所	主な担当科目
嘱託教授 (博士(工学))	梅田 幹雄	1号館中央棟 3階	電子制御工学実験Ⅰ 電気回路ⅠA, ⅠB 電磁気学ⅡB センサー工学
教授 (博士(工学))	高橋 章	5号館2階	数理演習Ⅰ 情報処理Ⅰ 計算機システム 離散数学 プログラミング演習Ⅱ コンピュータビジョン
教授 (博士(工学))	外山 茂浩	2号館3階	基礎力学 メカトロニクスB 線形制御 生産システム工学 ディベート技術学修 グローバルディベート
教授 (博士(工学))	皆川 正寛	2号館3階	電子回路ⅠA 電磁気学Ⅰ, ⅡA 電気回路ⅡB 機械学習Ⅰ 電子デバイス工学 半導体デバイス
嘱託准教授 (博士(工学))	永井 睦	2号館3階	工業数学ⅠA 材料力学Ⅰ, Ⅱ 計測システム工学 応用数学Ⅱ
准教授 (博士(工学))	竹部 啓輔	2号館3階	基礎情報処理 情報処理Ⅱ アルゴリズムとデータ構造 コンピュータネットワーク ネットワークプログラミング システム情報工学
准教授 (博士(工学))	佐藤 拓史	2号館3階	数理演習ⅡA デジタル工学基礎 工業数学ⅠB 制御工学ⅠA, Ⅱ ロボット工学 線形システム制御
准教授 (博士(工学))	上村 健二	2号館3階	基礎情報処理 情報処理Ⅰ 機械学習Ⅰ 数理演習ⅡB デジタル論理回路 プログラミング演習Ⅰ コンピュータビジョン 数値解析
准教授 (博士(工学))	酒井 一樹	5号館3階	数理演習Ⅰ メカトロニクスA 機械力学 制御工学ⅠB 工業数学Ⅱ データ通信工学
助教 (博士(工学))	末満 堅人	2号館3階	数理演習Ⅰ 情報処理Ⅰ 電子回路ⅠB, Ⅱ 科学技術英語Ⅰ
非常勤講師	坪根 正 鈴木 正太郎 荒川 善大		電気回路ⅡA 熱力学 基礎力学

## 物質工学科

職名	氏名	研究室場所	主な担当科目
嘱託教授 (博士(農学))	菅原正義	1号館中央棟 3階	食品化学 食品栄養学 食品工学
教授 (博士(工学))	小出学	1号館3階	無機化学Ⅰ 構造解析学Ⅱ 無機材料工学
教授 (博士(工学))	村上能規	1号館3階	化学工学Ⅰ 物質工学実験 物理化学Ⅱ 材料物理化学 物理化学演習 化学反応論 基礎化学演習Ⅱ
教授 (博士(農学))	田崎裕二	5号館1階	基礎情報処理 生物化学Ⅱ 分子生物学 応用生物化学実験 科学技術英語Ⅰ
教授 (博士(工学))	荒木秀明	1号館3階	物理学ⅠA, ⅠB, ⅡA 物理学実験 無機化学Ⅱ 物性化学
教授 (博士(バイオサイエンス))	赤澤真一	5号館3階	生体触媒工学 基礎生物学 科学技術英語Ⅱ 応用生物化学実験 遺伝子工学
准教授 (博士(保健学))	河本絵美	1号館3階	生物化学Ⅰ 環境化学 物質工学実験 レポート作成法 生物工学 生命科学
准教授 (博士(工学))	奥村寿子	1号館3階	分析化学 機器分析 物質工学実験 溶液化学 材料化学実験
准教授 (博士(工学))	熱海良輔	1号館3階	物理化学Ⅰ 情報処理Ⅱ 物質工学実験 化学工学Ⅱ 化学システム制御 輸送現象論 反応工学
准教授 (博士(工学))	宮田真理	1号館3階	有機化学Ⅰ 有機化学Ⅱ 材料化学実験 高分子化学 高分子物性
助教 (博士(水産学))	大石一樹	5号館2階	食品製造工学 応用微生物学 応用生物化学実験
助教 (博士(工学))	高木司	1号館3階	有機化学Ⅰ 有機プロセス化学 物質工学実験
非常勤講師	佐藤雅尚 田中久仁彦 桑原理絵		応用数学ⅠC, Ⅱ 物理学ⅡB 構造解析学Ⅰ 基礎化学演習Ⅰ

## 環境都市工学科

職 名	氏 名	研究室場所	主 な 担 当 科 目
教 授 (博士(工学))	陽 田 修	3号館3階	地盤工学Ⅱ 建設マネージメント 環境都市工学実験Ⅰ プログラム研究基礎セミナー 都市構造物施工学
教 授 (博士(工学))	井 林 康	3号館4階	建設技術史 構造力学Ⅱ 構造設計Ⅱ 環境都市工学実験Ⅱ 都市構造材料科学 地震防災計画学
教 授 (博士(工学))	衛 藤 俊 彦	3号館3階	環境都市工学基礎実験Ⅰ 水理学Ⅰ, Ⅱ 環境都市工学実験Ⅰ 河川水理学 応用水理学
教 授 (博士(工学))	村 上 祐 貴	3号館3階	環境都市工学基礎実験Ⅰ 建設材料 鉄筋コンクリート工学 環境都市工学実験Ⅰ 維持管理工学 プログラム研究特別セミナー
准 教 授 (博士(学術))	田 中 一 浩	3号館3階	環境都市概論 製図 水化学 衛生工学 科学技術英語 環境都市工学実験Ⅱ 環境資源循環工学
准 教 授 (博士(工学))	山 本 隆 広	3号館4階	基礎情報処理 測量学 測量学実習 基礎環境工学 環境都市工学基礎実験Ⅱ 河川水理学 情報処理Ⅱ 大気水圏環境科学
准 教 授 (博士(工学))	川 上 周 司	3号館3階	測量学 測量学実習 基礎環境工学 環境都市工学基礎実験Ⅱ 水環境 環境工学 応用測量学 環境微生物工学
助 教 (博士(工学))	朴 敬 勲	3号館3階	材料力学 構造力学Ⅰ 物理学実験 科学技術英語Ⅰ 鋼構造学
助 教 (修士(工学))	小 澤 広 直	3号館4階	環境都市工学基礎実験Ⅱ 計画学 都市計画 防災計画・景観工学 交通工学 環境都市計画 専攻科特別実験
助 教 (修士(工学))	飯 田 輝 良	3号館4階	情報処理Ⅰ 地盤工学Ⅰ 専攻科特別実験

職名	氏名		主な担当科目
非常勤講師	佐藤 淳哉		建築学概論
	津村 泰範		建築学概論
	北 雄介		建築学概論
	笠井 伸人		応用測量学
	中澤 大樹		応用測量学
	村山 登哉		応用測量学
	本村 圭太		応用測量学
	森山 直人		応用測量学
	中澤 貴弘		応用測量学
	佐藤 雅尚		応用数学ⅠC, Ⅱ
	松永 茂樹		物理学ⅡA, ⅡB

### 専門共通科目

職名	氏名		主な担当科目
非常勤講師	山崎 俊輔		アントレプレナーシップ論
	荒川 善大		アントレプレナーシップ基礎

## 専攻科

職名	氏名		主な担当科目
非常勤講師	吉井 剛		知的財産権概論
	荒川 善大		ディベート技術学修/グローバルディベート
	岩渕 和有		応用交通工学
	木村 光伸		応用交通工学
	池田 薫		応用交通工学
	新郷 恭弘		応用交通工学
	高橋 貴生		応用交通工学
	満田 真史		応用交通工学
	佐藤 雅志		応用交通工学
	木村 浩		応用交通工学
	金子 泰徳		応用交通工学
	真嶋 利寿		応用交通工学
	南 亮太郎		応用交通工学
	本名 正人		応用交通工学

### ○研究推進教員

学 科	職 名	氏 名	称号付与期間
機 械 工 学 科	教 授	青 柳 成 俊	令和6年度～令和10年度末
機 械 工 学 科	教 授	池 田 富 士 雄	令和6年度～令和10年度末
電 子 制 御 工 学 科	教 授	外 山 茂 浩	令和4年度～令和10年度末
電 子 制 御 工 学 科	教 授	皆 川 正 寛	令和3年度～令和8年度末
物 質 工 学 科	教 授	荒 木 秀 明	令和7年度～令和11年度末
環 境 都 市 工 学 科	教 授	井 林 康	令和6年度～令和11年度1月末
環 境 都 市 工 学 科	教 授	村 上 祐 貴	令和6年度～令和10年度末

研究推進教員とは外部競争的資金に関し1件の申請につき1千万円以上の採択交付金を獲得した教員をいう。

### ○客員教員

職 名	氏 名	称 号 付 与 期 間
客 員 教 授	渋 谷 修 太	令和5年4月1日～令和10年3月31日
客 員 准 教 授	荒 川 由 晃	令和8年4月1日～令和9年3月31日
客 員 准 教 授	高 橋 秀 明	令和8年4月1日～令和9年3月31日

### ○総合情報処理センター

センター長（兼務）	准教授（博士（工学））	竹 部 啓 輔
センター副長（兼務）	准教授（博士（工学））	上 村 健 二
センター副長（兼務）	助 教（博士（工学））	内 田 雄 大
センター副長（兼務）		石 坂 洋 史

### ○特命教員

特命教授	松 永 茂 樹	特命准教授	根 本 栄 一
------	---------	-------	---------

### ○保健室担当

学 校 医	山 本 重 忠	学校薬剤師	佐 藤 宏 之
学校歯科医	青 柳 誠 司	看 護 師	太 田 澄 子
”	上 野 隆		
”	関 晋太郎		
”	大 竹 正 紀		
”	後 藤 基 誉		

### ○学生相談室担当

室 長	田 中 聡	相 談 員	太 田 澄 子
副 室 長	猪 平 直 人	”	中 山 恵 子
相 談 員	井 山 徹 郎	”	多 門 敬 子
”	樺 澤 辰 也		
”	酒 井 一 樹		
”	宮 田 真 理		
”	田 中 一 浩		

### ○事 務 部

事務部長	安 田 伸		
総務課長	齋 木 隆 欣	学生課長	佐 藤 洋

### ○教育研究技術支援センター

技術長（兼務） 野 口 一 英				
第一グループ （機械担当）	第二グループ （電気電子担当）	第三グループ （制御・情報担当）	第四グループ （物質担当）	第五グループ （環境担当）
○野口一英 杉澤元次郎 柳澤宏昭	○竹田雄一 神保和夫 中村浩祐	○渡邊雅博 碓氷 誠 小柳久也	○高松貴子 星井進介 細川陽子	○土田勝範 猪爪高見 込山晃市

○はグループ長

#### XIV. 施設・整備の概況

#### XIV. 施設・整備の概況

＝敷 地＝

総 面 積 (㎡)	使 用 区 分	
	校 舎 等 (㎡)	野 球 場 (㎡)
121,534	104,410	17,124

＝建 物＝

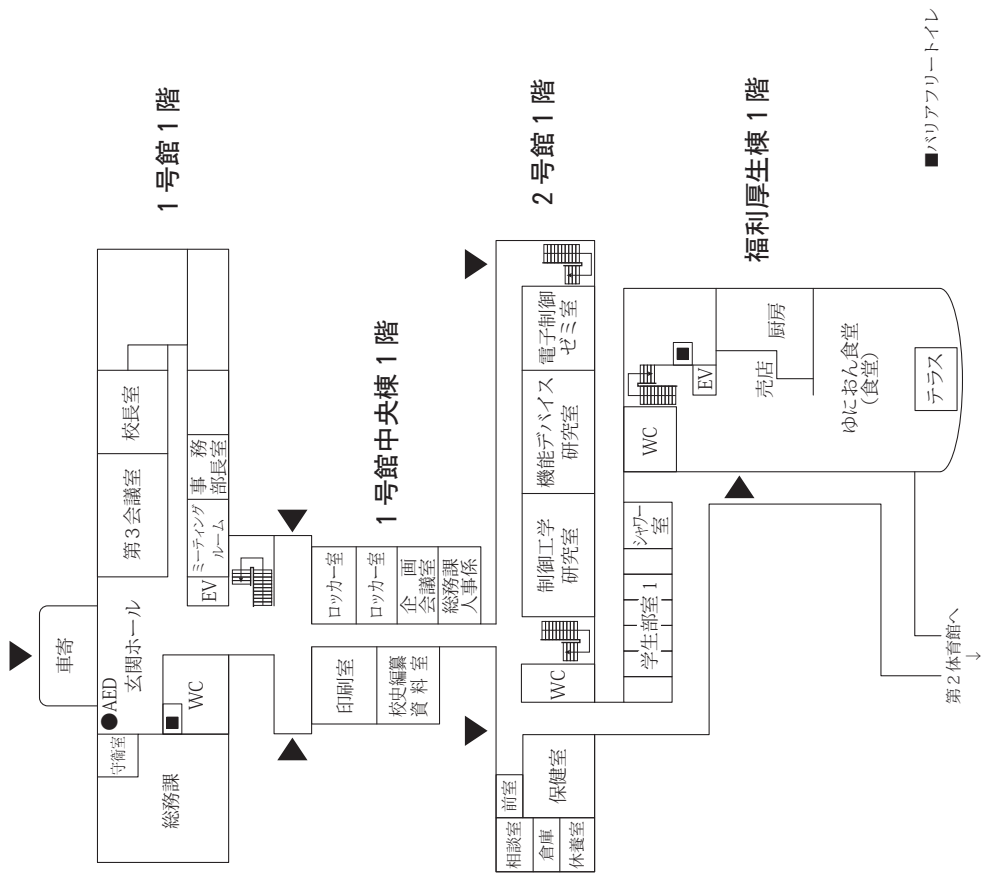
校 舎			学 生 寮		
名 称	構 造	延面積(㎡)	名 称	構 造	延面積(㎡)
1 号 館	R C 3	3,693	学生寮 1 号館	R C 3	714
1 号館(中央棟)	R C 3	1,008	学生寮 2 号館	R C 3	714
2 号 館	R C 3	1,737	学生寮 3 号館	R C 4	2,249
3 号 館	R C 5	4,998	学生寮 4 号館	R C 5	2,166
4 号 館	R C 4	3,683	学生寮 5 号館	R C 3	621
5 号 館	R C 3	1,296	国 際 寮	R C 3	1,502
6 号 館	R C 5	3,428	管 理 棟	R <sup>1</sup> C <sup>1</sup> R C 2	451
機 械 実 験 棟	R C 2	595	そ の 他		798
図 書 館	R C 2	1,437	計		9,215
総合情報処理センター	R C 1	445			
福 利 厚 生 棟	R C 2	917			
雪氷低温研究施設	R C 2	326			
第 1 体 育 館	S 1	855			
第 2 体 育 館	S 1	944			
学 生 部 室 1	R C 1	81			
学 生 部 室 2	C B 1	83			
学 生 部 室 3	R C 1	128			
剣 道 場	R C 1	280			
柔 道 場	R C 3	477			
グランド管理室	R C 1	94			
渡廊下・車庫・その他		875			
計		27,380			

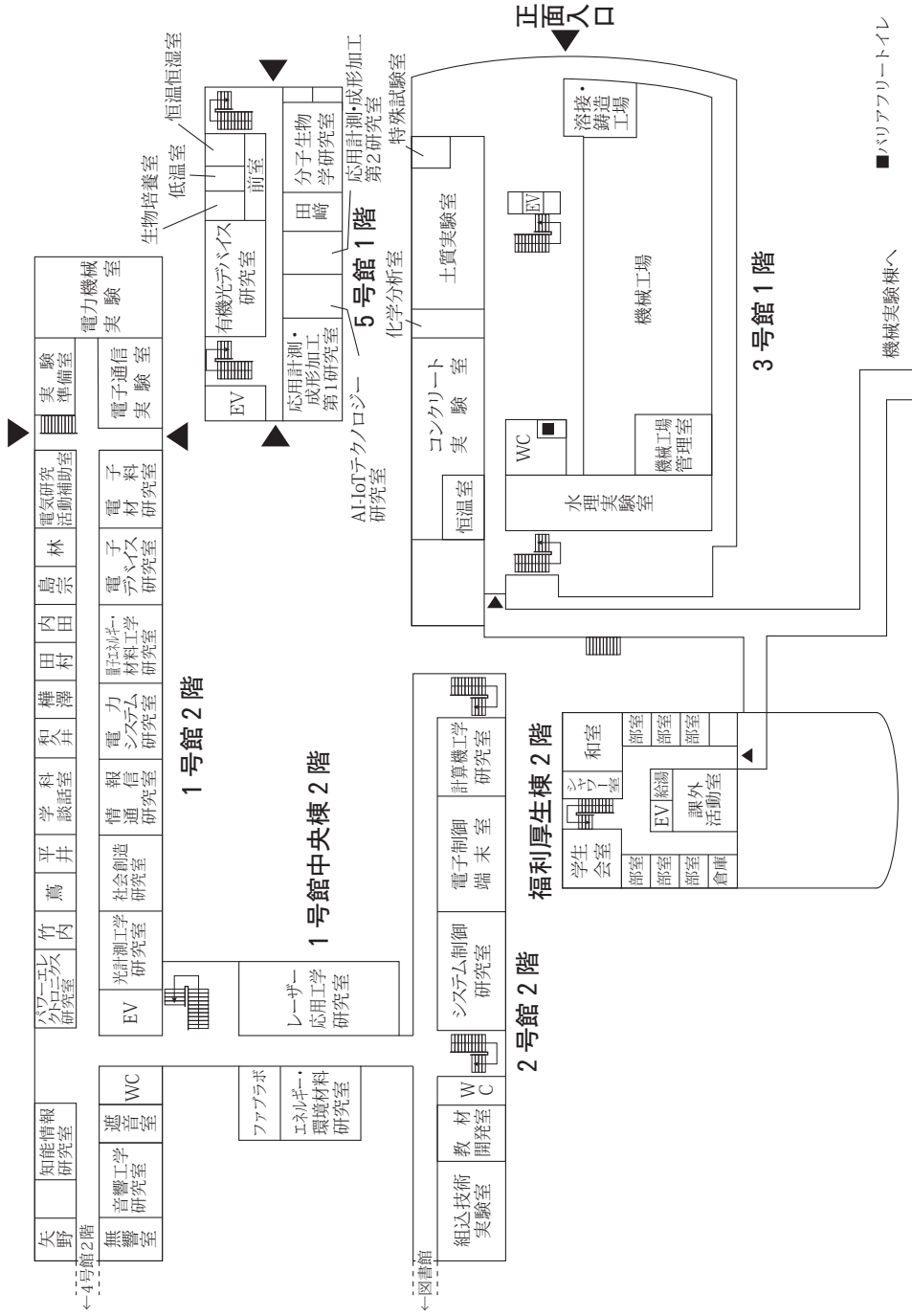
(注) 構造欄の R C とは鉄筋コンクリート造り、S とは鉄骨造り、C B とはコンクリートブロック造り、W とは木造、数字は階数を示す。

各クラスのホームルームとなる講義室

	1 組	2 組	3 組	4 組	5 組
1 学 年	631	632	633	634	635

	機械工学科	電気電子システム 工 学 科	電 子 制 御 工 学 科	物質工学科	環 境 都 市 工 学 科
2 学 年	411	412	413	421	422
3 学 年	651	652	653	654	655
4 学 年	621	622	623	624	625
5 学 年	641	642	643	644	645

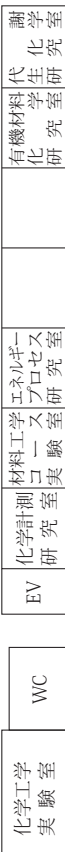




# 1号館3階



←4号館3階

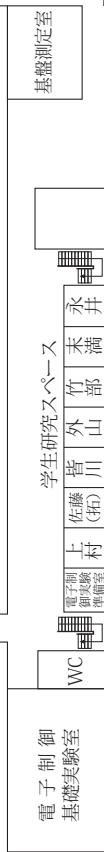


# 5号館2階



# 1号館中央棟3階

エレクトロニクス  
デバイス研究室

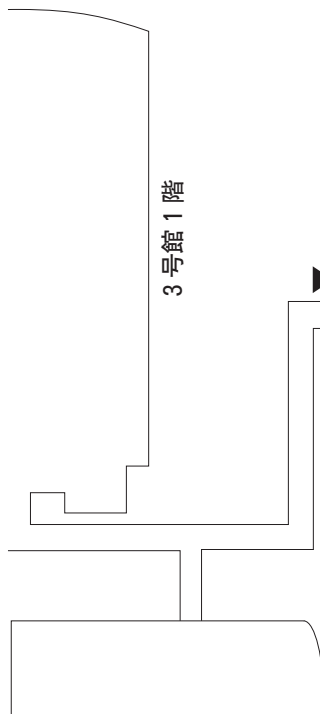


# 2号館3階

屋上

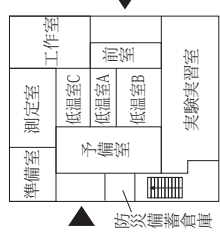
屋上





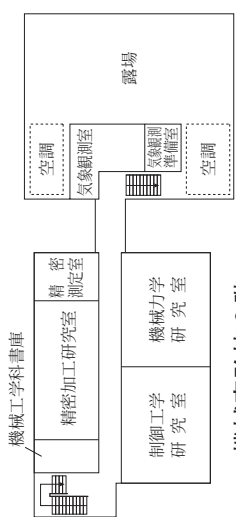
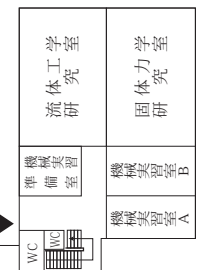
3号館 1階

福利厚生棟 2階



雪氷低温研究施設 1階

機械実験棟 1階



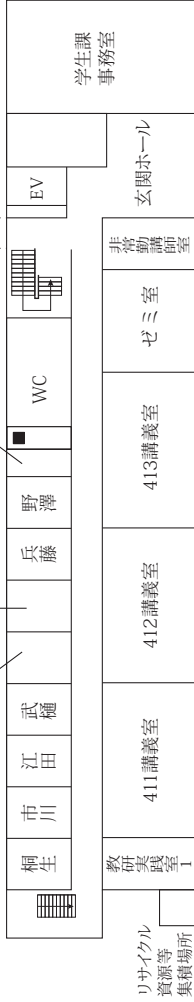
雪氷低温研究施設 2階

機械実験棟 2階

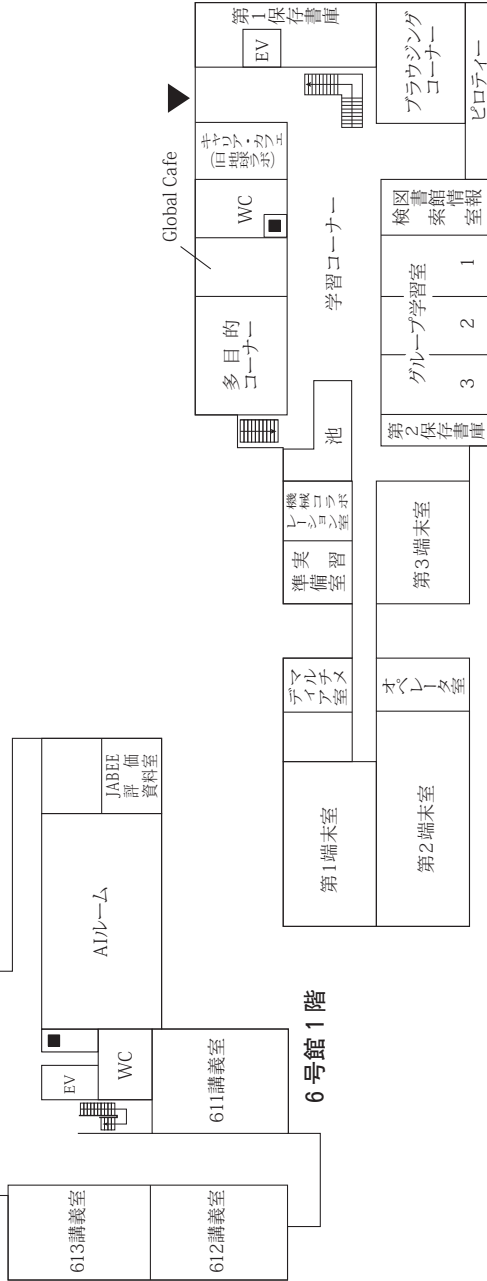
第1体育館

文系資料室1

文系資料室2

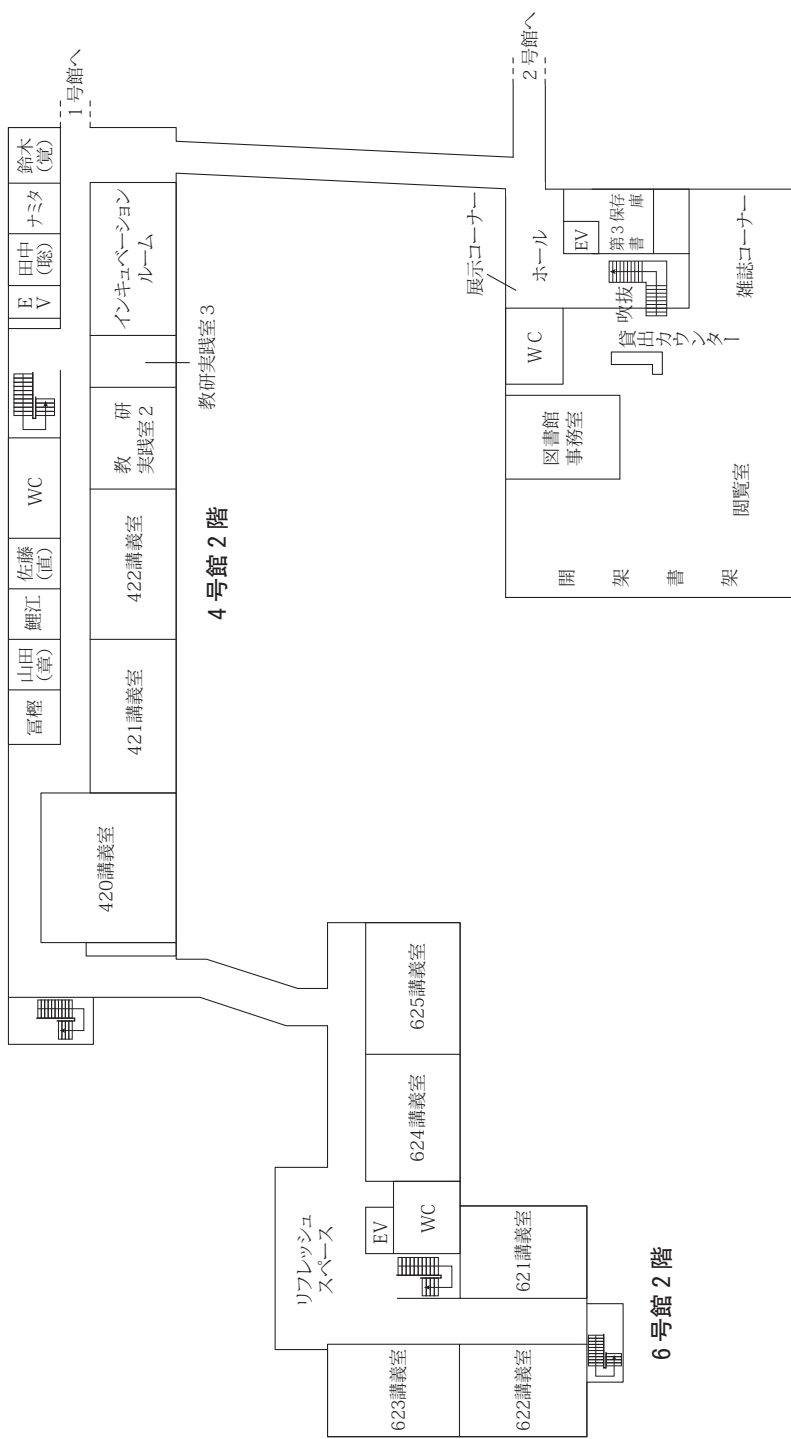


### 4号館1階

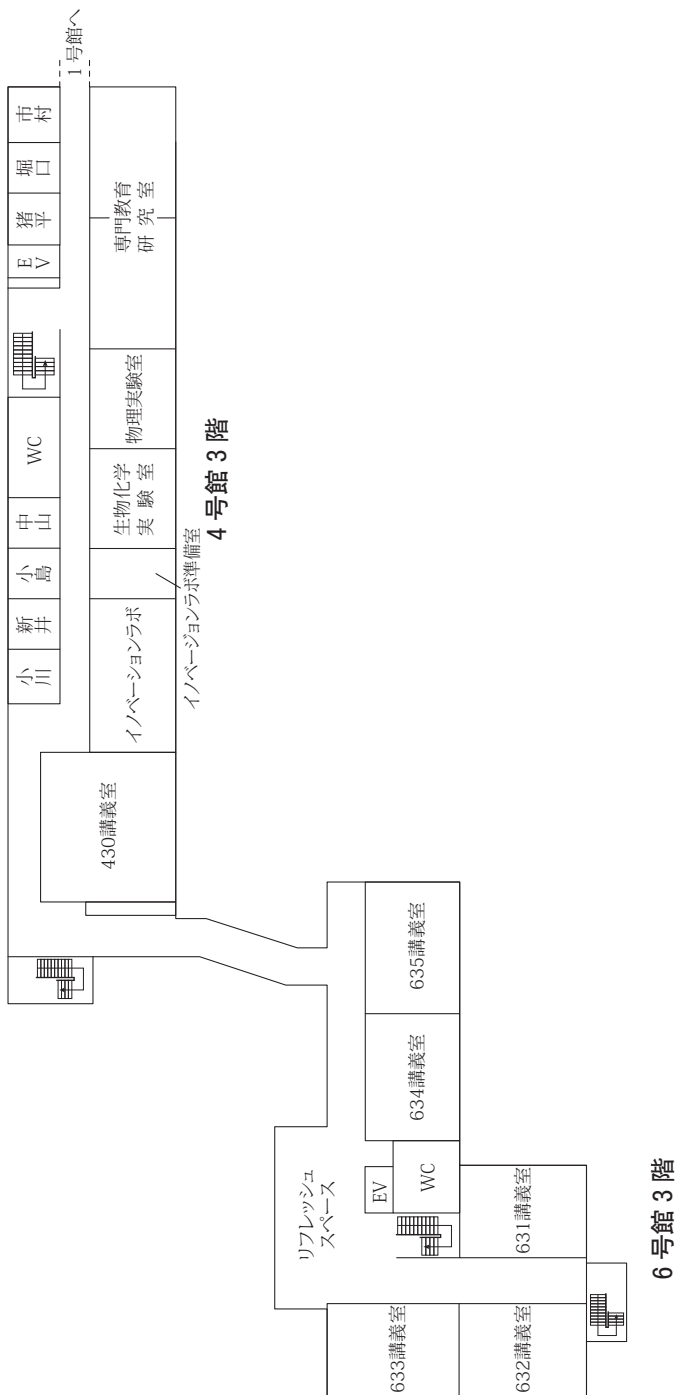


総合情報処理センター1階 図書館中央棟1階 Panasonic EW Library(図書館)1階

■バリアフリートイレ

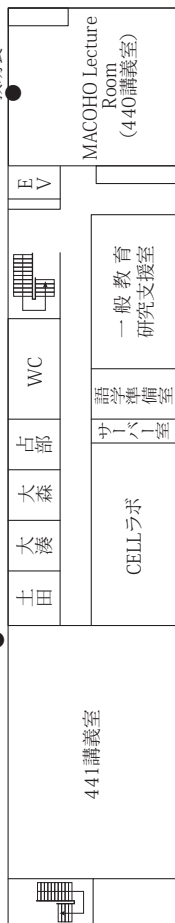


Panasonic EW Library (図書館) 2階

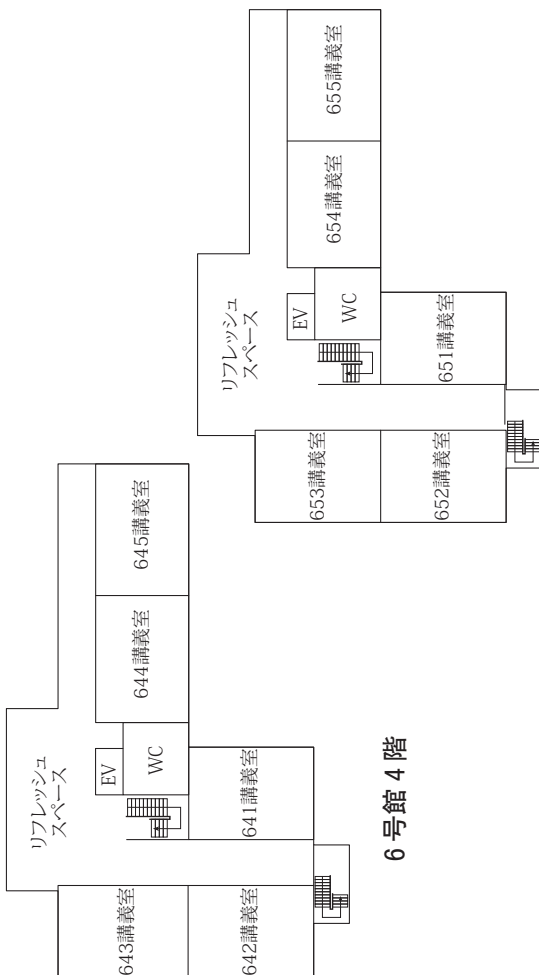


避難器具(オリロー)

救助袋



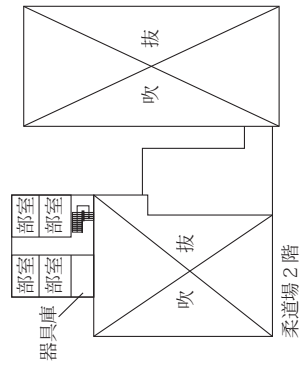
4 号館 4 階



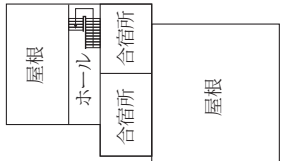
6 号館 4 階

6 号館 5 階

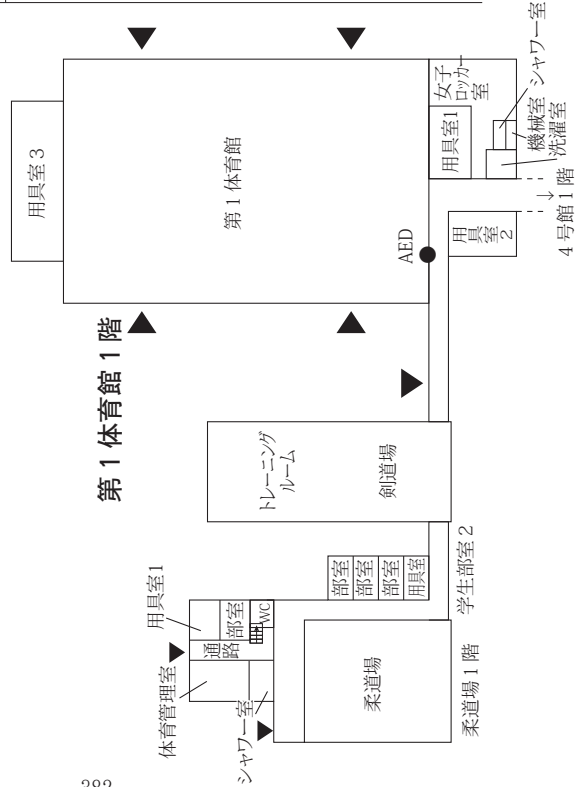
柔道場・部室・剣道場



柔道場2階



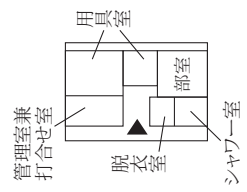
柔道場3階



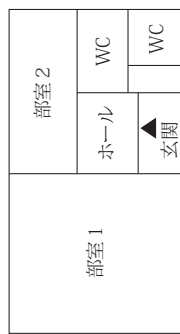
第1体育館1階



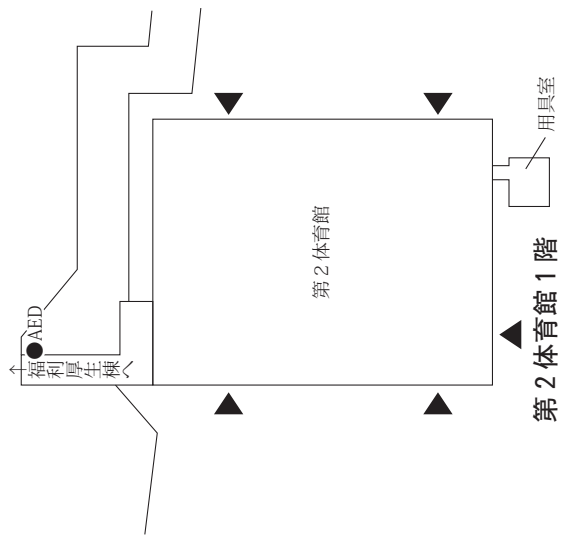
プール付属室



グラウンド管理室

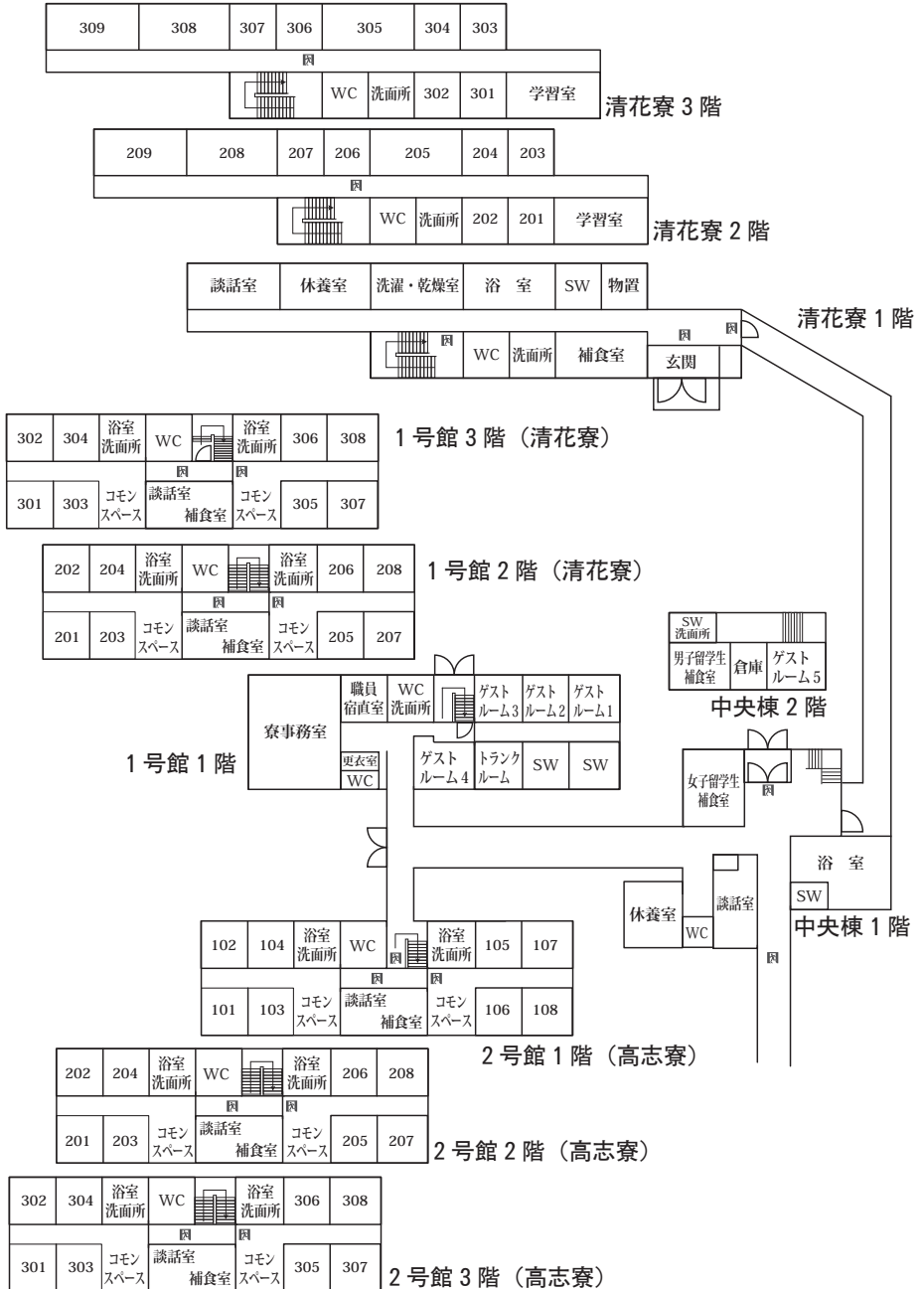


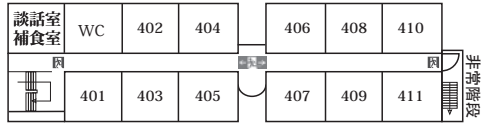
学生部室3



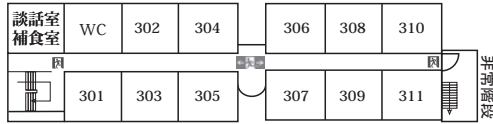
第2体育館1階

# 学生寮

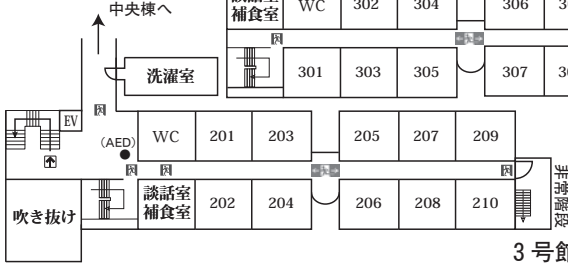




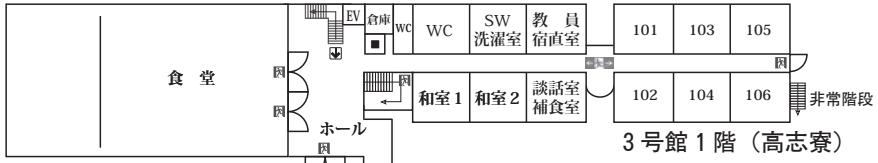
3号館 4階 (高志寮)



3号館 3階 (高志寮)



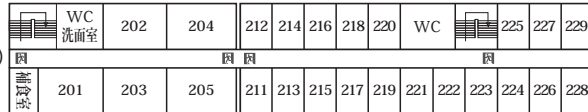
3号館 2階 (高志寮)



3号館 1階 (高志寮)



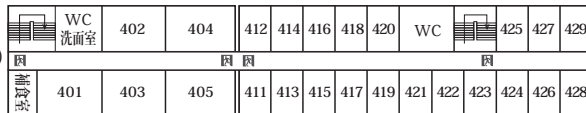
4号館 2階 (高志寮)



4号館 3階 (高志寮)



4号館 4階 (高志寮)



4号館 5階 (高志寮)



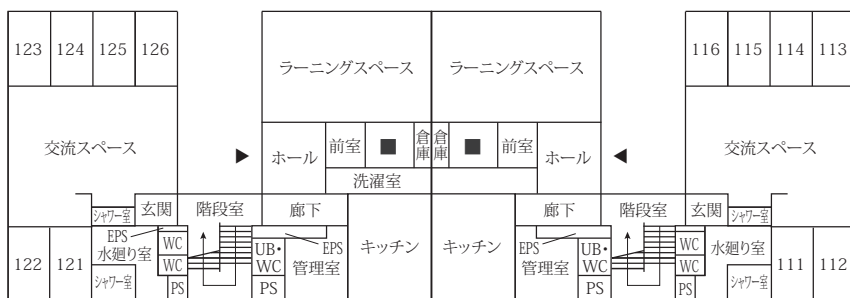
■バリアフリートイレ



悠和寮 3階



悠和寮 2階



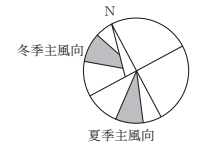
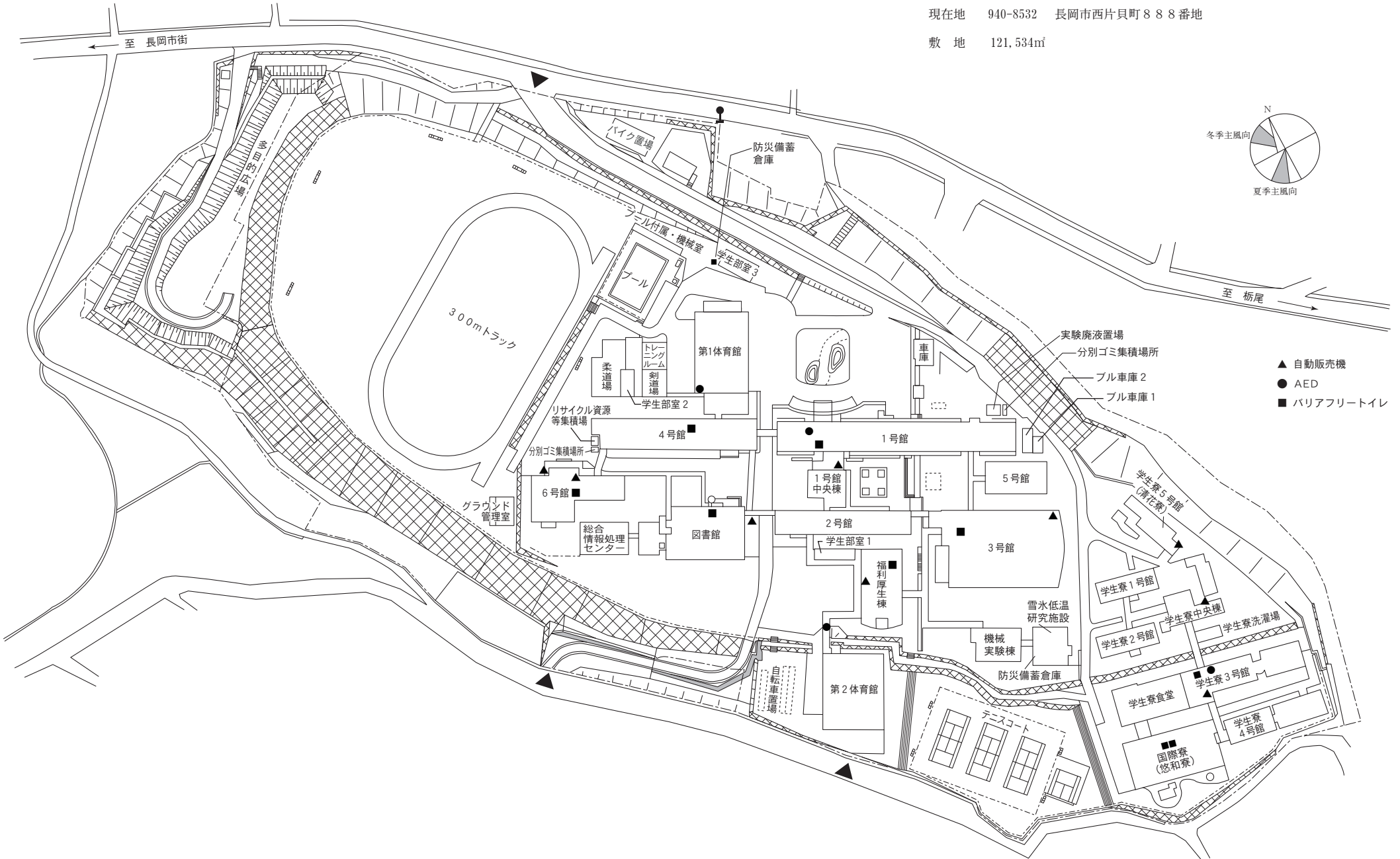
悠和寮 1階

■バリアフリートイレ

# 長岡工業高等専門学校配置図

現在地 940-8532 長岡市西片貝町888番地

敷地 121,534㎡



- ▲ 自動販売機
- AED
- バリアフリートイレ

表紙のロゴマークは長岡工業高等専門学校<sup>1</sup>のロゴマーク制定当時の英語表記であるNagaoka National College of Technologyの頭文字NNCTをデザイン化したものです。「T」の文字の形は矢印の形をモチーフにし、未来に向かう学校と学生たちをあらわしています。また、文字を前後に配置することで躍動感を表し、カラー印刷での文字の色（スカーレットとネイビー）は情熱と冷静さを表しています。

ロゴマークは、「創立50周年記念事業」の一環として募集しました。256点の中からロゴマーク選考委員会による厳正な審査の結果、本校機械工学科 卒業生 吉田智広さんの作品に決定しました。

裏のカットは本校の校章です。

本校の校章は、前身の国立長岡工業短期大学の学章の図案を受け継いでいます。（現在の意匠化された「高専」の部分は「工大」の文字でした。）長岡工業短期大学の学章が決定されたのは、昭和36年10月4日のことで、作者は短大・電気工学科一回生の寺島正輝氏です。図案は、当時設置されていた3学科を象徴的に表現したものです。外側の歯車が機械工学科を、電動機のボール（極）が電気工学科を、原子構造を意味する点のある線輪が工業化学科をあらわしています。

## 長岡工業高等専門学校 学生便覧 令和8年度 (2026年度)

〒940-8532

新潟県長岡市西片貝町888番地

電話 0258(32)6435(代表)

FAX 0258(34)9700

<https://www.nagaoka-ct.ac.jp/>



リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。